

【表紙】

【提出書類】 有価証券届出書

【提出先】 関東財務局長

【提出日】 2026年4月24日

【発行者名】 UBSマネジメント(ケイマン)リミテッド
(UBS Management (Cayman) Limited)

【代表者の役職氏名】 取締役 ブライアン・バークホルダー
(Director, Brian Burkholder)

【本店の所在の場所】 ケイマン諸島、KY1 - 1104、グランド・ケイマン、ジョージ・
タウン、ウグランド・ハウス、私書箱 309
(P.O. Box 309, Ugland House, George Town, Grand Cayman, KY1-
1104, Cayman Islands)

【代理人の氏名又は名称】 弁護士 大西 信治

【代理人の住所又は所在地】 東京都千代田区丸の内二丁目6番1号
丸の内パークビルディング
森・濱田松本法律事務所外国法共同事業

【事務連絡者氏名】 弁護士 大西 信治
同 坂東 慶一
同 小俣 雄基

【連絡場所】 東京都千代田区丸の内二丁目6番1号
丸の内パークビルディング
森・濱田松本法律事務所外国法共同事業

【電話番号】 03(6212)8316

【届出の対象とした募集(売
出)外国投資信託受益証券に
係るファンドの名称】 UBSユニバーサル・トラスト(ケイマン) -
ブラックロック・プライベート・インベストメント・アイキャピタ
ル・オフショア・アクセス・ファンド
(UBS Universal Trust (Cayman) - BlackRock Private
Investments iCapital Offshore Access Fund)

【届出の対象とした募集(売
出)外国投資信託受益証券の
金額】 () 当初申込期間
100億米ドル(約1兆5,581億円)を上限とします。
() 継続申込期間
100億米ドル(約1兆5,581億円)を上限とします。
(注)米ドルの円貨換算は、2026年2月27日現在の株式会社三菱UFJ銀行の対顧客電信
売買相場の仲値(1米ドル=155.81円)によります。

【縦覧に供する場所】 該当事項はありません。

第一部【証券情報】

(1)【ファンドの名称】

UBSユニバーサル・トラスト(ケイマン) - ブラックロック・プライベート・インベストメント・アイキャピタル・オフショア・アクセス・ファンド

(UBS Universal Trust (Cayman) - BlackRock Private Investments iCapital Offshore Access Fund)

(注1) ブラックロック・プライベート・インベストメント・アイキャピタル・オフショア・アクセス・ファンド(以下「ファンド」といいます。)は、UBSユニバーサル・トラスト(ケイマン)(以下「トラスト」といいます。)のシリーズ・トラストです。

(注2) 日本において、ファンドの名称について「UBSユニバーサル・トラスト(ケイマン)」を省略することがあります。また、ファンドは「UBSユニバーサル・トラスト(ケイマン) - ブラックロック・プライベート・エクイティ・ファンド」または「ブラックロック・プライベート・エクイティ・ファンド」と称することがあります。

(2)【外国投資信託受益証券の形態等】

ファンドの受益証券(以下「受益証券」といいます。)は記名式無額面で、本書の日付現在、クラスA(米ドル建て)受益証券(以下「クラスA(米ドル建て)受益証券」といいます。)の1種類があります。

UBSマネジメント(ケイマン)リミテッド(以下「管理会社」といいます。)の依頼により、信用格付業者から提供されもしくは閲覧に供された信用格付け、または信用格付業者から提供されもしくは閲覧に供される予定の信用格付けはありません。

受益証券は追加型です。

(3)【発行(売出)価額の総額】

() 当初申込期間

100億米ドル(約1兆5,581億円)を上限とします。

() 継続申込期間

100億米ドル(約1兆5,581億円)を上限とします。

(注1) 米ドルの円貨換算は、2026年2月27日現在の株式会社三菱UFJ銀行の対顧客電信売買相場の仲値(1米ドル=155.81円)によります。

(注2) ファンドは、ケイマン諸島の法律に基づいて設立されていますが、受益証券は米ドル建てのため、以下の金額表示は別段の記載がない限り米ドル貨をもって行います。なお、当該表示通貨を「基準通貨」といいます。

(注3) 本書の中で金額および比率を表示する場合、四捨五入しています。したがって、合計の数字が一致しない場合があります。また、円貨への換算は、本書の中でそれに対応する数字につき所定の換算率で単純計算のうえ、必要な場合四捨五入してあります。したがって、本書中の同一情報につき異なった円貨表示がなされている場合もあります。

(4)【発行(売出)価格】

() 当初申込期間

受益証券1口当たり100.00米ドル(約15,581円)(以下「当初発行価格」といいます。)

() 継続申込期間

受益証券1口当たりの発行価格は、購入の申込みを受け付けた月の評価日の受益証券1口当たり純資産価格(以下「基準価額」といいます。)です。発行価格に関する照会先は、後記「(8) 申込取扱場所」に同じです。

(注1) 「評価日」とは、2026年7月31日以降の毎月の最終暦日および/またはファンドについて管理会社が随時決定するその他の日をいいます。

(注2) 「ファンド営業日」とは、ニューヨーク、シンガポールおよび東京の証券取引所の営業日であり、かつ、ダブリンおよびロンドンにおいて商業銀行が営業を行う各日(土曜日および日曜日を除きます。)ならびに/またはファンドについて管理会社が随時決定するその他の日をいいます。

(5)【申込手数料】

申込手数料が受益証券の購入金額に加算されます。申込手数料は申込金額の3.30%(税込)を上限とします。申込手数料の詳細については、販売会社にご照会ください。

(注1)上記申込手数料に関わる「税」とは、消費税および地方消費税を示します。

(注2)管理会社と日本における販売会社が随時合意することによりこれと異なる取り決めを行うことができます。

(注3)手数料率は、消費税率に応じて変更となることがあります。

(6)【申込単位】

() 当初申込期間

500口以上1口単位

() 継続申込期間

500口以上1口単位

(注) または、管理会社はその単独の裁量により決定するその他の金額または口数とします。

(7)【申込期間】

() 当初申込期間

2026年5月11日(月曜日)から2026年6月9日(火曜日)まで

(注) 当初申込期間最終日の日本における販売会社または販売取扱会社の申込締切時間(日本時間午後3時)までの申込受付分(日本における販売会社または販売取扱会社所定の事務手続きが完了したものを)を当初申込期間中の申込みとして取り扱いません。

() 継続申込期間

2026年6月10日(水曜日)から2027年10月29日(金曜日)まで

(注1) 日本における販売会社の裁量で、購入の取扱いを一時的に停止する場合があります。

(注2) 継続申込期間は、その期間の終了前に有価証券届出書を提出することにより更新されます。

(注3) 毎月1日(国内営業日ではない場合は翌国内営業日)から月内最終ファンド営業日の午後3時までの申込み受付分(販売会社または販売取扱会社所定の事務手続きが完了したものが、その月の評価日の基準価額での購入となります。

ただし、2026年6月10日から2026年6月30日までの申込み受付分は、2026年7月の評価日の基準価額での購入となります。

(注4) 購入は月1回となります。

(8)【申込取扱場所】

ファンドの申込取扱場所については、投資運用会社にご照会ください。投資運用会社の連絡先については、下記のとおりです。

SBI岡三アセットマネジメント株式会社

〒104-0031 東京都中央区京橋二丁目2番1号 京橋エドグラン21階

電話番号：03-3516-1300

(9)【払込期日】

() 当初申込期間

投資者は、2026年6月9日(火曜日)までに、日本における販売会社または販売取扱会社に対して、申込金額および申込手数料を支払うものとします。

(ii) 継続申込期間

投資者は、国内購入約定日から起算して4国内営業日目までに、日本における販売会社または販売取扱会社に対して、申込金額および申込手数料を支払うものとします。なお、日本における販売会社または販売取扱会社の定めるところにより、上記の払込日以前に申込金額および申込手数料の支払いを投資者に依頼する場合があります。

申込金額の合計は、日本における販売会社によって、お申込みを受け付けた月の評価日に関連する取引日に係る申込計算日から5ファンド営業日(以下「支払日」といいます。)以内に、管理事務代行会社(以下に定義されます。)のファンド口座に送金されます。

- (注1) 「国内購入約定日」とは、購入の注文の成立を日本における販売会社または販売取扱会社が確認した日(通常、購入価額が公表される日)をいいます。購入価額は、原則としてお申込みを受け付けた月の評価日の中間ファンド基準価額確認日の3ファンド営業日後の翌国内営業日に公表されます。
- (注2) 「国内営業日」とは、東京の商業銀行が営業を行う日(土曜日および日曜日を除きます。)および/またはファンドについて管理会社が随時決定するその他の日をいいます。
- (注3) 「取引日」とは、2026年7月31日以降の毎月の最終暦日および/またはファンドについて管理会社が随時決定するその他の日をいいます。
- (注4) 「申込計算日」とは、当該申込日に適用される評価日の中間ファンド基準価額確認日の3ファンド営業日後の日および/または管理会社がその単独の裁量により決定するその他の日をいいます。
- (注5) 「中間ファンド基準価額確認日」とは、管理事務代行会社が該当する評価日における中間ファンドの受益証券1口当たり純資産価格を取得する日をいい、通常、当該評価日からニューヨークにおける証券取引所の開場日35日経過後、3ファンド営業日頃をいいます。

(10) 【払込取扱場所】

ファンドの払込取扱場所については、上記「(8) 申込取扱場所」に記載の連絡先にご照会ください。

(11) 【振替機関に関する事項】

該当事項はありません。

(12) 【その他】

(イ) 申込証拠金はありません。

(ロ) 引受等の概要

日本における販売会社は、管理会社との間の受益証券販売・買戻契約書に基づき、日本における販売会社として、日本における受益証券の募集を行います。

日本における販売会社は、直接または他の販売取扱会社を通じて間接的に受けた受益証券の販売・買戻請求の管理会社への取次ぎを行います。

管理会社は、UBS証券株式会社(以下「代行協会員」といいます。)をファンドに関して代行協会員に指定しています。

(注) 「代行協会員」とは、外国投資信託の受益証券の発行者と契約を締結し、基準価額の公表を行い、またファンドに関する目論見書、運用報告書その他の書類を受益証券を販売する日本の金融商品取引業者または登録金融機関に配布する等の業務を行う日本証券業協会(以下「JSDA」といいます。)の協会員をいいます。

(八) 申込みの方法

受益証券の申込みを行う投資者は、日本における販売会社と外国証券の取引に関する契約を締結します。このため、日本における販売会社は、「外国証券取引口座約款」その他所定の約款(以下「口座約款」といいます。)を投資者に交付し、投資者は、当該口座約款に基づく取引口座の設定を申し込む旨を記載した申込書を提出します。申込金額および申込手数料は、円貨または米ドル貨により支払うものとします。円貨で支払う場合における円貨と外貨の換算は、日本における販売会社または販売取扱会社が決定する為替レートによります。換金(買戻し)代金についても同様です。

日本における販売会社は、当初申込期間における申込みに関しては設定日(2026年6月10日)までに、また、継続申込期間における申込みに関しては支払日までに、管理事務代行会社のファンド口座に対して申込金額を送金します。支払いは、米ドル貨で行わなければなりません。

また、管理会社は米国の市民もしくは居住者または法人等、ケイマン諸島の居住者等ならびに欧州経済域(European Economic Area, EEA)の加盟国に居住し、もしくは登記上の事務所を有する者等による受益証券の取得を制限することができます。購入制限の対象に該当する投資者がファンドの保有者となっている場合、当該投資者に対して将来的に強制買戻しが行われる可能性があります。

(二) 日本以外の地域における発行

日本以外の地域における販売は行われません。

第二部【ファンド情報】

第1【ファンドの状況】

1【ファンドの性格】

(1)【ファンドの目的及び基本的性格】

a. ファンドの目的、純資産総額の上限および基本的性格

ファンドは、主として、アイキャピタル・ストラテジーズ・ケイマン・エスピーシー(iCapital Strategies Cayman SPC)の分離ポートフォリオであるブラックロック・プライベート・インベストメント・エスピー1(BlackRock Private Investment SP1)の投資証券への投資を通じて、ブラックロック・プライベート・インベストメント・ファンド・アイキャピタル・オフショア・アクセス・ファンド・エルピー(BlackRock Private Investments Fund iCapital Offshore Access Fund, L.P.)に投資し、実質的にブラックロックのプライベート・エクイティ戦略に幅広く投資を行うことで、長期的なキャピタル・ゲインの実現をめざして運用を行います。

ファンドにおける純資産総額の上限の定めはありません。ただし、今後管理会社の判断において、将来的に上限が設定される可能性があります。

b. ファンドの特色

ファンドは、受託会社および管理会社の間で締結された2013年12月2日付の基本信託証書(その後の改正を含みます。)(以下「基本信託証書」といいます。)および2026年4月17日付の補遺信託証書(以下「補遺信託証書」といい、基本信託証書とあわせて「信託証書」といいます。)に従い組成されたユニット・トラストです。ファンドは、ケイマン法に基づき組成されたオープン・エンド型のユニット・トラストです。

信託証書に基づき、UBSマネジメント(ケイマン)リミテッドがファンドの管理会社に任命されています。管理会社は、当該信託証書の条件に従って、ファンドの為に受益証券の発行および買戻しを行う権限を有し、ファンド資産の管理・運用を行う責任を負います。

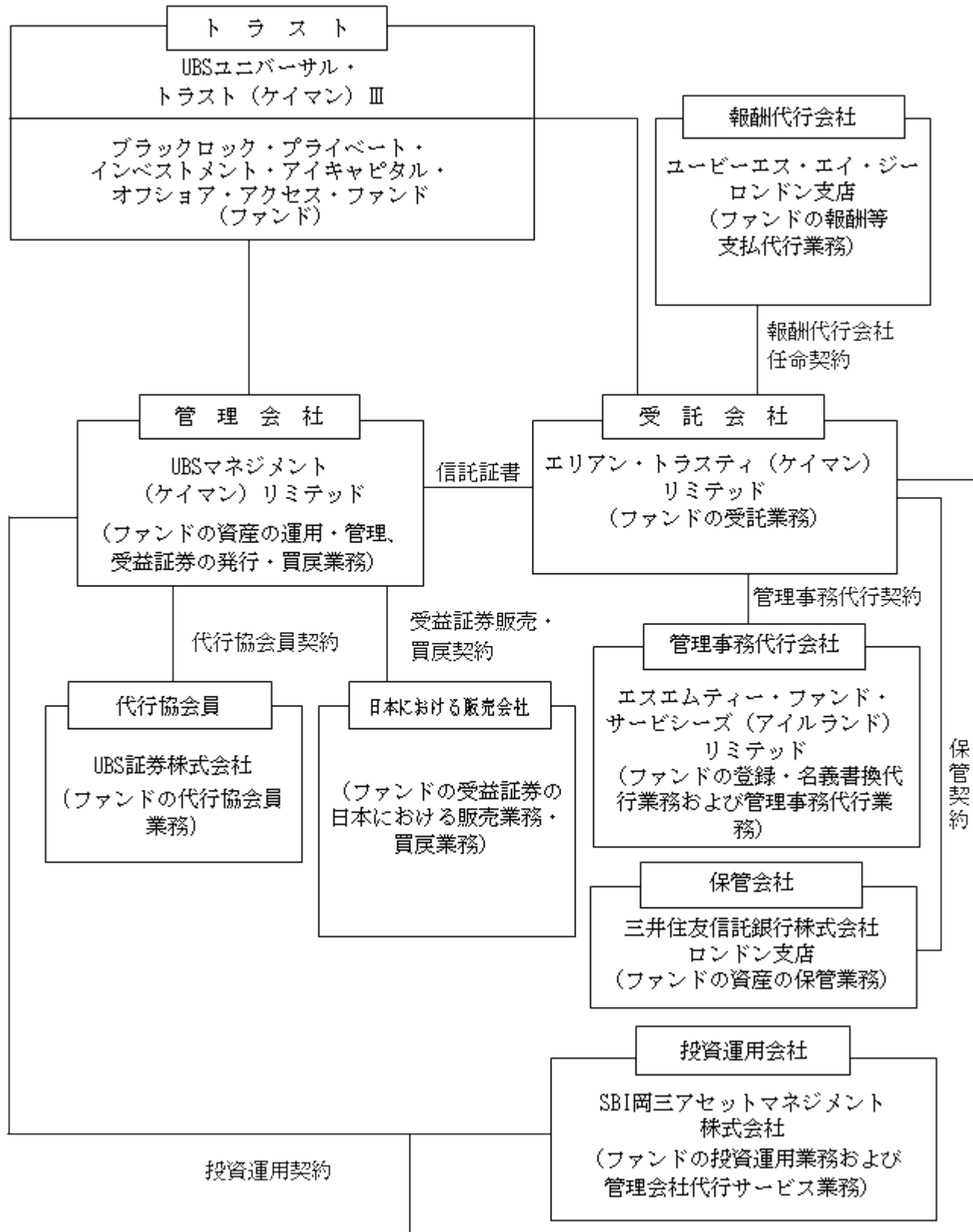
管理会社はケイマン諸島の会社法(以下に定義されます。)に基づいて、2000年1月4日に登記および設立されました(登記番号95497)。管理会社は無期限に設立されています。

(2)【ファンドの沿革】

2000年1月4日	管理会社の設立
2013年12月2日	基本信託証書締結
2014年7月1日	修正信託証書締結
2014年11月24日	修正信託証書締結
2014年12月29日	修正信託証書締結
2024年3月1日	修正信託証書締結
2026年4月17日	補遺信託証書締結
2026年6月10日	ファンドの運用開始(以下「設定日」といいます。)

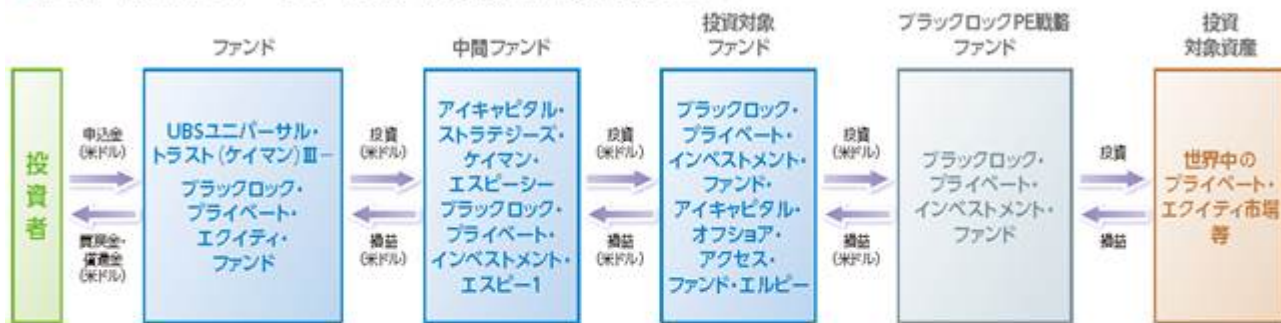
(3) 【ファンドの仕組み】

ファンドの仕組み



■ ファンドの仕組み

- ファンドはファンド・オブ・ファンズ方式で運用を行います。



※ファンドは、中間ファンドを通じて、主として投資対象ファンドの組入比率を原則として高位に保ちます。投資対象ファンドは、その資産の実質的にすべてをブラックロックPE戦略ファンドのインスティテューショナル投資証券に投資し、ブラックロックPE戦略ファンドを通じて投資プログラムを実施しますので、ファンドの実質的な主要投資対象は、世界中のプライベート・エクイティ(非上場株式)等となります。主要投資対象以外に、現金、短期金融商品、債券、上場株式、上場投資信託などに投資します。

※ファンドは、特化型運用ファンドです。特化型運用ファンドとは、投資対象に日本証券業協会が定める比率(純資産総額の10%)を超える支配的な銘柄が存在し、または存在することとなる可能性が高いファンドをいいます。
 ※ファンドは、中間ファンドを通じて投資対象ファンドの持分に集中的に投資することを目的としますので、ファンドには支配的な銘柄が存在し、または存在することとなる可能性が高くなります。結果として、投資対象ファンドまたはその関係法人の債務不履行、倒産、経営や財務状況の悪化が生じた場合には、大きな損失が発生する可能性があります。

管理会社とファンドの関係法人の名称、ファンドの運営上の役割および契約等の概要

名称	ファンド運営上の役割	契約等の概要
UBSマネジメント(ケイマン)リミテッド (UBS Management (Cayman) Limited)	管理会社	受託会社との間で締結された信託証書に、ファンド資産の管理および投資業務、受益証券の発行ならびにファンドの終了について規定しています。
エリアン・トラスティ(ケイマン)リミテッド (Elian Trustee (Cayman) Limited)	受託会社	管理会社との間で締結された信託証書に、上記に加え、ファンドの資産の保管およびファンドの資産の運用について規定しています。
エスエムティー・ファンド・サービシーズ(アイルランド)リミテッド (SMT Fund Services (Ireland) Limited)	管理事務代行会社	2026年6月10日までの日付で受託会社との間で締結の管理事務代行契約(注1)において、ファンドの管理事務代行業務について規定しています。
三井住友信託銀行株式会社ロンドン支店 (Sumitomo Mitsui Trust Bank, Limited (London Branch))	保管会社	2026年6月10日までの日付で受託会社との間で締結の保管契約(注2)において、保管会社が提供する業務について規定しています。
UBS証券株式会社	代行協会員	2026年4月22日付で管理会社との間で締結の代行協会員契約(注3)において、代行協会員として提供する業務について規定しています。
販売会社 前記「第一部 証券情報、(8) 申込取扱場所」参照	販売会社	管理会社との間で締結の受益証券販売・買戻契約(注4)において、日本における販売会社として提供する業務について規定しています。
ユービーエス・エイ・ジー ロンドン支店 (UBS AG, London Branch)	報酬代行会社	2026年6月10日までの日付で受託会社との間で締結の報酬代行会社任命契約(注5)において、ファンドに代わって行う運営経費の支払いについて規定しています。
SBI岡三アセットマネジメント株式会社	投資運用会社	2026年6月10日までの日付で管理会社および受託会社との間で締結の投資運用契約(注6)において、投資運用業務および管理会社代行サービス業務について規定しています。

(注1) 管理事務代行契約とは、受託会社によって任命された管理事務代行会社が、ファンドに関して必要な管理事務業務を提供することを約する契約です。

(注2) 保管契約とは、受託会社によって任命された保管会社が、ファンドに対し、保管業務を提供することを約する契約です。

(注3) 代行協会員契約とは、管理会社によって任命された代行協会員が、ファンドに対し、受益証券に関する日本語の目論見書の日本における協会員である販売会社への送付、基準価額の公表ならびに日本法および/またはJSDAにより要請されるファンドの目論見書、運用報告書等の配布等の業務を提供することを約する契約です。

(注4) 受益証券販売・買戻契約とは、管理会社によって任命された日本における販売会社が、日本における受益証券の販売および買戻しの業務を提供することを約する契約です。

(注5) 報酬代行会社任命契約とは、受託会社と報酬代行会社との間で、ファンドの運営経費の支払代行業務について規定した契約です。

(注6) 投資運用契約とは、管理会社、受託会社および投資運用会社との間で、投資運用業務および管理会社代行サービス業務を提供することを約する契約です。

管理会社の概況

管理会社：	UBSマネジメント(ケイマン)リミテッド (UBS Management (Cayman) Limited)	
1. 設立準拠法	管理会社は、ケイマン諸島会社法(その後の改正を含みます。)(以下「会社法」といいます。)に準拠します。	
2. 事業の目的	管理会社の事業の目的には、定款に規定される以外の制限はなく、投資信託の管理会社として行為することに何ら制限はありません。管理会社の主たる目的は、投資信託等の管理業務を行うことです。	
3. 資本金の額	管理会社の2026年2月末日現在の資本金の額は、額面1米ドルの株式735,000株に分割される735,000米ドル(約1億1,452万円)です。	
4. 沿革	2000年1月4日設立 2024年3月1日名称変更	
5. 大株主の状況	ユービーエス・エイ・ジー (スイス国 チューリッヒ市 CH-8001 バーンホフストラッセ 45)	735,000株 (100%)

(注) 管理会社の大株主は、2025年7月14日付でクレディ・スイス(香港)リミテッドから、ユービーエス・エイ・ジーに変更されました。

(4) 【ファンドに係る法制度の概要】

() 準拠法の名称

ファンドは、ケイマン諸島の信託法(その後の改正を含みます。)(以下「信託法」といいます。)に基づき設立されています。ファンドは、また、ケイマン諸島のミューチュアル・ファンド法(その後の改正を含みます。)(以下「ミューチュアル・ファンド法」といいます。)により規制されています。

() 準拠法の内容

信託法

ケイマン諸島の信託の法律は、基本的には英国の信託法に従っており、英国の信託法のほとんどの部分を採用しており、この問題に関する英国判例法のほとんどを採用しています。さらに、信託法は、英国の1925年受託者法を実質的に基礎としています。受益者(投資者)は、受託会社に対して資金を払い込み、受益者の利益のために投資運用会社はこれを運用します。各受益者は、信託資産持分比率に応じて権利を有します。

受託会社は、通常の忠実義務に服し、かつ受益者に対して説明の義務があります。その機能、義務および責任の詳細は、ユニット・トラストの信託証書に記載されます。

大部分のケイマン諸島籍のユニット・トラストは、免税信託として登録申請されます。その場合、信託証書、ケイマン諸島の居住者またはケイマン諸島を本拠地とする者を(限られた一定の場合を除き)受益者とし、旨宣言した受託会社の法定の宣誓書が登録料と共に信託登記官に届出されます。

免税信託の受託会社は、受託会社、受益者、および信託財産が50年間課税に服さないとの約定を取得することができます。

信託は、150年まで存続することができ、一定の場合は無期限に存続できます。

免税信託は、信託登記官に対して、当初手数料および年次手数料を支払わなければなりません。

ミューチュアル・ファンド法

下記「(6) 監督官庁の概要」の記載をご参照ください。

(5) 【開示制度の概要】

A. ケイマン諸島における開示

ケイマン諸島金融庁(以下「CIMA」といいます。)への開示

ファンドは、英文目論見書を発行しなければなりません。英文目論見書は、受益証券についてすべての重要な内容を記載し、投資者となろうとする者がファンドに投資するか否かについて十分な情報に基づく決定をなすうるために必要なその他の情報を記載しなければなりません。英文目論見書は、ファンドについての詳細を記載した申請書とともにCIMAに提出しなければなりません。

ファンドは、CIMAが承認した監査人を選任し、会計年度終了後6か月以内に監査済会計書類を提出しなければなりません。監査人は、監査の過程において、ファンドに以下の事由があると信ずべき理由があることを知ったときはCIMAに報告する法的義務を負っています。

- () 弁済期に債務を履行できないであろうこと。
- () 投資者または債権者に有害な方法で自発的にその事業を遂行しもしくは事業を解散し、またはその旨意図していること。
- () 会計を適切に監査しうる程度に十分な会計記録を備置せずに事業を遂行し、または遂行しようとして意図していること。
- () 欺罔的または犯罪的な方法で事業を遂行し、または遂行しようとして意図していること。
- () 次項を遵守せずに事業を遂行し、または遂行しようとして意図していること。
 - ・ ミューチュアル・ファンド法またはこれに基づく規則
 - ・ ケイマン諸島金融庁法(その後の改正を含みます。)
 - ・ マネー・ロンダリング防止規則(その後の改正を含みます。)
 - ・ 免許の条件

ファンドの監査人は、ケイマン諸島、KY 1 - 1106、グランド・ケイマン、シックス・クリケット・スクエア、私書箱 493GTに所在するケーピーエムジーエルエルピー(KPMG LLP)です。

ファンドは毎年4月30日に終了する会計年度の監査済会計書類を10月31日までにCIMAに提出します。

受益者に対する開示

ファンドの会計年度は、毎年4月30日に終了します。ファンドの最初の会計年度は、2027年4月30日に終了する期間です。監査済財務書類は、米国会計基準に従い作成され、通常、各会計年度末後に可能な限り速やかに受益者に送付されます。また、ファンドの未監査の財務書類は、会計年度の半期末後に可能な限り速やかに受益者に交付されます。

B. 日本における開示

監督官庁に対する開示

- () 金融商品取引法上の開示

管理会社は、日本における1億円以上の受益証券の募集をする場合、有価証券届出書を関東財務局長に提出しなければなりません。投資者およびその他希望する者は、金融商品取引法に基づく有価証券報告書等の開示書類に関する電子開示システム(EDINET)等において、これを閲覧することができます。

受益証券の日本における販売会社または販売取扱会社は、交付目論見書(金融商品取引法の規定により、あらかじめまたは同時に交付しなければならない目論見書をいいます。)を投資者に交付します。また、投資者から請求があった場合は、請求目論見書(金融商品取引法の規定により、投資者から請求された場合に交付しなければならない目論見書をいいます。)を交付します。管理会社は、その財務状況等を開示するために、各事業年度終了後6か月以内に有価証券報告書を、また、各半期末終了後3か月以内に半期報告書を、さらに、ファンドに関する重要な事項について変更があった場合にはそのつど臨時報告書を、それぞれ関東財務局長に提出します。投資者およびその他希望する者は、これらの書類をEDINET等において閲覧することができます。

- () 投資信託及び投資法人に関する法律上の届出等

管理会社は、ファンドの受益証券の募集の取扱い等を行う場合、あらかじめ、投資信託及び投資法人に関する法律(昭和26年法律第198号)(以下「投信法」といいます。)に従い、ファンドにかかる一

定の事項を金融庁長官に届け出なければなりません。また、管理会社は、ファンドの信託証書を変更しようとするとき等においては、あらかじめ、変更の内容および理由等を金融庁長官に届け出なければなりません。さらに、管理会社は、ファンドの資産について、ファンドの各計算期間終了後遅滞なく、投信法に従って、運用状況の重要な事項を記載した交付運用報告書と、より詳細な事項を記載した運用報告書(全体版)を作成し、金融庁長官に提出しなければなりません。

日本の受益者に対する開示

管理会社は、信託証書を変更しようとする場合であって、その変更の内容が重大である場合等においては、あらかじめ、日本の知れている受益者に対し、変更の内容および理由等を書面をもって通知しなければなりません。

管理会社からの通知等で受益者の地位に重大な影響を及ぼす事実は日本における販売会社または販売取扱会社を通じて日本の受益者に通知されます。

上記のファンドの交付運用報告書は、日本の知れている受益者に書面または日本における販売会社が別途告知する電磁的方法により提供され、運用報告書(全体版)は電磁的方法によりファンドの代行協会のホームページにおいて提供されます。

(6) 【監督官庁の概要】

ファンドは、ミューチュアル・ファンド法に基づき規制されます。受託会社は、信託会社および投資信託管理会社としてCIMAに認可され、ケイマン諸島内にファンドの主たる事務所を提供することに同意しているインタートラスト・コーポレート・サービシーズ(ケイマン)リミテッドの被支配子会社であり、このため、ファンドはミューチュアル・ファンド法の第4(1)(b)条に基づき規制されます。CIMAは、ミューチュアル・ファンド法を遵守させる監督権限および強制力を有しています。ミューチュアル・ファンド法に基づく規制は、所定の事項および監査済財務書類をCIMAに毎年提出することを求めています。規制された投資信託として、CIMAは、いつでも受託会社に、ファンドの財務書類の監査を行い、同書類をCIMAが特定する一定の期日までにCIMAに提出するよう指示することができます。CIMAの要求に応じない場合、受託会社は高額の罰金に服し、CIMAは裁判所にトラストの解散を請求することができます。

規制されたミューチュアル・ファンドが、その義務を履行できなくなる可能性がある場合、投資者や債権者の利益を害する方法で業務を遂行もしくは遂行を企画し、もしくは任意解散を行おうとしている場合、規制されたミューチュアル・ファンドの管理と運営が適正に行われていない場合、または規制されたミューチュアル・ファンドの運営者の地位にある者が、この地位を保有するのに適当な人物でないことを確認した場合、CIMAは、一定の措置を取ることができます。CIMAの権限には、受託会社の交替を要求すること、ファンドの適切な業務遂行について受託会社に助言を与える者を任命すること、またはファンドの業務監督者を任命すること等が含まれます。CIMAは、その他の権限(その他措置の承認を裁判所に申請する権限を含みます。)を行使することができます。

2【投資方針】

(1)【投資方針】

投資目的および投資方針

投資目的

ファンドの投資目的は、主としてプライベート・エクイティ投資への投資機会を提供するアクティブ運用ポートフォリオを通じて、長期的な元本成長を追求し、また、魅力的なリスク調整後リターンを提供することです。ファンドは、ファンドの資産の実質的にすべてを、ブラックロック・プライベート・インベストメント・エスピー1(以下「中間ファンド」といいます。)に関してアイキャピタル・ストラテジーズ・ケイマン・エスピーシー(以下「中間SPC」といいます。)が発行するクラスA投資証券(以下「中間ファンド投資証券」といいます。)として指定された参加投資証券に投資することにより、その投資目的を達成することを目指します。本書における「中間ファンド」への言及は、文脈上必要とされる場合、中間ファンドのために、かつ中間ファンドの勘定で行為する中間SPCを指すものとし、反対に「中間SPC」への言及は、文脈上必要とされる場合、中間ファンドのために、かつ中間ファンドの勘定で行為する中間SPCを指すものとし、かつ中間ファンドの勘定で行為する中間SPCは、その資産の実質的にすべてを、ケイマン諸島の免除有限責任組合であるブラックロック・プライベート・インベストメント・ファンド・アイキャピタル・オフショア・アクセス・ファンド・エルピー(BlackRock Private Investments Fund iCapital Offshore Access Fund, L.P.)(以下「投資対象ファンド」といいます。)のクラスI分配型持分(以下「投資対象ファンド持分」といいます。)に投資します。

投資対象ファンドは、その資産のすべてまたは実質的にすべてを、米国デラウェア州の法定信託であるブラックロック・プライベート・インベストメント・ファンド(以下「ブラックロックPE戦略ファンド」といいます。)のインスティテューショナル投資証券(以下「ブラックロックPE戦略ファンド投資証券」といいます。)に投資し、それを通じて投資プログラムを実行します。ブラックロックPE戦略ファンドは、米国1940年投資会社法(以下「投資会社法」といいます。)の下で登録された、分散投資を行うクローズド・エンド型の投資会社です。

このため、ファンドは中間ファンドに投資し、中間ファンドは二層目の投資エンティティである投資対象ファンドのリミテッド・パートナーとなり、投資対象ファンドは三層目の投資エンティティであるブラックロックPE戦略ファンドの投資主となります。

ファンドは、現金(米ドル)(以下「流動資産」といいます。)を保有する場合があります。受益者から受領したが投資運用会社によってまだ投資されていない申込金は流動資産として保有されますが、これにより「キャッシュ・ドラッグ」が生じ、ファンドのパフォーマンスに影響を与える可能性があります。

投資運用会社は、中間ファンド投資証券および流動資産により構成されるファンドのポートフォリオ(以下「ポートフォリオ」といいます。)について、日々の投資判断および継続的なモニタリングの責任を負うものとし、

投資運用会社は、中間ファンド投資証券および流動資産により構成されるファンドのポートフォリオ(以下「ポートフォリオ」といいます。)について、日々の投資判断および継続的なモニタリングの責任を負うものとし、

投資ガイドライン

管理会社は、ポートフォリオを運用・監視する投資一任権限を有する投資運用会社として、SBI岡三アセットマネジメント株式会社(以下「投資運用会社」といいます。)を任命します。投資運用会社は、以下に記載する投資方針および投資制限に従って、ポートフォリオの運用を行います。投資運用会社は、ファンドの勘定で、以下に投資を行うことができます。

(a) 中間ファンド投資証券、および

(b) 流動資産

投資運用会社は、ファンドの勘定において、以下の行為を行うことを禁じられます。

1. ショート・ポジションの取得

2. デリバティブを利用して投資判断を実行し、キャッシュフローを管理し、または、ヘッジ目的でデリバティブを利用すること

また、投資運用会社はファンドの勘定で借入れを行うことができますが、借入残高総額は純資産総額の10%を超えないものとします。ただし、ファンドと他のシリーズ・トラスト、投資ファンド、またはその他の種類の集団投資スキームとの合併を含みますが、これらに限定されない特別な状況においては、12か月を超えない期間、この制限を一時的に超過することができます。

投資運用会社は、一般的に以下のガイドラインに従ってポートフォリオの運用を行うものとします。

原則として、投資運用会社は、純資産総額の実質的にすべてを中間ファンドに投資します。

中間ファンド投資証券は米ドル建てで、他の通貨にヘッジされません。投資運用会社は、クラスA(米ドル建て)受益証券について、米ドル建て以外の資産への投資は行いません。

ファンドの資産の実質的すべては中間ファンドが発行する中間ファンド投資証券に投資され、中間ファンドはその資産の実質的すべてを投資対象ファンドに投資し、投資対象ファンドはその資産のすべてまたは実質的すべてをブラックロックPE戦略ファンドに投資するため、ファンドのパフォーマンスは最終的にブラックロックPE戦略ファンドの投資戦略のパフォーマンスに左右されます。その結果、受益者は、ファンドに固有のリスクに加えて、中間ファンド、投資対象ファンドおよびブラックロックPE戦略ファンドへの投資に付随するリスクにも間接的にさらされます。ファンド、中間ファンド、投資対象ファンドおよび/またはブラックロックPE戦略ファンドがその投資目的を達成する、または多額の損失を回避するという保証はできません。

■ ファンドの目的

主として、アイキャピタル・ストラテジーズ・ケイマン・エスピーシーの分離ポートフォリオであるブラックロック・プライベート・インベストメント・エスピー1(以下「中間ファンド」といいます。)の投資証券への投資を通じて、ブラックロック・プライベート・インベストメント・ファンド・アイキャピタル・オフショア・アクセス・ファンド・エルピー(以下「投資対象ファンド」といいます。)に投資し、実質的にブラックロックのプライベート・エクイティ戦略に投資を行うことで、長期的なキャピタル・ゲインの実現をめざして運用を行います。

※投資対象ファンドによるブラックロックのプライベート・エクイティ戦略への投資は、ブラックロック・プライベート・インベストメント・ファンド(以下「ブラックロックPE戦略ファンド」といいます。)への投資を通じて行われます。

■ ファンドの特色

① 主として、中間ファンドを通じて投資する投資対象ファンドを通じて、実質的にブラックロックのプライベート・エクイティ戦略に投資を行い、長期的なキャピタル・ゲインの実現をめざします。

② ファンドの受益証券1口当たり純資産価格(以下「基準価額」といいます。)は、月次の評価日に算出されます。

※原則として各評価日における基準価額は、該当する評価日の中間ファンド基準価額確認日の3ファンド営業日後の翌国内営業日に公表されます。

※「評価日」とは、2026年7月31日以降の毎月の最終暦日および/または管理会社が随時決定するその他の日をいいます。

※「中間ファンド基準価額確認日」とは、管理事務代行会社が該当する評価日における中間ファンドの受益証券1口当たり純資産価格を取得する日をいい、通常、当該評価日からニューヨークにおける証券取引所の開場日35日経過後、3ファンド営業日頃をいいます。

※「ファンド営業日」とは、ニューヨーク、シンガポールおよび東京において証券取引所が営業を行う日であり、かつ、ダブリンおよびロンドンにおいて商業銀行が営業を行う各日(土曜日および日曜日を除きます。)および/または管理会社が随時決定するその他の日をいいます。

※「国内営業日」とは、東京の商業銀行が営業を行う日(土曜日および日曜日を除きます。)、および/またはファンドについて管理会社が随時決定するその他の日をいいます。

③ 毎月の評価日の基準価額に基づき購入を申し込むことができます。また、年4回(3月、6月、9月および12月)の評価日の基準価額に基づき、換金(買戻し)を請求することができます。

※換金(買戻し)には制限があります(後記「換金(買戻し)制限」および「購入・換金(買戻し)申込受付等の停止等」の項をご参照下さい。)。換金(買戻し)のお申込みを受け付けた月の2か月後の月の評価日の基準価額での換金(買戻し)となります。

※1月、4月、7月および10月の1日(国内営業日でない場合は翌国内営業日)から月内最終ファンド営業日までの間、換金(買戻し)のお申込みを請求することができ、第1回目の換金(買戻し)は、2026年7月1日から同月内の最終ファンド営業日までのお申込み受付分について、2026年9月の評価日の基準価額での換金(買戻し)となります。

中間ファンドおよび投資対象ファンドに関する情報

中間ファンドの投資目的、投資方針および関係会社

中間ファンドは、投資対象ファンドに対してのみ投資を行います(ただし、申込金額の一部は、中間ファンドにおける引当金の積立てならびに手数料および費用の支払いに必要な範囲で、現金または現金同等物として保有される場合があります。)。中間SPCは、いかなる為替エクスポージャーもヘッジせず、また、投資対象ファンドの報酬および費用の払戻しの持分相当額を負担することを含みますがこれらに限定されない投資対象ファンドの要項ならびに一定の状況における投資対象ファンドへの補償義務に従うものとします。

中間ファンドは、投資対象ファンドへの投資を円滑に行うことを目的として設立されたものです。よって、中間ファンドの投資は、投資対象ファンドの投資運用会社またはその他のいかなる投資運用者によっても運用されておらず、中間ファンドは、投資申込契約に基づき、ファンドの勘定において、受託会社によって承認された固有の委託内容に従って、投資対象ファンドに投資します。

随時修正および/または改定される、中間SPCの定款(以下「中間SPC定款」といいます。)に基づき、中間SPCの取締役会(以下「中間SPC取締役会」といいます。)が中間SPCの業務を管理します。中間SPC取締役会は投資対象ファンドの業務を管理することはなく、中間SPC取締役会の行為は投資対象ファンドに影響を及ぼすことも、投資対象ファンドに対する権限を持つこともありません。中間SPC取締役会は、中間ファンドの管理および運営に関する全体的な権限と責任を有しています。ただし、中間SPC取締役会は、中間ファンドに関連する特定の管理業務に関する責任を第三者に委任しています。また、中間SPC取締役会は、アイキャピタル・アドバイザーズ・エルエルシー(iCapital Advisors, LLC)(以下「中間SPC委託先」といいます。)に対して、特定の管理および運営支援業務を委任しています。

中間SPC取締役会は、中間SPC委託先と協議の上、中間ファンドに対して、ファンドの申込金の一定額を中間ファンド内に留保させるよう指示することができます(以下「中間ファンド準備金」といいます。)。中間ファンド準備金は、中間ファンドに帰属する補償費用を含む、中間ファンドの諸経費および債務の支払いのために、随時、引き落とされます。ファンドによる中間ファンドへの投資期間中、いかなる時点においても、中間ファンド準備金が枯渇した場合、中間SPC取締役会は、中間SPC委託先と協議の上、新規投資による収益またはその他の利用可能な現金を、中間ファンドのその他の費用を支払う目的で使用することができます。

中間SPCは、中間ファンドに関して、中間ファンド準備金を現金口座に保管し、および/または中間ファンド準備金を登録されたマネー・マーケット・ファンドに投資することができます。中間SPCは、市況、現行金利またはその他の要因に基づき、いつでも通知することなく、中間ファンドに関する中間ファンド準備金の資金管理オプションを変更する権利を留保します。

投資対象ファンドの投資目的、投資方針および関係会社

投資対象ファンドは、ブラックロックPE戦略ファンドを通じて投資を行い、その投資プログラムを実施します。投資対象ファンド・ジェネラル・パートナー(以下に定義します。)は、将来、ブラックロックPE戦略ファンドまたはブラックロックPE戦略ファンドの並行投資ピークル(もしあれば)に投資するための追加の投資ピークルを組成する場合があります。さらに、投資対象ファンドの資金がブラックロックPE戦略ファンドに投資されておらず、投資対象ファンドの持分保有者(以下「投資対象ファンド・リミテッド・パートナー」といいます。)に分配されておらず、または、投資対象ファンドの費用に充当されていない場合、投資対象ファンドは当該資金を現金または現金同等物に投資することができます。投資対象ファンドによるブラックロックPE戦略ファンドへの投資は、デットおよびエクイティの組み合わせにより資本構成される中間エンティティを通じて行われる場合があります。

投資対象ファンド・ジェネラル・パートナーは、米国デラウェア州の有限責任会社であるアイキャピタルHF GPエルエルシー(iCapital HF GP LLC)(以下「投資対象ファンド・ジェネラル・パートナー」といいます。)です。免除リミテッド・パートナーシップ契約(以下「パートナーシップ契約」といいます。)に

に基づき、投資対象ファンド・ジェネラル・パートナーは、投資対象ファンドの業務の管理、遂行および運営について、独占的な支配権を有します。投資対象ファンド・ジェネラル・パートナーは、一つまたは複数の業務を関連会社に委託する場合があります。

投資対象ファンド・ジェネラル・パートナーは、運用権限の一部を米国デラウェア州の有限責任会社であるアイキャピタル・アドバイザーズ・エルエルシー(iCapital Advisors, LLC)(以下「投資対象ファンド投資運用会社」といいます。)に委託しています。

投資対象ファンド・ジェネラル・パートナーは、投資対象ファンド投資運用会社との間で運用契約(以下「投資対象ファンド投資運用契約」といいます。)を締結しており、これに基づき、投資対象ファンド投資運用会社は投資対象ファンドに対して投資運用業務を提供します。投資対象ファンド投資運用会社は、米国1940年投資顧問法(改定済)(以下「投資顧問法」といいます。)に基づき登録された投資顧問会社です。投資対象ファンド投資運用会社および投資対象ファンドは、ブラックロックPE戦略ファンド投資顧問会社(以下に定義します。)と業務委託契約を締結しており、同契約はブラックロックPE戦略ファンド投資顧問会社の責任を制限するとともに、特定の状況下において投資対象ファンドがブラックロックPE戦略ファンドおよびブラックロックPE戦略ファンド投資顧問会社に対して補償義務を負う場合があることを規定しています。

投資対象ファンド・ジェネラル・パートナーは、投資対象ファンドに対して、中間ファンドの申込金の一定額を留保させる場合があります(以下「投資対象ファンド準備金」といいます)。投資対象ファンド準備金は、その管理事務代行者(またはその委託先)の現金口座に保管され、補償費用を含む、投資対象ファンドの報酬および費用の支払のために、随時、引き落とされます。中間SPCによる投資対象ファンドへの投資期間中に投資対象ファンド準備金が枯渇した場合、投資対象ファンド・ジェネラル・パートナーは、投資対象ファンド持分への新規投資による手取金を使用するか、または、中間SPCに関連するブラックロックPE戦略ファンドへの投資の一部について、中間SPCに関連する特定の報酬および投資対象ファンドのその他の費用のうち中間SPCの持分相当分を支払う目的で、投資対象ファンドに対して解約請求を提出させることができます。

投資対象ファンドは、関連するプライベート・プレースメント・メモランダム(随時、修正、再録および/または追補されます。)(以下「投資対象ファンドPPM」といいます。)に基づき投資対象ファンド・リミテッド・パートナーシップ持分を募集します。

ブラックロックPE戦略ファンドに関する情報

投資目的および投資方針

ブラックロックPE戦略ファンドの投資目的は、主としてプライベート・エクイティ投資への投資機会を提供するアクティブ運用ポートフォリオを通じて、長期的な元本成長を追求し、また、魅力的なリスク調整後リターンを提供することです。

ブラックロックPE戦略ファンドは、投資目的を達成するため、通常の場合において、その純資産の大部分を事業会社(以下「ポートフォリオ企業」といいます。)の私募株式および専門的に運用されるプライベート・エクイティ・ファンド(以下「投資先ファンド」といいます。)の持分に対して時間をかけて投資(未払込資金拠出(キャピタル・コミットメント)を含みます。)します。当該投資先ファンドの持分は、()流通市場における第三者の保有者からの購入、または、()投資時点で投資先ファンドが保有する資産が判明しているスポンサー主導型取引の一環として購入される場合があります(当該投資先ファンドを「スポンサー主導型継続ピークル」といいます。)。また、ブラックロックPE戦略ファンドは、運用資産(以下に定義します。)の一部を、現金および現金同等物、流動性のある債券およびその他のクレジット商品、上場株式、上場投資信託(ETF)ならびに上場および店頭デリバティブ商品(以下「インカム・フォーカス・スリーブ」といいます。)のポートフォリオに投資します。「運用資産」とは、ブラックロックPE戦略ファンドの総資産(投資目的で借り入れた資金に帰属する資産を含みます。)から、ブラックロックPE戦略ファンドの未払債務(投資目的で借り入れた資金を除きます。)の合計額を差し引いたものをいいます。

ブラックロックPE戦略ファンド投資顧問会社は、ブラックロックPE戦略ファンドのインカム・フォーカス・スリープへの投資を管理します。ブラックロックPE戦略ファンド投資顧問会社は、ブラックロックPE戦略ファンド副投資顧問会社(以下に定義します。)と契約を締結しており、当該契約に基づきブラックロックPE戦略ファンド副投資顧問会社はブラックロックPE戦略ファンドのポートフォリオ企業および投資先ファンド(以下「プライベート・エクイティ・スリープ」といいます。)への投資を管理します。

通常の場合において、ブラックロックPE戦略ファンドは、その運用資産の少なくとも80%を非公開投資対象に投資します。この方針の目的上、「非公開投資対象」とは、直接投資(以下に定義します。)、投資先ファンドの持分、米国1933年証券法(以下「証券法」といいます。)の登録要件が免除される取引によりブラックロックPE戦略ファンドが取得する証券その他の金融商品(144A証券、私募のバンク・ローン、制限付証券、レギュレーションDに基づく私募により取得された証券および類似の私募の投資対象)、ならびに、流動性の低い証券その他の金融商品(疑義を避けるために申し添えると、インカム・フォーカス・スリープにおいて保有される可能性のある資産を含みます。)を含みますが、これらに限定されません。私募の投資対象の発行体は、証券のクラスを登録しておらず、米国の1934年証券取引法(改正済)(以下「証券取引法」といいます。)に基づく定期的な報告義務の対象とされていない場合があります。ブラックロックPE戦略ファンドは、運用資産の20%を上限として非公開投資対象以外の資産に投資する場合があります。ブラックロックPE戦略ファンドは、流動性管理のため、資産配分変更の実施に関連して、多額の資金流入期間中にブラックロックPE戦略ファンドのために私募の投資対象を特定する際、または、その他一時的な防御目的のために、その運用資産の20%を超えて私募の投資対象以外の資産または現金もしくは現金同等物で保有する場合があります。

プライベート・エクイティ・スリープは、ポートフォリオ企業または当該ポートフォリオ企業に投資する投資先ファンドに投資されます。ブラックロックPE戦略ファンドが投資を行うプライベート・エクイティ投資におけるプライベート市場の特性、ブラックロックPE戦略ファンドが想定する種類の投資案件の発掘・組成業務の競争の激しさ、および、特定の市場サイクルにおいて魅力的な投資機会が限られているといった要因により、ブラックロックPE戦略ファンド副投資顧問会社は、ブラックロックPE戦略ファンドが主にプライベート・エクイティ投資に投資されるようになるまでに最長で3年を要する可能性があるものと見込んでいます。ブラックロックPE戦略ファンドの資産のうち、プライベート・エクイティ・スリープおよびインカム・フォーカス・スリープにそれぞれ割り当てられる割合は、ブラックロックPE戦略ファンドがポートフォリオ企業および投資先ファンドへの投資に資金を投入するにつれて時間とともに変動します。また、ブラックロックPE戦略ファンドは、資金流入が増加する期間において、その運用資産の比較的大きな割合をインカム・フォーカス・スリープに保有する場合があります。

プライベート・エクイティ・スリープを通じて、ブラックロックPE戦略ファンドは、ブラックロックPE戦略ファンド副投資顧問会社が特定したポートフォリオ企業の私募のプライベート・エクイティ投資(および場合によっては私募のプライベート・デット投資)(以下「直接投資」といいます。)ならびにブラックロックと関連のないプライベート・エクイティ・スポンサー(以下、個別に「投資先ファンド・マネージャー」といいます。)からブラックロックPE戦略ファンドに提供される直接投資への参加を目指します。投資先ファンド・マネージャーが運用するファンドもしくはアカウントと並行して、または、投資先ファンド・マネージャーが設立した集合投資ビークルを通じて行われる直接投資は、通常、共同投資ベースで投資家に提供される投資機会です。ブラックロックPE戦略ファンドは、第三者の投資家から直接投資を取得する場合があります。

ブラックロックPE戦略ファンドは、様々な地域(例:北米、欧州、アジア太平洋および中南米)および業種に投資し、成長資本、スペシャル・シチュエーション、ベンチャー・キャピタル、バイアウト、民間インフラおよび実物資産を含むがこれらに限定されない、プライベート・エクイティ投資に典型的な様々な戦略を採用することを目指します。ブラックロックPE戦略ファンドの資産の異なる戦略および地域への配分は、当該戦略または地域のプライベート・エクイティ市場の成熟度と深さに大きく依拠します。プライベート・

エクイティ・スリープは、当初、ブラックロックPE戦略ファンドが非公開取引で取得した後にポートフォリオ企業が公募を実施した場合における上場株式を随時保有する可能性があります。

通常の場合において、ブラックロックPE戦略ファンド副投資顧問会社は、プライベート・エクイティ・スリープが、主に、() 流通市場における第三者の保有者から取得されるか、または、スポンサー主導型継続ピークルの一環として取得される投資先ファンドの持分(以下「セカンダリー投資対象」といいます。)(当該投資先ファンドが、ブラックロックPE戦略ファンドと同様のプライベート・エクイティ投資戦略を採用することを目指す場合)、および、() 直接投資で構成されることを想定しています。セカンダリー投資対象は、第三者の投資家または当該投資先ファンドのスポンサーとの非公開取引で取得され、単一の投資先ファンドの持分購入、または、同一もしくは異なる投資先ファンド・マネージャーを有する複数の投資先ファンドの持分ポートフォリオの購入を伴う場合があります。スポンサー主導型継続ピークル以外のセカンダリー投資対象の取得は、関連する投資先ファンドの資金調達期間終了後に最も頻繁に発生すると予想されます。スポンサー主導型継続ピークル以外のセカンダリー投資対象は、通常、ポートフォリオ企業への投資を完了し、発展段階がより進んだ投資先ファンドに対して行われます。ブラックロックPE戦略ファンドのセカンダリー投資対象は、ヴィンテージ年(すなわち、投資先ファンドがポートフォリオ企業への投資を開始した年)を横断して行われます。一般に、通常の市場環境において、ブラックロックPE戦略ファンドは、直接投資へのエクスポージャーがセカンダリー投資への配分を上回ることを想定しています。

直接投資の特徴となる投資戦略、または、ブラックロックPE戦略ファンドが持分を取得する可能性のある投資先ファンドによって追求される投資戦略には、以下が含まれますが、これらに限定されません。

・成長投資

成長投資とは、通常、さらなる事業拡大のための資金調達を求める急成長企業に対し、レバレッジをほとんどまたは全くかけずに実施する少数持分投資です。成長株式戦略は、当該経済または特定セクターに堅固な成長基盤がある場合、プライベート・エクイティ・ポートフォリオにおいて魅力的な上昇余地をもたらす可能性があります。

・スペシャル・シチュエーション

スペシャル・シチュエーション投資の目的は、業績不振または経営難にある企業に投資し、破産やその他の再編プロセスを経る可能性のある企業の事業再生を促進することにあります。ブラックロックPE戦略ファンドは、通常、この投資目的を有する投資先ファンドと共同で投資を行うことにより、スペシャル・シチュエーションへの直接投資を行うことを目指します。

・ベンチャー・キャピタル

ベンチャー・キャピタル投資は、通常、新興企業または初期段階にある企業、特にテクノロジーやヘルスケア分野の企業に対して行われます。ベンチャー・キャピタルによる資金調達を受けた企業は、投資時点では一般的にキャッシュフローが黒字化しておらず、非公開での売却または上場に至るまでに数回の資金調達ラウンドを必要とする場合があります。ブラックロックPE戦略ファンドは、ベンチャー・キャピタル投資がブラックロックPE戦略ファンドのポートフォリオにおいて占める割合はそれほど大きくないと見込んでいます。

・バイアウト

標準的なバイアウトまたはレバレッジド・バイアウトとは、成長および事業運営の改善に向けた再構築を目的として、既存企業または事業部門の買収もしくは資本再編を行うことを指します。バイアウトには、大規模組織からの事業分割(カーブ・アウト)または拡大能力を有する家族経営企業の買収が含まれる場合があります。ブラックロックPE戦略ファンドは、通常、過半数の株式保有および取締役会における議決権の過半数を確保することで経営支配権を取得する投資先ファンドと共同で投資を行うことにより、支配権取得型

バイアウト戦略への投資を追求します。ブラックロックPE戦略ファンドは、最も魅力的と見なされるバイアウト市場の様々な規模帯への分散投資を行うほか、複数の地域、業界、および複数の投資先ファンドと共同で投資を行うことにより、リスクの軽減を図る可能性があります。

・プライベート・インフラストラクチャー

プライベート・インフラストラクチャー投資には、通常、公益事業および/または交通インフラに注力する企業の株式への投資が含まれます。

・リアル・アセット

リアル・アセットへの投資には、通常、不動産、現物商品、天然資源(農業や木材等)、および/または貴金属へのエクスポージャーの獲得が含まれます。

ブラックロックPE戦略ファンド副投資顧問会社は、投資対象となるポートフォリオ企業および投資先ファンドを特定するために幅広いリソースを活用する予定です。また、ブラックロックPE戦略ファンド副投資顧問会社の内部事業部門であるプライベート・エクイティ・パートナーズ事業(以下「PEP」といいます。)が有するグローバルな調査・デューデリジェンス能力、ならびにPEPが投資先ファンド・マネージャー、企業経営陣、およびセルサイドの市場参加者との間で築いてきた強固な関係を最大限に活用する予定です。

ブラックロックPE戦略ファンド副投資顧問会社によるポートフォリオ企業および投資先ファンドへの投資選定は、ボトムアップ型のファンド選定およびトップダウン型の資産配分分析の両方を含み、高いパフォーマンスが期待できるバランスのとれた投資ポートフォリオを構築することを目的とし、また、積極的な市場調査および体系的な投資モニタリングに裏打ちされた、量的および定性的分析を組み合わせて行われます。

ブラックロックPE戦略ファンドは、直接および投資先ファンドへの投資を通じて、新興市場に所在する企業を含め、世界中のあらゆる市場資本規模の企業の株式に投資することができます。ブラックロックPE戦略ファンドが投資する可能性のある外国証券は、米ドル建ての場合もあれば米ドル以外の通貨建ての場合もあります。

ブラックロックPE戦略ファンド投資顧問会社が運用するインカム・フォーカス・スリープに関して、ブラックロックPE戦略ファンドは、以下を含む(ただしこれらに限定されない)複数の投資セクターにわたる固定利付証券に投資することができます。すなわち、投資適格級未満の格付けの固定利付証券(一般に「ハイ・イールド」または「ジャンク」債と呼ばれるもの)、投資適格社債、政府機関(超国家機関を含みます。)ならびにその関連機関および公的機関が発行する固定利付証券、メザニン投資、シニア担保付変動金利および固定金利ローン、セカンド・リエン・ローン、銀行ローン、その他の固定金利または可変金利の債務証券です。ブラックロックPE戦略ファンドは、米国および新興国を含む非米国諸国に所在する発行体による当該固定利付証券に投資する場合があります。ブラックロックPE戦略ファンドが投資できる証券の満期またはデュレーションに制限はありません。ブラックロックPE戦略ファンドの純資産のうちインカム・フォーカス・スリープに配分される金額は、投資家がブラックロックPE戦略ファンド投資証券の申込みを行い、また、ブラックロックPE戦略ファンドが定期的な公開買付に関連してブラックロックPE戦略ファンド投資証券を買い戻すこと等により、時間とともに変動する可能性があります。ブラックロックPE戦略ファンド投資顧問会社は、通常の場合において、ブラックロックPE戦略ファンドの運用資産(投資時点において算出)の20%を超えない範囲で、インカム・フォーカス・スリープへの投資に配分することを想定しています。

ブラックロックPE戦略ファンドは、インカム・フォーカス・スリープに配分された資産のうちいかなる金額であっても、あらゆる信用力の証券に投資することができます。これには、投資時点において投資適格級未満、すなわち、ムーディーズ・インベスターズ・サービス・インク(以下「ムーディーズ」といいます。)、S&Pグローバル・レーティングス(以下「S&P」といいます。)もしくはフィッチ・レーティングス

(以下「フィッチ」といいます。)により「Ba」若しくは「BB」以下と格付けされた証券、又はブラックロックPE戦略ファンド投資顧問会社により同等の信用力であると判断される証券が含まれます。投資適格級未満の証券は、発行体の利払能力および元本返済能力に関して主に投機的な性質を有するとみなされ、一般に「ジャンク債」または「ハイ・イールド証券」と呼ばれます。格付けが分かれている(すなわち、2つの異なる格付け機関から2つの異なる格付けを受けている)債務証券の場合、ブラックロックPE戦略ファンドは適用される格付けのうち高い方を採用します。

ブラックロックPE戦略ファンド投資顧問会社は、ブラックロックPE戦略ファンドの資産のうちインカム・フォーカス・スリープに配分された一部を、上場株式証券、および適用される規制上の制限の範囲内で、証券指数のパフォーマンスを追跡するように設計された関係会社および非関係会社のETFの証券に投資する場合があります。

ブラックロックPE戦略ファンドは、先物契約の売買、スワップ、キャップ、フロア、カラーなどの各種金利取引、通貨先物契約、通貨先渡契約、通貨スワップ、通貨または通貨先物・スワップ契約(クレジット・デフォルト・スワップを含みますが、これに限定されません。)のオプションなどの通貨取引を行うことができ、また、証券、スワップ契約、金融指数、先物契約に関する取引所上場および店頭(OTC)のプット・コール・オプションの売買を行い、その他のデリバティブ商品を利用することができます(総称して、以下「戦略的取引」といいます。)。ブラックロックPE戦略ファンドは、ヘッジ目的またはトータル・リターン向上を目的として、戦略的取引を利用することができます。さらに、ブラックロックPE戦略ファンドは、投資会社法第18f-4規則の要件に基づき、バリュー・アット・リスク(VaR)に基づいて算定されるレバレッジ・リスクの上限を条件として、または限定的な方法で投資レバレッジを創出することを目的または効果とするあらゆる種類の戦略的取引を行うことができます。

本書の日付現在、ブラックロックPE戦略ファンドは、プライベート・エクイティ・スリープの資産のいかなる部分も、ブライント・プール型投資先ファンドの初期資金調達期間中にプライマリー・ベースで当該ファンドに対し出資コミットメントを行うこと(それぞれ、以下「プライマリー投資」といいます。)に充てることを意図していません。しかしながら、限定的な状況下において、ブラックロックPE戦略ファンドは、セカンダリー投資において第三者の投資家から既存の投資先ファンドの持分を取得することに伴い、プライマリー投資を行う旨の契約を締結し、その後、当該プライマリー投資を行う場合があります。ブラックロックPE戦略ファンド副投資顧問会社は、将来的に、ブラックロックPE戦略ファンドがより一般的にプライマリー投資に参加させる可能性があります。ブラックロックPE戦略ファンド受託者合議体(以下で定義します。)が採択した特定の方針に基づき、ブラックロックPE戦略ファンド副投資顧問会社は、当該投資を行うにあたり、ブラックロックPE戦略ファンド受託者合議体の承認を求めることが求められる場合があります。また、ブラックロックPE戦略ファンド副投資顧問会社は、当時の状況およびブラックロックPE戦略ファンドの方針に基づき、そのような機会がブラックロックPE戦略ファンドにとって適切であると判断した場合、現状において本書に記載されていない他の投資戦略への投資または他の投資手法の採用をブラックロックPE戦略ファンドに行わせる可能性があります。

一時的な防御的期間(すなわち、市場、経済または政治情勢の悪化への対応をするため)および投資証券の募集による純収益が投資されている期間中、ブラックロックPE戦略ファンドは、その総資産の最大100%を、高品質の短期証券を含む流動性の高い短期投資に投資する場合があります。このような状況下において、ブラックロックPE戦略ファンドは投資目的を達成できない可能性があります。

ブラックロックPE戦略ファンドは、総資産(当該貸付を含みます。)の33.33%を上限とする価値の有価証券を、現金または米国政府が発行もしくは保証する有価証券を担保として提供する金融機関に貸し付けることがあります。

ブラックロックPE戦略ファンドの投資方針は不変的な方針ではなく、ブラックロックPE戦略ファンド受託者合議体は、投資主の事前の承認なしにこれを変更することができます。ブラックロックPE戦略ファンドの投資目的は、投資主の事前の承認なしにブラックロックPE戦略ファンド受託者合議体により変更される場合があります。

ブラックロックPE戦略ファンドの関係会社

ブラックロックPE戦略ファンド投資顧問会社およびブラックロックPE戦略ファンド副投資顧問会社は、いずれも投資顧問法に基づき、米国証券取引委員会(SEC)に投資顧問会社として登録されています。

ブラックロックPE戦略ファンドの投資顧問会社は、ブラックロック・アドバイザーズ・エルエルシー(BlackRock Advisors, LLC)(以下「ブラックロックPE戦略ファンド投資顧問会社」といいます。)です。ブラックロックPE戦略ファンド投資顧問会社は、ブラックロックPE戦略ファンドのポートフォリオの運用に責任を負い、ブラックロックPE戦略ファンドの運営に必要な人員、施設、設備およびその他の所定の業務を提供します。

ブラックロック・キャピタル・インベストメント・アドバイザーズ・エルエルシー(BlackRock Capital Investment Advisors, LLC)(以下「ブラックロックPE戦略ファンド副投資顧問会社」といいます。)は、ブラックロックPE戦略ファンドおよびブラックロックPE戦略ファンド投資顧問会社の関連会社であり、ブラックロックPE戦略ファンドの副投資顧問会社を務めています。ブラックロックPE戦略ファンド副投資顧問会社は、ブラックロックPE戦略ファンド投資顧問会社から割り当てられた資産の日常的な投資運用を行います。

ブラックロックPE戦略ファンドに関して、米国商品先物取引委員会(CFTC)の規制対象となる先物、オプション、スワップ(以下「CFTCデリバティブ」といいます。)を利用する範囲において、ブラックロックPE戦略ファンド副投資顧問会社は、清算価値の規定水準を下回る範囲で、直接または間接的にCFTCデリバティブに投資する意向であり、自身を「コモディティ・プール」または当該商品を取引する投資商品として宣伝することはありません。よって、ブラックロックPE戦略ファンド投資顧問会社は、コモディティ・プール・オペレーター(以下「CPO」といいます。)からの除外を主張しており、米国商品取引所法(以下「CEA」といいます。)に基づくCFTC規則4.5に従い、CPOとしての登録が免除されています。

ブラックロックPE戦略ファンドは、その受託者合議体(以下「ブラックロックPE戦略ファンド受託者合議体」といいます。)の指示の下で運営されており、その構成員は受託者としてブラックロックPE戦略ファンドおよびその投資主に対して説明責任を負います。ブラックロックPE戦略ファンド受託者合議体は、ブラックロックPE戦略ファンドアドバイザーが遂行する職務の監督を含め、ブラックロックPE戦略ファンドの全体的な運用に責任を負います。

ブラックロックPE戦略ファンド受託者合議体は、ブラックロックPE戦略ファンド受託者合議体の監督の下、ブラックロックPE戦略ファンドの投資の取得および処分を管理するため、ブラックロックPE戦略ファンド投資顧問会社およびブラックロックPE戦略ファンド副投資顧問会社を起用しています。

ブラックロック・インク(BlackRock, Inc.)(以下「ブラックロック」といいます。)は、世界最大級の株式公開投資運用会社の一つです。2025年6月30日現在、ブラックロックの運用資産総額は約12.5兆米ドルでした。ブラックロックは、クローズド・エンド型商品の運用において30年以上の経験を有しており、2025年6月30日現在、49本の取引型および4本の非取引型のアクティブ・ファンドからなる登録済クローズド・エンド型ファミリーに対し助言を行っており、その運用資産総額は約430億米ドルに上ります。

ブラックロックPE戦略ファンド投資顧問会社およびブラックロックPE戦略ファンド副投資顧問会社は、ブラックロックの子会社です。

ファンドの流動性

ファンドが換金(買戻し)申込みを処理できるかどうかは、投資運用会社がポートフォリオの資産(特に中間ファンド投資証券)を適時に換金(解約)できるかどうかにかつ依拠します。よって、ファンドは投資ストラクチャーから独立した固有の流動性の提供を行うことはありません。

ファンドが流動性を提供できるかどうかは、中間ファンドが対応する投資対象ファンド持分を解約する能力に直接依拠しており、これはさらに、投資対象ファンドが対応するブラックロックPE戦略ファンド投資証券を解約する能力に依拠することになります。中間SPC取締役会は、解約請求を延期、拒否および停止す

る裁量を有しており、これにより、ファンドが中間ファンドを通じて投資を解約し、投資対象ファンドに対する間接的な投資からリターンを得ることが制限されます。中間ファンドは、原則として、ファンドが提示した対応する数量が投資対象ファンドにより解約するものとして受け入れられなかった範囲において、いかなる換金(買戻し)申込みに基づく中間ファンド投資証券の解約についても、その請求を拒否するか、または解約する数量を減らすこととなります。投資対象ファンドは、解約の機会が応募超過となった場合、当該四半期において請求された数量よりも少ない数量を解約する場合があります。

いかなる解約請求も、投資対象ファンド・ジェネラル・パートナーがその単独の裁量により受諾または拒否することができます。また、投資対象ファンド持分は自由に譲渡することができず、投資対象ファンド・ジェネラル・パートナーの事前の書面による同意なくして譲渡することはできません。かかる同意は、投資対象ファンド・ジェネラル・パートナーの単独かつ絶対的な裁量により留保される場合があります。

投資対象ファンドの唯一の資産は、ブラックロックPE戦略ファンド投資証券および僅少な金額の現金または現金同等物です。ブラックロックPE戦略ファンド投資証券について、公的な取引市場は存在しません。投資対象ファンドは、ブラックロックPE戦略ファンドによる任意の解約オファーに関連して、四半期ごとに、保有するブラックロックPE戦略ファンド投資証券の一部または全部の解約をブラックロックPE戦略ファンドに対して請求することができます。ただし、ブラックロックPE戦略ファンドによる解約の総額(投資対象ファンドおよび特定の類似アクセス・ファンドにおける解約を含みます。)は、ブラックロックPE戦略ファンドが実施する解約オファーの条件に制限されます。当該解約オファーは、前暦四半期末時点のブラックロックPE戦略ファンドの発行済普通投資証券の最大5%(口数またはブラックロックPE戦略ファンドの純資産総額(NAV)のいずれか)となる見込みです(例えば、評価日が9月30日の解約の総額は、6月30日時点のブラックロックPE戦略ファンドの発行済普通投資証券の5%に制限されます。)

よって、投資家による受益証券の換金(買戻し)申込みは、中間ファンド、投資対象ファンド、および最終的にはブラックロックPE戦略ファンドが受諾した金額によって制限されることに留意する必要があります。

重要な点として、買戻日に中間ファンドのレベルにおいてファンドによる中間ファンド投資証券の解約請求が何らかの形で制限されている場合、ファンドは、管理会社の決定により、当該買戻日に行われたすべての換金(買戻し)請求を拒否します。その結果、一定の環境下において、当該買戻日における受益証券の買戻しは、まったく行われないうことになります。

「買戻日」とは、ファンド障害事由が発生していない、2026年9月以降、3月、6月、9月、12月の取引日、または、管理会社が随時決定するその他の日をいいます。

「ファンド障害事由」とは、管理会社の単独の裁量により、ファンドおよび/またはファンドの投資対象資産の流動性および/または価格の算定の実効性に悪影響を与えると判断される事由が生じた場合をいいます。

買戻しの制限に関する詳細については、後記「第2 管理及び運営、2 買戻し手続等、(1) 海外における買戻し手続等」の項目に定める「買戻しの制限」に関する記載をご参照ください。

ブラックロックPE戦略ファンドの概要

ブラックロック・プライベート・インベストメント・ファンド (インスティテューショナル投資証券)	
ファンド形態	米国籍外国投資法人
投資目的	ブラックロックPE戦略ファンドの投資目的は、主としてプライベート・エクイティ投資への投資機会を提供するアクティブ運用ポートフォリオを通じて、長期的な元本成長を追求し、また、魅力的なリスク調整後リターンを提供することです。
投資戦略	<p>ブラックロックPE戦略ファンドは、主として非公開市場における株式等への投資を行うことにより、長期的な資産価値の成長を目指すことを基本的な投資方針とします。</p> <ul style="list-style-type: none"> ブラックロックPE戦略ファンドの運用にあたっては、ブラックロック・グループの関連会社からの投資助言を活用し、非公開企業への直接投資を行うとともに、プライベート・エクイティ・ファンド(以下「投資先ファンド」といいます。)への投資を行う場合があります。 非公開企業への直接投資にあたっては、他の投資家との共同投資を含みます。 投資先ファンドへの投資にあたっては、既存の投資家から持ち分を取得するなどして、複数のファンドへ分散投資を行います。なお、投資先ファンドは特定の投資手法または投資戦略に限定されません。 資金管理、流動性確保その他運用上必要と判断される場合には、ファンド資産の一部を、現金、短期金融商品、債券、上場株式、上場投資信託(ETF)等の流動性の高い資産に投資することがあります。これらの投資は、主として資金の一時的な運用または将来の投資に備える目的で行われます。 本ファンドは投資対象、地域、投資時期および投資形態の分散を通じてリスク管理を行うことを意図していますが、プライベート・エクイティ投資は流動性が低く、投資資金の回収までに長期間を要する場合があります。また、市場環境、投資先の経営状況その他の要因により損失が生じる可能性があります。
投資顧問会社	ブラックロック・アドバイザーズ・エルエルシー (BlackRock Advisors, LLC) (以下「ブラックロックPE戦略ファンド投資顧問会社」といいます。)
副投資顧問会社	ブラックロック・キャピタル・インベストメント・アドバイザーズ・エルエルシー (BlackRock Capital Investment Advisors, LLC) (以下「ブラックロックPE戦略ファンド副投資顧問会社」といいます。)

(2) 【投資対象】

上記「(1) 投資方針」をご参照ください。

(3) 【運用体制】

管理会社について

管理会社は、取締役会を随時開催し、投資運用の状況について報告を行うとともに、受託会社、管理事務代行会社、保管会社、報酬代行会社および投資運用会社の社内管理体制、内部管理手順等の定期的確認を行います。

管理会社の取締役は、以下の通りです。

ニコラス・パパベリン氏

ニコラス・パパベリン氏は、UBSグローバル・マーケッツ・ストラクチャリング・チームの一員であり、チューリッヒのUBSのエグゼクティブ・ディレクターです。パパベリン氏は、香港において、2014年にクレディ・スイスに入社しました。パパベリン氏は、それ以前はヨーロッパにおいてファンド・ストラクチャリング弁護士として、世界的な大手法律事務所であるアレン・アンド・オーヴェリーに所属しており、その後ファンド・ストラクチャリング・チームを発展させるために、香港に移りました。

パパベリン氏はストラクチャリング・インベストメント・ファンズにおいて豊富な経験を有し、現在、投資信託、SPVおよび保険商品を含むUBSの包括ソリューションの世界的な開発責任者です。パパベリン氏は、フランスのパリにあるソルボンヌ大学でビジネス・ローの修士号を取得しており、フランスのパリ第9大学で国際租税の修士号を取得し、カナダのマギル大学でLLMを取得しています。パパベリン氏はCAIAの資格も保有しています。

ヴィジャヤバラン(「バラン」)・ムルゲス氏

バラン・ムルゲス氏は、プレミア・フィデューシャリー・サービスズ(ケイマン)リミテッドの取締役で、かつてはオジエ・フィデューシャリー・サービスズ(ケイマン)リミテッド(以下「OFS」といいます。)のマネージング・ディレクターを務めており、またオフショア金融サービス業界において30年以上にわたる経験を有しています。ムルゲス氏は、これまでにいくつかの国際的に認知されたファンド・グループやストラクチャード・ファイナンス・ピークルの取締役を歴任しており、また現在もその一部に就いています。ムルゲス氏は、ニューヨークに拠点を置く主要なファンド・グループのコンサルタントも務めています。

OFSでは、取締役、登録名義書換代理人(以下「RTA」といいます。)およびコーポレート・サービスの各チームを率い、事業開発、RTA/株主サービス部門の設立、および部門全体での最高水準の顧客サービスの維持について責任を負っていました。

1996年から2004年まで、ムルゲス氏は、ケイマン諸島においてクラス「A」ライセンスを取得した銀行であるカレドニアン・バンク・アンド・トラスト・リミテッドにおいて副マネージング・ディレクターを務め、主として銀行およびプライベート・クライアントについて責任を負っていました。それ以前は、ケイマン諸島におけるクラス「A」銀行であるバターフィールド・バンクのアシスタント・マネージャーを務め、トレジャーリー・サービスについて責任を負っていました。

ムルゲス氏は、科学の修士号を取得しており、カナダ銀行家協会のアソシエイトを務めています。また、オルタナティブ投資運用協会(AIMA)に所属し、ケイマン諸島金融庁の登録ディレクターも務めています。ムルゲス氏は、ケイマン諸島の公証人です。

ブライアン・バークホルダー氏

ブライアン・バークホルダー氏は、ケイマン諸島を拠点に、複数のヘッジファンド戦略にわたる多数のファンドの取締役会において独立取締役を務めています。2013年から2025年にかけては、HFファンド・サービスズ・リミテッドを通じて、同様のサービスを提供していました。それ以前は、UBSファンド・サービスズ(ケイマン)リミテッドのマネージング・ディレクターと、ケイマン諸島シングル・マネージャー部門のヘッドを務めていました。バークホルダー氏は、2000年にUBSファンド・サービスズに入社し、2006年にシングル・マネージャー部門のヘッドに就任しました。シングル・マネージャー部門のヘッドとして、バークホルダー氏

は、ファンド・サービズ・アメリカズ内のシングル・マネージャー・ヘッジファンドの管理・開発について責任を負い、また200億ドル以上の管理資産を有するファンド・グループに対して特に責任を負っていました。UBSファンド・サービズでは、評価委員会の委員長を務め、またファンド・サービズ・アメリカズの経営委員会に所属していました。この他、バークホルダー氏は、UBSファンド・サービズ(ケイマン)リミテッドを含む様々なUBS出資企業において取締役を務めていました。UBSに入社する以前は、KPMGのケイマン諸島オフィスとカナダのトロント・オフィスに勤務し、ヘッジファンドおよび金融機関の監査に注力していました。バークホルダー氏は、ウィンザー大学の商学士号を取得しており、カナダのオンタリオ州でカナダ公認会計士の資格も取得しました。

運用体制等は、2026年2月末日現在のものであり、今後変更となる場合があります。

運用体制

投資運用会社について

- SBI岡三アセットマネジメント株式会社は、2022年11月よりSBIグループにおけるアクティブ運用の中核資産運用会社として業務を開始致しました。当社は、1961年(昭和36年)6月の岡三証券投資信託委託株式会社の設立に始まり、日本投信委託株式会社を経て、岡三証券グループの一員として、日本国内においておよそ60年、投信会社として業務を行ってきたという歴史を持っています。

投資対象ファンドのジェネラル・パートナーについて

- アイキャピタルHF GPエルエルシーは、デラウェア州法に基づいて設立されたリミテッド・ライアビリティ・カンパニーです。投資対象ファンドのパートナーシップ契約に基づき、投資対象ファンドのジェネラル・パートナーは、投資対象ファンドの業務の管理、運営および遂行について、排他的な権限を有します。投資対象ファンドのジェネラル・パートナーは、これらの責務の一部または全部を、その関連会社の一社または複数社に委任することがあり、一定の運用権限を投資対象ファンドの投資運用会社に委任しています。

投資対象ファンドの投資運用会社について

- アイキャピタル・アドバイザーズ・エルエルシーは、米国デラウェア州に設立されたリミテッド・ライアビリティ・カンパニーで、米国投資顧問法(1940年米国投資顧問法)に基づく登録投資顧問会社として、米国証券取引委員会(SEC)の監督および規制を受けています。投資対象ファンドの投資運用会社は、1940年米国投資顧問法の規定に従い、投資対象ファンドに対して投資運用サービスを提供しています。

ブラックロックPE戦略ファンドの投資顧問会社について

- ブラックロック・アドバイザーズ・エルエルシーは、ブラックロック・インク傘下の投資運用会社として事業を行っており、ブラックロックPE戦略ファンドのポートフォリオの運用に責任を負っています。

ブラックロックPE戦略ファンドの副投資顧問会社について

- ブラックロック・キャピタル・インベストメント・アドバイザーズ・エルエルシーは、ブラックロックPE戦略ファンドの投資顧問会社との契約に基づき、ブラックロックPE戦略ファンドの主にプライベート・エクイティ投資のポートフォリオの運用を行います。

ブラックロック・インクについて

- ブラックロック・インク(1988年創業、本拠地:米国ニューヨーク州)は、グローバルに事業を展開する世界最大級の資産運用会社で、投資助言およびリスク管理サービス等も提供しています。

(4) 【分配方針】

ファンドの現在の方針は、受益者に対する分配を行わないというものです。

よって、あるクラスに帰属する純インカム・ゲインおよび実現キャピタル・ゲインの全額は再投資され、当該クラスに帰属する純資産価額に反映されます。ただし、管理会社の決定により分配を行うことがあります。

上記は、将来の分配金支払いおよびその金額について示唆、保証するものではありません。

分配が行われる場合、該当するクラスの受益証券の購入価額によっては、分配金の一部または全部が、実質的に元本の一部払い戻しに相当する場合があります。該当するクラスの受益証券の購入後のファンドの運用状況により、当該受益証券クラスの分配金額より基準価額の値上がりが小さかった場合も同様です。

(5) 【投資制限】

ファンドには以下の投資制限を適用します。

1. ファンドは空売りを行ってはなりません。
2. ファンドの純資産総額の15%を超える金額を、直ちに現金化できない非流動資産に投資してはなりません。ただし、私募株式、非上場証券およびその他の非流動資産に投資する際に価格の透明性を確保するための適切な措置が講じられている場合、本制限により投資対象の取得が妨げられないものとします。
3. 管理会社(または代理人)がファンドの勘定で締結するファンドの受益者保護に反する、またはその資産の適切な管理に不利益を与えるいかなる取引(管理会社(または代理人)もしくは第三者の利益のために管理会社(または代理人)が行う取引等)も、禁止されています。
4. 受託会社、もしくは管理会社(または代理人)はファンドの勘定で借入れを行うことができますが、借入残高総額は純資産総額の10%を超えないものとします。ただし、ファンドと他のシリーズ・トラスト、投資ファンド、またはその他の種類の集団投資スキームとの合併を含みますが、これらに限定されない特別な状況においては、12か月を超えない期間、この制限を一時的に超過することができます。
5. 管理会社(または代理人)は、取得の結果、受託会社または管理会社(もしくは代理人)が管理するすべてのファンドが保有する、ある企業1社の株式の議決権が当該企業の株式の議決権総数の50%を超える場合は、ファンドの勘定で当該企業の株式を取得してはなりません。この制限は、他の投資信託または投資法人に対する投資には適用されません。上記の比率の計算は、買付時点基準または時価基準のいずれかによることができます。
6. 管理会社(または代理人)は、ある会社の株式または投資信託の受益証券で、1発行体に係る当該株式または受益証券の価額(以下「株式等エクスポージャー」といいます。)(当該株式等エクスポージャーはJSDAの指針に従って計算します。))が純資産総額の10%を超える場合は、ファンドの勘定で当該株式または受益証券を保有してはなりません。
7. 管理会社(または代理人)は、デリバティブ・ポジションから発生する単一のカウンターパーティーに対するエクスポージャーの純額(以下「デリバティブ等エクスポージャー」といいます。)(当該デリバティブ等エクスポージャーはJSDAの指針に従って計算します。))が純資産総額の10%を超える場合、ファンドの勘定で当該カウンターパーティーのデリバティブ・ポジションを保有してはなりません。
8. ある1社が発行する、組成する、または引き受ける() (株式等エクスポージャー以外の)有価証券、() (デリバティブ等エクスポージャー以外の)金銭債権、および()匿名組合出資持分(以下「債券等エクスポージャー」と総称します。)(当該債券等エクスポージャーはJSDAの指針に従って計算します。))が純資産総額の10%を超える場合、管理会社(または代理人)は、ファンドの勘定で、当該有価証券、金銭債権および匿名組合の出資持分を保有してはなりません。
9. 管理会社(または代理人)は、ある投資信託/会社またはカウンターパーティー1社に対する株式等エクスポージャー、債券等エクスポージャー、およびデリバティブ等エクスポージャーが合計で純資産総額の20%を超える場合、ファンドの勘定で当該投資信託/会社またはカウンターパーティーにおける、またはこれらの、ポジションを保有してはなりません。

上記6、7、8および9項の投資制限に関して、ファンドは、JSDAが定める特化型運用を行うファンドに該当します。特化型運用を行うファンドとは、投資対象に支配的な銘柄が存在し、または存在することとなる可能性が高いファンドを指します。特定の発行体が発行する銘柄の寄与度が10%を超える場合、当該発行体の発行する銘柄は支配的な銘柄に該当します。ファンドは、中間ファンドを通じて投資対象ファンド持分に集中的に投資することを目的としますので、ファンドには支配的な銘柄が存在し、または存在することとなる可能性が高くなります。結果として、投資対象ファンドまたはその関係法人に債務不履行、倒産、経営や財務状況の悪化が生じた場合には、大きな損失が発生する可能性があります。

(中間ファンドを通じて投資対象ファンドに集中的に投資する)特化型運用を行うファンドの例外の下、いずれかの時点で、申込みおよび換金(買戻し)、または市場価格の変動により(上記(6)項から(9)項の投資制限に代表される)JSDAの指針からの逸脱がある場合、管理会社(またはその代理人)は、1か月以内にかかる投資制限に従うために必要なすべての措置を講じます。

管理会社は、前述の投資制限について適用される法規制が修正、またはその他の方法で取って代わり、当該投資制限は適用法規制を違反することなく改訂できると判断する場合、受益者の同意を得なくても、当該投資制限のいずれかを(場合に応じて)追加、修正、または削除することができるものとします(この場合、当該追加、修正または削除については、受益者に21日前に通知されます。)

管理会社(またはその代理人)は、とりわけファンドのいずれかの投資対象の価額の変動、再建または合併、ファンドの資産を用いた支払い、もしくは受益証券の買戻しの結果として、いずれかの上記の投資制限を超えても、当該投資対象を直ちに売却する必要はありません。ただし、管理会社(またはその代理人)は、ある違反が確認されてから合理的な一定期間内に、当該投資制限に従うために、受益者の利益を考慮した上で、合理的に実務的な措置を講じます。

管理会社(またはその代理人)は、()単独の判断において、受益証券の多額の購入または買戻し要求がなされる場合、()ファンドが投資を行っている、または管理会社(またはその代理人)の合理的な支配の及ばないその他の事象がある、市場または投資対象に突然のまたは大きな変動があると自らの単独の裁量において予想する場合、および/または()(a)ファンドの終了に備える目的のため、もしくは(b)ファンドの資産規模のため、自らの単独の裁量において逸脱が合理的に必要なだと考える場合、英文目論見書補遺に記載された投資方針、制限、およびガイドラインから一時的に逸脱することができます。このような逸脱に気付いた時点で、管理会社(またはその代理人)は受益者の利益を考慮した上で、速やかに当該逸脱を是正することを目指します。

ファンドが利益を生む保証はありません。ファンドが利益を生まない場合、投資者にはキャピタル・ゲインやインカム収入は提供されず、投資者が受益証券の換金(買戻し)に関して受け取る買戻価格は、投資者の当初の投資額を下回る可能性があります。さらに、ファンドは、ポートフォリオ全体を多様化させる効果的な手段として機能しない可能性があります。

3【投資リスク】

リスク要因

基準価額の変動要因

- ・ ファンドが投資目的を達成できるという保証はありません。投資者の皆様は投資元本は保証されているものではなく、ファンドの組入資産の価格の下落等にもなうファンドの基準価額の下落により、損失を被り、投資元本を割り込むことがあります。これらの運用および為替相場の変動による損益はすべて投資者の皆様に帰属します。投資信託は預貯金と異なります。
- ・ 受益証券は米ドル建てのため、当該通貨建てでは投資元本を割り込んでいない場合でも、為替変動により円換算ベースでは投資元本を割り込むことによる損失を被ることがあります。
- ・ ファンドは、その資産の大部分を中間ファンドを通じて投資対象ファンドに投資します。投資対象ファンドは、その資産の実質的にすべてをブラックロックPE戦略ファンドに投資し、ブラックロックPE戦略ファンドを通じて投資プログラムを実施します。このため、ファンドへの投資には、中間ファンド、投資対象ファンドおよびブラックロックPE戦略ファンドにおけるリスクも伴います。

一般リスク

一般的な投資リスクおよび取引リスク

投資者は、受益証券の価値には上昇と同様に下落の可能性もあることに留意すべきです。ファンドへの投資は重大なリスクを伴います。受益証券に流通市場がある可能性は低いです。純資産総額は、ファンドの投資の価格変動に影響を受けます。ファンドへの投資から発生する損益はすべて投資者に帰属します。投資者の投資の元本は保証されていません。投資者は、ファンドへの投資の大部分またはすべてを失う可能性があります。このため、各投資者は、ファンドの投資リスクを負うことができるか慎重に検討すべきです。

あらゆる期間、特に短期間において、ファンドの投資ポートフォリオが、元本成長に関し、上昇を達成するという保証はありません。投資者は、受益証券の価値には上昇と同様に下落の可能性もあることに留意すべきです。

ファンドへの投資には重大なリスクを含みます。

価格変動リスク

組入資産の価格が下落した場合には、該当するクラスの基準価額が下落する要因となり、投資元本を割込むことがあります。

過去のパフォーマンスは将来のパフォーマンスを示唆するものではない

投資対象の価値および収益は大きく変動する可能性があります。過去のパフォーマンスは将来のパフォーマンスを保証または示唆するものではありません。

元本は確保されない

受益証券は、投資元本に対する保証を行いません。したがって、投資者の受益証券への初期投資の一部または全部を回収できる保証はありません。投資者は、受益証券への初期投資をすべて失う可能性があります。

ファンドは預金ではないこと

受益証券への投資は、預金と同等ではなく、特にケイマン諸島の法律や規制またはその他の法域で設立された預金保護制度上の保護預金を構成しません。受益証券は、投資元本に対する補償を行いません。

長期投資

受益証券への投資は、長期投資として考えるべきです。短期間で受益証券の権利を移転または譲渡する投資者が、望ましいレベルの投資利益を得るという保証、あるいはそもそも投資利益を得るという保証はありません。

利益

投資者の受益証券への初期投資の利益が、投資の元本金額を預金していた場合に得ていた可能性のある利益と同等になるまたはそれを上回るという保証はありません。

投資の適合性

ファンドは、すべての投資者にとって適切な投資ではない可能性があります。ファンドの潜在的投資者は、各自の状況を踏まえてその投資の適合性を判断しなければなりません。特に、潜在的投資者はそれぞれ、(a) ファンド、ファンドへの投資のメリットおよびリスクならびに本書に記載の情報について有意義な評価をするための十分な知識および経験を有し、(b) 投資者の財務状況に照らして、ファンドへの投資および当該投資が投資者の全体資産に及ぼす影響について評価するために適切な分析ツールを利用でき、かつ、その知識を有し、(c) ファンドへの投資の全リスクを負うための十分な財源および流動性を有し、(d) 単独または財務アドバイザーの助けを借りて、ファンドに対する投資に影響を与える可能性のある経済、為替相場およびその他の要因について起こりうる事態を評価でき、それらのリスクを負う能力を有しているべきです。

潜在的投資者は、独立した査定および投資者が適切とみなす専門的助言(税務、会計、信用、法務、規制に関する助言を含みますがこれらに限定されません。)に基づき、受益証券の取得が、(a) 投資者、または受託者として行為している場合はその受益者の、資金的ニーズ、目的および状況と十分に整合し、(b) 投資者、または受託者として行為している場合にはその受益者に適用される投資方針、ガイドラインおよび規制を遵守し、これに十分に整合し、かつ、(c) 当該受益証券への投資に固有の明瞭かつ重要なリスクがあるとしても、投資者にとって、または受託者として行為している場合にはその受益者にとって、適切な投資であることを判断しなければなりません。

パフォーマンスに関する保証はないこと

あるクラスの受益証券の投資利益(すなわち、初期投資額を上回るすべての受益証券の利益)は、とりわけ当該クラスの受益証券に帰属するポートフォリオのパフォーマンスによって決まります。受託会社、管理会社、報酬代行会社および投資運用会社は、受益証券の価値が下落または上昇することにつき、何らの保証または表明をせず、受託会社、管理会社、報酬代行会社または投資運用会社のいずれもファンドの期間中受益証券の価値が上昇することまたは受益証券の投資利益が受益者にとって望ましいレベルであることを保証しません。すべての潜在的投資者は金融およびビジネスに関して知識と経験を有し、市場リスクの判断に長けて、受益証券への投資のメリット、リスクおよび適合性を評価する能力を有するべきです。受託会社、管理会社、報酬代行会社または投資運用会社のいずれも、受益証券に関する市場リスクの情報源であると称しません。

助言および中立的な評価を提供しないこと

受託会社、管理会社、報酬代行会社および投資運用会社は、ポートフォリオまたはその運用に関して助言、情報または信用分析を発信しません。具体的には、本書は投資アドバイスに当たりません。

依拠しないこと

受益証券の潜在的購入者は、受益証券の取得の合法性についての判断に関して、受託会社、管理会社、報酬代行会社または投資運用会社に依拠することができません。

一般的な投資リスク

経済情勢

例えばインフレ率、産業の状況、競争、技術開発、政治および外交の事象および傾向、税法ならびにその他の無数の要因を含むその他の経済情勢の変化は、ファンドの収益に重大で有害な影響を与える可能性があります。これらの状況のいずれも、受託会社、管理会社、報酬代行会社、投資運用会社、日本における販売会社、または中間SPC、投資対象ファンドおよびブラックロックPE戦略ファンド(以下、総称して「投資対象投資ビークル」といいます。)のいずれかの関係者(以下、総称して「スポンサー」といいます。)がコントロールできる範囲のものではありません。ファンドが直接的または間接的にポジションを保有する市場の予期せぬ変動または流動性は、管理会社、投資運用会社およびスポンサーがファンドおよび/または中間ファンドの資産の投資および再投資を管理する能力を損なう可能性があり、ファンドが損失にさらされうることとなります。経済的および/または政治的不安定性は、資産価格に悪影響をもたらす可能性があり、法律、税制および規制の変化につながりうることとなります。

特に西ヨーロッパや米国におけるポピュリスト運動や反グローバル化運動は、経済、貿易、移民政策に実質的な変化をもたらす可能性があります。これらはすべて、世界市場に重大な混乱を招き、ブラックロックPE戦

略ファンドの投資対象、とりわけ国際貿易に直接的または間接的に依存しているブラックロックPE戦略ファンドのポートフォリオに、重大な悪影響を及ぼす可能性があります。

パンデミックのリスク

感染症の発生は、世界経済や金融市場に重大な悪影響を及ぼす可能性があります。これには、事業運営、サプライチェーン、消費者需要、貿易、旅行および金融サービスにおける混乱、ボラティリティの上昇、流動性の低下および資産価格・資産評価の損失、投資家、消費者および政府内での不確実性、不安およびリスク回避の高まり、資本やクレジットへのアクセスの低下、当局による財政・金融刺激策や介入の増加、ならびに潜在的な社会不安、内乱、地政学的紛争などが含まれますが、これらに限定されません。パンデミックの発生期間や深刻度、その影響、さらに政府、中央銀行、その他の機関がパンデミックの拡大を抑制、緩和、防止するために行う対応や措置の有効性は、極めて不確実で予測不可能であり、地域、国、セクターによって大きく異なる場合があります。

ファンドおよびその投資対象は、ファンドおよび/または投資対象投資ビークルの投資戦略、ポートフォリオおよび運用の性質、範囲および場所、ならびに変化する市場環境や規制要件に適應する投資運用会社の能力に応じて、様々な形でパンデミックのリスクから重大かつ不利益な影響を受ける可能性があります。例えば、ファンドは、収益の減少、コストの増加、流動性の低下および/または取引の遅延もしくは中止に見舞われる可能性があります。また、ファンドは、競争の激化、分散投資の減少または新規投資・オルタナティブ投資の機会の制限に直面する可能性があります。さらに市場リスク、信用リスク、流動性リスク、運用リスク、法務リスク、規制リスクまたは風評リスクに、より一層さらされる可能性があります。さらに、ファンドおよび/または投資対象投資ビークルのサービス提供会社、取引相手、貸付人、投資者その他の利害関係者もパンデミックのリスクにより悪影響を受ける可能性があり、これによりファンドおよび/または投資対象投資ビークルに対する義務もしくはコミットメントを履行し、またはファンドおよび/または投資対象投資ビークルに適切なサポート、情報もしくはサービスを提供する能力または意欲が損なわれる可能性があります。ファンドおよび/または投資対象投資ビークルは、パンデミックのリスクへの対処もしくはリスクの軽減またはパンデミックによる損失もしくは損害から回復するための十分なリソース、緊急時対応計画または保険を有していない可能性があります。

パンデミックのリスクは、ファンドおよび/または投資対象投資ビークルの業績、財務状況、見通し、運営、さらに投資対象投資ビークルの投資証券または受益証券の価値、流動性、譲渡可能性に重大な悪影響を及ぼす可能性があります。受益者は、パンデミックのリスクにより、ファンドへの投資の一部またはすべてを失う可能性があります。投資運用会社またはスポンサーがパンデミックのリスクをうまく回避または克服できる保証はなく、ファンドまたは受益者がパンデミックのリスク以降の世界経済、金融市場、公衆衛生または社会の安定性の回復または改善から利益を得る保証はありません。

規制、法制および課税リスク

ファンドおよび/または投資対象投資ビークルの運用に関して、将来的に規制が課せられる可能性があり、それによりファンドおよび/または投資対象投資ビークルの実行に悪影響を与えることおよびファンドおよび/または投資対象投資ビークルのスポンサーがファンドおよび/または投資対象投資ビークルの投資目的および方針の変更が必要になることがあります。これらの変更により、ファンドおよび/または投資対象投資ビークルの利益、管理会社、投資運用会社および/またはスポンサーの運用に重大な悪影響を及ぼすことがあります。ブラックロックPE戦略ファンドは主として海外のプライベート・アセットに投資するため、海外の政治・経済情勢、税制や規制の変更等の影響を受ける可能性があります。

投資者は、その法域で、投資によるまたは投資によるとみなされるすべての収益またはキャピタル・ゲインが課税の対象になることがあります。そのため、投資者は受益証券への投資を検討する前に各自、税に関する助言を求めるべきです。受託会社、管理会社、報酬代行会社および投資運用会社ならびにその各関連会社は、ファンドの納税要件および義務に関して一切の責任を負わないものとします。将来の制度変更等により、想定外のコストや制約が生じる可能性があります。

保管リスク

ファンドは、保管者の支払不能、管理、清算またはその他形式による債権者の保護に関する多数のリスクに晒されています。このようなリスクには、保管会社が保有するすべての現金のうち、保管会社あるいは副保管会社のレベルで顧客の資金として扱われていなかったものの喪失、保管会社あるいは副保管会社のレベルで適切な分別が行われず、またはそのように特定されていなかった有価証券の一部または全部の喪失、保管会社または副保管会社による勘定の運営が不正確であったことによる資産の一部または全部の喪失、送金残高の受領の遅延、かつ資産に対するコントロールを取り戻すのが大幅に遅れたことによる損失が含まれますが、これらに限定されません。ファンドは、有価証券の保管先である副保管会社、顧客の資金の保管先である第三者たる銀行または取得した担保の保管先である国際証券集中保管機関もしくは信用機関が支払不能に陥った場合も同様のリスクに晒されます。

キャッシュ・スイープ

保管会社は、未使用の翌日物の現金残高を金融機関に預金することができます(保管会社は、当該現金残高に関してファンドが得た利息の一部を留保する権利も有します。)。このような状況では、ファンドは、当該現金残高に関して、当該金融機関の信用リスクに晒されます。

カウンターパーティー・リスク

ファンドおよび投資対象投資ピークルは、(それが誠実なものであるかに関わらず)契約条件について争いがありまたは信用もしくは流動性の問題のために、取引の条件に従って取引を決済しない相手方当事者にさらされることがあり、そのためファンドおよび投資対象投資ピークルが損失を被る可能性があります。かかる「カウンターパーティー・リスク」は、決済を阻害する出来事がある場合、または取引が単一もしくは小さなグループのカウンターパーティーとの間で締結される場合に、満期がより長い契約において増加します。受託会社、管理会社および投資運用会社は、ファンドについて、特定のカウンターパーティーと取引を行うことまたはその取引の一部もしくは全部を一つのカウンターパーティーに集中させることを制限されていません。さらに、受託会社、管理会社および投資運用会社は、そのカウンターパーティーの信用度を評価する内部の信用機能を有していない可能性があります。受託会社、管理会社および投資運用会社のあらゆる数のカウンターパーティーと取引する能力および当該カウンターパーティーの財務的能力の有意義かつ独立した評価の欠如は、ファンドの損失の可能性を高めます。

過去、いくつかの著名な金融市場参加者が期限通りに契約上の義務を履行できず、またはもう少しで不履行になることがありました。これは、金融市場に見られる不確実性を高め、予期せぬ政府介入、信用および流動性の収縮、取引および金融取り決めの早期終了ならびに支払いおよび引渡しの停止および不履行につながりました。このような混乱のため、支払能力のある主要なブローカーや金融業者でさえも新たな投資資金の融資を渋るようになり、または以前よりも著しく悪い条件で融資を提供することの原因となりました。カウンターパーティーが不履行をしないという保証およびファンドが結果的に取引で損失を被らないという保証はありません。

決済リスク

取引の決済ならびに資産の保管に関連する市場慣行は、リスクを増加させる可能性があります。取引を実行するために利用できるクリアリング、決済および登録システムは、取引の決済および振替の登録に関連する遅滞およびその他の重大な困難につながる可能性があります。また、顧客または取引の相手方当事者が契約上の義務を履行できない可能性もあります。決済に関するあらゆる問題は、ファンドの純資産総額および流動性に影響を与える可能性があります。

投資制限リスク

これは、政府による資本規制または資本制限から生じるリスクで、資本を処分するタイミングや量に悪影響を及ぼす可能性があります。場合によっては、ファンドまたは投資対象投資ピークルは一部の国で行われた投資を撤回できない可能性があります。政府は、外国人による現地資産の所有に関する制限を変更する場合があります。これには、セクター、個別および総計の取引割当量、支配割合ならびに外国人に提供される株式の種類に関する制限が含まれますが、これらに限定されません。ファンドは、制限によりその戦略を実行できない可能性があります。

収益および利得の送金

ある国への原投資により発生する収益およびキャピタル・ゲインの送金は、その国の通貨が流動性を有することおよびかかる利益の本国送金を抑制または阻止する外国為替政策がないことにより左右される可能性があります。

適用法の遵守

受託会社、管理会社、報酬代行会社、投資運用会社および日本における販売会社は、潜在的投資者による受益証券の取得の合法性または潜在的投資者に適用されるいかなる法令、規則または政策への遵守について、責任を負いません。潜在的投資者は、これらの事項に関して決定を下すとき、受託会社、管理会社、報酬代行会社、投資運用会社および日本における販売会社に依拠することができません。潜在的投資者が受益証券に関して講じるべき措置について懸念がある場合は、かかる潜在的投資者は直ちに株式仲買人、バンク・マネージャー、顧問弁護士、会計士またはその他独立した財務顧問に財務に関する助言を求めるべきです。

投資の集中

投資運用会社は、申込金のほぼ全額を、主として中間ファンドを通じて、投資目的に応じ投資テーマを限定しているブラックロックPE戦略ファンドに実質的に全ての資産を投資する投資対象ファンドに投資します。その結果、ブラックロックPE戦略ファンドによって生じた損失は、ファンドの全般的な財務状態およびその受益証券のパフォーマンスに重大な悪影響を及ぼすことがあります。このため、ファンドへの投資は、分散投資ポートフォリオには存在しない相当な集中リスクにさらされる可能性があります。また、ブラックロックPE戦略ファンドは、投資目的に沿った投資テーマ(プライベート・アセット)に限定して投資を行うため、分散投資を行った場合と比較して、価格変動が大きくなる可能性があります。

ファンドへの投資に係るリスク

キーパーソン

管理会社および投資運用会社は、ファンドに関する投資方針の決定をしばしば個人に頼ることがあります。また、ブラックロックPE戦略ファンドの成功は、ブラックロックPE戦略ファンド投資顧問会社およびブラックロックPE戦略ファンド副投資顧問会社の専門性にかかっています。かかる個人を失うことが、ブラックロックPE戦略ファンド、ひいてはファンドの運用実績を危険にさらす可能性があります。

投資運用会社への依拠等

ポートフォリオ(投資対象となる投資ファンドおよびそれらのポートフォリオ投資対象を含みます。)の成功または失敗は、一定程度、これらの投資の選択およびそのパフォーマンスの監視における投資運用会社の判断および能力に依拠しています。投資者は、ポートフォリオについて、関連する経済、財務およびその他の情報を自分自身で評価する機会を持ちません。投資運用会社が成功するという保証はありません。さらに、投資運用会社のキーパーソンの死亡、就労不能または退職によってポートフォリオのパフォーマンス、ひいてはファンドのパフォーマンスに悪影響が及ぶ可能性があります。中間ファンドが期待した投資成果を得られない場合、ファンドの投資成果に重大な悪影響を及ぼしますが、中間ファンドの運用成果は投資対象ファンドに大きく依拠します。中間ファンドは、投資対象ファンド・リミテッド・パートナーとして投資を行うため、当該投資対象ファンドの運営または投資判断に関与することはできず、投資対象ファンドの運営や投資判断は、当該投資対象ファンド・ジェネラル・パートナーおよび投資対象ファンド投資運用会社(ならびにそれらの関係会社)により行われます。このため、ファンドの投資に影響を及ぼす中間ファンドの運用結果は、投資対象ファンドの関係者による投資判断、運用能力、および内部管理体制等に大きく依拠することとなり、これらの判断が適切でなかった場合等には、中間ファンドが期待した投資成果を得られない可能性があり、ファンドの投資成果に悪影響を及ぼす可能性があります。

また、投資対象ファンドは、投資証券の申込みによる購入代金のほぼ全てをブラックロックPE戦略ファンドに投資するため、投資対象ファンドの運用成果は、ブラックロックPE戦略ファンドの投資顧問会社・副投資顧問会社および投資先ファンドの運用者の投資判断、運用能力、および内部管理体制等に大きく依拠します。これらの判断が適切でなかった場合等、ファンドに係る投資者は期待した運用成果が得られない可能性があり、

ファンドの投資成果に悪影響を及ぼす可能性があります。これらの判断や運用が不十分であったり不備があった場合、期待される投資成果が得られないことがあります。

さらに、前述のキーパーソンの死亡、職務遂行不能、または退職は、ポートフォリオの成果に悪影響を及ぼすことがあり、ひいてはファンドのパフォーマンスにも悪影響を及ぼすことがあります。

投資運用会社、その関連会社、またはファンドに関して受託会社にサービスを提供する者(管理会社を除きます。)のいずれも、受益者に対していかなる義務も負わず、または受益者との間でいかなる代理関係もしくは信託関係も有しません。

投資目的および取引リスク

ファンドの投資目的が成功するという保証も表明もなく、ファンドがその投資目的を達成するという保証はありません。投資運用会社は、特定のポートフォリオへの投資を自ら選択、実行または実現できることを保証することはできません。ファンドが投資者にリターンを生むことができるまたはリターンが本書に記載する種類の証券に投資するリスクに見合うものとなる保証はありません。すべての投資の損失を負うことができる者に限って、ファンドへの投資を検討すべきです。ファンドに関連のある投資会社の過去のパフォーマンスは、必ずしもファンドの将来の結果を表すものではなく、またファンドの予定された、または目標とされたリターンが達成されるという保証はありません。

ファンドの実績がないこと

ファンドには運用実績およびパフォーマンス・レコードがありません。管理会社または投資運用会社が運用する投資ファンドの過去のパフォーマンスは必ずしもファンドの将来の結果を予測するものではありません。

無分配

ファンドの分配方針は、受益者に対する分配を行わないというものであり、純インカム・ゲインおよび実現キャピタル・ゲインの全額は再投資されます。よって、ファンドへの投資は、インカム・ゲインを求める投資家には適さない可能性があります。

流通市場の不在

投資者は、受益証券の流動性に関する保証はなく、受益証券の流通市場が形成される予定はないことを留意すべきです。その結果として、受益者が下記「第2 管理及び運営 - 2 買戻し手続等」に記載される手続および規制に従った買戻しによってのみ受益証券を処分することができます。関連する買戻日に受益証券の買戻しを要求する受益者が保有する基準価額の低下のリスクは、その買戻しを要求する受益者が負います。

流動性リスク

流動性は、投資運用会社が投資対象を適時に売却する能力に関連します。ファンドが投資対象とする中間ファンドは、流動性が低いと考えられます。中間ファンド投資証券は、譲渡制限が付されており、公的な取引市場は存在しません。また、中間SPC取締役会は、ファンドから提出された解約の申込みを延期、拒否または停止する裁量を有します。その結果、ファンドは希望する時期または条件で解約できない可能性があります。中間ファンドの主要な資産は、投資対象ファンド持分です。投資対象ファンド持分は、投資対象ファンド・ジェネラル・パートナーの事前の書面による承認なしに譲渡することはできず、当該承認はジェネラル・パートナーの単独かつ絶対的な裁量により付与されないこともあります。また、投資対象ファンド持分について公的またはその他の取引市場は存在しません。投資対象ファンドの主要な資産はブラックロックPE戦略ファンドの持分であり、ブラックロックPE戦略ファンドにおいても公的な取引市場は存在せず、投資対象ファンドは、ブラックロックPE戦略ファンドに対し、四半期ごとの任意の解約に関連して、その保有するブラックロックPE戦略ファンド投資証券の一部または全部の解約を請求することができますが、当該解約は一定の条件および制限の範囲内で行われます。比較的流動性の低い投資対象の市場は、流動性の高い有価証券の市場よりも変動が大きい傾向があります。ファンドの資産を比較的流動性の低い投資対象(特に中間ファンド投資証券)に投資することおよびファンドの受益証券の買戻しおよび中間ファンド投資証券の買戻しに対する制限は、上記「2 投資方針 - (1) 投資方針」の「ファンドの流動性」の項目で説明した流動性の仕組みを用いても、投資運用会社が希望する価格やタイミングで投資対象を処分する能力を制限する可能性があります。

中間ファンド投資証券の処分は、契約上の規定により制限される場合があり、それ自体が当該投資の価値に影響を及ぼすことがあります。

さらに、ファンドは、主に非上場企業や私募ファンドなど、公開市場で自由に取引できないプライベート・アセットに投資するブラックロックPE戦略ファンドに間接的にエクスポージャーを有しています。当該資産は、潜在的な買い手が限られていることが多く、希望する時期や有利な条件で売却できないことがあります。その結果、投資対象の換金には予想以上に時間がかかる場合や、不利な価格で売却せざるを得ないことがあります。さらに、当該資産の処分には追加の時間や費用がかかることがあり、ブラックロックPE戦略ファンドの純資産価額や、ファンドが利用できる流動性のタイミングおよび条件に悪影響を及ぼすことがあります。

中間ファンドに固有の留意点

ファンドが行う中間ファンドへの投資は、プライベート・エクイティならびにその他の私募有価証券およびプライベート・アセットの価値や評価額の変動、市場金利の変動等の悪化により、中間ファンドの投資収益に悪影響がおよび、出資に損失が生じるおそれがあります。中間ファンド持分の流通市場は現在確立されていません。

中間ファンドは、投資経験の豊富な投資家向けのファンドです。中間ファンドへの投資ならびに中間ファンドの投資目的および投資戦略は、様々なリスクを内包しており、当該リスクを原因として元本欠損が生じるおそれがあります。実質的に中間ファンドに出資するファンドへの投資にあたっては、投資者は、中間ファンドへの出資に伴う様々なリスク等を十分に理解した上で、投資の判断および決定を行うよう留意する必要があります。

投資対象ファンドの買戻手数料

受益証券の買戻し請求により、ファンドが自己勘定で保有する中間ファンドの持分の解約が必要となる場合があります。かかる請求がなされた場合、中間ファンドによる投資対象ファンド持分の解約が必要となります。中間ファンドによる当該解約請求が、関連する投資対象ファンド持分の申込日から1年以内(関連する解約日の翌日を基準として測定されます。)になされた場合、当該解約請求には投資対象ファンド早期解約手数料が適用され、当該手数料は、中間ファンドの純資産価額を通じてファンドが負担し、純資産総額および基準価額を低下させます。その結果、買戻しを請求する受益者にとっての買戻価格は低くなり、残存するすべての受益者にとっての基準価額も低下します。ファンドのレベルでは、別途の買戻手数料は課されません。

受益証券の買戻しは、買戻日にのみ可能であり、また制限される場合があること

管理会社が、受託会社との協議の上、特定の買戻日の一または複数の買戻通知を履行するために必要となる、投資運用会社によるファンドの(またはある受益証券クラスに帰属する)投資対象の換金が実行可能でないと判断した場合(中間SPCが中間ファンド投資証券の解約の停止またはその他の制限を宣言した場合を含みますが、これに限られません。)、または、これが受益者の利益を害すると判断した場合、管理会社は、受託会社との協議の上、受益者の買戻しを拒否することができます。重要な点として、買戻日に中間ファンドのレベルにおいてファンドによる中間ファンド投資証券の解約請求が何らかの形で制限されている場合、ファンドは、管理会社の決定により、当該買戻日に行われたすべての換金(買戻し)申込みを拒否します。その結果、一定の環境下において、当該買戻日における受益証券の買戻しは、まったく行われなくなることになります。

ファンドが買戻し請求を処理できるかどうかは、投資運用会社がポートフォリオの資産(特に中間ファンド投資証券)を適時に換金(解約)できるか否かにかかっています。投資家の皆様は、ファンドの口座のために提示された対応する金額が、投資対象ファンドによる買戻しの対象として受け入れられていない限り、中間SPCは、買戻し請求に基づく中間ファンド投資証券の買戻しを、原則として拒否するか、その数を減らすことに留意する必要があります。「中間SPC、投資対象ファンドおよびブラックロックPE戦略ファンドのレベルにおける制限」という見出しの項で後述するように、解約請求が過小申込となった場合、投資対象ファンドは、特定の四半期において、買戻し請求された数よりも少ない数の投資対象ファンド持分を買い戻すことがあります。

したがって、受益者は、受益証券の買戻しを受ける能力が極めて限定的であり、複数のレベルの裁量および制約の対象となることに留意する必要があります。また、いかなる買戻し日においても、買戻し請求が履行されるという保証はありません。

当該買戻日に買い戻されなかったすべての受益証券に関する買戻通知は取り消され、翌買戻日に繰り越されるわけではありません。よって、買戻通知が取り消された受益者が引き続き受益証券の買戻しを希望する場合、あらためて買戻通知を出す必要があります。

買戻通知が取り消された部分はファンドへの投資として残存し、よって、基準価額は増減することになります。

受益証券の買戻し等に関するその他の制限

受託会社は、管理会社との協議の後、特定の状況では、下記「第2 管理及び運営 - 3 資産管理等の概要 - (1) 資産の評価 - 純資産総額の計算の停止」および下記「第2 管理及び運営 - 2 買戻し手続等」に記載の通り、純資産総額および/もしくは基準価額の決定および/もしくは受益証券の買戻しを停止すること、ならびに/または受益証券の買戻しを要求した者への買戻しによる受取額の支払期間を延長することができます。管理会社もまた、受託会社(および場合によっては投資運用会社)との協議の後、買戻日に買戻しすることができる受益証券の合計数を、下記「第2 管理及び運営 - 2 買戻し手続等」に記載の通り、管理会社が決定する数量および方法で制限することができます。

為替リスク

受益証券は、米ドル建てです。そのため、投資者の財務活動が主として米ドル以外の通貨または通貨単位(日本円を含み、以下「投資者通貨」といいます。)建てで行われている場合、通貨換算に関連して一定のリスクが生じます。当該リスクには、為替相場が大幅に変動するリスク(米ドルの平価切下げまたは投資者通貨の平価切上げに伴う変動を含みます。)および米ドルまたは投資者通貨(場合によります。)に対する管轄権を有する当局が為替管理を実施または変更するリスクが含まれます。投資者通貨の価値が対米ドルで上昇した場合、(a)純資産総額および基準価額の投資者通貨の相当額ならびに(b)支払われる分配金(もしあれば)の投資者の通貨相当額が減少します。

基準価額に基づかない買戻価格

管理事務代行会社が、ファンドが取引を行うかまたは現金を保有する取引相手方から、ファンドの勘定において締結される取引および保有される現金または有価証券を照合するのに十分な時間内に、取引明細書またはその他の必要な情報を受領しない場合があります。これは、不完全な情報または計算時に検証できない情報に基づいて純資産総額が計算されることを意味し、不正確な純資産総額の計算につながる場合があります。受託会社、管理事務代行会社および投資運用会社のいずれも、その結果発生した損失について責任を負いません。

監査待ちを行わないこと

受益証券の買戻しにおいて、買戻価格は、当該受益証券の未監査の基準価額に基づいており、基本信託証書は年次監査によって以前の評価の調整が必要と判断された場合の回収メカニズムを規定していません。したがって、受益者に支払われる買戻代金は、買戻価格が、該当する受益証券の監査済みの基準価額に基づいていた場合に受益者が受領していたであろう買戻代金より高いまたは低い可能性があります。支払われた買戻代金が、該当する受益証券の監査済みの基準価額に基づいていた場合の買戻価格よりも高額である場合、かかる過払いはこれに相応する悪影響をファンドに及ぼす可能性があります。

ファンドの手数料

受託会社は、報酬代行会社がファンドを代理して通常経費の支払いを約束する報酬代行会社任命契約を報酬代行会社との間で締結します。報酬代行会社任命契約の締結にかかわらず、下記「4 手数料等および税金 - (3) 管理報酬等 報酬代行会社報酬」に記載のその他の特定の費用または経費、訴訟費用または補償費用ならびにその他通常の過程において通常発生しない臨時的費用および経費は、ファンドの資産から支払われます。

重層的な経費

潜在的投資者は、ファンドによる中間ファンドへの投資の結果、ファンドに対する支払費用(運用報酬およびサービス提供会社に対して支払う報酬を含みますが、これに限りません。)の重複が生じ得ることに留意すべきです。なお、各投資対象投資ビークルは、運営費用および運用費用を負担し、また間接的にその投資対象(投資ファンドを含みます。)のレベルで計上される管理報酬、運用実績連動型報酬およびその他の費用を負担します。この結果、ファンドの総費用は、一般的な直接投資の場合に比べて純資産総額に対して高い割合を示す可能性があります。

ファンドの早期終了

潜在的投資者は、強制買戻事由が発生した場合、最終買戻日が早まる可能性があることに留意すべきです。強制買戻事由は、(a)評価日における純資産総額が1,000万米ドル以下となり、その評価日(もしくはその後の日)において、管理会社がすべての影響を受ける受益者に通知を行うことで強制的に換金(買戻し)を行うべきと決定した場合、または(b)管理会社が、受託会社と協議の上、その理由を問わず、すべての受益証券を強制的に買い戻すべきと決定した場合(最終買戻日以前において、中間ファンドが繰上終了した場合が含まれますが、これに限定されません。)に発生します。潜在的投資家は、ファンドが終了する場合、中間ファンド投資証券の清算にあたっては、投資対象ファンド早期解約手数料および一定の解約制限等が適用される可能性があり、これにより、当該中間ファンド投資証券の売却もしくは換価が遅延または妨げられる可能性があること、ならびに/または受益者への純現金収益の分配が減少する可能性があることに留意すべきです。

「最終買戻日」とは、()2163年12月1日、または、()管理会社が決定した、ファンドのすべての投資対象が清算された強制買戻事由の発生後、実務上最も早い買戻日のいずれか早い日をいいます。

ファンド障害事由

ファンド障害事由の影響を受ける評価日に要求される支払いまたは必要な計算は遅延する可能性があり、かかるファンド障害事由の結果として、推定に基づいて計算を行う必要性が生じる可能性または評価が調整される可能性があります。投資者は、本書に記載されている通り、ファンド障害事由がどのように受益証券に影響を与えるかについて留意すべきです。

スタートアップ期間

ファンドは、新規に拠出された資産の初期投資に関連する一定のリスクを招くスタートアップ期間に直面する可能性があります。さらに、スタートアップ期間はまた、ファンドの一または複数のポートフォリオの分散レベルが、完全にコミットされたポートフォリオまたはポートフォリオ・グループのものより低い可能性があるという特別なリスクを示します。管理会社または投資運用会社は、完全にコミットされたポートフォリオに移行するために様々な方法を採用する可能性があります。これらの方法は、部分的に市場判断に基づいています。これらの方法が成功するという保証はありません。

現物分配

投資対象ファンド・ジェネラル・パートナーは、一定の限定的な状況において、(投資対象ファンドのリミテッド・パートナーとしての)中間SPCからの解約請求に対し、現金ではなく、ブラックロックPE戦略ファンド投資証券またはその他の有価証券の現物分配によってこれに応じることを選択する場合があります。そのような場合、中間SPCは、当該現物分配をファンドにパススルーする可能性があります。投資を検討されている方は、ファンドが有価証券を現物で受領することにより、以下を含む多くのリスクや不利益が生じる可能性があることにご留意ください。

ファンドが中間ファンド投資証券に関する解約請求の全部または一部の履行としてブラックロックPE戦略ファンド投資証券またはその他の現物の有価証券を受領した場合、ファンドは、当該有価証券を直ちに現金化できないことがあります。当該状況において、受託者は、管理会社と協議の上、当該ファンド(または、場合によっては中間SPC)が受領した現物の有価証券が換金され、その収益が現金化されるまで、受益者による受益証券の買戻しを含む、当該ファンド段階での買戻業務を一時停止する必要があることがあります。したがって、投資ストラクチャーのいずれかの階層で現物分配が行われた場合、買戻通知を提出した受益者が、予想された期間内に、あるいはその全額について買戻代金を受け取れる保証はありません。

さらに、ファンドが受け取った現物の有価証券の価値は、受領日から最終的な換金日までの間に変動することがあり、当該有価証券が現物分配時に付与された価格と同等またはそれ以上の価格で売却できる保証はありません。当該有価証券の清算までの期間における価格の下落は、基準価額および受益者が最終的に受け取る買戻代金に相応の悪影響を及ぼします。管理会社は、受益者全体の最善の利益のために、当該現物の有価証券の清算の方法および時期を決定するものとし、当該清算が有利な条件で、あるいは合理的な期間内に行われる保証はありません。

また、投資を検討されている投資家は、日本法において、一般的に受益者への現物分配が禁止されている点にご留意ください。したがって、ファンドが現物分配を受けた場合、ファンドは、受益者への買戻代金の決済に先立ち、当該現物の有価証券を現金化することを目指すのであり、現物の有価証券を受益者に直接引き渡すことはありません。しかし、当該換金が適時に実行できる保証はなく、換金に遅延が生じた場合、受益者が買戻代金の受領能力や基準価額に悪影響を及ぼすことがあります。

投資方針に係るリスク

一般事項

ファンドの投資目的の達成、投資利益の保証はないこと

ファンドの投資目的が成功するという保証も表明もなく、ファンドがその投資目的を達成するという保証はありません。投資運用会社は、特定のポートフォリオへの投資を自ら選択・実行し、かつエグジットを実現できることを保証することはできません。ファンドが投資者にリターンを生むことができるまたはリターンが本書に記載する種類の投資商品に投資するリスクに見合うものとなる保証はありません。すべての投資の損失を負うことができる者に限って、ファンドへの投資を検討すべきです。ファンドに関連のある投資商品および/または投資会社の過去のパフォーマンスは、必ずしもファンドの将来の結果を表すものではなく、またファンドの予定された、または目標とされたリターンが達成されるという保証はありません。

現金部分

現金

ファンドの口座で保有される現金は、信用リスク、流動性リスク、市場リスク、金利リスク、およびカウンターパーティ・リスクにさらされています。これらのリスクのうち一以上が現実化した場合、ファンドの口座で保有される現金の価値に悪影響を及ぼす可能性があります。投資運用会社が、ファンドの勘定で保有される現金の引出しができない場合、投資運用会社のファンドの投資目的および投資方針を達成する能力に悪影響を及ぼし、および/またはファンドに損失を生じさせる可能性があります。

受益者から受領したものの投資運用会社が未だ投資に供していない申込手取金は、流動資産として保有されますが、これにより「キャッシュ・ドラッグ」が生じ、ファンドのパフォーマンスに影響を与えることがあります。

中間ファンド

中間ファンドは適切な投資でない可能性があること

投資者は、中間ファンドへの間接的なエクスポージャーを有します。かかるエクスポージャーは、(a) 中間ファンドへの投資のメリットおよびリスクを評価するために必要な財務および事業上の問題についての知識および経験を有しており、(b) 中間ファンドへの投資の経済的リスクを負うことができ、かつ、(c) 投資者の財務状況に照らして、中間ファンドへの投資のリスクを進んで許容できる投資者にとってのみ適切です。

潜在的投資者は、中間ファンドへのエクスポージャーを有することが各自の状況にとって適切であるかどうかを判断し、ファンドの中間ファンドへの投資の結果を判断するために、各自の法律、ビジネス、財務(および会計)の顧問に相談すべきです。

中間ファンド(ファンドの実質的な投資資産)に固有の留意点

ファンドが投資する中間ファンドへの投資については、プライベート・エクイティおよびその他の私募有価証券の価値や評価の変動、市場金利の変動等の悪化により、中間ファンドの投資収益に悪影響が生じ、投資損失が発生するリスクがあります。中間ファンドの持分の流通市場は現在確立されていません。

中間ファンドは、投資経験の豊富な投資家向けのファンドです。中間ファンドへの投資は、中間ファンドの投資目的および投資戦略と同様、様々なリスクを伴い、元本割れを生じる可能性があります。実質的に中間ファンドへの投資であるファンドへの投資を行う場合、投資者は、中間ファンドへの投資に伴う様々なリスクを十分に理解した上で、投資判断および決定を行うよう留意する必要があります。

相関性の欠如

報酬、費用および適用される外国為替ヘッジまたはクーポンならびに受益証券および/または中間ファンド特有のその他の要因の影響により、中間ファンドの価値の変化は、受益証券の価値の変化には直接的に関連しない可能性があります。投資者は報酬および利子が基準価額にどのように影響するかについて留意すべきです。

非公開の情報および情報提供

受託会社、管理会社、報酬代行会社、投資運用会社および/またはそれらの関連会社は、中間ファンドおよび中間ファンドに関連するすべての原資産に関する非公開の情報を保有または取得することがあります。これらのうちいずれも当該情報を公開する、または受益者のために中間ファンドの事業、財務状況、信用力または事務の状況を審査し続ける義務を負いません。

中間SPCのリスク要因

上記のリスクに加え、本ファンドは中間SPCへの投資家として、以下に記載される中間ファンドの投資(投資対象ファンドおよびブラックロックPE戦略ファンドを含みます。)に関連するすべてのリスクにさらされます。したがって、受益証券は、間接的にこれらすべてのリスクにさらされることとなります。投資を検討されている方は、受益証券の購入に先立ち、以下に規定されるリスクを注意深くお読みください。

中間SPC、中間ファンド、中間SPC取締役会、中間SPCの正式に授権された代理人、アイキャピタル・アドバイザーズ・エルエルシー、またはそれらの各関連会社は、()ファンドのスポンサー、プロモーター、管理会社、または代理人ではなく、また()ファンド文書(目論見書、オファリング・メモランダム、販売用資料、設立契約および類似の文書を含みますが、これらに限定されません。)の内容について責任を負いません。

投資者は、中間SPC、中間ファンド、またはブラックロックPE戦略ファンドの投資家ではないことに留意すべきであり、これらに関して直接的な権利または義務を有することはありません。

中間SPCへの投資に関連するリスク

中間SPCは新設された事業体であり、()その中間ファンドの持分には譲渡制限が課され、公開市場が存在せず、()投資対象ファンドからの全額または一部の解約のみが許可され、中間SPCは投資対象ファンドの投資活動を支配することはできず、かつ()投資者は、投資額全額を失う可能性があります。中間ファンドのリターンは、投資対象ファンドへの投資のパフォーマンスにほぼ完全に依存し、投資対象ファンドがその投資目的および戦略を実行できること、あるいは多額の損失を回避できることを保証するものではありません。中間ファンドは、その投資可能資産のほぼ全額を投資対象ファンドに投資することを意図していますが、そのパフォーマンスは投資対象ファンドが達成したリターンと同一になるわけではありません。中間ファンドへの投資に適用される費用および経費により、必然的に中間SPCのパフォーマンスは投資対象ファンドを下回るようになります。例えば、中間SPCおよび中間ファンドの一定の継続的な運営経費は、投資対象ファンドの投資家として中間ファンドが負担する費用(例えば、インセンティブ分配、管理報酬、投資対象ファンドの費用、設立費用ならびに投資対象ファンドの投資家が負担するその他の費用および負債など)に加えて発生しますが、一般的に中間SPCがそれぞれ負担し、間接的には中間ファンドの投資主が負担することになり、当該投資主へのリターンに相応の影響を及ぼします。中間ファンドのこうした追加費用は、投資対象ファンドに対する中間ファンドのパフォーマンスを低下させることになります。

さらに、中間ファンドのパフォーマンスと投資対象ファンドのパフォーマンスとの間に(場合によっては著しい)乖離が生じる要因として、投資対象ファンドに投資されていない中間ファンドの現金準備金の規模などが挙げられますが、これらに限定されません。

実質的に全資産を投資対象ファンドに投資すること

中間ファンドのリターンは、投資対象ファンドへの投資のパフォーマンスにほぼ完全に依存することになり、投資対象ファンドがそれぞれの投資目的および戦略を実行できる保証はありません。中間ファンドの一定の継続的な運営費用(例えば、投資対象ファンドの管理報酬、投資対象ファンドのインセンティブ報酬、設立費用、投資費用、運営費用、ならびに投資対象ファンドの投資家が負担するその他の費用および負債など)は、中間ファンドの持分の保有者(ファンドを含みます。)(以下「中間ファンド投資主」といいます。)によって負担され、これに伴い投資主へのリターンに相応の影響を及ぼします。中間ファンドのこうした追加費用は、投資対象ファンドと比較した際の中間ファンドのパフォーマンスを低下させることとなります。

ファンドは投資対象ファンドの投資家ではありません

ファンドは、中間ファンドに投資することにより、投資対象ファンドの投資家とはみなされず、その投資に関連して投資対象ファンドの投資家に帰属する権利を行使する能力を有しません。さらに、ファンドは、投資対象ファンド、投資対象ファンド管理会社もしくは投資対象ファンド投資運用会社、またはその関連会社からの書面または口頭による情報に依拠する権利を有しません。

ポートフォリオ投資対象への間接投資

中間ファンドに関連する中間SPCは、そのポートフォリオ投資対象を直接所有するものではなく、第2の投資事業体である投資対象ファンドのリミテッド・パートナーであり、投資対象ファンドは、さらに第3の投資事業体であるブラックロックPE戦略ファンドの投資主であり、ブラックロックPE戦略ファンドは、ブラックロックPE戦略ファンドの取締役会、ジェネラル・パートナー、または同様のガバナンス機関の監督下に置かれ、ブラックロックPE戦略ファンドの投資対象の取得および処分を管理する別の投資顧問によって運用されています。投資主(ファンドを含みます。)による購入および買戻しは、中間ファンドが投資対象ファンドとの間で対応する購入および解約を実行できるか否かに依存し、さらに、投資対象ファンドがブラックロックPE戦略ファンドとの間で対応する購入および解約を実行し、本書に記載されたとおりに購入および解約を正確に相殺できるか否かに依存します。投資対象ファンドおよびブラックロックPE戦略ファンドの運営および業務は、それぞれ投資対象ファンドおよびブラックロックPE戦略ファンドの取締役会によって管理されます。投資対象ファンドの投資家としての中間ファンドの権利は、一般的に取締役会(随時、サービス提供者に委任されることがあります。)によって行使され、投資対象ファンドの設立管轄区域の法規制に準拠しますが、当該権利は限定的であり、中間ファンドがポートフォリオ投資対象に直接投資する場合ほど有効ではありません。

解約請求の繰延べ、拒否及び停止

中間SPC取締役会は、解約請求を繰り延べ、拒否し、又は停止する裁量権を有しており、これにより、ファンドが中間SPCを通じて投資を解約し、投資対象ファンドへの間接投資に係るリターンを得る能力が制限されます。解約請求が実行されるまでの間に中間SPCにおける投資の価値が減少する可能性があり、最悪の場合、投資者は投資の全額を失う可能性があります。

複数のレベルにかかる費用

中間ファンドおよび投資対象ファンドには、収益性にかかわらず、中間ファンドが直接または間接的に負担する経費、費用および運用報酬があります。中間ファンドの報酬および費用は、中間ファンドのリターンを、場合によっては大幅に、投資対象ファンドのリターンとは異なるものにします。

投資対象ファンドにおける単一の投資家として扱われることによる潜在的な悪影響

中間ファンドは投資対象ファンドにおいて単一の持分を保有することになり、各投資主(ファンドを含みます。)による投資対象ファンドへの間接投資は、投資対象ファンドにおける個別の持分として表章されることはありません。したがって、投資対象ファンドへの中間ファンドの投資に関して支払われる成果報酬は、特定の出資者の投資対象ファンドへの間接投資のパフォーマンスではなく、中間ファンドの投資全体のパフォーマンスに基づいて算出されます。同様に、投資対象ファンドが請求する買戻手数料および投資対象ファンドのその他の買戻しに関する規定は、特定の投資主による中間ファンドからの買戻しではなく、中間ファンドによる投資対象ファンド全体からの引出に基づいて決定されます。したがって、投資主の投資証券1口当たり純資産価格は、その投資主が投資対象ファンドの直接投資家であった場合に想定されるものとは異なります。中間

ファンド投資証券は、投資対象ファンドの直接投資家が投資証券を払い戻すことができたであろう時期や金額で、中間ファンドによって買い戻されることはあり得ません。その結果、新規または既存の投資主による中間ファンドへの追加投資、および中間ファンドからの買い戻しは、場合によっては投資対象ファンドへの追加の購入または投資対象ファンドからの買い戻しを一般的に必要とするため、一定の状況下において、異なる投資主にとっての中間ファンドへの投資による経済的利益および不利益に歪みを生じさせることがあります。

異なる分離ポートフォリオ

中間SPCは、ケイマン諸島法に基づく分離ポートフォリオ会社として設立されており、中間SPCの分離ポートフォリオは、中間SPC自体とは別個の法人格を構成するものではありません。ケイマン諸島の会社法(改正済み)に基づき、投資主は関連する分離ポートフォリオに対してのみ請求権を行使することができ、その分離ポートフォリオの債権者は、他のいかなる分離ポートフォリオの資産に対して請求を行うことはできません。ただし、中間SPCは単一の法人であり、当該法人を代表して事業運営や資産保有が行われたり、必ずしも当該分離を認めない他の法域において請求権の対象となったりすることがあります。当該状況下では、ある分離ポートフォリオの資産が枯渇した場合、別の分離ポートフォリオの債務を弁済するために、当該分離ポートフォリオの資産が充当されるリスクがあります。

中間SPCは、その一または複数の分離ポートフォリオの投資証券を発行しています。各分離ポートフォリオ(中間ファンドを含みます。)は、その資産のほぼ全額を投資対象ファンドに投資し、中間SPCの一般的な運営費用を比例按分で分担します(ただし、中間SPC取締役会が独自の裁量で決定した、単一の分離ポートフォリオにのみ関連する費用は、当該分離ポートフォリオの投資家のみが負担します。)。各分離ポートフォリオ間で、投資収益率は異なることがあります。分離ポートフォリオ固有の費用や様々な投資戦略などの理由を含め、分離ポートフォリオのパフォーマンスに差異が生じない保証はありません。中間SPC取締役会は、将来、投資主(ファンドを含みます。)への通知または同意なく、追加の分離ポートフォリオを設定することがあります。

評価

投資対象ファンドによる実現投資対象の最終的な価額は、投資対象ファンドが中間ファンドに報告した価額とは異なることがあり、中間ファンドへの投資から実現される最終的な金額は、ファンドを含む投資主に報告された投資証券の価額とは異なる場合があります。

投資対象ファンドに対する求償権の否認

ファンドを含む中間ファンドの投資主は、投資対象ファンドの投資主ではなく、投資対象ファンドに対する直接的な持分を有さず、投資対象ファンド、その関連会社、またはそれぞれのアドバイザー、役員、取締役、従業員、組合員、社員に対して、訴訟適格や求償権を有しません。

議決権および参加権の欠如

投資対象ファンドの投資家が議決権を行使すべき事項が生じた場合、中間SPCは、中間ファンドに関して、前述の通り投資対象ファンド持分について「エコー」投票を行うことを意図しており、投資主は、投資対象ファンドにおける中間ファンドの持分についてどのように議決を行うかを決定することはありません。さらに、中間SPCおよび投資主はいずれも、投資対象ファンドの支配、運用または日常業務に直接関与する機会を有しません。

一般的な税務リスク

投資対象ファンドへの投資には、様々な所得税上のリスクが伴います。例えば、投資対象ファンドは、時折、米国国税庁(以下「IRS」といいます。)から異議を申し立てられることのある税務上のポジションを報告する場合があります。IRSが当該ポジションに異議を申し立て、それが認められた場合、多額の遡及課税に加え、利息および罰金が課されることがあります。各中間ファンドが米国連邦所得税法上、別個の法人として扱われることを意図しているにもかかわらず、投資対象ファンドが単一の法人として扱われる場合、中間ファンドへの投資は、本書に記載されているものとは異なる米国連邦所得税上の結果をもたらす可能性があります。既存の司法判断、またはIRSの現行の立場(行政上の措置として、あるいは公表された歳入裁定や歳入手続に含まれるもの)の変更や修正、および新法の成立(いずれも遡及的に適用される可能性がありま

す。)により、本書に記載された税務上の取扱いが大幅に縮小、消滅、または変更される可能性があります。投資を検討されている方は、ご自身の状況を踏まえ、投資対象ファンドへの投資による税務上の影響を十分に理解するため、税務アドバイザーにご相談ください。

源泉徴収税のリスク

投資者は、投資対象ファンドから中間ファンドへの分配金(買戻しに関連するものを含みます。)が、一定の場合において米国連邦源泉徴収税の対象となることがある点にご留意ください。一定の要件を充足する投資対象ファンドからの分配金(投資対象ファンドの米国における税務上の分類によります。)は、米国連邦源泉徴収税の対象とならないことがあります。そのような要件が充足される保証はありません。当該源泉徴収税が課される場合、中間ファンドから投資主への投資収益は減少することがあります。投資を検討されている方は、当該潜在的な米国源泉徴収およびそれが中間ファンドへの投資に及ぼす影響について、税務アドバイザーに相談することを強くお勧めします。

投資対象ファンドの投資リスク

上記のリスクに加え、中間ファンドは投資対象ファンドへの投資家として、投資対象ファンドの投資に関連するすべてのリスクにさらされており、したがって、ファンドの持分も間接的にこれらすべてのリスクにさらされることとなります。

投資対象ファンドに係るリスク要因

投資リスク全般

すべての証券投資には元本割れのリスクが伴います。投資対象ファンドの投資戦略が成功するという保証または表明は一切行われず、投資成果は時間の経過とともに大きく変動する可能性があります。

実質的にすべての資産のブラックロックPE戦略ファンドへの投資 投資対象ファンドはその資産の実質的にすべてをブラックロックPE戦略ファンドに投資し、ブラックロックPE戦略ファンドを通じて投資プログラムを実行するため、投資予定者は、ブラックロックPE戦略ファンドへの投資に付随するリスクについても慎重に検討する必要があります。ブラックロックPE戦略ファンドおよびブラックロックPE戦略ファンドへの投資に関してブラックロックPE戦略ファンド英文目論見書に記載されたリスクおよび利益相反は、一般的に投資対象ファンドおよび投資対象ファンド持分にも適用されます。投資対象ファンドのリターンは、ブラックロックPE戦略ファンドへの投資のパフォーマンスにほぼ完全に依存し、ブラックロックPE戦略ファンドがその投資目的および投資戦略を実施できるという保証はありません。投資対象ファンドの特定の継続的な運営費用は、ブラックロックPE戦略ファンドの投資家として投資対象ファンドが負担する費用(例えば、ブラックロックPE戦略ファンドの資産ベースの運用報酬、設立費用、投資費用、運営費用その他ブラックロックPE戦略ファンドの投資家が負担する費用および債務)に加えて発生するものであり、通常は投資対象ファンドおよび投資対象ファンドのリミテッド・パートナーが負担しますが、これにより投資対象ファンドのリミテッド・パートナーへのリターンに相応の影響が生じます。投資対象ファンドのこのような追加費用により、投資対象ファンドのパフォーマンスがブラックロックPE戦略ファンドのパフォーマンスと比べて低下することとなります。投資対象ファンドはブラックロックPE戦略ファンドの投資家となりますが、投資対象ファンドの投資家自身はブラックロックPE戦略ファンドの投資家とはならず、ブラックロックPE戦略ファンドに対して直接権利を行使する権利を有せず、また、ブラックロックPE戦略ファンドまたはその関連会社に対して直接請求権を主張する権利もありません。投資対象ファンドの投資家は、投資対象ファンド組合契約および英文目論見書に規定された権利のみを有します。投資対象ファンド、その投資対象ファンド投資運用会社、投資対象ファンド・ジェネラル・パートナーおよびそれらの関連会社のいずれも、ブラックロックPE戦略ファンドの運用に関与せず、その運用戦略および運用方針を管理しません。投資対象ファンドは、ブラックロックPE戦略ファンド投資顧問会社の判断の誤り、過失または不正行為のリスクにさらされます。ブラックロックPE戦略ファンドの投資家による議決を必要とする事項が発生した場合、投資対象ファンド・ジェネラル・パートナー、投資対象ファンド投資運用会社および投資対象ファンドのリミテッド・パートナーのいずれも、ブラックロックPE戦略ファンドにおける投資対象ファンド持分の議決権をどのように行使するかについての決定を行いません。ブラックロックPE戦略

ファンドの条件は変更される可能性があります。ブラックロックPE戦略ファンドの経営陣および/または投資家が、ブラックロックPE戦略ファンドの準拠書類にさらなる修正を行わないという保証はありません。投資対象ファンド、投資対象ファンド・ジェネラル・パートナーおよび投資対象ファンド投資運用会社のいずれも、ブラックロックPE戦略ファンドの準拠書類の修正を一時的に阻止する能力を有しません。投資対象ファンド、投資対象ファンド・ジェネラル・パートナーおよび投資対象ファンド投資運用会社のいずれも、ブラックロックPE戦略ファンドの条件の変更に付き、投資対象ファンドのリミテッド・パートナーに対していかなる責任または責務も負いません。ブラックロックPE戦略ファンドの準拠書類が修正された場合にかかわらず、投資対象ファンド投資運用会社および投資対象ファンド・ジェネラル・パートナーのいずれも、英文目論見書を改訂し、または補足する義務を負いません。

ブラックロックPE戦略ファンドに対するデュー・ディリジェンスの不実施 投資対象ファンドは、特にブラックロックPE戦略ファンドへの投資を目的として設立されたものであり、投資対象ファンド投資運用会社は、投資対象ファンドのための潜在的な代替投資対象を評価するためのデュー・ディリジェンスを実施していません。投資対象ファンド・ジェネラル・パートナーおよび投資対象ファンド投資運用会社のいずれも、ブラックロックPE戦略ファンドおよびその投資対象に関する投資デュー・ディリジェンスまたは業務デュー・ディリジェンスを実施する予定はありません。同様に、投資対象ファンド・ジェネラル・パートナーおよび投資対象ファンド投資運用会社のいずれも、ブラックロックPE戦略ファンドの投資プログラムもしくは投資プロセスに関してデュー・ディリジェンスを実施し、またはその他の方法でその有効性を評価することはありません。したがって、投資対象ファンド・ジェネラル・パートナーまたは投資対象ファンド投資運用会社(該当する方)は、ブラックロックPE戦略ファンドに関する潜在的利益相反、詐欺的行為または投資上、管理上もしくは運営上の弱点を発見することができないリスクがあり、これらはいずれも多額の損失をもたらす可能性があります。

トラッキング・エラー ファンドは、その出資金の実質的にすべてを中間SPCおよび投資対象ファンドを通じて、間接的にブラックロックPE戦略ファンドに投資しますが、ファンドのパフォーマンスはブラックロックPE戦略ファンドが達成するリターンと同一にはなりません。例えば、中間ファンドや投資対象ファンド自体への投資に適用される経費および費用(投資対象ファンドの投資運用報酬を含みます。)により、ファンドのパフォーマンスは、必然的にブラックロックPE戦略ファンドのインスティテューショナル投資証券のパフォーマンスを下回ることとなります。また、ファンドのパフォーマンスとブラックロックPE戦略ファンドのパフォーマンスの間の乖離には、ブラックロックPE戦略ファンドに投資されないファンド、中間SPCおよび/または投資対象ファンドの現金準備金の規模など、他にも様々な要因が影響することがあります。随時、また、時間の経過とともに、ファンドのパフォーマンスとブラックロックPE戦略ファンドのパフォーマンスの間にトラッキング・エラーが生じ、一定の状況下ではそのようなエラーが重大なものとなる可能性があります。

ブラックロックPE戦略ファンドおよびブラックロックPE戦略ファンド投資顧問会社から受領した情報への依拠 ファンド、中間SPCおよび投資対象ファンドは、いずれも投資対象ファンドによるブラックロックPE戦略ファンドへの投資の評価額および評価額の見積り(ならびに当該評価額または見積りに対してその後行われる可能性のある重要な修正)を含め、ブラックロックPE戦略ファンドまたはブラックロックPE戦略ファンド投資顧問会社から提供された情報を独自に検証する手段を有しません。投資対象ファンド・ジェネラル・パートナー、投資対象ファンド投資運用会社および管理事務代行会社で作成し、一般的に投資対象ファンドのリミテッド・パートナーに提供されるすべての情報は、ブラックロックPE戦略ファンド投資顧問会社から受領した情報に基づきます。そのような情報が正確であるという保証はありません。投資対象ファンド投資運用会社および投資対象ファンド・ジェネラル・パートナーは、ブラックロックPE戦略ファンド投資顧問会社から提供された評価額(すべての資産ベースの報酬および配分の計算を含みますが、これに限られません。)に最終的に依拠する権利を有し、ブラックロックPE戦略ファンド投資顧問会社もしくはブラックロックPE戦略ファンドまたはそれらの他のサービス提供者から提供された誤った評価額または計算への依拠につき、既存または過去の投資対象ファンドのリミテッド・パートナーに対して責任を負わないものとします。

ファンドは、中間SPCを通じて間接的に投資対象ファンドに投資します。その結果、ファンドおよびその投資家は、ブラックロックPE戦略ファンドに直接投資する投資家と比較して、ブラックロックPE戦略ファンドの運営、評価プロセスおよび投資対象から一層距離を置いた立場となります。したがって、ファンドおよびその投資家は、中間SPC、投資対象ファンド、投資対象ファンド・ジェネラル・パートナー、投資対象ファンド投資運用会社およびそれらの各サービス提供者から提供される情報、報告書、評価に全面的に依拠する必要があります。これら各主体は、ブラックロックPE戦略ファンド投資顧問会社から提供された情報に依拠しています。

投資運用会社または事務管理代行会社もしくはその他のサービス提供者は、純資産価額の算出、発行価格または買戻価格の決定、あるいは財務諸表や投資家向け報告書の作成を目的とする場合を含め、かかる情報または評価について独自に検証または監査を行うことはありません。

過去のパフォーマンスへの依拠 投資予定者は、ブラックロックPE戦略ファンドまたは投資対象ファンドの将来のパフォーマンスの指標として、ブラックロックPE戦略ファンドの過去のパフォーマンス(もしあれば)またはブラックロックPE戦略ファンド投資顧問会社もしくはその関連会社が運用する他の勘定もしくはファンドの過去のパフォーマンスに依拠すべきではありません。いずれかの取引戦略または投資戦略が利益を生むという保証はありません。ブラックロックPE戦略ファンドおよび/またはブラックロックPE戦略ファンド投資顧問会社もしくはその関連会社の過去のパフォーマンスは、ファンドまたはブラックロックPE戦略ファンドの将来のパフォーマンスを示唆するものではありません。ブラックロックPE戦略ファンドの将来のパフォーマンスが過去のパフォーマンスと同等なものとなるという保証はなく、また、ブラックロックPE戦略ファンドがその投資目的を達成し、または多額の損失もしくは全損を回避するという保証もありません。中間SPCおよび投資対象ファンドの報酬ならびに費用を控除せずに表示されるパフォーマンス情報は、当該報酬および費用の影響により大幅に低くなります。

投資対象ファンドに関連するその他の特定のリスク

限られた運用歴 投資対象ファンドおよびブラックロックPE戦略ファンドはいずれも、投資予定者が投資対象ファンドの予想されるパフォーマンスを評価する際に根拠としうる運用歴が限られています。投資対象ファンドがその投資目的を達成するという保証はありません。

投資対象ファンド・ジェネラル・パートナーおよび投資対象ファンド投資運用会社への依存 投資対象ファンドのリミテッド・パートナーは、投資対象ファンドの運用判断または投資判断には関与しません。中間SPC(および結果としてファンド)は、ブラックロックPE戦略ファンドへの投資という投資対象ファンドの投資目的に合致する形で投資対象ファンドを運用し、投資対象ファンドを代理してブラックロックPE戦略ファンドへの投資を行う投資対象ファンド・ジェネラル・パートナーおよび投資対象ファンド投資運用会社の能力に依存せざるを得ません。したがって、潜在的な投資者は、投資対象ファンドの事業の運用および投資に関するあらゆる側面について、投資対象ファンド・ジェネラル・パートナーならびに投資対象ファンド投資運用会社およびその関連会社に、また間接的にはブラックロックPE戦略ファンド投資顧問会社およびその関連会社に委ねる意思がない限り、投資対象ファンドの投資対象ファンド持分の申込みを行うべきではありません。

フィーダー・ファンドのリスク 投資対象ファンドは、そのポートフォリオ投資対象を直接保有しませんが、第三の投資事業体であるブラックロックPE戦略ファンドの投資主となります。ブラックロックPE戦略ファンドは別の投資アドバイザーによって運用され、当該投資アドバイザーがブラックロックPE戦略ファンド受託者合議体の監督の下、ブラックロックPE戦略ファンドの投資対象の取得および処分を管理します。この構造は、典型的なマスター・フィーダー構造と形態が類似しています。投資対象ファンドは、その資産の実質的にすべてをブラックロックPE戦略ファンドの投資証券に投資することにより、「フィーダー・ファンド」としての役割を果たします。中間SPC(およびその結果としてファンド)による申込みおよび買戻しは、投資対象ファンドがこれに対応する申込みおよび買戻しをブラックロックPE戦略ファンドに対して実施できるかどうかにより左右されます。ブラックロックPE戦略ファンドの運用および業務は、ブラックロックPE戦略ファンド受託者合議体によって管理されます。ブラックロックPE戦略ファンドの投資主としての投資対象ファンドの権利は、一般的

に投資対象ファンド・ジェネラル・パートナーによって行使可能であり(投資対象ファンド投資運用会社に随時委任される場合があります。)、ブラックロックPE戦略ファンドの設立法域であるデラウェア州の管轄権に準拠しますが、そのような権利は限定的であり、投資対象ファンドがポートフォリオ投資対象に直接投資する場合ほどの効力はありません。

分散投資の欠如 投資対象ファンドは、ブラックロックPE戦略ファンドに投資することのみを予定しています。したがって、投資対象ファンドの資産は、より広く分散投資された場合よりも大きな損失リスクにさらされます。ブラックロックPE戦略ファンドのパフォーマンスが低下した場合、投資対象ファンドのパフォーマンスも低下します。投資対象ファンドが十分な出資金を調達できない場合、ブラックロックPE戦略ファンドへの投資額もまた、当初予定していたよりも少なくなります。

資産および負債の評価 投資対象ファンドのブラックロックPE戦略ファンドにおける持分は、中間ファンドの純資産価額およびファンドの基準価額の計算が依拠することになりますが、ブラックロックPE戦略ファンドの評価に関する方針および手続きに基づき評価されます。投資対象の評価は、当該投資対象の清算時にブラックロックPE戦略ファンドが受け取る実際の金額を反映しないことがあります。また、投資対象の清算の時期も、当該清算時に得られる価格に影響を及ぼす可能性があります。ブラックロックPE戦略ファンドの評価に関する手続きでは、評価会社および価格設定サービスを含む第三者から提供された価格情報および評価額が使用されます。

限定的な流動性 投資対象ファンドへの投資は、投資の流動性を即時に必要としない特定の経験豊富な投資家にもみ適しています。投資対象ファンド持分は自由に譲渡することができず、また、投資対象ファンド・ジェネラル・パートナーの事前の書面による同意(この同意は、投資対象ファンド・ジェネラル・パートナーの単独かつ絶対的な裁量により留保される場合があります。)なしに譲渡することができないため、投資の流動性は限定的なものとなります。したがって、中間SPCなどの投資対象ファンドのリミテッド・パートナーがその保有する投資対象ファンド持分を処分する能力は、通常、投資対象ファンド組合契約に定められ、投資対象ファンドPPMに要約される条件で投資対象ファンド持分の買戻しを受ける権利に限定されます。

また、募集される投資対象ファンド持分は、米国証券法もしくは適用ある州証券法または米国以外の法域の証券法に基づき登録されておらず、今後登録される予定もありません。ただし、投資対象ファンド投資運用会社または投資対象ファンド・ジェネラル・パートナーは、適用ある法律により要求される限りにおいて、米国以外の特定の法域において投資対象ファンド持分の登録または届出を行うことがあります。また、投資対象ファンド持分は、米国証券法に基づきその後登録されるかまたは当該登録の免除が適用されない限り、転売することはできません。投資対象ファンド持分には公開市場もその他の市場も存在せず、そのような市場が形成される見込みもありません。

投資対象ファンドの唯一の資産は、ブラックロックPE戦略ファンドにおける持分およびわずかな現金または現金同等物となります。ブラックロックPE戦略ファンドの投資証券には確立された市場は存在しません。ブラックロックPE戦略ファンドの投資主(投資対象ファンドを含みます。)は、ブラックロックPE戦略ファンドによる裁量的な投資証券の買戻しに関連して、四半期ごとに、ブラックロックPE戦略ファンドに対し、保有する投資証券の一部または全部の買戻しを請求することができます。投資対象ファンドは、特定の四半期において、投資対象ファンドに対して買戻しが請求された投資対象ファンド持分よりも少ない口数の投資対象ファンド持分を買い戻すことがあります。投資対象ファンドは、投資対象ファンドが応募した金額に対応する金額についてブラックロックPE戦略ファンドが買戻しを受諾した場合に限り、買戻しを受諾することを予定しています。ブラックロックPE戦略ファンドは、買戻しの募集に対して募集を上回る数の応募があった場合、特定の四半期において、買戻しが請求された投資証券よりも少ない口数の投資証券を買い戻すことがあります。このような場合、ブラックロックPE戦略ファンドは、米国証券取引所法に従い、各投資主が応募した投資証券の比例配分部分のみを買い戻すことを決定し、または米国証券取引所法に基づく公開買付規則により認められ、投資主への書面による公開買付通知に記載されたその他の措置を講じることがあります。

ブラックロックPE戦略ファンド受託者合議体は、そのような募集の時期に関するブラックロックPE戦略ファンド投資顧問会社の勧告に加え、様々な運営上、事業上および経済上の要因を考慮します。ブラックロックPE

戦略ファンド投資顧問会社による投資証券の買戻しに関する勧告を受諾するか否かを決定するにあたり、ブラックロックPE戦略ファンド受託者合議体は、とりわけ以下の要因を考慮する場合があります。()投資主がブラックロックPE戦略ファンドへの投資証券の応募を請求しているか否か、()ブラックロックPE戦略ファンドの資産の流動性、()ブラックロックPE戦略ファンドの投資計画ならびに運転資金および準備金の要件、()ブラックロックPE戦略ファンドによる投資証券の買戻し実績、()ブラックロックPE戦略ファンドのポートフォリオ投資対象における持分の価値に関する情報の入手可能性および質、()証券市場および経済全般の状況ならびに政治、国内または海外の動向または時事、()提案された投資証券の買戻しがブラックロックPE戦略ファンドに及ぼすことが予想される税務上または規制上の影響、ならびに()ブラックロックPE戦略ファンド投資顧問会社の勧告。その結果、投資証券の買戻しが四半期ごとに実施されない場合があります。また、ブラックロックPE戦略ファンドによる買戻し総額の合計(投資対象ファンドおよび特定の類似のアクセス・ファンドにおける買戻しを含みます。)は、ブラックロックPE戦略ファンドが行う買戻しの募集の条件に制限されます。当該条件は、前暦四半期末時点で発行されているブラックロックPE戦略ファンドの投資証券(投資証券口数または純資産価額のいずれかによります。)の最大5%を上限とする見込みです(例えば、9月30日を評価日とする買戻し総額は、6月30日時点で発行されているブラックロックPE戦略ファンドの投資証券の5%に制限されます。)。ブラックロックPE戦略ファンドの純資産価額および投資証券の買戻し限度額の計算および時期は、ブラックロックPE戦略ファンド英文目論見書に従って決定されるものとします。投資対象ファンドによる投資対象ファンド持分の買戻しは、ブラックロックPE戦略ファンドが直接または間接的に受諾した金額に限定されます。

投資対象ファンド・ジェネラル・パートナーは、特定の状況下で、投資対象ファンドのリミテッド・パートナーがその保有する投資対象ファンドの投資対象ファンド持分の全部または一部の買戻しを受ける権利を限定し、停止し、またはその他の方法で制限することがあります。当該状況には、ブラックロックPE戦略ファンドが買戻しを限定し、停止し、またはその他の方法で制限した場合が含まれ、これにより投資対象ファンドがブラックロックPE戦略ファンドによる買戻しのために投資証券を応募する能力が制限されます。投資対象ファンド持分の買戻し価格の詳細については、関連する投資対象ファンドのリミテッド・パートナーが、投資対象ファンド・ジェネラル・パートナーまたは投資対象ファンド投資運用会社から入手することができます。

投資対象ファンド持分の強制買戻し 投資対象ファンド・ジェネラル・パートナーは、その裁量により適切とみなす状況下で、いつでも、また、理由の如何を問わず、投資対象ファンドのリミテッド・パートナーが保有する投資対象ファンド持分の全部またはいずれかの部分を強制的に買い戻すことができます。このような強制買戻しは、いずれかの投資対象ファンドのリミテッド・パートナー、中間SPCまたはファンドによる請求権または訴訟原因を生じさせるものではありません。

郵便物の取扱い 投資対象ファンドを宛先とし、投資対象ファンドの登録事務所において受領された郵便物は、未開封のまま、投資対象ファンド・ジェネラル・パートナーが提供した転送先住所に転送され、処理されます。投資対象ファンド、投資対象ファンド・ジェネラル・パートナー、投資対象ファンド投資運用会社ならびにそのまたはそれらの取締役、役員、アドバイザーおよびサービス提供者(ケイマン諸島において登録事務所サービスを提供する組織を含みます。)のいずれも、郵便物が転送先住所に到達する際に何らかの原因で生じた遅延について一切責任を負いません。

クラス間の債務負担 投資対象ファンドは、投資対象ファンド持分をクラス別に発行する権限を有します。投資対象ファンドは、特定の負債を当該負債が発生した特定のクラスに帰属させることができますが、投資対象ファンドは単一の法主体であり、いずれのクラスに対してもリミテッド・リコースの保護は存在しません。したがって、当該資産または負債が帰属するクラスにかかわらず、投資対象ファンドの資産のすべては、投資対象ファンドの負債のすべてを返済するために充当することができます。実際には、クラス間の債務負担が発生するのは、あるクラスに帰属する負債が当該クラスに帰属する資産を上回り、当該クラスに帰属するすべての負債を返済することができない場合に限られると予想されます。そのような場合、他のクラスに帰属する投資対象ファンドの資産が当該負債超過額を補填するために充当される可能性があり、その結果、補填を行ったクラスの価値が減少することになります。

ブラックロックPE戦略ファンドの受入能力 ブラックロックPE戦略ファンドが受け入れることのできる申込みの合計額には一般的に制限がなく、ブラックロックPE戦略ファンドは、ブラックロックPE戦略ファンドのパフォーマンスが低下する可能性のある水準を超えて投資を受け入れることが可能となります。運用資産が増加するにつれて、投資運用者が達成する収益率が低下する傾向にあるというリスクがあります。

一方、ブラックロックPE戦略ファンドは、運用資産が一定水準に達した時点で、投資対象ファンドからまたはいずれの投資家からも追加の申込みを受諾しないことを決定することがあります。ブラックロックPE戦略ファンドが現在または将来の市場環境において、投資対象ファンドからの投資を受け入れるための十分な投資能力を有するという保証はありません。したがって、ブラックロックPE戦略ファンドのレベルでの受入能力が上限に達した場合、投資対象ファンドは投資予定者による投資(または追加投資)を受け入れられないことがあります。

申込金 投資対象ファンド持分の申込みが受諾された場合、当該投資対象ファンド持分の申込人が投資対象ファンドの投資対象ファンドのリミテッド・パートナー名簿に記載されるのが関連する申込日後となる可能性があるにもかかわらず、当該投資対象ファンド持分は、関連する申込日を効力発生日として発行されたものとして扱われます。したがって、投資対象ファンド持分の申込人が支払った申込金は、関連する申込日から投資対象ファンドの投資リスクにさらされます。

規制監督の限定 投資対象ファンドは、米国投資会社法に基づく登録を免除されており、したがって、米国投資会社法の規定は通常、投資対象ファンドには適用されません。米国投資会社法は、投資家に対して一定の保護を提供し、登録投資会社に対して一定の制限を課すものですが、これらのいずれも投資対象ファンドには適用されません。したがって、投資対象ファンドのリミテッド・パートナーは、投資対象ファンドに関してそのような要件の恩恵を受けることはありません。また、投資対象ファンド持分の募集は、レギュレーションSまたは米国証券法に基づくその他の利用可能な免除に依拠して、米国証券法に基づく登録を行っていません。したがって、投資対象ファンドが受ける米国の連邦または州の規制および監督は、登録投資会社または登録された募集を行うその他の企業と比較して大幅に少なくなります。

投資対象ファンドのリミテッド・パートナーの限定的な権利 投資対象ファンド組合契約に定められる(中間SPCを含む)投資対象ファンドのリミテッド・パートナーとしての一定の限定的な権利および法律により課される一定の制限に従い、投資対象ファンド・ジェネラル・パートナーは、いずれの投資対象ファンドのリミテッド・パートナーの同意または承認も必要とすることなく、投資対象ファンドに関して必要または望ましいとみなすすべての決定を行い、すべての事項を実施するための全面的、排他的かつ完全な権限および裁量権を有します。投資対象ファンドの権利は、ブラックロックPE戦略ファンドの運用に関しても同様に制限されません。投資対象ファンドのリミテッド・パートナーが投資対象ファンドに関して有する唯一の重要な権利は、その保有する投資対象ファンド持分の一部または全部の買戻しを請求する権利であり、これについては投資対象ファンドおよびブラックロックPE戦略ファンドによって条件が課されます。また、投資対象ファンドがブラックロックPE戦略ファンドに関して一般的に有する唯一の重要な権利は、ブラックロックPE戦略ファンドが買戻しの募集を行った場合に、ブラックロックPE戦略ファンドによる買戻しのために投資証券を応募する権利となります。このような買戻権には、多くの制限および限定が適用されます。

投資対象ファンドのリミテッド・パートナーを代理する独立した専門家の欠如 投資対象ファンド投資運用会社および投資対象ファンド・ジェネラル・パートナーは、投資対象ファンドの構造および条件に関して弁護士、会計士その他の専門家と協議を行っていますが、当該弁護士、会計士その他の専門家は、投資対象ファンドまたは投資対象ファンドのリミテッド・パートナーを代理するものではありません。投資対象ファンド・ジェネラル・パートナーは、各投資予定者に対し、投資対象ファンドへの投資の適切性および結果を判断し、当該投資の是非についての独立した評価を得るため、各自の法律、会計、事業、投資、年金および税務に関するアドバイザーに相談することを強く推奨します。投資予定者は、本書の内容を法律、会計、事業、投資、年金または税務に関する助言と解釈すべきではありません。

財務諸表に関する報告 2006年9月、米国財務会計基準審議会(以下「FASB」といいます。)は、資産評価に関する一連の広範なガイドラインである財務会計基準書第157号(以下「FAS第157号」といいます。)を公表

しました。2009年6月、FASBは、FASBによる会計基準のコード化体系(以下「ASC」といいます。)第105-10号「FASBによる会計基準のコード化体系および一般的に公正妥当と認められる会計原則の階層」(以下「ASC第105-10号」といいます。)を発行しました。ASC第105-10号の結果、FAS第157号は、ASCトピック820として体系化されました。ASCトピック820は、公正価値の共通定義を確立し、公正価値測定のための3段階の階層的枠組みを策定し、公正価値測定に関する開示を拡大するものです。ASCトピック820の目的は、より最新の情報に基づいて、資産価値に関する財務報告をより一貫性のある透明性の高い形で提供することにあります。しかしながら、ASCトピック820は、報告される純資産価額を期間ごとに変動しやすくする効果を有する可能性があります。ASCトピック820の適用は、実現投資の最終的な価値に影響を及ぼすものではありません。ブラックロックPE戦略ファンドによる実現投資の最終的な価値は、ブラックロックPE戦略ファンドが投資対象ファンドに報告する価値と異なる場合があります。また、投資対象ファンドへの投資から実現される最終的な金額は、投資対象ファンドのリミテッド・パートナーに報告される投資対象ファンド持分の価値と異なる場合があります。情報の入手可能性 ブラックロックPE戦略ファンドは、その運営およびパフォーマンスに関して、(a)未監査半期報告書1通、(b)監査済財務諸表を含む年次報告書1通、(c)四半期投資明細書2通、(d)パフォーマンスおよび投資活動に関する四半期ごとの投資主向け最新情報、ならびに(e)フォーム1099を通じた税務情報を記載した年次計算書1通を含む最新情報を定期的に提供します。投資対象ファンドは、特にブラックロックPE戦略ファンドへの投資を目的として設立されたものであり、投資対象ファンド投資運用会社および投資対象ファンド・ジェネラル・パートナーのいずれも、投資対象ファンドのための潜在的な代替投資対象を評価するためのデュー・ディリジェンスを実施していません。

訴訟および執行のリスク ブラックロックPE戦略ファンドは訴訟に関与する可能性があります。そのような状況において、投資対象ファンドは、訴訟または規制措置において被告として指名される可能性があると考えられ、投資対象ファンドは訴訟リスクにさらされることとなります。機密情報の不正使用による証券法違反の多くの事例が広く報道されています。このような違反は、他者への損害賠償、不当利得の返還および罰則といった多額の債務を招く可能性があります。調査および執行手続きが継続中であり、ブラックロックPE戦略ファンドが当該違反への関与を問われる可能性があります。その場合、投資対象ファンドのパフォーマンス実績が誤解を招くものとなります。さらに、ブラックロックPE戦略ファンドが当該違反に関与した場合、投資対象ファンドは損失を被る可能性があります。ブラックロックPE戦略ファンド投資顧問会社が詐欺的行為に関与し、またはその他の形で投資対象ファンドに不利益となる行為を行うか否かを予測することは不可能です。

現物分配 投資対象ファンドは通常、分配を現金で行うことを想定していますが、投資対象ファンド・ジェネラル・パートナーは、投資対象ファンドに現物分配を実施させる場合があります。例として、投資対象ファンド・ジェネラル・パートナーは、当該証券の処分が投資対象ファンドにとって不利となる場合(投資対象ファンドの終了時および清算時を含みます。)において、投資対象ファンドにブラックロックPE戦略ファンドの投資証券その他の証券を用いた現物分配を実施させる場合があることを想定しています(ただし、これに限られません。)。投資対象ファンドのリミテッド・パートナーが現物分配として受け取った証券の処分に関連して、投資対象ファンドのリミテッド・パートナーに取引コストが発生する可能性があります。

詐欺その他の不正行為の可能性 投資対象ファンドは、ブラックロックPE戦略ファンドの資産の保管を行っておらず、また、ブラックロックPE戦略ファンドへの投資の管理も行っていない。ブラックロックPE戦略ファンドが資産を流用し、もしくは持ち逃げし、合意された投資戦略に従わず、虚偽の業務報告書を提供し、またはその他の不正行為に関与する可能性があり、その結果、投資対象ファンドに損失が生じるおそれがあります。このような不正行為は、発見が非常に困難または不可能であり、多額の損失が発生するまで発覚しないことがあります。

費用の重層構造 ブラックロックPE戦略ファンドだけでなく投資対象ファンドにも、収益性にかかわらず、直接または間接的に投資対象ファンドが負担する経費、費用および運用報酬があります。投資対象ファンドの報酬および費用により、投資対象ファンドのリターンはブラックロックPE戦略ファンドのリターンと(場合によっては大幅に)異なることとなります。

米国投資会社法 投資対象ファンドは、米国投資会社法に基づく投資会社として登録されておらず、そのような登録を行う予定もありません。したがって、米国投資会社法の規定のうち、特に流動性の低い証券への投資を制限する規定、ファンドの取締役会または受託者合議体の利害関係のないメンバーの過半数が投資対象ファンドの特定の活動および契約関係を承認することを義務付ける規定、ファンドがその関連会社との間で特定の取引を行うことを禁止する規定、ならびにファンドがその投資証券を投資証券1口当たり純資産価格で毎日買い戻すことを義務付ける規定は、投資対象ファンドには適用されません。また、投資対象ファンド持分は、いずれの取引所にも上場されていません。米国投資会社法のこれらの規定は、一般的に米国投資会社法に基づき登録された投資会社の投資家を保護することを目的としており、投資対象ファンドのように投資会社としての登録を義務付けられていないファンドに対し、そのような保護は提供されません。

米国商品取引所法 ブラックロックPE戦略ファンドは商品持分に投資することがあるため、投資対象ファンドは、米国商品取引所法およびCFTC規則に基づくコモディティ・プールとして規制の対象となる可能性があります。投資対象ファンド投資運用会社は、ブラックロックPE戦略ファンドによる商品持分の取引が限定的であることから、CFTC規則第4.13条(a)(3)に基づき、投資対象ファンドに関するコモディティ・プール・オペレーターとしてCFTCへの登録が免除されています。したがって、登録済みのコモディティ・プール・オペレーターとは異なり、投資対象ファンド投資運用会社は、投資対象ファンドに関して、投資対象ファンドのリミテッド・パートナーに対して開示書類または年次報告書(これらの用語はCFTC規則において使用されています。)を交付する義務を負いません。

外部のデータベンダーへの依存 投資対象ファンド・ジェネラル・パートナーおよび投資対象ファンド投資運用会社は、ブラックロックPE戦略ファンド運用会社およびブラックロックPE戦略ファンドの管理事務代行者を含む外部のベンダーから、ブラックロックPE戦略ファンドの投資パフォーマンスに関するデータその他の情報を受け取ります。当該データには、価格相場、収益報告書、貸借対照表その他財務実績の指標が含まれる場合があります。投資対象ファンド・ジェネラル・パートナーは、当該データに誤りがないことを保証し、または当該データがその他の点で不完全もしくは不正確であることを発見するための独立した手段を有しません。

類似の戦略を有する他のファンドまたはマネージド・アカウント契約 投資対象ファンド投資運用会社および/またはブラックロックPE戦略ファンド投資顧問会社(またはそれらの一もしくは複数の関連会社)は、それぞれの単独の裁量により、他のファンドを運用することがあり、ならびに/または投資対象ファンド投資運用会社もしくはブラックロックPE戦略ファンド投資顧問会社が運用するマネージド・アカウントもしくは投資対象ファンド投資運用会社もしくはブラックロックPE戦略ファンド投資顧問会社が運用契約もしくは顧問契約を締結しているマネージド・アカウント(以下「マネージド・アカウント」といいます。)に関して、運用契約もしくは顧問契約を締結することがあり、またはブラックロックPE戦略ファンドと類似する投資戦略および投資プログラムを提供するその他の類似の取決めを締結することがあります。こうした他のファンドおよびマネージド・アカウントにより、ブラックロックPE戦略ファンドと類似する投資プログラムを利用することのできる特定の投資家は、投資対象ファンドの投資対象ファンドのリミテッド・パートナーが享受しない追加的な利益(手数料負担の軽減、より短い通知期間でマネージド・アカウントもしくは他のファンドを払い戻す能力、および/または情報に関する権利の拡大を含みますが、これらに限られません。)を享受する可能性があります。投資対象ファンドおよびブラックロックPE戦略ファンド投資顧問会社のいずれも、そのようなマネージド・アカウントもしくはその他のファンドまたはそれらの権利および/もしくは条件もしくは規定について、投資対象ファンドの投資対象ファンドのリミテッド・パートナーの一部または全員に通知する義務を負わず、また、投資対象ファンドおよびブラックロックPE戦略ファンド投資顧問会社は、そのような異なる権利および/または条件を投資対象ファンドのリミテッド・パートナーの一部または全員に付与する義務を負いません。投資対象ファンド投資運用会社および/またはブラックロックPE戦略ファンド投資顧問会社は、その単独かつ絶対的な裁量により、いつでもいずれかの当事者との間でそのようなマネージド・アカウントを締結することができます。ブラックロックPE戦略ファンド投資顧問会社が当該マネージド・アカウントに対して追加的なおよび/または異なる権利および/または条件を付与した場合であっても、投資対象ファンドのリミテッ

ド・パートナーは、投資対象ファンド、投資対象ファンド投資運用会社、投資先投資顧問会社および/またはそれらの関連会社に対して一切の求償権を有しません。

類似の戦略を有する他のファンド ブラックロックPE戦略ファンド投資顧問会社またはその関連会社は、随時、ブラックロックPE戦略ファンドと類似する投資戦略および投資プログラムを提供するブラックロックPE戦略ファンド以外の顧客(他の投資ファンドを含みますが、これに限られません。)を運用し、および/またはそのスポンサーを務めることがあります。ブラックロックPE戦略ファンドおよび当該他の顧客の双方が同一発行体の同一または類似の証券に投資する場合、当該投資家間における投資機会の配分は、一定の利益相反を生じさせる可能性があります。例えば、当該他の顧客は、ブラックロックPE戦略ファンド投資顧問会社および/またはその関連会社に対し、ブラックロックPE戦略ファンドよりも高い報酬その他の対価(パフォーマンス連動報酬を含みます。)を提示する場合があります(その逆の場合もあります。)。したがって、ブラックロックPE戦略ファンド投資顧問会社またはその関連会社は、最良の対価を受け取ることになる顧客勘定に対し、認識上の最良の投資機会を配分するインセンティブを有する可能性があります。

サイド・レター 投資対象ファンド、投資対象ファンド・ジェネラル・パートナーおよび投資対象ファンド投資運用会社は、その単独かつ絶対的な裁量により、投資対象ファンドのリミテッド・パートナーによる投資対象ファンドへの投資に関連する追加的な権利または契約を当該投資対象ファンドのリミテッド・パートナーに提供する、いわゆる「サイド・レター」を随時締結することができます。かかるサイド・レターには、例えば、情報に関する権利の拡大、投資対象ファンドへの将来の投資を行う能力に関する権利、特定の状況下で投資対象ファンド持分を他人に譲渡する権利、他の投資対象ファンドのリミテッド・パートナーには提供されない特定の事由もしくは情報に関する通知を受ける権利、異なるもしくはより有利な手数料もしくは流動性条件、および/または他の投資対象ファンドのリミテッド・パートナーに付与されるより有利な条件に参加するための手数料に関する権利などが含まれます。また、これらの条件は、特定の投資対象ファンドのリミテッド・パートナーまたは特定の種類の投資家に固有の規制、税務またはその他の事項についても言及する場合があります。投資対象ファンド投資運用会社および投資対象ファンド・ジェネラル・パートナーは、かかるサイド・レターの存在または条件を投資対象ファンドの他の投資対象ファンドのリミテッド・パートナーに開示することができ、また、かかるサイド・レターの条件を投資対象ファンドの他の投資対象ファンドのリミテッド・パートナーに提供することができますが、これらを行う義務はありません。投資対象ファンド投資運用会社または投資対象ファンド・ジェネラル・パートナーがある投資対象ファンドのリミテッド・パートナーによる投資対象ファンドへの投資に関してサイド・レターを締結した場合、当該投資対象ファンドのリミテッド・パートナーは、その他の投資対象ファンドのリミテッド・パートナーよりも何らかの点で優位な権利を有する可能性があります。

投資対象ファンドの免責および補償義務 投資対象ファンド組合契約に基づき、対象者(当該者が対象者であり続けるか否かを問いません。)はいずれも、(a) 当該対象者が誠実に行為し、(b) 当該行為が重過失、現実の詐欺または故意の不履行に該当せず、かつ、(c) 刑事訴訟または訴訟手続きに関して、当該対象者が自身の行為が違法であると信じる合理的な理由を有しない場合、当該対象者の投資またはその他の行為もしくは不作為に起因して投資対象ファンドまたはいずれかの投資対象ファンドのリミテッド・パートナーが被った損失につき、投資対象ファンドまたはいずれかの投資対象ファンドのリミテッド・パートナーに対しても責任を負わないものとします。「対象者」とは、ジェネラル・パートナー(清算に関する場合を含みますが、これに限定されません。)、投資対象ファンド投資運用会社、投資対象ファンド・ジェネラル・パートナーおよび投資対象ファンド投資運用会社の社員、投資対象ファンド・ジェネラル・パートナーの社員の各役員、取締役、管理者、社員またはパートナー、投資対象ファンド投資運用会社、および前述の各者のパートナー、社員、株主、役員、取締役、管理者、従業員、代理人または関連会社、ならびに投資対象ファンド管理事務代行業社を指します。

投資対象ファンド組合契約における免責および補償の規定により、投資対象ファンドまたは投資対象ファンドのリミテッド・パートナーが本来利用可能な救済が制限される可能性があり、補償の支払いにより投資対象ファンドの純資産価額が減少する可能性があります。さらに、投資対象ファンド組合契約および投資運用契約

に規定される免責および補償(ならびにその費用)は、投資対象ファンドのブラックロックPE戦略ファンドへの投資に関するブラックロックPE戦略ファンド投資顧問会社ならびにブラックロックPE戦略ファンドの取締役および役員に対する同様の義務に追加されるものです。

上記の反対趣旨の規定にかかわらず、投資対象ファンド組合契約および投資運用契約の補償規定は、その補償が適用ある法律に違反する場合、その違反する範囲に限り、いかなる者に対しても一切の責任(特定の状況下では誠実に行為した者にも責任を課す米国連邦証券法に基づく責任を含みます。)について補償を提供するものとは解釈されません。

個別の法律顧問の欠如 ロープス・アンド・グレイ・エルエルピーは、投資対象ファンド・ジェネラル・パートナーおよび投資対象ファンド投資運用会社の米国法律顧問を務めており、メイブルズ・アンド・コールダーは、投資対象ファンド・ジェネラル・パートナーのケイマン諸島法律顧問を務めています。投資対象ファンドのリミテッド・パートナーが投資対象ファンドへの投資を行うことを理由として当該投資対象ファンドのリミテッド・パートナーの法律顧問を務めることはありません。ロープス・アンド・グレイ・エルエルピーおよびメイブルズ・アンド・コールダーは、英文目論見書の作成に参加し、投資対象ファンド・ジェネラル・パートナーならびに投資対象ファンド投資運用会社およびそれらの特定の関連会社に対し、それぞれの投資対象ファンドに対して負う義務に関して随時助言を行っていますが、ロープス・アンド・グレイ・エルエルピーおよびメイブルズ・アンド・コールダーは、英文目論見書に記載された事実関係を独自に検証しておらず、投資対象ファンドがその投資戦略または適用ある法律を遵守しているかどうかについて責任を負うものではありません。いかなる者も、ロープス・アンド・グレイ・エルエルピーまたはメイブルズ・アンド・コールダーが、英文目論見書の作成に参加したこと、または投資対象ファンド・ジェネラル・パートナーおよび投資対象ファンド投資運用会社またはその関連会社(該当する方)を代理したことを理由として、投資対象ファンドに投資すべきではありません。投資対象ファンド投資運用会社、投資対象ファンド・ジェネラル・パートナー、ロープス・アンド・グレイ・エルエルピーおよびメイブルズ・アンド・コールダーは、各投資予定者に対して、投資対象ファンドへの投資の適切性および結果を判断し、かかる投資のメリットについて独立した評価を得るために各自の法務、会計、ビジネス、投資、年金および税務に関する顧問に相談することを推奨します。投資予定者は、英文目論見書の内容を法務、会計、ビジネス、投資、年金または税務に関する助言と解釈すべきではありません。

政府または市場の規制強化の可能性 米国において2010年ドッド・フランク・ウォール街改革および消費者保護に関する法律(以下「ドッド・フランク法」といいます。)が制定されたことにより、金融規制の状況ならびに米国連邦証券法、規則および規制その他金融業界に適用される連邦法、規則および規制の範囲は大きく変化しており、また今後も大きく変化するものと思われます。さらに、ドッド・フランク法は、特定の連邦機関ならびにその他の規制機関および行政機関に対し、規制および執行権限の強化を認めています。ドッド・フランク法では、金融業界に関連する膨大な問題に関する規則および規制を公布するよう、当該機関ならびにその他の規制機関および行政機関に対し求めています。ドッド・フランク法ならびに同法に基づき公布された様々な規則および規制は、「私募ファンド」業界全体に大きな影響を及ぼしており、今後も及ぼしていくものと思われます。ドッド・フランク法は、デリバティブの規制強化を定めています。こうした規制が投資対象ファンドおよびその投資対象に及ぼす影響を予測することは困難です。さらに、ドッド・フランク法に基づき公布が求められている規則および規制の一部はまだ採択されていない(場合によっては、提案されていない)ため、そのような将来の規則および規制が金融業界全体にどのような影響を及ぼすかを予測することは不可能です。当該規則および規制が採択された場合、投資対象ファンド(および結果としてファンド)の収益可能性に重大な悪影響を及ぼす可能性があります。

システム・リスク 投資対象ファンドは、投資対象ファンドの活動に適切なシステムの開発および導入に関して、投資対象ファンド投資運用会社および投資対象ファンド・ジェネラル・パートナーに依存しています。投資対象ファンドの業務インフラは、取引、取引の清算および決済、特定の金融商品の評価、投資対象ファンドのポートフォリオおよび純出資金のモニタリング、ならびに投資対象ファンドの活動の監視に不可欠なリスク管理その他の報告書の作成を含みますが、これらに限られない様々な目的においてコンピュータープログラム

およびシステムに大きく依拠しています(また、将来的に新たなシステムおよび技術に依拠する可能性もあります。)。投資対象ファンドおよびその委託業者の業務インターフェースの一部は、第三者、潜在的な保管機関、管理事務代行会社、市場のカウンターパーティーおよびその副保管機関その他のサービス提供者が運用するシステムに依存することになり、投資対象ファンド投資運用会社および投資対象ファンド・ジェネラル・パートナーはかかる第三者システムのリスクまたは信頼性を検証する立場にない可能性があります。これらのプログラムまたはシステムは、一定の制限(コンピューター「ワーム」、ウイルスおよび停電によるものを含みますが、これらに限られません。)を受ける可能性があります。すべての業務はこれらの各システムに大きく依存しており、当該システムの正常な動作は投資対象ファンドまたは関連する委託業者の支配が及ばない場合が多いです。一もしくは複数のシステムに障害が発生した場合、またはかかるシステムが投資対象ファンドの事業成長に満足に対応することができない場合、投資対象ファンドに重大な悪影響が及ぶ可能性があります。例えば、システム障害により取引の決済が失敗し、取引の不正確な会計、記録または処理につながり、不正確な報告書が作成される可能性があります。これは、投資対象ファンドがその投資ポートフォリオおよびリスクのモニタリングを行う能力に影響を及ぼす可能性があります。

サイバーセキュリティ侵害、個人情報の盗難および詐欺 投資対象ファンド投資運用会社および投資対象ファンド・ジェネラル・パートナーの情報および技術システムは、コンピューターウイルス、ネットワーク障害、コンピューターおよび通信障害、権限のない者による侵入およびセキュリティ侵害、それぞれの専門家による利用上のエラー、停電、ならびに大災害(火災、竜巻、洪水、ハリケーンおよび地震等)による損害または障害に対して脆弱である可能性があります。何らかの理由でこれらのシステムに障害が発生し、および/または災害復旧計画が失敗した場合、投資対象ファンド、投資対象ファンド投資運用会社および/または投資対象ファンド・ジェネラル・パートナーの業務に重大な支障が生じ、投資家(および投資家の実質的所有者)に関する個人情報を含む機密情報のセキュリティ、機密性またはプライバシーを維持できなくなる可能性があります。かかる維持ができない場合、投資対象ファンド、投資対象ファンド投資運用会社および/または投資対象ファンド・ジェネラル・パートナーの評判が損なわれ、当該事業体およびそれぞれの関連会社が法的請求の対象となり、その他それらの事業および財務パフォーマンスに影響を及ぼす可能性があります。さらに、投資対象ファンド投資運用会社、投資対象ファンド・ジェネラル・パートナーおよびそれらの関連会社も詐欺のリスクにさらされます。詐欺を検知し抑止する設計がなされていると投資対象ファンド投資運用会社および投資対象ファンド・ジェネラル・パートナーが考えるシステムおよび手続きが導入される場合もありますが、かかるシステムおよび手続きは、詐欺のリスクを防止する上で、あらゆる状況において有効であるとは限りません。

テロ行為 米国内外のテロ攻撃および「テロとの戦い」は、証券市場ならびに米国経済および世界経済に破壊的な影響を及ぼし、また、及ぼし続けています。投資対象ファンドは、証券市場および経済がいつまでこれらの事象の影響を受け続けるかは分からず、また、将来同様の事象が米国その他の経済、投資対象ファンドのポートフォリオへの投資または投資対象ファンドの成功の可能性に及ぼす影響を予測することはできません。

大災害リスク 投資対象ファンドは、以下を含む様々な大災害事象に対する直接的または間接的なエクスポージャーから生じる損失リスクにさらされる可能性があります。すなわち、ハリケーン、地震およびその他の自然災害(気候変動要因により引き起こされ、またはその頻度および深刻度が増大する可能性があるものを含みます。)、戦争、テロリズムおよびその他の武力紛争、社会的または政治的不安、サイバーテロリズム、大規模なまたは長期にわたる停電もしくはネットワークの中断、ならびに感染症の発生、エピソードおよびパンデミックを含む公衆衛生上の危機です。かかる事象が発生し、世界の金融市場または投資対象ファンドが投資する特定の市場もしくは発行体に重大な影響を及ぼす場合(または投資対象ファンドの運用会社もしくは投資対象ファンドに対するサービス提供者の業務に重大な悪影響を及ぼす場合)、損失リスクは甚大なものとなる可能性があります。投資対象ファンドおよび投資対象ファンド・リミテッド・パートナーの同ファンドへの投資に重大な悪影響を及ぼす可能性があります。さらに、かかる事象は、一または複数の投資対象ファンド・リミテッド・パートナーの財務状態にも悪影響を及ぼす可能性があります。その結果、当該投資対象ファンド・リミテッド・パートナーが、個々の流動性の状況により、投資対象ファンドに対する債務を履行せず、または債務不履行に陥る可能性があります。

戦争および地政学的リスクの影響 ブラックロックPE戦略ファンドの投資価値は、一般的に、実際のもしくは予想される経済情勢の悪化、特定の商品の需給、特定の市場もしくは企業収益の見通しの修正、金利の変動、政治情報の発表または投資家心理の冷え込み等、経済および証券市場全般に影響を与える要因により、悪影響を受ける可能性があります。さらに、ブラックロックPE戦略ファンドの投資価値は、経済状況全般の変化に起因する債務不履行の増加を含む、様々な理由により下落する可能性があります。不利な市況によっても、資金調達コストが増加し、資本市場へのアクセスが制限され、または信用条件が変更されるかもしくは信用供与が停止されることになる可能性があります。このような事由が発生した場合、ブラックロックPE戦略ファンドの投資対象ならびにブラックロックPE戦略ファンドおよび投資対象ファンドのパフォーマンス全体(ならびに結果としてファンドのパフォーマンス)に重大な悪影響を及ぼす可能性があります。戦争、テロリズムおよび関連する地政学的リスク等の事由によって、短期的な市場ボラティリティの増大が生じており、また、将来においても生じる可能性があり、米国および世界の経済および市場全般に長期的な悪影響を及ぼす可能性があります。これらのリスクは、個別の発行体および証券市場、金利、オークション、セカンダリー取引、格付け、信用リスク、インフレ、デフレ、ならびにブラックロックPE戦略ファンドの投資対象に関連するその他の要因にも悪影響を及ぼす可能性があります。継続的な市場の不確実性は、ブラックロックPE戦略ファンドおよび投資対象ファンドの事業に重大な影響を与える可能性があります。

リスク開示の限界 投資対象ファンドに関連する様々なリスクに関する上記の議論は、投資対象ファンドへの投資または投資対象ファンドの投資戦略に伴うリスクを完全に列挙または説明するものではなく、また、それを意図するものでもありません。また、投資対象ファンドの投資戦略は時間の経過とともに変化または発展するため、投資対象ファンドへの投資は、英文目論見書に記載されていないリスク要因にさらされる可能性があります。

ケイマン諸島のデータ保護 DPAにより、国際的に認められたデータ・プライバシーの原則に基づく投資対象ファンドに関する法的要件が導入されます。

投資対象ファンドは、DPAに基づく投資対象ファンドのデータ保護に関する義務および投資家(および投資家とつながりのある個人)のデータ保護に関する権利を概説した文書(以下「プライバシー通知」といいます。)を作成しています。

投資予定者は、投資対象ファンドへの投資、ならびにそれに関連する投資対象ファンドならびにその関連会社および/もしくは委託業者とのやりとり(申込契約への記入を含み、該当する場合は電子通信または通話の記録を含みます。)を行うことにより、または投資家とつながりのある個人(例えば、取締役、受託者、従業員、代表者、投資主、投資家、顧客、実質的所有者または代理人)に関する個人情報投資対象ファンドに提供することにより、当該個人は、投資対象ファンドならびにその関連会社および/または委託業者(管理事務代行会社を含みますが、これに限られません。)に対し、DPAの定義における個人データに該当する特定の個人情報を提供することになるということに留意すべきです。投資対象ファンドは、かかる個人データに関してデータ管理者として行為するものとし、投資対象ファンドの関連会社および/または委託業者(管理事務代行会社、投資対象ファンド投資運用会社およびその他の第三者サービス提供者等)は、データ処理者(または、場合によっては、自己の権利によりデータ管理者)として行為することがあります。

投資家は、投資対象ファンドに投資し、および/または投資対象ファンドに投資し続けることにより、プライバシー通知を詳細に読み、かつ、理解したこと、ならびにプライバシー通知は、投資対象ファンドへの投資に係る投資家のデータ保護に関する権利および義務の概要を記載したものであることを了承しているものとみなされます。申込契約には、関連する表明および保証が含まれています。

DPAの監督は、ケイマン諸島のオンブズマン事務所の責務です。投資対象ファンドによるDPAの違反は、オンブズマンによる強制執行措置(是正命令の賦課、制裁金の賦課または刑事訴追の勧告を含みます。)につながるおそれがあります。

一般的な税金リスク 投資対象ファンドへの投資に関連する様々な所得税リスクが存在します。例えば、投資対象ファンドが随時報告した税務上の立場について、米国内国歳入庁から異議申立てを受ける可能性があります。

す。米国内国歳入庁がかかるいずれかの立場に異議を申し立て、それが認められた場合、多額の遡及課税に加え、利息、および場合によっては罰金が課される可能性があります。

既存の司法判断または米国内国歳入庁の現在の見解の変更または修正(行政上行われたもの、または公表された歳入裁定および歳入手続きに含まれるもの)および新たな法律の成立(いずれも遡及的に適用される可能性があります。)により、英文目論見書に概説されている税務上の取扱いが大幅に縮小、廃止または修正される可能性があります。投資予定者は、投資対象ファンドへの投資により生じる可能性のある税務上の影響を各自の状況に照らして十分に理解するために、各自の税務顧問に相談すべきです。

EUオルタナティブ投資ファンド・マネージャー指令 施行されている国内法、規則または規制を含むオルタナティブ投資ファンド・マネージャー指令2011/61/EU(以下「AIFMD」といいます。)は、EEAにおいてオルタナティブ投資ファンド(投資対象ファンドなど)がどのように販売されるかを規制しています。AIFMDは、投資家がファンドに関する情報を要求するために自主的にマネージャーに接触する場合には適用されません。

投資対象ファンド投資運用会社は、自らの発意により投資対象ファンドの販売を行わないこと、または投資対象ファンド投資運用会社、投資対象ファンド・ジェネラル・パートナーまたは投資対象ファンドにAIFMDが適用されることとなるような行為を行わないことを決定しました。したがって、投資対象ファンド・ジェネラル・パートナーは、投資家が自らの発意により投資対象ファンドに関連する投資対象ファンド投資運用会社に接触したか、またはAIFMDが投資対象ファンド投資運用会社、投資対象ファンドまたはそれらの代理を務める者に適用されないと投資対象ファンド・ジェネラル・パートナーが結論付けた場合にのみ、投資家を受け入れます。EEA加盟国(以下「EEA加盟国」といいます。)、規制当局または政府当局が投資対象ファンド投資運用会社と異なる結論に達する可能性があり、AIFMDが、投資対象ファンド投資運用会社、投資対象ファンド・ジェネラル・パートナーまたは投資対象ファンドに適用されると判断される場合があります。かかる判断の結果、規制当局もしくは政府当局または一もしくは複数のEEA加盟国の裁判所が、投資対象ファンド投資運用会社、投資対象ファンド・ジェネラル・パートナーまたは投資対象ファンドに対し、出資金またはその他の資金を投資家に返還するよう要求するか、または投資対象ファンド投資運用会社、投資対象ファンド・ジェネラル・パートナーおよび/または投資対象ファンドに対してその他の強制執行措置または是正措置を講じようとする場合があります。その結果、投資対象ファンドが利用可能な出資金が全体的に減少し、ひいては投資対象ファンドが追求および実行できる投資戦略および投資の範囲が制限され、または投資対象ファンドにその他の損失が生じる場合があります。

また、EEA加盟国において投資対象ファンドを販売しないという決定は、投資対象ファンドが利用可能な出資金の全体的な減少をもたらし、ひいては投資対象ファンドが追求および実行できる投資戦略および投資の範囲を制限する可能性があります。

投資対象ファンド投資運用会社は、AIFMDに基づき登録されたEEA外のマネージャーが遵守する必要があるAIFMDの要件のいずれも遵守する必要がないため、投資家は、AIFMDの下で利用可能な保護または便益(初期開示要件ならびに非流動性資産およびレバレッジに関する定期報告を含みます。)を受けることはありません。

上記にかかわらず、投資対象ファンド投資運用会社は、将来、自らの発意により、特定のまたはすべてのEEA加盟国において投資対象ファンドを販売することを決定するか、投資対象ファンド投資運用会社、投資対象ファンド・ジェネラル・パートナーまたは投資対象ファンドにAIFMDが適用されるような行為を行う場合があります。その場合、投資対象ファンド投資運用会社は関連する投資家に対しさらなる開示を行います。

英国オルタナティブ投資ファンド・マネージャー規制 2018年欧州連合(離脱)法および2019年オルタナティブ投資ファンド・マネージャー(改正等)(EU離脱)規則(以下「AIFM法」といいます。)により改正された2013年英国オルタナティブ投資ファンド・マネージャー規則は、英国といいます。)の投資家に対して持分の募集または販売が行われる場合、投資対象ファンドの継続的な運営に悪影響を及ぼすことがあります。

AIFM法は、様々な形で投資対象ファンドの継続的な運営に悪影響を及ぼすことがあります。投資対象ファンド投資運用会社またはその代理を務める者が投資対象ファンドを英国内で販売できる範囲は、AIFM法の施行前よりも制限される可能性があります。これにより、投資対象ファンドが英国に拠点を置く投資家を惹きつける能力が制限される可能性があり、その結果、投資対象ファンドによる資金調達額全体が減少し、ひいては投資

対象ファンドが追求および実行できる投資戦略および投資の範囲が制限される可能性があります。投資対象ファンド投資運用会社または投資対象ファンド・ジェネラル・パートナーは、投資対象ファンドに関する初期開示、年次報告および規制当局への届出に関する追加要件を遵守する必要がある場合があります。これらの要件を遵守することにより、投資対象ファンドに追加経費が発生し、投資家のリターンが減少する場合があります。登録要件を満たす必要があるため、投資対象ファンドの出資金調達プロセスが遅延し、その結果、投資対象ファンド投資運用会社が調達した出資金を展開するスピードが低下する場合があります。

投資対象ファンド投資運用会社がAIFM法によって課される要件に違反するリスクがあります。この違反の結果、金融行為監督機構(以下「FCA」といいます。)、英国政府当局または英国の裁判所が、投資対象ファンド投資運用会社に対して出資金またはその他の資金を投資家に返還するよう要求するか、または投資対象ファンド投資運用会社、投資対象ファンド・ジェネラル・パートナーまたは投資対象ファンドに対してその他の強制執行措置または是正措置を講じようとする可能性があります。その結果、投資対象ファンドが利用可能な出資金が全体的に減少する可能性があり、ひいては投資対象ファンドが追求および実行できる投資戦略および投資の範囲が制限され、または投資対象ファンドにその他の損失が生じる可能性があります。さらに、AIFM法がFCAまたは英国政府当局によって異なる解釈を受けるリスクもあります。これは、投資対象ファンドのマーケティングおよび/または運営に悪影響を及ぼし、追加経費が発生し、投資家のリターンが減少する可能性があります。

英国外のAIFMであるため、投資対象ファンド投資運用会社は、AIFM法に規定されたすべての要件に準拠する必要はありません。したがって、以下の条件に従い、投資対象ファンドの投資家は、英国のAIFMによって運用されるAIFの投資家が利用できるはずの、AIFM法の下で利用可能なすべての保護または便益を受けることはありません。

上記にかかわらず、投資対象ファンド投資運用会社は、自らの発意により英国において投資対象ファンドの販売を行わないこと、または投資対象ファンド投資運用会社、投資対象ファンド・ジェネラル・パートナーまたは投資対象ファンドにAIFM法が適用されることになるような行為を行わないことを選択する場合があります。この点において、投資対象ファンド・ジェネラル・パートナーは、投資家が自らの発意により投資対象ファンド投資運用会社、投資対象ファンド・ジェネラル・パートナー、投資対象ファンドまたはそれらの代理を務める者に接触したか、またはAIFM法が投資対象ファンド投資運用会社、投資対象ファンド・ジェネラル・パートナー、投資対象ファンドまたはそれらの代理を務める者に適用されないと投資対象ファンド・ジェネラル・パートナーが結論付けた場合にのみ、投資家を受け入れます。FCAまたは英国の政府当局が投資対象ファンド投資運用会社と異なる結論に達する可能性があり、英国においてAIFM法を施行または補足するために講じられた関連措置が、投資対象ファンド投資運用会社、投資対象ファンド・ジェネラル・パートナーまたは投資対象ファンドに適用されると判断される場合があります。かかる判断の結果、FCA、英国の政府当局または英国の裁判所が、投資対象ファンド投資運用会社、投資対象ファンド・ジェネラル・パートナーまたは投資対象ファンドに対し、出資金またはその他の資金を投資家に返還するよう要求するか、または投資対象ファンド投資運用会社、投資対象ファンド・ジェネラル・パートナーおよび/または投資対象ファンドに対してその他の強制執行措置または是正措置を講じようとする場合があります。その結果、投資対象ファンドが利用可能な出資金が全体的に減少し、ひいては投資対象ファンドが追求および実行できる投資戦略および投資の範囲が制限され、または投資対象ファンドにその他の損失が生じる場合があります。投資家が自らの発意により投資対象ファンド投資運用会社または投資対象ファンド投資運用会社の代理を務める者に接触する場合、投資対象ファンド投資運用会社は、AIFM法に基づき登録された英国外のマネージャーが遵守する必要があるAIFM法の要件のいずれも遵守する必要がないため、投資家は、AIFM法の下で利用可能な保護または便益(初期開示要件ならびに非流動性資産およびレバレッジに関する定期報告を含みます。)を受けることはありません。

英国の欧州連合からの離脱 英国は2020年1月31日に欧州連合(EU)を離脱しました(通称「ブレグジット」といいます。)。11ヶ月の移行期間中、英国および欧州連合は、2021年1月1日以降の欧州連合と英国の将来的な関係のうち特定の一部に関する合意を定めた貿易協力協定に合意しました。貿易協力協定は、欧州連合内のすべての商品およびサービスに関して、英国が欧州連合加盟国として、また移行期間中に維持していたもの

と同じ水準の権利またはアクセスを英国に提供するものではありません。特に、未だ合意に至っていない金融サービスに関する協定は、貿易協力協定に含まれていません。したがって、英国および欧州連合の将来的な関係については、特定の分野で不確実性が残っています。

2021年1月1日以降、欧州連合の法律は英国で適用されなくなりました。しかし、多くの欧州連合法が英国法に組み入れられており、これらの組み入れられた法律は廃止、置換えまたは改正がなされるまで適用され続けます。金融サービスに関する欧州連合と英国間の将来の協定の内容によっては、英国法に大幅な改正が生じる可能性があり、投資対象ファンドおよびその投資への影響を予測することは不可能です。かかる変更は投資家にとって重大な不利益をもたらす可能性があります。

ブレグジットのすべての影響は予測不能であるものの、ブレグジットは、英国、欧州および世界のマクロ経済状況に著しい悪影響を及ぼすおそれがあり、政治、法律、規制、税務および経済における長期的な不確実性をもたらす可能性があります。この不確実性は世界の経済情勢に引き続き影響を及ぼす可能性が高く、英国または欧州連合を拠点とし、同地域にて事業を展開し、または同地域にサービスその他の重要な関係を有する企業または資産(ブラックロックPE戦略ファンドが保有しているか、投資先の候補としている企業または資産を含みます。)の機会、価格設定、銀行融資の利用可能性およびコスト、規制、価値または出口戦略における機会に影響を与える可能性があります。

英国および欧州連合において欧州連合に基づく法規制がプライベート・ファンド業界に今後適用されるかどうかは、結局のところ、英国が、欧州連合内および欧州連合内の者に対する金融サービスの提供に関する規制をどのように再交渉するかにかかっています。再交渉された条件または規制が、投資対象ファンドの投資目的達成能力を含め、投資対象ファンドおよびその投資に悪影響を及ぼさないという保証はありません。ブレグジットは、大幅な市場の混乱、カウンターパーティー・リスクの高まり、市場リスク管理に対する悪影響(および、特に、金融資産および負債の表示通貨変更による資産および負債管理への悪影響)、投資対象ファンド投資運用会社、投資対象ファンド・ジェネラル・パートナーおよびその関連会社が投資対象ファンドの管理、運営および投資を行う能力への悪影響、投資対象ファンド投資運用会社、投資対象ファンド・ジェネラル・パートナー、その関連会社および/または投資対象ファンドの法的、規制的またはコンプライアンス上の負担の増加を招く可能性があり、これらはいずれも、投資対象ファンドの運営、財務状況、リターンまたは見通しに悪影響を及ぼす可能性があります。

英国の欧州連合離脱によって生じる不確実性が関連する分野には、欧州域内の貿易、欧州への海外直接投資、欧州の規制枠組み(オルタナティブ投資ファンド・マネージャーの規制ならびにオルタナティブ投資ファンドの販売およびマーケティングに関するものを含みます。)の範囲および機能、欧州各国で追求される産業政策、欧州連合加盟国内で追求される移民政策、欧州域内および欧州域内の個人への金融サービス提供の規制、欧州各国のおよび国際的な貿易政策が含まれますが、これらに限られません。離脱によって引き起こされるボラティリティおよび不確実性は、投資対象ファンドの投資価値および投資対象ファンドの投資目的達成能力に悪影響を及ぼす可能性があります。

ブラックロックPE戦略ファンド投資リスク 上記のリスクに加えて、投資対象ファンドは、ブラックロックPE戦略ファンドの投資家として、ブラックロックPE戦略ファンド英文目論見書に記載されるブラックロックPE戦略ファンドの投資に関するすべてのリスクにさらされるため、投資対象ファンド持分は、間接的にかかるすべてのリスクにさらされることとなります。投資対象ファンド持分の申込みを行う前に、投資対象ファンドのリミテッド・パートナーの候補者は、ブラックロックPE戦略ファンド英文目論見書、特に「リスク要因」と題されたセクションを注意深く読む必要があります

ブラックロックPE戦略ファンドに係るリスク要因

投資証券1口当たり純資産価格および投資証券に対して支払われる分配金は、特に、以下に詳細に記載されるリスクにより変動し、またその影響を受けます。

限られた運用歴

ブラックロックPE戦略ファンドは、分散されたクローズド・エンド型管理投資会社であり、その運用歴は限られています。潜在的投資家がブラックロックPE戦略ファンドおよびそのパフォーマンスを評価する際の基準とすることができるブラックロックPE戦略ファンドのパフォーマンスは限定的です。したがって、ブラックロックPE戦略ファンドへの投資は、ブラックロックPE戦略ファンドがその投資目的を達成できないリスク、およびその結果として、ブラックロックPE戦略ファンド投資証券に投資した場合に当該投資の価値が大幅に下落するリスクを含め、新たな事業に伴うあらゆるリスクおよび不確実性の影響を受けます。

クローズド・エンド型ファンド、ブラックロックPE戦略ファンド投資証券の流動性の欠如

ブラックロックPE戦略ファンドは、主に長期の投資家向けに設計されています。ブラックロックPE戦略ファンド投資証券への投資は、伝統的な上場クローズド・エンド型ファンドへの投資とは異なり、流動性が低いと認識する必要があります。ブラックロックPE戦略ファンド投資証券は、流動性が低いファンドにおいて行われる、流動性が低いまたは流動性を欠いたポートフォリオへの投資を許容できる投資家にのみ適しています。ブラックロックPE戦略ファンド投資証券への投資は、投資資金の引出しを必要とする投資家には適していません。通常、日時ベースで買戻しを認めているオープン・エンド型ファンド(一般的にミューチュアル・ファンドとして知られています。)と異なり、ブラックロックPE戦略ファンド投資証券は投資家の選択による買戻しはできません。上場クローズド・エンド型ファンドの持分証券と異なり、ブラックロックPE戦略ファンド投資証券は、いかなる証券取引所においても売買を目的として上場されておらず、上場される見込みもありません。また、ブラックロックPE戦略ファンドは、予見可能な将来においてブラックロックPE戦略ファンド投資証券の流通市場が形成されるとは予想していません。ブラックロックPE戦略ファンド投資証券1口当たり純資産価格は大きく変動する場合があります、ブラックロックPE戦略ファンドのレバレッジ利用(もしあれば)により、その変動性はさらに増大します。ブラックロックPE戦略ファンド投資証券は取引されていないため、投資家は、ブラックロックPE戦略ファンドのパフォーマンスに関係なく、ブラックロックPE戦略ファンドへの投資を希望する時期に、または希望する数量において処分できない場合があります。

ブラックロックPE戦略ファンドは、最初の2年間の経過後、その発行済投資証券の限られた口数について定期的に買戻しを募集する予定です(義務ではありません。)。買戻しの募集に対して応募されるブラックロックPE戦略ファンド投資証券の口数は、ブラックロックPE戦略ファンドが買戻しを募集した口数を超える場合があります、この場合ブラックロックPE戦略ファンドは、当該募集に応募されたすべてのブラックロックPE戦略ファンド投資証券を買い戻すことができない場合があります。いずれの買戻しの募集に関しても、ブラックロックPE戦略ファンドが買戻しを募集する発行済投資証券の口数は限定的となる可能性が高いと考えられます。したがって、投資家は、希望する時期に、および/または希望する数量のブラックロックPE戦略ファンド投資証券を売却できない可能性があります。

非公開企業への投資に伴うリスク

非公開企業は一般的にSECの報告要件の対象ではなく、一般的に認められた会計原則に基づいて会計記録を維持すること、および財務報告に関する有効な内部統制を維持することを要求されません。結果として、ブラックロックPE戦略ファンド副投資顧問会社は、ブラックロックPE戦略ファンドが投資する非公開企業の事業状況、財務状況および業績に関して、適時の情報および正確な情報を有していない場合があります。ブラックロックPE戦略ファンドは、不完全または不正確な情報に基づいて投資を行うリスクがあり、その結果、ブラックロックPE戦略ファンドの投資パフォーマンスに悪影響を及ぼす可能性があります。ブラックロックPE戦略ファンドが投資する可能性のある非公開企業は、大企業と比べて資金力が乏しく、社歴が浅く、資産が集中しているリスクが高く、商品の品揃えが少なく、また市場シェアが小さい場合があります、これにより当該非公開企業は、競合他社の動向および市場環境、ならびに一般的な景気後退の影響を受けやすい傾向にあります。これらの企業は、一般的に業績予測が難しく、随時訴訟の当事者となる可能性があり、著しい衰退リスクにさらされる商品に関する急激な変化を伴う事業に従事している場合があります、また、その営業支援、拡大への資金供給または競争性のある地位の維持のために多額の追加資本を要することがあります。これらの企業は、将来の資金ニーズを満たすために資本市場にアクセスすることが困難である可能性があり、これにより成長能力および満期時に未払いの負債を弁済する能力が制限されるおそれがあります。さらに、ブラックロックPE戦略ファン

ドの投資は、現物支払型証券の形態をとることがあり、企業が一定の成長目標および流動性目標を達成するまで、現金での利息または配当が最低限しか支払われないか、まったく支払われない可能性があります。通常、非公開企業への投資は、公開市場で取引されない制限付きの有価証券への投資であり、相当な期間保有されるため、ブラックロックPE戦略ファンドは一部の保有証券を長期(数年におよぶ場合があります。)にわたり転売することができない可能性があります。ブラックロックPE戦略ファンドが非公開企業投資の価値を適時に現金化できるという保証はありません。

非公開企業の経営リスク 非公開企業は、少数の人員の経営手腕および努力に依存する可能性が高いため、当該人員の一または複数名が死去する、就業不能となる、辞職するまたは解雇された場合、当該企業に重大な悪影響を及ぼすおそれがあります。ブラックロックPE戦略ファンドは、原則として、投資先の非公開企業において支配的地位を保有することを意図していません。そのためブラックロックPE戦略ファンドは、企業が、ブラックロックPE戦略ファンドが賛同しない事業判断を下すリスク、ならびにポートフォリオ企業の経営陣および/もしくは株主がリスクを冒すまたはブラックロックPE戦略ファンドの利益に反するその他の行動をとるリスクにさらされます。当該非公開投資における流動性の欠如により、ブラックロックPE戦略ファンドが非公開ポートフォリオ企業の行動に賛同できない場合であっても、当該投資を処分できないことがあり、そのため当該投資の価値の低下に見舞われることがあります。

非公開企業の非流動性リスク 非公開企業が発行する有価証券は、通常、非流動的です。非公開で発行された有価証券について容易に利用できる取引市場が存在しない場合、ブラックロックPE戦略ファンドは、当該有価証券がより広範に取引されていればブラックロックPE戦略ファンドが売却できたであろう価格に近い価格で、当該投資対象を容易に売却できないことがあります。

非公開企業の評価リスク 通常、ブラックロックPE戦略ファンドによる非公開投資については、容易に利用可能な市場価値が存在しません。ブラックロックPE戦略ファンドは、ブラックロックPE戦略ファンド受託者合議体が採用した評価ガイドラインに従って、非公開企業への投資を評価します。当該ガイドラインは、これに従って評価される有価証券の公正価値を正確に反映するよう設計されていると、ブラックロックPE戦略ファンド受託者合議体が誠実に考えているものです。ブラックロックPE戦略ファンドは、これらの投資対象の公正価値算定の補助を目的として、一または複数の独立した評価会社のサービスを利用する場合があります(当該利用は要求されているわけではありません。)。非公開企業投資の評価には、以下の一または複数の要素が適用される場合があります。()公開取引される同種事業の企業の評価額の分析、()類似する合併・買収取引における評価の分析、()利回り分析、および()割引キャッシュ・フロー分析。容易に利用可能な市場価値が存在しない投資の公正価値算定に固有の不確実性および主観性のため、ブラックロックPE戦略ファンドの非公開投資の公正価値は、当該投資に関して容易に利用可能な市場価値が存在した場合であれば使用されるであろう価値と大きく異なる場合があります。また、当該投資の処分の際にブラックロックPE戦略ファンドが換金できた可能性のある金額との間に重大な差異が生じることがあります。さらに、市場環境の変化およびその他の事象が、容易に利用可能な市場価値が存在しないブラックロックPE戦略ファンドの投資の公正価値に及ぼす影響は、容易に利用可能な市場価値が存在するブラックロックPE戦略ファンドの他の投資に対する影響とは異なることがあります。ブラックロックPE戦略ファンドが決定する投資の公正価値が、ブラックロックPE戦略ファンドが当該投資を処分した際に最終的に換金できる価値を実質的に上回っている場合、ブラックロックPE戦略ファンドの純資産価値は、悪影響を受ける可能性があります。

ブラックロックPE戦略ファンド副投資顧問会社への依存リスク ブラックロックPE戦略ファンドは、ブラックロックPE戦略ファンド副投資顧問会社が特定した非公開投資を行うことがあり、この場合ブラックロックPE戦略ファンドは、公開取引される有価証券に投資する場合に比べて、ブラックロックPE戦略ファンド副投資顧問会社がそのような投資を特定し、調査し、分析し、交渉しおよび監視する能力に一層大きく依存することになります。多くの非公開企業については公開情報が少ないため、ブラックロックPE戦略ファンドがこれらの企業への投資に伴う潜在的リスクおよびリターンを評価するのに十分な情報を入手するためには、ブラックロックPE戦略ファンド副投資顧問会社のデュー・ディリジェンス活動に依存せざるを得ません。非公開投資の

デュー・ディリジェンス、交渉および監視費用はブラックロックPE戦略ファンドが負担することになり、これによってブラックロックPE戦略ファンドのリターンが減少するおそれがあります。

共同投資リスク ブラックロックPE戦略ファンドは、ブラックロックPE戦略ファンドまたはその関連会社のいずれとも関係のない第三者の投資家(プライベート・エクイティ会社など)が調達した非公開投資対象に共同で投資する場合があります。ブラックロックPE戦略ファンドが当該投資からの利益を実現できるか否かは、特に、当該取引における主導的投資家の専門知識に依存します。そのような共同投資機会において主導的投資家が非公開企業の経営に対する支配権を得る場合、ブラックロックPE戦略ファンドは、主導的投資家が当該投資について調査、分析、交渉および監視する能力のみならず、主導的投資家が当該企業の事業運営を適切に監督する能力にも依存することになります。ブラックロックPE戦略ファンドが当該投資を処分する能力は、投資対象である有価証券が登録されておらず流動性が欠如しているという事実、ならびにブラックロックPE戦略ファンドによる当該投資の売却を妨げ得る契約上の制限の双方によって、通常、厳しく制限されます。多くの場合、ブラックロックPE戦略ファンドが当該投資から撤退できるのは、主導的投資家が取り決める条件による新規株式公開または企業売却などの取引に限られます。当該投資の公正価値を正確に決定するブラックロックPE戦略ファンドの能力が、主導的投資家から情報の入手に依拠する可能性があるため、当該投資は、追加の評価リスクにさらされる可能性があります。ブラックロックPE戦略ファンドの評価手続きを適用して当該投資に付された評価額は、他の共同投資家が同じ投資に付した評価額と異なる場合があります。場合によっては、ブラックロックPE戦略ファンドが参加する共同投資取引に関連して、ブラックロックPE戦略ファンドが私募集取報酬、運用報酬、管理事務代行報酬および/またはパフォーマンス報酬などの報酬をプライベート・エクイティ・スポンサーに対して支払うことがあります。これらの報酬は、ブラックロックPE戦略ファンド投資顧問会社がブラックロックPE戦略ファンドに請求する報酬に追加され、結果としてブラックロックPE戦略ファンドの投資家が間接的に負担することになります。

非公開企業の競合リスク 非公開投資においては、多くの事業体がブラックロックPE戦略ファンドと競合する可能性があります。これらの競合他社の多くは、ブラックロックPE戦略ファンドより相当に規模が大きく、非常に多くの財務、技術およびマーケティングの資源を有しています。競合他社の中には、資本コストが低く、ブラックロックPE戦略ファンドが利用できない資金源へのアクセスを有するものがあります。また、一部の競合他社は、リスク許容度がより高いかまたはリスク評価が異なる場合があります。その結果、ブラックロックPE戦略ファンドよりも多様な、またはブラックロックPE戦略ファンドとは構造の異なる非公開投資を検討することが可能な場合があります。さらに、多くの競合他社は、米国投資会社法によりブラックロックPE戦略ファンドに課される規制上の制限の適用を受けていません。そのため、このような競争の結果としてブラックロックPE戦略ファンドは、時に魅力的な非公開投資の機会を追求できない場合があります。

関係者リスク 米国投資会社法またはその他の法令もしくは規則に基づく規制上の影響により、ブラックロックPE戦略ファンドが特定の非公開企業に投資することを禁じられる可能性があるというリスク、または、ブラックロックPE戦略ファンドが非公開企業の議決権付有価証券に投資可能な額、非公開企業においてブラックロックPE戦略ファンドが保有可能な経済的持分の規模、もしくは非公開企業の経営に関してブラックロックPE戦略ファンド許容される影響力の範囲に制限が課されるおそれがあるというリスクが存在します。ブラックロックPE戦略ファンドが、投資先の非公開企業を米国投資会社法に基づく「関係者」として扱うことを求められる場合、ブラックロックPE戦略ファンドと当該非公開企業との取引には、米国投資会社法上の様々な制約が課されることになります。さらに、これらの制約は、ブラックロックPE戦略ファンド副投資顧問会社またはその関連会社の他の顧客が非公開企業に投資したことにより生じる場合があります。これらの制約は、これらの制約がなかった場合と比べてブラックロックPE戦略ファンドのパフォーマンスに不利に働く場合があります。また、ブラックロックPE戦略ファンドが投資可能な非公開企業の範囲に影響を与える可能性があります。多くの非公開企業は投資家の数が限られており、発行済持分証券の数量も限られている場合があるため、これらのリスクは一層高まります。

後期段階にある非公開企業のリスク 後期段階の非公開企業への投資には、長期にわたり取引所で公開取引されてきた企業の株式への投資よりも大きなリスクが伴います。これらの投資は、資本増価の大きな機会を提供

する可能性があります。これらの投資の価値の大幅な下落をもたらす高いリスクも伴います。当該投資対象は公開取引されていないため、ブラックロックPE戦略ファンド副投資顧問会社が売却することが適切とみなす場合でも、ブラックロックPE戦略ファンドは当該投資対象を売却できない場合があります。そのため、これらの投資は、一般的に、企業による公募が行われるまで(行われない場合もあります。)流動性が低いとみなされ、また公募が行われた後の転売に関して追加の契約上の制約が課されることが多く、これによりブラックロックPE戦略ファンドは、これらの企業に対する保有持分を一定期間売却できない場合があります。市況、企業内の動向、投資家の認識または規制上の決定は、後期段階の非公開企業に悪影響を及ぼす場合があります。当該企業が最終的にその証券を公募することを遅らせるか、または阻害する可能性があります。企業が新規株式公開で株式を発行する場合、新規株式公開はリスクが高く株価が大きく変動するため、ブラックロックPE戦略ファンドの投資価値を大きく下落させる可能性があります。

優先証券のリスク

優先証券への投資には、以下を含む特別なリスクが伴います。

繰延ペリリスク 優先証券には、発行体はその裁量により、発行体に不利な影響を与えることなく一定期間分配を繰り延べるることができる条項が含まれている場合があります。ブラックロックPE戦略ファンドが、分配を繰り延べている優先証券を保有している場合、ブラックロックPE戦略ファンドは、収益をまだ受領していなくとも、税務上の所得申告が必要となる場合があります。

劣後リスク 優先証券は、企業の資本構造において、企業利益に対する優先順位および清算時の支払いに関する優先順位の点で債券その他の債務商品に劣後するため、債務商品よりも大きな信用リスクにさらされます。

制限付議決権のリスク 一般的に、優先証券保有者(ブラックロックPE戦略ファンドなど)は発行体に関する議決権を有しません。ただし、優先配当が所定の期間数にわたり未払いとなった場合は、その時点において優先証券保有者は、発行体の取締役会に複数の取締役を選出できる場合があります。原則として、未払いの配当がすべて支払われれば、優先証券保有者の議決権は消滅します。信託型優先証券の場合、その保有者には一般的に議決権はありません。ただし()発行体が所定の期間にわたり配当の支払いを怠った場合、または()債務不履行が宣言され、その状態が継続している場合はこの限りではありません。

特別償還権のリスク 特定の状況においては、優先証券の発行体が所定の期日より前に当該証券を償還する場合があります。例えば特定の種類の優先証券は、米国連邦所得税法または証券法の特定の変更を契機として償還が発生する場合があります。コール条項と同様、発行体による特別償還は、ブラックロックPE戦略ファンドが保有する証券のリターンに悪影響を及ぼす場合があります。

信託型優先証券リスク 信託型優先証券は通常、法人によって発行され、一般的に優先証券の特性を備えた利付債の形態をとるか、または、法人に関連するビジネス・トラストによって発行され、一般的に劣後債もしくは同様の構造の有価証券の受益権の形態をとります。信託型優先証券の市場は、固定クーポンおよび変動クーポンの両方の証券により構成され、これらは本質的に期限がないか、または満期日が定められています。

信託型有価証券は、一般的に、発行体の下位にある完全に劣後する債務であり、また、保証されていますがその保証は、保証者の他の債務に対するものより下位かつ完全に劣後します。さらに、信託型有価証券は、一般的に発行体が収益の支払いを5年以上にわたって繰り延べることを認めており、当該繰延べが債務不履行事由を生じさせることはありません。発行体の資本構造において劣後する地位にあること、発行体に債務不履行の影響を及ぼすことなく長期間にわたり支払いを繰り延べるができること、および特定のその他の特性(信託型優先証券の累積支払額が全額支払われていない場合、発行体または最終保証者による普通株式の配当の支払いに制限がかかることなど)により、これらの信託型優先証券は発行体および投資家の双方によって、従来の優先証券に近い代替的商品として扱われることが多くあります。

信託型優先証券には、信託組成優先証券(TOPRS)、月次インカム優先証券(MIPS)、四半期インカム債券(QUIBS)、四半期インカム債務証券(QUIDS)、四半期インカム優先証券(QUIPSSM)、コーポレート信託証券(CORTS)、パブリック・インカム・ノート(PINES)およびその他の信託型優先証券が含まれますがこれらに限られません。

信託型優先証券は通常、最終満期日が定められた上で発行されますが、一部には本質的に無期限のものもあります。特定の場合においては、発行体の選択により所定の期間にわたって最終満期日が延期される、および/または元本の最終的支払いが繰り延べられることがあり、その場合でも債務不履行とはなりません。原則として累積された支払債務が全額履行されるまでは償還することはできません。ただし発行体は、すべての支払いが履行されたか否かを問わず市場において買戻しを行うことができる場合があります。

多くの信託型有価証券は、事業会社が設立した信託またはその他の特別目的事業によって発行され、事業会社の直接的な債務ではありません。信託または特別目的事業体は、当該優先証券を投資家に売却する際に事業会社の債務(信託または特別目的事業体が発行する証券の条件と同等の条件を有します。)を購入します。これにより事業会社は、信託または特別目的事業体が保有する債務に対して支払う利息を税務上控除することが可能となります。信託または特別目的事業体は一般的に、米国連邦所得税の目的上、パススルーとして扱うことが求められるため、信託型有価証券の保有者は、裏付けとなる事業会社の債務の受益権を保有しているものとして扱われます。したがって、信託型有価証券に係る支払いは、米国連邦所得税の目的上配当ではなく利息として取り扱われます。その結果、信託または特別目的事業体は事業会社の債務の保有者となり、事業会社の収益および利益について、事業会社の普通株主に対し優先権を有することになりますが、一般的に事業会社の他の債務クラスに対しては劣後することになります。一般的に優先株式の格付けは、同じ事業会社のシニア債務証券よりもやや低くなります。

新しい種類の有価証券のリスク 信託型有価証券を含む優先証券は、これまでに本書に記載されていない特性を有する形で募集されたことがあり、また今後も募集される可能性があります。これらの有価証券への投資について、ブラックロックPE戦略ファンド投資顧問会社またはブラックロックPE戦略ファンド副投資顧問会社がブラックロックPE戦略ファンドの投資目的および投資方針に合致するとみなした場合、ブラックロックPE戦略ファンドは当該有価証券に投資する権利を留保します。これらの商品については市場が新たに形成されることになるため、ブラックロックPE戦略ファンドが当該商品を適切な価格で、かつ適切な時期に処分することが困難な場合があります。これらの商品は流動性が限られていることに加え、価格変動が大きいなどのその他のリスクを伴います。

転換証券リスク

転換証券は、一般的に、同等の信用力を有する非転換証券と比べて利息または配当利回りが低くなります。転換証券の市場価額は金利が上昇すれば下落し、逆に金利が下落すれば上昇する傾向があります。ただし、転換証券の対象となる普通株式の市場価格が転換価格を超える場合、転換証券は、対象となる普通株式の市場価格を反映する傾向があります。対象となる普通株式の市場価格が下落すると、転換証券は、利回りベースで取引が増える傾向があるため、対象となる普通株式と同程度には価格が下落しない可能性があります。転換証券は、発行体の資本構造において普通株式に優先し、したがって、当該発行体の普通株式よりもリスクが少なくなります。

ブラックロックPE戦略ファンドは、別個の証券を組み合わせることで構成され、従来の転換証券が有する2つの主要な特性を備えた合成型転換証券に投資することがあります。合成型転換証券の保有者は、当該証券の価格または転換要素に係るインデックス水準の下落により、合成型転換証券を構成するために購入された有価証券または金融商品(コール・オプションまたはワラントなど)の価値が低下するリスクにさらされます。株価が行使価格を下回り、行使期間を通じて下回ったままであった場合、コール・オプションまたはワラントに支払った金額すべてを失うことになる可能性があります。合成型転換証券には収益を生む構成要素も含まれるため、合成型転換証券の保有者は、金利が上昇し、収益を生む金融商品の価値が下落するリスクも負うこととなります。合成型転換証券はまた、デリバティブに伴うリスクにもさらされます。

ワラントおよびライツのリスク

対象となる株式の価格がワラントの失効前に行使価格を上回らない場合、ワラントは一般的に無価値で失効し、ブラックロックPE戦略ファンドがワラントに支払った金額を失うこととなります。よってワラントへの投資は、普通株式への投資よりも実質的に高いリスクを伴う場合があります。ワラントは、その対象となる株式と同一の市場で取引される場合がありますが、ワラントの価格は、必ずしも対象となる株式の価格と連動する

とは限りません。普通株式を購入するための新株引受権(ライツ)を行使しない場合、発行会社に対するブラックロックPE戦略ファンドの持分が希薄化します。ライツの市場は十分に発達しておらず、したがってブラックロックPE戦略ファンドがライツを売却しても必ずしもその価値のすべてを回収できるとは限りません。

別の事業体を通じて保有されるポートフォリオ企業への投資の処分に関するリスク

ポートフォリオ企業への投資の処分に関連して、ポートフォリオ企業の持分を保有する法主体は、事業売却に関して一般的に行われるような、当該ポートフォリオ企業の事業および財務事項に関する表明および保証を行うよう求められる場合があります。また、そのような持分保有者は、当該表明または保証が不正確または誤解を招くものであることが判明した場合、当該ポートフォリオ企業の買い手を補償するよう求められる場合があります。当該持分保有者である法主体に対する再拋出義務の内容によっては、当該取決めに より持分保有者、ひいてはブラックロックPE戦略ファンドに責任が生じる可能性があります。ブラックロックPE戦略ファンドは、直接保有する直接投資の処分に関して、同様のリスクに直面する場合があります。

セカンダリー投資対象の取得に関するリスク

ブラックロックPE戦略ファンドは、投資先ファンドの持分を当該投資先ファンドの既存投資家から取得することにより、当該投資先ファンドに対するセカンダリー投資を行う場合があります。そのような場合、ブラックロックPE戦略ファンドには、当該ポートフォリオの持分の条件(特別な権利または特典を含みます。)について交渉する機会がありません。また、投資先ファンド持分の評価は、持分自体または当該投資先ファンドが保有し得る非公開ポートフォリオ企業の有価証券について確立された市場が一般的に存在しないため、難しい場合があります。

ブラックロックPE戦略ファンドがセカンダリー投資に対して支払った取得価格は、一般的に当該セカンダリー投資のその後の公正価値と一致するものではなく、公正価値は、当該取得価格よりも高くなったり低くなったりすることがあります。割引価格で取得されたセカンダリー投資については、ブラックロックPE戦略ファンドが次にブラックロックPE戦略ファンド純資産価額を算出する際、ブラックロックPE戦略ファンド投資顧問会社が取得価格はもはや公正価値を反映していないと判断し、ブラックロックPE戦略ファンド純資産価額において当該セカンダリー投資を実務上の簡便法により評価した場合、直ちに未実現利益が生じる見込みです。さらに、投資先ファンドに対するセカンダリー投資に対して支払われる購入価格は、当該持分の売主との交渉により決まり、ブラックロックPE戦略ファンドが純資産価額に比して魅力的かつ割安な対価で持分を取得できる保証は全くありません。場合によっては、ブラックロックPE戦略ファンドは、セカンダリー取引における投資先ファンド持分の取得に関連して仲介業者に私募手数料などの手数料を支払う場合があります。当該手数料は、ブラックロックPE戦略ファンドが投資先ファンドの投資家として負担する手数料およびブラックロックPE戦略ファンド投資顧問会社がブラックロックPE戦略ファンドに請求する報酬に加えて発生することになります。ブラックロックPE戦略ファンドの全体的パフォーマンスは、ブラックロックPE戦略ファンドがセカンダリー投資に支払う取得価格、当該取得の構造および投資先ファンドの全体的な成長に部分的に左右される場合があります。ブラックロックPE戦略ファンド副投資顧問会社は、ブラックロックPE戦略ファンドの勘定のために、売り手からセカンダリー投資のポートフォリオを「一括で引き受けるか、または一切引き受けないか」という条件で取得する機会を有することがあります。そのような場合、一部のセカンダリー投資は他のものより魅力が劣ることがあり、またセカンダリー投資の一部のマネージャーは、他のマネージャーよりも経験が豊富または高く評価されていることがあります。

また、ブラックロックPE戦略ファンドは、ジョイント・ベンチャーおよびこれに類似する取決めの利用を通じて他の投資家と共同でセカンダリー投資を行うことがあります。セカンダリー投資対象の購入は、スワップその他のデリバティブ取引の形態で行われる場合があります。当該取決めでは、ブラックロックPE戦略ファンドはより高いリスクを負いつつより高いリターンを期待するか、またはリスクを低減してそれに応じてリターン率が低下する場合があります。また、当該取決めに よりブラックロックPE戦略ファンドは、カウンターパーティーがその債務を履行しないリスクも負うこととなります。そのように組成された場合、ブラックロックPE戦略ファンドへの投資に関する税務上の影響は、本書に記載されるその他の場合とは、例えばブラックロックPE戦略ファンドによる分配の金額、時期および性質などの点において異なる可能性があります。さらに、マ

ネージャーの過去の成績は、マネージャーの将来の成績を保証または予測するものではなく、将来の成績は大きく変動する可能性があります。加えて、投資先ファンドへのセカンダリー投資を実施するためのデュー・ディリジェンスのプロセスは、同じ投資先ファンドへのプライマリー投資に関連して実施されるデュー・ディリジェンスのプロセスとは異なります。適切な投資機会が特定できるという保証はなく、その結果ブラックロックPE戦略ファンドのパフォーマンスに悪影響を及ぼす場合があります。

セカンダリー投資に伴うその他のリスクには、以下が含まれます。

- ・セカンダリー投資対象の取得に関連する商業上、税務上および法務上の問題の調査に必要とされる費用および資源が、同一の投資先ファンドに対するプライマリー投資の実施に関連するものより大きくなる場合があります。
- ・ブラックロックPE戦略ファンドが投資先ファンド持分をセカンダリー投資として取得する場合、ブラックロックPE戦略ファンドは、当該持分に付随する偶発債務を負う場合があります。具体的には、売り手が関連する投資先ファンドから分配を受け取っており、その後、当該投資先ファンドが当該分配の一部の返還を求めた場合、ブラックロックPE戦略ファンドは(当該分配が帰属する持分の買い手として)、当該投資先ファンドに対して、そのような分配金と同等額を支払う義務を負うことがあります。場合によっては、これに応じてブラックロックPE戦略ファンドが当該持分の売り手に対し、投資先ファンドに対して上記のとおり支払った金銭を請求できる場合がありますが、ブラックロックPE戦略ファンドが当該請求を認められるという保証はありません。
- ・セカンダリー投資の全体的パフォーマンスは、その大部分が、投資先資産のパフォーマンス、および当該セカンダリー投資対象に対して支払われる取得価格に左右され、当該取得価格は不完全または不十分な情報に基づいて交渉される場合があります。
- ・ブラックロックPE戦略ファンドがセカンダリー投資として投資先ファンド持分を取得する場合、ブラックロックPE戦略ファンドは、一般的に、当該投資先ファンドの設立文書(例えば投資対象ファンドのリミテッド・パートナーシップ契約など)を修正および変更する権限がなく、また、取得する持分の経済的条件をその他の手段で交渉する権限もありません。
- ・ブラックロックPE戦略ファンドは、購入シンジケートのメンバーとしてセカンダリー投資を取得することがあり、その場合、ブラックロックPE戦略ファンドは追加リスクにさらされる場合があります。当該追加リスクには、とりわけ、()カウンターパーティー・リスク、()風評リスク、()シンジケートのメンバーによる機密保持違反、および()取引執行リスクが含まれます。
- ・セカンダリー投資は、投資先ファンドのブラックロックPE戦略ファンド純資産価額を下回る価格で取得される場合があります。前述の通り、割引価格で取得されたセカンダリー投資については、ブラックロックPE戦略ファンドが次にブラックロックPE戦略ファンド純資産価額を算出する際、ブラックロックPE戦略ファンド投資顧問会社が取得価格はもはや公正価値を反映していないと判断し、ブラックロックPE戦略ファンド純資産価額において当該セカンダリー投資を実務上の簡便法により評価した場合、直ちに未実現利益が生じる見込みです。このような未実現利益は、投資先ファンドが報告した直近のブラックロックPE戦略ファンド純資産価額と交渉による購入価格との差額分だけ、ブラックロックPE戦略ファンドのブラックロックPE戦略ファンド純資産価額およびパフォーマンスを押し上げます。逆に、割引価格で売却されたセカンダリー投資は、ブラックロックPE戦略ファンドの帳簿および記録に反映されているセカンダリー投資の価値と、交渉による売却価格との差額分だけ、ブラックロックPE戦略ファンドのブラックロックPE戦略ファンド純資産価額およびパフォーマンスを減少させることとなります。

投資先ファンドのリスク

ブラックロックPE戦略ファンドの投資先ファンドへの投資は、以下を含む様々なリスクを伴います。

- ・投資先ファンドの持分は流動性が低く、市場性が制限される場合があります。投資の現金化には相当な時間および/またはコストがかかる場合があります。投資先ファンドの有価証券を購入するための申込みには、一般的に制限や遅延が起きます。同様に、ブラックロックPE戦略ファンドは、購入した投資先ファンド

の持分を適時に売却できないことがあります。また、ブラックロックPE戦略ファンドが投資先ファンドの持分を売却できない期間中に市場環境が悪化した場合、ブラックロックPE戦略ファンドは当該持分の取得または引受時よりも不利な価格で売却することになり、ブラックロックPE戦略ファンド純資産価額に悪影響を及ぼすことがあります。

- ・投資先ファンドの持分は、通常、投資先ファンド・マネージャーから提供される評価に基づいて評価されますが、この評価は遅れて提供されることがあります。投資先ファンドが投資する証券の中には、市場価格が容易に把握できないものがあり、投資先ファンド・マネージャーが公正価値評価を行っています。投資先ファンド・マネージャーは、かかる有価証券の価値が投資先ファンド・マネージャーの報酬に影響を与える可能性があるため、その評価において利益相反に直面する場合があります。ブラックロックPE戦略ファンドは、年度ごとに財務諸表の独立した監査(投資先ファンド・マネージャーが行ったポートフォリオの評価の検証を含みます。)を義務付けている投資先ファンドに投資することを予定しています。ブラックロックPE戦略ファンド副投資顧問会社は、各投資先ファンド・マネージャーが採用する評価手続をレビューし、デュー・ディリジェンスを実施するとともに、投資先ファンドから提供されるリターンをモニタリングします。しかし、ブラックロックPE戦略ファンド副投資顧問会社およびブラックロックPE戦略ファンド受託者合議体はいずれも、投資先ファンド・マネージャーから提供される評価額の正確性を確認することはできません。投資先ファンドから提供される評価額が不正確であった場合、ブラックロックPE戦略ファンド投資証券の価値に重大な悪影響を及ぼす可能性があります。
- ・ブラックロックPE戦略ファンドは、投資先ファンドに対する持分に関して、資産ベースの手数料および成功報酬を支払う場合があります。これらの手数料および成功報酬は、ブラックロックPE戦略ファンド投資顧問会社がブラックロックPE戦略ファンドに対して課す手数料に加えて支払われるものです。さらに、ブラックロックPE戦略ファンドの投資者は、ブラックロックPE戦略ファンドの費用に対する按分負担分に加えて、投資先ファンドの費用についても、その持分に応じた間接的な負担を負うこととなります。その結果、ブラックロックPE戦略ファンドの投資者は、投資先ファンドに直接投資した場合と比較して、より高い運営費用を負担する可能性があります。さらに、投資先ファンドからブラックロックPE戦略ファンドに分配される金額から、ブラックロックPE戦略ファンドがブラックロックPE戦略ファンド投資顧問会社に支払う報酬およびブラックロックPE戦略ファンドが直接負担するその他の費用が差し引かれるため、ブラックロックPE戦略ファンドの投資主が得られるリターンは、投資先ファンドに直接投資する投資家が得られるリターンよりも低くなります。ブラックロックPE戦略ファンドおよび投資先ファンドの報酬および費用は、一般的に、ブラックロックPE戦略ファンドまたは投資先ファンドがプラスの投資リターンを生み出したか否かにかかわらず支払われます。投資者は、投資先ファンドに直接投資することにより、ブラックロックPE戦略ファンドに係る追加的な手数料および費用の負担を回避することができますが、多くの投資先ファンドへのアクセスは制限されているか、または利用できない場合があります。相当額の最低純資産額およびその他の投資先ファンドへの投資要件を満たさない投資者については、投資が認められない場合があります。
- ・投資先ファンドの手数料体系は複雑であり、登録投資信託で一般的に認められている範囲を超える、運用実績連動型の報酬が含まれています。投資先ファンド・マネージャーが請求する成功報酬は、当該投資先ファンド・マネージャーにリスクの高い投資を行う動機を生じさせる可能性があります。また、投資先ファンドが正のリターンを計上した場合には、ブラックロックPE戦略ファンド全体のリターンが負であっても、ブラックロックPE戦略ファンドから当該投資先ファンド・マネージャーに対して成功報酬が支払われる場合があります。
- ・投資先ファンドは、通常、米国投資会社法に基づく投資会社として登録されていません。そのため、ブラックロックPE戦略ファンドは、投資先ファンドの投資者として、米国投資会社法により付与される保護を享受することができません。さらに、投資先ファンドは、保有可能な有価証券の種類、採用可能な取引戦略(関連会社との取引を含みます。)、場合によっては活用可能なレバレッジの規模に関して、一般的に登録投資会社よりも柔軟性が高いと言えます。また、投資先ファンド・マネージャーは、投資顧問法に

基づく投資顧問会社として登録されていない場合があります。その場合、ブラックロックPE戦略ファンドは、当該投資先ファンド・マネージャーが運用する投資先ファンドの投資者として、投資顧問法により付与される一定の保護を享受することができません。

- ・ファンドが投資する投資先ファンドの中には、運用歴が限られたものもあります。
- ・ブラックロックPE戦略ファンドは、米国投資会社法またはその他の法律、規則および規制に基づく規制上の影響により、特定の投資先ファンドの持分を取得できない場合や、投資先ファンドの議決権付証券に投資できる金額を制限される場合があります。例えば、ブラックロックPE戦略ファンドは、投資先ファンドへの投資の名称およびその時点における公正市場価値を定期的に開示することが求められており、これに関して、投資先ファンドがブラックロックPE戦略ファンドによる投資および当該投資の評価額に関する公開開示に異議を唱える可能性があります。同様に、ブラックロックPE戦略ファンド副投資顧問会社は、現在および将来の顧客に対する実際上または潜在的な受託者責任を負っていることから、ブラックロックPE戦略ファンドによる特定の投資先ファンドへのアクセスまたは投資を制限する場合があります。例えば、ブラックロックPE戦略ファンド副投資顧問会社は、ブラックロックPE戦略ファンドの開示義務またはその他の米国投資会社法上の規制上の影響が、他の顧客による当該投資先ファンドへのアクセスまたは投資の能力に悪影響を及ぼすと判断することがあります。さらに、ブラックロックPE戦略ファンドによる投資により、ブラックロックPE戦略ファンドおよびブラックロックPE戦略ファンド副投資顧問会社が管理会社または副投資顧問を務める他のファンドが、米国投資会社法上、当該投資先ファンドの関係者に該当し、一定の取引を行うことができなくなる可能性があります。ブラックロックPE戦略ファンドは、米国投資会社法上の「関係者」に該当することを回避するため、投資先ファンドに関する一定の議決権を放棄する場合があります。また、ブラックロックPE戦略ファンド副投資顧問会社は、当該投資を行った場合にブラックロックPE戦略ファンドおよびブラックロックPE戦略ファンド副投資顧問会社の他の顧客に対して生じる米国投資会社法上の不利益な規制上の影響に対処するため、投資先ファンドをブラックロックPE戦略ファンドのポートフォリオに組み入れない場合があります。さらに、ブラックロックPE戦略ファンドの投資能力は、その他の法律、規則または規制に基づく勘案事項によっても影響を受ける可能性があります。これらの規制上の制約(米国投資会社法に基づくものを含みます。)により、ブラックロックPE戦略ファンドは、ブラックロックPE戦略ファンド副投資顧問会社の他の顧客とは異なる投資先ファンドに投資することとなる場合があります。
- ・ブラックロックPE戦略ファンドは、投資先ファンドの運用およびパフォーマンスの監視において、投資先ファンドの投資対象や評価に関する情報の入手が困難であること、および投資先ファンドの投資対象に関して存在することがある利益相反などの課題に直面することがあります。ブラックロックPE戦略ファンド副投資顧問会社は、各投資先ファンドからその過去の運用歴および事業戦略に関する詳細な情報の提供を受けよう努めますが、多くの場合、ブラックロックPE戦略ファンド副投資顧問会社は当該情報を独立して検証する手段をほとんどまたは全く有しません。投資先ファンドは、ブラックロックPE戦略ファンド副投資顧問会社に対して十分に開示されていない独自の投資戦略を用いる場合があり、そのような戦略は、ブラックロックPE戦略ファンド副投資顧問会社が想定していない一定の市場環境下において、リスクを伴う可能性があります。
- ・ブラックロックPE戦略ファンドは、投資先ファンドから、流動性が低いかまたは評価が困難で、かつ処分が困難な証券の現物分配を受ける場合があります。
- ・ブラックロックPE戦略ファンドは、投資先ファンドにより随時発出されるキャピタル・コールに従い、追加出資を行うことを求められる場合があります。ブラックロックPE戦略ファンドは、キャピタル・コールへの対応資金を確保する目的の一環として、その運用資産の一部を収益重視スリーブに配分する予定です。
- ・ブラックロックPE戦略ファンドが、投資先ファンドのキャピタル・コールに適時に応じることができない場合、通常、重大なペナルティが課されることとなり、これにはブラックロックPE戦略ファンドによる当該投資先ファンドへの投資の全部の没収が含まれます。ブラックロックPE戦略ファンドが適時に出資を行

えない場合、()ブラックロックPE戦略ファンドがその投資プログラムを遂行する能力が損なわれ、()ブラックロックPE戦略ファンドが借入れを余儀なくされ、()投資先ファンドから一定のペナルティを課され、または()その他ブラックロックPE戦略ファンドの投資価値(ブラックロックPE戦略ファンドの価値の下落を含みます。)が損なわれる場合があります。

- ・ブラックロックPE戦略ファンドは投資先ファンドに投資しているため、ブラックロックPE戦略ファンドの投資家は、各投資先ファンドに投資されているブラックロックPE戦略ファンドの資産額に比例して、各投資先ファンドの投資先ファンド・マネージャーによる投資方針および投資判断の影響を受けます。ブラックロックPE戦略ファンドの純資産価額は、とりわけ、投資先ファンドが投資する市場に関連する様々な市場および経済要因、ならびに投資先ファンドが投資する発行体の財務状況および見通しなどに応じて変動することがあります。投資先ファンド・マネージャーが特定の業界またはセクターに重点的に投資する場合、より広範な業界の発行体に投資した場合と比較して、投資先ファンド、ひいてはブラックロックPE戦略ファンドが、より高いリスクおよびボラティリティにさらされる場合があります。同様に、投資先ファンド・マネージャーが特定の国または地理的地域に重点的に投資する場合、より広範な地域の発行体に投資した場合と比較して、投資先ファンド、ひいてはブラックロックPE戦略ファンドが、より高いリスクおよびボラティリティにさらされる可能性があります。
- ・ブラックロックPE戦略ファンドが持分を取得する投資先ファンドは、それぞれ異なる投資戦略を採用し、または異なる地域もしくは業界にポジションを構築する場合があります、市場環境によっては、これらが相殺的なリターンをもたらす可能性があります。

ブラックロックPE戦略ファンドは投資先ファンドの投資者となりますが、ブラックロックPE戦略ファンドの投資者自身は投資先ファンドの持分権者ではなく、投資先ファンドまたは投資先ファンド・マネージャーに対して直接権利を行使し、または投資先ファンド、投資先ファンド・マネージャーもしくはそれらの関連会社に対して直接請求を行う権利を有しません。投資主は、投資先ファンドの投資者としてブラックロックPE戦略ファンドが入手し得る投資先ファンド発行の情報を受領する権利を有しません。

投資を検討されている方は、ブラックロックPE戦略ファンドへの投資は、高いリスク許容度をお持ちの投資家のみに適していることをご理解ください。具体的には、ブラックロックPE戦略ファンドによる投資先ファンドへの投資においては、登録投資会社への投資を通じて通常得られるものよりも規制上の保護が限定的である点などが含まれます。

流動性の低い投資および制限付有価証券のリスク

ブラックロックPE戦略ファンドは、流動性のない投資、流動性が限定的な投資、容易に利用可能な流通市場が存在しない投資またはその他の流動性に欠ける投資(私募証券を含みます。)に、制限なく投資する場合があります。ブラックロックPE戦略ファンドは、これらの投資がより広く取引されている場合に売却できたとであろう価格に近い価格で容易に処分できない可能性があり、かかる流動性の欠如の結果、債務を履行するために現金を確保する必要がある場合には、他の投資を売却するか、または借入取引を行う必要が生じることがあります。限られた流動性は、投資対象の市場価格にも影響を及ぼし得るため、ブラックロックPE戦略ファンドの純資産価額および配当分配を行う能力に悪影響を及ぼす可能性があります。近年、金融市場は、流通市場における需給の極端な不均衡が生じる局面を経験しており、その結果、伝統的な本来の価値の指標を大幅に下回る価格で市場価格が急落する流動性の喪失が発生しました。このような期間においては、一部の投資は著しく不利な価格で、かつ、多額の損失を伴ってのみ売却される場合があります。このような市場の混乱は、どの時期にも再び発生する可能性があります。

譲渡制限付証券とは、1933年証券法(以下「1933年法」といいます。)に基づく有効な登録届出書がなければ公衆に売却することができない証券、または相対取引によってもしくは登録免除に基づいてのみ売却することができる証券をいいます。例えば、1933年法のルール144Aは、ブラックロックPE戦略ファンドのような適格機関投資家に対する一定の譲渡制限付証券の再販売について、1933年法上の登録要件の適用除外を定めています。しかしながら、ブラックロックPE戦略ファンドが保有するルール144A適格証券の購入に関心を有する適格機関投資家の数が十分でない場合、当該ルール144A証券の市場性に悪影響を及ぼす可能性があり、ブ

ブラックロックPE戦略ファンドは、当該証券を迅速にまたは合理的な価格で処分できない場合があります。証券の売却に登録が必要となる場合、ブラックロックPE戦略ファンドは登録費用の全部または一部を負担する義務を負うことがあり、有効な登録届出書に基づき当該証券の売却が認められるまでに相当の時間を要する場合があります。この期間中に市場状況が不利なものになった場合、ブラックロックPE戦略ファンドは、売却を決定した時点の価格よりも不利な価格でしか売却できない可能性があります。ブラックロックPE戦略ファンドは、譲渡制限付証券その他の流動性の低い投資を、適切な時期または価格で売却できない場合があります。

無議決権株式への投資

ブラックロックPE戦略ファンドは、米国投資会社法上の意味において、当該投資先ファンドまたはポートフォリオ企業の「関係者」に該当するとみなされることを回避するため、その投資先ファンドまたはポートフォリオ企業への投資の全部または一部を無議決権の形態で保有する場合があります。ブラックロックPE戦略ファンドが無議決権証券に投資する場合、または契約上議決権を放棄する場合には、ブラックロックPE戦略ファンドの利益に反し得る事項について議決権を行使することができず、その結果、ブラックロックPE戦略ファンドおよびその投資者に悪影響を及ぼす可能性があります。

投資リスク

ブラックロックPE戦略ファンド投資証券への投資は投資リスクを伴い、投資金額の全額を失う可能性があります。ブラックロックPE戦略ファンド投資証券は長期投資者を対象として設計されており、ブラックロックPE戦略ファンドは短期売買を目的とする投資手段として利用されるべきものではありません。いかなる時点においても、ブラックロックPE戦略ファンド投資証券への投資の価値は、ブラックロックPE戦略ファンドが支払った分配金を考慮した後であっても、当初の投資金額を下回る可能性があります。また、ブラックロックPE戦略ファンドがレバレッジを利用する期間においては、ブラックロックPE戦略ファンドの投資リスクおよびその他一定のリスクが増加します。

追加申込みの影響

ブラックロックPE戦略ファンドは、ブラックロックPE戦略ファンド投資証券の追加取得を受け入れる予定であり、かかる取得により、ブラックロックPE戦略ファンドにおける既存投資主の議決権割合は希薄化します。

ベスト・エフォート方式による募集リスク

ブラックロックPE戦略ファンドの募集は、合理的なベスト・エフォート方式により行われており、ブラックロック・インベストメンツ・エルエルシー(BlackRock Investments, LLC)(以下「ブラックロックPE戦略ファンド販売会社」といいます。)は、ブラックロックPE戦略ファンド投資証券の販売に関して合理的な最善の努力を尽くす義務のみを負い、ブラックロックPE戦略ファンド販売会社およびから選任されたブローカーまたはディーラーは、ブラックロックPE戦略ファンド投資証券を購入する確約または義務を負うものではありません。ブラックロックPE戦略ファンド投資証券の申込みが最大募集口数に満たない場合、ブラックロックPE戦略ファンドの投資を複数の発行体および業種に配分する機会が減少する可能性があるほか、ブラックロックPE戦略ファンドの費用のすべてをより小さい資本基盤に配分することとなることから、当該投資から得られるリターンが減少する可能性があります。その結果、ブラックロックPE戦略ファンドはその投資目的を達成できない場合があります。投資者はブラックロックPE戦略ファンド投資証券への投資価値の一部または全部を失う可能性があります。ブラックロックPE戦略ファンド販売会社は、ブラックロックPE戦略ファンドおよびブラックロックPE戦略ファンド投資顧問会社の関連会社です。そのため、ブラックロックPE戦略ファンド販売会社によるブラックロックPE戦略ファンドおよびブラックロックPE戦略ファンド英文目論見書に関するデュー・ディリジェンスおよび調査は、独立したレビューとみなすことはできません。

評価リスク

ブラックロックPE戦略ファンドは評価リスクにさらされています。これは、ブラックロックPE戦略ファンドが投資する一または複数の証券が、不完全なデータ、市場の不安定性または人的エラーなどの要因により、売却時に実際には取得することのできない価格で評価されるリスクをいいます。ブラックロックPE戦略ファンド投資顧問会社は、証券を市場価値で評価するために、独立した価格情報提供機関の価格またはディーラーが提示する価格を用いる場合がありますが、その義務を負うものではありません。特定の投資対象については流通

市場が限定的であるため、当該金融商品は評価が困難となる場合があります。市場価格が入手できない場合、ブラックロックPE戦略ファンド投資顧問会社は、コンピュータによる分析モデルまたは個別の証券の評価など、複数の手法に基づいて当該投資を評価する場合があります。これらの手法は市場価値の推計値を算出するものであり、特定の種類の金融商品について最適な評価手法をめぐって専門家間で重大な見解の相違が生じる可能性や、状況に応じて異なる手法が用いられる可能性があります。実際の市場取引が存在しない場合、これらの手法への依拠は不可欠ですが、その結果、ブラックロックPE戦略ファンドの投資の最終的な評価額に重大な差異が生じる場合があります。また、価格情報提供機関その他の第三者サービス提供者による技術的問題および/または誤りは、ブラックロックPE戦略ファンドによる投資の評価および純資産価額の算定能力に影響を及ぼす可能性があります。

市場価格が容易に入手できない場合、または投資対象ファンド投資顧問会社が当該市場価格を信頼できないと判断した場合、ブラックロックPE戦略ファンド投資顧問会社は、その方針および手続に従い、ブラックロックPE戦略ファンドの投資対象を公正価値で評価します。公正価値とは、資産または負債の価値を誠実に見積もった価格をいいます。ブラックロックPE戦略ファンドが保有する資産または負債の公正価値とは、当該資産をその時点で売却した場合に合理的に受領が見込まれる金額、または独立当事者間取引において当該負債を消滅させるために要する費用をいいます。公正価値評価は、証券その他の資産の価値について、本質的に主観的かつ不正確となり得る判断を要する場合があります。その結果、公正価値で評価された資産について、将来、証券その他の資産の価格に調整が生じないという保証はなく、また、公正価値評価が、ブラックロックPE戦略ファンドが実際に売却時に取得できる価格を反映するという保証もありません。さらに、有価証券その他の資産について決定された公正価値が、提示価格もしくは公表価格、同一の有価証券その他の資産について他者が用いる価格および/または当該有価証券その他の資産の売却時に実際に実現され得るまたは実現される価値と大きく異なる場合があります。例えば、ブラックロックPE戦略ファンドによる投資の公正価値の決定額が、当該投資の処分時に最終的に実現される価値を大幅に上回っていた場合には、ブラックロックPE戦略ファンドの純資産価額に悪影響が生じる可能性があります。市場価格が容易に入手できない場合には、より流動性の高い投資と比べて、評価に多くの調査を要することがあります。また、流通市場がより活発な投資と比較して、信頼性の高い客観的データがより少ないため、このような場合には評価において判断要素がより大きな役割を果たすこととなります。

ブラックロックPE戦略ファンドの資産の相当部分は、市場価格が容易に入手できない非公開会社の証券により構成されることが見込まれています。これらの会社、その証券ならびにその事業状況および財務状況に関して市場で入手可能な情報は、極めて限定的であり、適時性を欠き、確認が困難である場合が少なくありません。これらの証券は、ブラックロックPE戦略ファンドにより、ブラックロックPE戦略ファンド受託者合議体により承認された方針および手続に従って決定される公正価値で評価されます。公正価値を決定するにあたり、ブラックロックPE戦略ファンド投資顧問会社は、価値に関連するすべての適切な要素およびブラックロックPE戦略ファンドが入手可能なすべての価値指標を考慮することが求められます。公正価値の決定には、証券をその時点で売却した場合にブラックロックPE戦略ファンドが合理的に受領できると見込まれる価格を算定するために、これらの情報を評価する判断を必然的に伴います。最も関連性の高い情報は、多くの場合、当該証券の発行体から提供されます。発行体から提供される情報の性質、適時性、量および信頼性を踏まえると、当該情報が入手できない場合または古くなった場合には、公正価値評価は一層困難かつ不確実となる可能性があります。

ブラックロックPE戦略ファンドによる投資先ファンドへの投資は、容易に入手可能な市場価格が存在しない場合、ブラックロックPE戦略ファンド投資顧問会社の評価手順および方法論に基づき、公正価値で評価されます。さらに、投資先ファンドの投資の大部分は、当該投資先ファンドが独自の評価手順および方法論に従って公正価値で評価するものと見込まれます。これらの公正価値の算定のうち、いずれか一方または両方が不正確であることが判明することがあります。投資先ファンドへの投資を含む非公開投資の評価が不正確である場合、ブラックロックPE戦略ファンドのブラックロックPE戦略ファンド純資産価額およびブラックロックPE戦略ファンド投資証券に関連する投資主取引に悪影響を及ぼす可能性があります。

ブラックロックPE戦略ファンドの投資が清算される際の価値は、ブラックロックPE戦略ファンドが付した評価額と(ときには大きく)異なることがあります。さらに、清算の時期も、清算時に得られる価値に影響を及ぼす可能性があります。ブラックロックPE戦略ファンドが保有する証券は、相当な水準のビッド・オファー・スプレッドで取引される場合があります。また、ブラックロックPE戦略ファンドは、公開市場が存在しない私募証券を保有します。ブラックロックPE戦略ファンドの投資が、最終的にブラックロックPE戦略ファンドによる当該投資の評価額で実現できる保証はありません。さらに、米国歳入法に基づく資産分散要件へのブラックロックPE戦略ファンドの適合性は、ブラックロックPE戦略ファンドの資産の公正市場価値に依拠しており、したがって、ブラックロックPE戦略ファンドが付した評価額に対して異議が唱えられた場合、当該要件への適合性に影響を及ぼし、またはその違反を是正するために加算税の支払いを要求される場合があります。

ブラックロックPE戦略ファンドの純資産価値は、投資顧問報酬および各種サービス報酬の計算ならびにブラックロックPE戦略ファンド投資証券の募集価格および買戻しの申込みにおける価格の決定を含む、複数の運営上の重要事項において重要な要素となります。したがって、ブラックロックPE戦略ファンドの投資対象の評価額に変動が生じた場合、投資主が負担する手数料および費用、買戻しの申込みに関連して投資主が受領する価格、ならびに投資者がブラックロックPE戦略ファンドに投資する際に取得するブラックロックPE戦略ファンド投資証券の数に、プラスまたはマイナスの影響を及ぼします。ブラックロックPE戦略ファンドは、買戻しの申込みに関連してブラックロックPE戦略ファンド投資証券を買い戻すために、流動性の低い投資対象を含む一定の投資対象を清算する必要が生じる場合があります。買戻しの申込み後にブラックロックPE戦略ファンドの投資対象の評価額が下落した場合には、買戻しに応じた投資主に有利となり、残存投資主に不利益が生じる可能性があります。反対に、買戻しの申込み後にブラックロックPE戦略ファンドの投資対象の評価額が上昇した場合には、残存投資主に有利となり、買戻しに応じた投資主に不利益が生じる可能性があります。同様に、申込み後にブラックロックPE戦略ファンドの投資対象の評価額が下落した場合には、新規申込投資者に不利益が生じ、既存投資主に有利となる可能性があります。また、申込み後にブラックロックPE戦略ファンドの投資対象の評価額が上昇した場合には、既存投資主に不利益が生じ、新規申込投資者に有利となる可能性があります。

投資機会をめぐる競争

ブラックロックPE戦略ファンドは、他の投資ファンドおよび機関投資家と投資をめぐる競争しています。近年では、従来は投資を行っていなかった分野に投資を開始する投資者も増加しています。これらの新規参入者の増加により、投資機会をめぐる競争が一層激化する可能性があります。ブラックロックPE戦略ファンドの競合先の中には、ブラックロックPE戦略ファンドよりも規模が大きく、より多くの資金力およびその他の資源を有する者も存在します。例えば、一部の競合先は、ブラックロックPE戦略ファンドよりも低い資本コストを有し、ブラックロックPE戦略ファンドが利用できない資金調達手段にアクセスできる場合があります。さらに、一部の競合先は、より高いリスク許容度を有し、または異なるリスク評価を行う可能性があります。これらの特性により、競合先は、ブラックロックPE戦略ファンドが実行可能または実行する意思のある範囲を超えて、より幅広い投資を検討し、より多くの関係を構築し、より競争力のある価格で投資を行うことが可能となる場合があります。さらに、ブラックロックPE戦略ファンドの競合先の一部は、クローズドエンド型ファンドとしてのブラックロックPE戦略ファンドに対して米国投資会社法が課す規制上の制約の適用を受けない場合があります。これらの要因により、ブラックロックPE戦略ファンドが投資機会を特定し、その投資目的を達成することがより困難となる可能性があります。

ブラックロックPE戦略ファンドは、米国投資会社法に基づき、利用可能な適用除外規定に依拠するか、またはSECの事前承認を得ない限り、その一定の関連会社(および当該関係会社の関係者)との一定の取引に参加することが禁止されています。ブラックロックPE戦略ファンドの関係者には、とりわけ、ブラックロックPE戦略ファンド投資顧問会社、ブラックロックPE戦略ファンド副投資顧問会社またはその他のブラックロックの投資顧問会社が運用する他の投資ファンドが含まれる場合があります。また、米国投資会社法は、SECの事前承認を得ることなく、または米国投資会社法上の適用除外規則またはその他の規制ガイダンスに依拠することなくブラックロックPE戦略ファンドの関係者との一定の「共同」取引を行うことを禁止しており、一定の場合に

は、同一の投資先ファンドへの投資または直接投資(当該取引が共同性を有する限り、同時または異なる時期であるかを問いません。)もこれに含まれる可能性があります。ブラックロックPE戦略ファンドのうちブラックロックPE戦略ファンド副投資顧問会社が副投資顧問を務める部分については、一定の「共同」取引を認める適用除外措置が認められていますが、当該措置の付与にあたりSECが課した条件により、ブラックロックPE戦略ファンドが本来参加を希望する取引に参加できない場合があります。これらの条件が、ブラックロックPE戦略ファンドが魅力的な投資機会を利用する能力に悪影響を及ぼさない保証はありません。

さらに、(米国投資会社法およびSECの関連ガイダンスの目的上)「共同」取引とみなされない一定の取引に参加することが、将来において米国投資会社法上の「共同」取引に該当することになる場合があります。例えば、デフォルトに近い状態にある発行体で、既存の投資者(ブラックロックPE戦略ファンドおよびその関連会社を含みます。)との間で再編または私的整理の取引を行う可能性が高い場合がこれに該当し得ます。また、例えば、ブラックロックPE戦略ファンドが投資している発行体の証券を、その投資後にブラックロックPE戦略ファンドの関連会社が取得し、その後、ブラックロックPE戦略ファンドおよび当該関連会社の双方において当該発行体への追加投資の機会が生じた場合、またはブラックロックPE戦略ファンドおよび当該関連会社が保有する当該発行体の証券を交渉取引により処分する機会が生じた場合にも、同様の問題が生じ得ます。将来における共同取引の可能性を回避するため、場合によっては、ブラックロックPE戦略ファンド投資顧問会社またはブラックロックPE戦略ファンド副投資顧問会社が、本来であればブラックロックPE戦略ファンドに配分するはずの投資機会を、ブラックロックPE戦略ファンドに配分しないことがあります。

ブラックロックPE戦略ファンド副投資顧問会社およびブラックロックPE戦略ファンドは、ブラックロックPE戦略ファンドの資産のうちブラックロックPE戦略ファンド副投資顧問会社が運用する部分について、価格以外の条件が交渉される一定の非公開取引において、ブラックロックPE戦略ファンド副投資顧問会社またはブラックロック(ブラックロック及びその子会社)の一定の関連会社(以下、総称して「ブラックロック関連会社」といいます。)が投資顧問または副投資顧問を務める関連投資ファンドと共同投資を行うことを認める適用除外措置(以下「共同投資命令」といいます。)に依拠しています。共同投資命令に基づいて行われる当該相対取引への共同投資は、共同投資命令に定める条件その他の要件を遵守することを前提としています。一定の場合において、ブラックロックPE戦略ファンドは、共同投資命令の条件を満たすことができず、当該非公開取引に投資することが認められないことがあります。共同投資命令に依拠するのは、ブラックロックPE戦略ファンド副投資顧問会社が運用するプライベート・エクイティ・スリーブのみであり、共同投資命令に基づく共同投資は、ブラックロックPE戦略ファンド副投資顧問会社(または一定のブラックロック関連会社)が投資顧問または副投資顧問を務める関連投資ファンドとの間に限り認められます。プライベート・エクイティ・スリーブの外のブラックロックPE戦略ファンドの投資について、ブラックロックPE戦略ファンドは、既存の規制ガイダンスにより認められる範囲においてのみ、非公開投資対象に共同投資することができます。

共同投資命令の条件に従い、共同投資命令に基づく共同投資は、ブラックロックPE戦略ファンド副投資顧問会社(または一定のブラックロック関連会社)が投資顧問または副投資顧問を務める他の関連投資ファンドと同等の立場で行われ、通常、同一の条件に基づいて実施されます。場合によっては、当該関連投資ファンドと同一の条件で参加するための要件により、ブラックロックPE戦略ファンドによる投資のストラクチャーが、共同投資命令に依拠せずに投資を行う場合とは異なる形で構成されることがあります。さらに、共同投資命令に依拠して行われる一定の潜在的な共同投資取引に関しては、ブラックロックPE戦略ファンドの「利害関係者」(米国投資会社法に定義されます。)に該当しない受託者の過半数が一定の認定を行うことが求められ、これにより、当該投資の組成方法に影響が及ぶ可能性があります。ブラックロックPE戦略ファンドが共同投資命令に依拠して他の関連投資ファンドと共同投資を行うことができる場合、これらの共同投資取引は、ブラックロックPE戦略ファンドと他の参加関連投資ファンドとの間、またはブラックロックPE戦略ファンドと他の関連投資ファンドとの間において、利益相反または利益相反とみなされ得る状況を生じさせる可能性があります。

現在存在する、または将来組成される関連投資ファンドは、ブラックロックPE戦略ファンドが対象とする資産クラスと類似の資産クラスに投資する場合があります。その結果、ブラックロックPE戦略ファンド投資顧問会社、ブラックロックPE戦略ファンド副投資顧問会社および/またはそれらの関連会社は、ブラックロックPE

戦略ファンドと当該他の事業体との間で投資機会を配分するにあたり、利益相反に直面する可能性があります。ブラックロックPE戦略ファンド投資顧問会社、ブラックロックPE戦略ファンド副投資顧問会社およびそれらの関連会社の複数の顧客にとって適切な投資機会であっても、当該投資機会の規模が限定的であること、または米国投資会社法もしくはブラックロックPE戦略ファンドにより課される制限を含むその他の要因により、これらの顧客および関連会社の一部または全部の間で共有されない場合があります。ブラックロックPE戦略ファンド投資顧問会社、ブラックロックPE戦略ファンド副投資顧問会社およびそれらの関連会社は、全体として、長期的に見て公正かつ公平であると考える方法によりブラックロックPE戦略ファンドに投資機会を配分しますが、長期的には、ブラックロックPE戦略ファンドが、本来参加を希望していた関連投資ファンドによる一定の投資に参加できない場合があります。

非米国証券のリスク

ブラックロックPE戦略ファンドは、非米国証券に投資する場合があります。当該投資には、国内投資にはない一定のリスクが伴います。外国の証券市場は、米国の証券市場と比較して、発達度、効率性または流動性の面で劣る場合が多く、その結果、非米国証券の価格はより大きく変動する可能性があります。また、一定の外国においては、非米国証券の発行体が国外に所在する投資者に対して元本および利息の支払いを行う能力に制限を課す場合があります。さらに、ブラックロックPE戦略ファンドは、外国における不利な政治的または経済的動向に伴うリスクにもさらされており、その結果、非米国証券への投資により損失を被る可能性があります。ブラックロックPE戦略ファンドが非米国証券に投資する場合には、外国預金の差押えまたは国有化を含む追加的なリスクにもさらされます。非米国証券は、ブラックロックPE戦略ファンド投資証券の価格算定または取引が行われない日に取引される場合があります。

米国投資会社法に基づき採択された規則は、ブラックロックPE戦略ファンドが、その非米国証券および外貨を一定の適格な米国以外の外国銀行および証券保管機関において保管することを認めており、ブラックロックPE戦略ファンドは、通常、非米国証券および外貨を外国の銀行および証券保管機関に保管しています。これらの外国銀行および証券保管機関の中には、設立後間もないものや、外国カストディ業務に新規参入したものも含まれる場合があります。さらに、それらの業務については、規制上の監督が限定的であるか、または全く存在しない場合があります。また、一部の国の法令は、外国銀行、保管機関、証券の発行体またはそれらの代理人が破産した場合にブラックロックPE戦略ファンドがその資産を回収する能力を制限しています。さらに、一定の外国市場においては、ブラックロックPE戦略ファンドが証券の購入、売却および保有に要する費用が米国よりも高額となることが一般的です。外国市場への投資に伴う費用の増加は、ブラックロックPE戦略ファンドが投資から得られる収益を減少させる要因となり、通常、米国内のみに投資する投資会社と比較して、ブラックロックPE戦略ファンドの運営費用率を高める結果となります。

一部の外国の銀行は、ブラックロックPE戦略ファンドの適格な副保管機関として認められない場合があり、その結果、ブラックロックPE戦略ファンドは、本来であれば投資を行う可能性のあった一定の外国において証券を購入できない場合があり、または、当該国の外で当該証券の移管および保管サービスを手配するために、追加的な費用および遅延が生じる可能性があります。さらに、発行体の所在国外で保有される証券については、ブラックロックPE戦略ファンドがポートフォリオ取引を適時に実行するうえで困難に直面する可能性があります。

一定の外国市場の経済は、国民総生産の成長率、資本の再投資、資源の状況または国際収支の状況といった点において、米国経済と比べて必ずしも有利であるとは限りません。特定の外国経済は、特定の産業または外国資本に大きく依存している場合があり、外交上の動向、特定の国または複数の国に対する経済制裁の発動、国際貿易のパターンの変化、貿易障壁およびその他の保護主義的または報復的措置の影響を受けやすい傾向があります。外国市場への投資は、資本規制の導入、企業または産業の国有化、資産の収用または懲罰的課税の賦課といった政府の措置によっても不利な影響を受ける場合があります。さらに、為替相場および金利の大幅な変動などの経済状況、政治的事象、軍事行動その他の状況により、特定の国の政府が、または特定の国に関して米国政府が、当該国の資本市場または特定の産業に対する外国投資を資本規制および/または制裁により事前の警告なく禁止するか、これに重大な制限を課す場合があります。資本規制および/または制裁には、通

貨、証券、デリバティブその他の資産の保有または移転の禁止または制限が含まれる場合があり、また、ある政府が他の政府に対して行う報復措置(資産の差押えなど)も含まれる場合があります。これらのいずれの措置も、ブラックロックPE戦略ファンドが外国証券および資産を購入し、売却し、移転し、受領し、引渡し、またはその他の方法によりエクスポージャーを取得する能力(ブラックロックPE戦略ファンドの資産または収益を米国に還流させる能力を含みます。)を著しく損なう可能性があり、当該資産の価値および/または流動性に悪影響を及ぼし、ブラックロックPE戦略ファンドの運営に不利な影響を与え、その結果、ブラックロックPE戦略ファンドの価値が下落する可能性があります。

その他の外国市場に特有の潜在的リスクとしては、外国為替規制、証券の価格評価の困難性、外国政府証券の債務不履行、外国裁判所における法的判決の執行の困難性ならびに政治的および社会的混乱が挙げられます。急激かつ不利な政治的变化、社会不安、地域紛争、テロ行為および戦争を含む外交上および政治上の動向は、米国以外の外国における経済、産業ならびに証券市場および通貨市場ならびにブラックロックPE戦略ファンドの投資価値に影響を及ぼす可能性があります。これらの要因は、ブラックロックPE戦略ファンドの投資に関して予測を行い、または考慮に入れることが極めて困難であり、不可能である場合もあります。

一般的に、外国の発行体に関して公開されている情報は、米国企業に関して入手可能な情報よりも少ない傾向があります。各国の会計基準は、必ずしも米国の会計基準と同一ではありません。他国の会計基準が米国の会計基準ほど詳細な開示を求めている場合には、ブラックロックPE戦略ファンド投資顧問会社および/またはブラックロックPE戦略ファンド副投資顧問会社(該当する方)が、企業の財務状況を完全かつ正確に把握することがより困難となる可能性があります。

多くの外国政府は、証券取引所、ブローカーおよび証券の販売について、米国における規制と同程度の監督および規制を行っていません。また、米国の証券法と同等の投資者保護のための法制度を有していない場合もあります。例えば、一部の外国では、インサイダー取引を禁止する法令または規則が存在しない場合があります。インサイダー取引とは、ある会社に関する重要な未公表情報に基づいて当該会社の証券を売買する行為をいいます。さらに、一部の国の法制度においては、ブラックロックPE戦略ファンドが当該非米国証券に関して議決権を行使し、株主としての権利を行使し、または法的救済を追求することが困難となる場合があります。

一部の特定の外国市場における決済および清算手続は、米国の決済および清算手続とは大きく異なります。外国における決済・清算手続および取引規制には、米国の投資の決済では通常想定されない一定のリスク(証券の受渡または代金支払いの遅延など)が伴う場合があります。また、米国と外国との間の通信が不安定である場合があり、未だ現物決済に依存している市場においては、決済の遅延または証券証書の紛失のリスクが高まります。さらに、一定の外国においては、証券取引の件数の増加に決済体制が追いついていないことがあります。これらの問題により、ブラックロックPE戦略ファンドが取引を実行することが困難となる場合があります。ブラックロックPE戦略ファンドが証券の購入を決済できない場合または決済が遅延した場合には、魅力的な投資機会を逸する可能性があり、一定期間、資産の一部が未投資のままとなり、当該期間中のリターンを得られない場合があります。また、証券の売却を決済できない場合または決済が遅延した場合には、その間に当該証券の価値が下落すれば損失を被る可能性があり、当該証券を他の当事者に売却する契約を締結している場合には、ブラックロックPE戦略ファンドが当該損失について責任を負う可能性があります。

近年、外国の証券取引所における取引量は増加していますが、依然として米国の上場取引所の取引量を大きく下回っています。そのため、ブラックロックPE戦略ファンドが保有する非米国証券は、米国企業の証券への同種の投資と比較して流動性が低く、価格変動がより大きくなる場合があります。

ブラックロックPE戦略ファンドは、源泉徴収税の還付請求が可能である国において、当該国の発行体から受領した配当および利息収入(もしあれば)に係る源泉徴収税の還付請求を行うことがあります。将来、ブラックロックPE戦略ファンドが源泉徴収税の還付を受けられるか否か、またはその時期については、当該国の税務当局の裁量に委ねられています。ブラックロックPE戦略ファンドが、回収可能性を継続的に評価したうえで源泉徴収税の回収を見込む場合、ブラックロックPE戦略ファンドの純資産価額には、通常、当該税還付見込額に係る未収計上額が含まれます。ブラックロックPE戦略ファンドは、回収可能性に対する潜在的な影響に関して継続的に税制の動向の評価を行います。例えば、税制変更または税務上の取扱いの変更により還付を受ける可

能性が大幅に低下した場合には、当該還付に係る純資産価額上の未収計上額の全部または一部を取り崩すこととなる場合があります。その結果、ブラックロックPE戦略ファンドの純資産価額に悪影響が生じます。未収計上額が取り崩された時点の投資者は、未収計上期間中に投資していたか否かにかかわらず、当該純資産価額の減少の影響を受けることになります。他方で、ブラックロックPE戦略ファンドがこれまで未計上であった税還付を実際に受領した場合、当該請求が認められた時点のブラックロックPE戦略ファンドの投資者は、その結果として生じる純資産価額の増加の利益を享受します。これに先立ちブラックロックPE戦略ファンド投資証券の買戻しを申し込んだ投資者は、当該純資産価額の増加の利益を享受することはできません。

新興市場リスク

ブラックロックPE戦略ファンドは、いわゆる「新興市場」(または後発開発途上国(「フロンティア」市場とみなされる可能性のある国を含みます。))の発行体の非米国証券に投資することがあります。かかる投資は、特に投機的であり、非米国証券への投資に係るあらゆるリスクを伴いますが、ブラックロックPE戦略ファンドでは特に高いリスクを伴います。「新興市場」国には、一般的に、先進国(すなわち、米国、カナダ、日本、オーストラリア、ニュージーランドおよび西欧に所在するほとんどの国)を除く、世界中のすべての国が含まれます。新興資本市場を有する国に本拠を置く発行体の証券への投資には、より発達した資本市場における発行体の証券への投資には一般的に適用されない一定の追加リスクが伴います。かかるリスクとしては、()取引量が少ないまたは存在しないことに起因して生じる、より発達した資本市場における同等の発行体の証券と比較した、当該証券の流動性の欠如および価格変動性の増大、()不確実な国家政策ならびに社会的、政治的および経済的不安定性により、資産の収用、没収的な課税、高インフレ率または不利な外交展開の可能性が高まること、()為替レートの変動可能性、異なる法制度、および当該投資に適用される為替管理、保管制限その他外国または米国政府の法律または規制の存在または実施可能性、()国益の影響を受けやすいものとみなされる発行体または産業への投資制限など、ブラックロックPE戦略ファンドの投資機会を制限する可能性のある国家政策、および()非公開および外国の投資対象ならびに私有財産について定める法体系が欠如していることまたはかかる法体系が比較的早期の発達段階にあることなどが挙げられます。

一定の新興市場国における外国投資は、様々な程度で制限または管理されることがあります。これらの制限または管理は、時として、一定の新興市場発行体への外国投資を制限または排除し、ブラックロックPE戦略ファンドの経費および費用を増加させることがあります。一定の新興市場国では、外国人による特定の発行体への投資前に政府の承認を必要とし、外国人による特定の発行体への投資額を制限し、外国人による投資を、発行体の特定のクラスの証券(当該証券は、当該国の国籍保有者が購入可能なクラスよりも権利面で不利な場合があります。)のみに限定し、および/または外国人投資家に対して追加の税金を課します。

新興市場では、ハイパーインフレおよび通貨切下げに見舞われる可能性がより高く、これは米国投資家のリターンに悪影響を及ぼします。さらに、多くの新興市場では、先進国市場に比べて取引量ははるかに少なく、流動性も低いです。これらの市場は規模が小さいことが多いため、不利な公表、投資家の認識または少数の大口投資家の行為によって、急激かつ頻繁な価格変動または長期的な価格低迷に見舞われる可能性が高いです。さらに、株価収益率などの米国で用いられる伝統的な投資価値測定基準は、一定の小規模市場には適用できない場合があります。また、新興市場の発行体に関する一般的に入手可能な情報は、より発展した資本市場の発行体に関して入手可能な情報と比較して少なく、そのような発行体は、米国企業が対象となるものと同等の会計、監査および財務報告の基準および要件の対象とならない場合があります。新興資本市場を有する一定の国々では、報告基準が大きく異なります。

多くの新興市場国は、政治的な不安定性および政策の急激な変更の歴史を有しており、これらの国々は、中進国に特徴的な社会的、政治的および経済的安定性を欠いていることがあります。その結果、そのような新興市場国の政府は、資産の収用、没収的な課税、高インフレ率または不利な外交展開を含め、中進国政府よりも民間企業または外国投資に対して敵対的または有害な措置を講じる可能性が高いです。過去には、こうした国の政府が私有財産を大量に収用した事例があり、財産所有者によるほとんどの請求はこれまで完全に解決されたことはありません。こうした収用が再発しないという保証はありません。当該収用が再発した場合、ブラックロックPE戦略ファンドは、影響を受けた市場におけるその投資価値の全額を失う可能性があります。一部の

国では、投資の妨げとなり得る腐敗および犯罪が蔓延しています。特定の新興市場では、戦争ならびに民族、宗教および人種間の紛争のリスクを含む、その他の重大な内部または外部のリスクにも直面することがあります。さらに、多くの新興市場国の政府は、自国の経済および証券市場に相当程度関与しており、これにより、投資および経済成長が損なわれる可能性があります。ブラックロックPE戦略ファンドの投資機会を制限する可能性のある国家政策には、国益の影響を受けやすいものとみなされる発行体または産業への投資制限が含まれます。このような変動の激しい環境では、これらの資本市場の一部またはすべてが、ブラックロックPE戦略ファンドに対して実行可能な投資機会を提供し続ける保証はありません。

また、新興市場では、法制度が異なる場合があります、当該投資に適用される為替管理、保管制限その他外国または米国政府の法律または規制が存在する場合または実施される可能性があります。時には、非公開および外国の投資対象ならびに私有財産について定める法体系が欠如している場合またはかかる法体系が比較的早期の発達段階にある場合があります。多くの新興市場国は、米国と所得税条約を締結しておらず、その結果、ブラックロックPE戦略ファンドによる投資は、当該国においてより高い源泉徴収税の対象となる場合があります。さらに、一部の新興市場国では、外国人投資家に対して差別的なキャピタル・ゲイン税を課す場合があります。米国の取引所に上場されている証券を有する外国企業は、米国の会計基準および監査人監督要件を満たさない場合、上場廃止となる可能性があります、これにより、当該証券の流動性および価値が大幅に低下することがあります。

新興市場における証券取引決済に関連する慣行は、先進国市場に比べて高いリスクを伴います。その一因として、ブラックロックPE戦略ファンドは、資本基盤が脆弱なブローカーおよびカウンターパーティーを利用する必要があります。また、一部の国では資産の保管および登録が信頼性に欠ける可能性があることが挙げられます。一部の新興市場では、発行体による詐欺、過失もしくは不当な影響力の行使、または所有権の認識拒否が発生する可能性があります、その他の要因と相まって、所有権登録が完全に失われる結果を招くおそれがあります。

ブラックロックPE戦略ファンドは、当該登録上の問題に起因して生じるあらゆる損失を負担することとなり、補償請求が認められない可能性があります。さらに、米国と新興市場国との間の通信は、信頼性に欠ける場合があります、決済遅延または証券証書の紛失リスクを高めるおそれがあります。

フロンティア市場リスク

フロンティア国は、通常、従来の新興市場よりも、経済規模が小さいまたは資本市場が十分に発達していないため、新興市場国への投資リスクは、フロンティア国において増大します。フロンティア国の経済は、より発展した国々に比べて世界的な景気循環との相関性が低く、その市場では取引量が少なく、極端な価格変動および流動性の低下が生じる可能性があります。この変動は、少数の主要投資家の行動によってさらに増幅される可能性があります。例えば、これらの市場に投資するミューチュアル・ファンドのキャッシュ・フローが大幅に増減した場合、現地の株価、ひいてはブラックロックPE戦略ファンドの投資証券1口当たり純資産価格に重大な影響を与える可能性があります。これらの要因により、フロンティア国への投資は他国に比べて著しくリスクが高くなり、いずれかの要因の一つがブラックロックPE戦略ファンドの投資証券1口当たり純資産価格の下落を引き起こす可能性があります。

ブラックロックPE戦略ファンドが投資を行う可能性のある多くのフロンティア国の政府は、民間セクターの多くの側面に対して多大な影響力を行使することができます。場合によっては、こうしたフロンティア国の政府が、一定の企業を所有または支配していることがあります。したがって、政府の行動は、フロンティア国の経済状況、ならびにブラックロックPE戦略ファンドのポートフォリオにおける証券の市況、価格および利回りに重大な影響を及ぼす可能性があります。さらに、フロンティア国の経済は、国際貿易への依存度が高いことがあり、したがって、貿易相手国によって課されたまたは交渉された貿易障壁、為替管理、相対的な通貨価値の管理調整その他の保護主義的措置によって、悪影響を受けてきており、今後も悪影響を受け続ける可能性があります。また、これらの経済は、貿易相手国の経済状況によっても、悪影響を受けてきており、今後も悪影響を受け続ける可能性があります。

ブラックロックPE戦略ファンドが投資を行う可能性のある国において、一定の外国政府は、配当および受取利息に対して源泉徴収税その他の税金を課しています。一部の国ではこれらの税金の一部が回収可能ですが、外国源泉徴収税の未回収部分は、当該国への投資から得られる収益を減額します。

ブラックロックPE戦略ファンドが投資を行う可能性のある一定の企業は、随時、米国政府および国連によって課される制裁もしくは禁輸措置の対象国、ならびに/または米国政府がテロ支援国家と指定した国において、事業を展開しまたは取引を行うことがあります。ある企業が、米国政府および国連によって課される制裁もしくは禁輸措置の対象国、ならびに/または米国政府がテロ支援国家と指定した国で事業を展開しているまたは取引を行っている企業として特定された場合、当該企業は、その評判を損なう可能性があります。そのような企業への投資家として、ブラックロックPE戦略ファンドは、かかるリスクに間接的にさらされることになります。

一定のフロンティア国で事業を行う発行体の持分証券への投資は、様々な程度で制限または管理されています。これらの制限または管理は、時として、一定のフロンティア国で事業を行う発行体の持分証券への外国投資を制限しまたは妨げ、ブラックロックPE戦略ファンドの経費および費用を増加させることがあります。一定のフロンティア国では、外国人による投資に先立ち政府の承認を要求したり、特定の発行体に対する外国人による投資額を制限したり、外国人による投資を、発行体の特定のクラスの証券(当該国の居住者が購入可能なクラスよりも権利面で不利な場合があります。)のみに制限したり、および/または外国人投資家に追加の税金を課したりする場合があります。また、一定のフロンティア国では、国益上重要とみなされる産業の発行体への投資機会を制限する場合があります。

フロンティア国では、ブラックロックPE戦略ファンドなどの外国人投資家による投資収益、資本または証券の売却による手取金の本国送金に政府の承認が必要となる場合があります。さらに、フロンティア国の収支が悪化した場合、当該国は、外国資本の送金について一時的な制限を課す可能性があります。資本の本国送金に必要な政府の承認の付与の遅延または拒否、およびブラックロックPE戦略ファンドに対するいずれかの投資制限の適用は、ブラックロックPE戦略ファンドに悪影響を及ぼす可能性があります。フロンティア国の現地市場への投資によって、ブラックロックPE戦略ファンドは、特別な手続きを採用し、現地政府の承認を求めまたはその他の措置を講じる義務を負う場合があります、いずれも、ブラックロックPE戦略ファンドに追加の経費が発生することがあります。

EMUおよびリデノミネーションリスク

欧州通貨同盟(以下「EMU」といいます。)の部分的または完全な解散は、通貨および金融市場ならびにブラックロックPE戦略ファンドのポートフォリオ投資価値に重大な悪影響を及ぼす可能性があります。一または複数のEMU加盟国がその主要通貨としてユーロを使用しなくなった場合、当該国におけるブラックロックPE戦略ファンドの投資は、異なる通貨または新たに採用された通貨に再換算されることがあります。その結果、当該投資の価値は、大幅にかつ予測不能に下落する可能性があります。さらに、再換算された証券その他の投資対象は、現在ユーロ建ての類似の投資対象と比較して、より大きな為替リスク、流動性リスクおよび評価リスクにさらされることがあります。一定のEMU関連投資に関して再換算の目的で使用される通貨が明記されていない場合、またはユーロの使用が全面的に停止された場合、当該投資の表示通貨が不明確となり、当該投資の評価または処分が特に困難となる可能性があります。ブラックロックPE戦略ファンドは、当該証券の表示通貨または価値について司法上またはその他の明確化を求める必要が生じた場合、追加の費用を負担することがあります。

外国為替リスク

ブラックロックPE戦略ファンドは米ドル以外の通貨建てまたは米ドル以外の通貨で相場が立っている証券に投資する場合があるため、外国為替レートの変動は、ブラックロックPE戦略ファンドが保有する証券の価値および投資の未実現評価益または評価損に影響を及ぼすことがあります。一定の国の通貨は変動することがあり、そのため当該通貨建ての証券の価値に影響を与えることがあります。これは、外国通貨と米ドル間の為替レートの変動により、ブラックロックPE戦略ファンドのNAVが下落する可能性があることを意味します。ブラックロックPE戦略ファンド投資顧問会社は、市況に応じて、ヘッジ取引を通じて為替レートの変動からファ

ンドを保護することをファンドのために選択することができますが、その義務は負いません。さらに、一定の国、特に新興市場国では、通貨の譲渡可能性、本国送金または通貨の交換性について、外国為替管理またはその他の制限を課す場合があります。

上場持分証券リスク

株式市場は変動が大きく、持分証券の価格は、企業の財務状況ならびに全体的な市場および経済状況の変化に基づいて変動します。普通株式は歴史的に、長期的に確定利付証券よりも高い平均トータル・リターンを生み出してきましたが、普通株式は、そのリターンのボラティリティも著しく高くなっており、特定の期間においては、確定利付証券に比べて大幅に劣るパフォーマンスを示すこともあります。好ましくない収益報告などの不利な出来事により、ブラックロックPE戦略ファンドが保有している特定の普通株式の価値が低下する可能性があります。また、普通株式は、労働力不足または生産コストの増加および同一業種内における競合の状況など特定の業種に影響を及ぼす要因によっても下落することがあります。ブラックロックPE戦略ファンドが保有する特定の普通株式の価値は、経営業績、資金の借入れ、発行体の過去および将来の収益、資産価値ならびに発行体の商品およびサービスに対する需要の低迷など、発行体に直接関連するその他多数の理由により下落することがあります。また、普通株式の価格は、株式市場の全般的な動きによる影響を受けやすく、株式市場の落ち込みにより、ブラックロックPE戦略ファンドがエクスポージャーを有している普通株式の価格が低下することがあります。普通株式の価格は、発行体の財務状況もしくは関連する株式市場全体の状況に対する投資家の認識の変化、または発行体に影響を与える政治的もしくは経済的な出来事の発生を含む、様々な理由により変動します。さらに、普通株式の価格は、資本コストが上昇し借入コストが増加するため、特に金利上昇による影響を受けやすいことがあります。ブラックロックPE戦略ファンドが投資を行う可能性のある普通持分証券は、企業の資本構成において優先株式、債券その他の負債性金融商品に比べ、企業収益に対する優先順位が構造的に劣後するため、当該発行体の優先株式または負債性金融商品に比べて本質的にリスクが高くなります。

ADR、EDR、GDRおよびその他の類似するグローバルな金融商品への投資は、通常、持分証券および非米国証券への投資に関連するリスクにさらされます。スポンサーなしADR、EDRおよびGDRプログラムは、裏付けとなる証券の発行体の協力なしに独立して運営されます。その結果、発行体に関する入手可能な情報は、スポンサー付きADR、EDRおよびGDRに比べて最新でない場合があります。スポンサーなしADR、EDRおよびGDRの価格は、当該金融商品が発行体によってスポンサーされている場合よりも変動が大きいことがあります。

ETFへの投資

米国投資会社法およびブラックロックPE戦略ファンドの準拠書類に定められた制限に従って、またはSECにより別途許可されるとおり、ブラックロックPE戦略ファンドは、他の関連のあるおよび関連のないETFの投資証券を取得することがあります。他の投資会社の投資証券の市場価値は、その投資証券1口当たり純資産価格と異なることがあります。ETFの投資家として、ブラックロックPE戦略ファンドは、投資顧問報酬および管理事務報酬を含め、当該事業体の費用の一定の比率に応じた負担分を負担すると同時に、(放棄を通じてブラックロックPE戦略ファンド投資顧問会社によって相殺されない範囲で)自らの顧問報酬および管理事務報酬その他の費用を引き続き支払います。その結果、投資主は、ETFへの投資に関して重複した報酬負担を被ることになります。

ブラックロックPE戦略ファンドが投資を行う可能性のあるETFの証券は、レバレッジされることがあります。その結果、ブラックロックPE戦略ファンドは、当該証券への投資を通じて間接的にレバレッジの影響を受ける可能性があります。レバレッジを利用するETFの証券への投資によって、ブラックロックPE戦略ファンドは、当該証券の市場価値のより高い変動性、および当該証券に対するブラックロックPE戦略ファンドの長期的なりターン(および間接的にブラックロックPE戦略ファンド投資証券に対する長期的なりターン)が低下する可能性にさらされることがあります。

多くのETFは、アクティブ運用型のもではなく、指数に関連する市場セグメント全体の下落の影響を受ける可能性があります。インデックス型ETFは、通常、その投資のメリットにかかわらず、その指数に含まれるまたは指数を表章する証券に投資し、衰退市場において防御的なポジションを取ろうとはしません。

子会社リスク

ブラックロックPE戦略ファンドは、プライベート・エクイティ・スリーブに割り当てられた資産の一部を、一以上の法域に設立され、米国連邦所得税法上、法人として扱われる一以上の完全子会社(以下、各自を「ブロッカー子会社」、総称して「ブロッカー子会社群」といいます。)を通じて、投資先ファンドおよび直接投資に対して間接的に投資する見込みです。いずれかのブロッカー子会社への投資により、ブラックロックPE戦略ファンドは、当該子会社の投資に関連するリスクに間接的にさらされます。いずれかのブロッカー子会社が保有する金融商品は、一般的に、ブラックロックPE戦略ファンドが保有することが認められている金融商品と類似しており、ブラックロックPE戦略ファンドが直接保有する場合に類似する投資対象に適用されるものと同様のリスクにさらされます。ブロッカー子会社は、米国投資会社法に基づく登録を受けず、ブラックロックPE戦略ファンド英文目論見書に別段の記載がない限り、米国投資会社法が定めるすべての投資家保護の対象とはなりません。ただし、ブラックロックPE戦略ファンドは、いずれかのブロッカー子会社を完全に所有し、支配します。ブラックロックPE戦略ファンドのブラックロックPE戦略ファンド受託者合議体は、ブラックロックPE戦略ファンドの投資活動(ブロッカー子会社への投資を含みます。)およびいずれかのブロッカー子会社の単独投資主としてのブラックロックPE戦略ファンドの役割について、監督責任を負います。米国および/またはあるブロッカー子会社が設立された管轄区域の法律の変更により、ブラックロックPE戦略ファンド英文目論見書およびSAIに記載されたとおり、ブラックロックPE戦略ファンドおよび/またはいずれかのブロッカー子会社が運営できなくなる可能性があり、また、かかる変更はブラックロックPE戦略ファンドに悪影響を及ぼす可能性があります。例えば、米国税法の変更は、RIC規則に基づくものを含む、ブラックロックPE戦略ファンドまたはブロッカー子会社の米国における税務上の取り扱いまたはそれらを所有することによる結果に影響を与える可能性があります。

確定利付証券リスク

ブラックロックPE戦略ファンドが投資を行う可能性のある確定利付証券は、通常、以下のリスクにさらされます。

金利リスク 債券およびその他の確定利付証券の市場価値は、金利変動およびその他の要因に応じて変動します。金利リスクとは、金利が下落すると債券およびその他の確定利付証券の価格が上昇し、金利が上昇すると債券およびその他の確定利付証券の価格が下落するリスクを指します。例えば、金利が1%上昇した場合、現在のポートフォリオのデュレーションが10年であり、その他のすべての要因が同じであると改定すると、投資先ファンドの投資価値は、10%下落すると予想されます。(デュレーションとは、債務証券または債務証券のポートフォリオが金利の相対的変動に対して示す価格感応度を測る指標です。)債券およびその他の確定利付証券の市場価格のこれらの変動の大きさは、通常、満期までの期間が長い証券ほど大きくなります。ブラックロックPE戦略ファンドの投資対象の市場価格の変動は、ブラックロックPE戦略ファンドが既に所有する金融商品から得られる受取利息には影響しませんが、ブラックロックPE戦略ファンドの純資産価額に反映されます。ブラックロックPE戦略ファンド投資顧問会社が予想していない形で短期または長期金利が急上昇した場合、ブラックロックPE戦略ファンドは損失を被ることがあります。ブラックロックPE戦略ファンドが、債務者の選択により前払い可能な債務証券(モーゲージ関連証券など)に投資する場合、当該証券の金利変動感応度は、金利上昇時に(ファンドにとって不利に)高まることがあります。さらに、一部の変動金利債務証券の金利は通常、定期的に更新されるのみであるため、実勢金利の変化(および特に急激かつ大幅な変化)は、ブラックロックPE戦略ファンドが変動金利債務証券に投資する範囲において、ブラックロックPE戦略ファンドの純資産価額に一定の変動をもたらすと予想されます。債券価格に関するこれらの基本原則は、米国政府証券にも適用されます。米国政府の「完全な信頼および信用」によって裏付けられた証券は、満期時の表面金利および額面金額についてのみ保証されており、現在の市場価格については保証されていません。他の確定利付証券と同様に、政府保証証券も金利変動に伴い価値が変動します。

ブラックロックPE戦略ファンドがレバレッジを活用する場合、ブラックロックPE戦略ファンドの金利リスクが増大する傾向があります。ブラックロックPE戦略ファンドは、ブラックロックPE戦略ファンドが保有する確定利付証券の金利感応度を低減し、金利リスクへのブラックロックPE戦略ファンドのエクスポージャーを調整

する目的で、先物または金利スワップのポジションの構築を含む、特定の戦略を活用することがあります。ブラックロックPE戦略ファンドは、金利リスクへのエクスポージャーをヘッジする義務を負わず、また、これを行わないことを選択することができます。さらに、ブラックロックPE戦略ファンドによる金利リスク低減の試みが成功する保証はなく、また、ブラックロックPE戦略ファンドが設定するいずれかのヘッジが金利変動と完全に連動する保証もありません。

ブラックロックPE戦略ファンドは、変動利付負債性金融商品に投資することがあります。これは、一般的に、長期の確定利付金融商品よりも金利変動に対して感応度が低いですが、例えば、支払金利が一般的な市場金利と同程度にまたは同じ速さで上昇しなかった場合、または支払金利に上限が設定されている場合、金利上昇に応じて価額が下落することがあります。逆に、金利が低下する場合には、一般的に、変動利付負債性金融商品の価額は上昇しません。また、ブラックロックPE戦略ファンドは、逆変動利付債務証券に投資することがあり、当該逆変動利付債務証券は、金利が上昇した場合、価額が下落することがあり、また、同等の信用度を有する確定利付債務よりも大きな価格変動を示すこともあります。ブラックロックPE戦略ファンドが変動利付金融商品を保有した場合、市場金利の下落(または、逆変動利付証券の場合は上昇)により、当該証券から得られる収益に悪影響が及ぶことがあり、これは、ブラックロックPE戦略ファンド投資証券1口当たり純資産価格に悪影響を及ぼす可能性があります。

発行体リスク 確定利付証券の価値は、経営業績、資金の借入れ、発行体の商品およびサービスに対する需要の減少、発行体の過去および将来の収益ならびに発行体の資産価値など、発行体に直接関連する多数の理由により下落することがあります。

信用リスク 信用リスクとは、ブラックロックPE戦略ファンドのポートフォリオ内の一または複数の確定利付証券について、当該証券の発行体の財務状態が悪化したことにより、価格が下落したり、支払期日の到来した利息もしくは元本の支払いが適時に行われなかったり、またはその他当該証券の債務が履行されないリスクを指します。ポートフォリオ証券の格下げが生じたかまたは発行体の信用力低下が認識された場合、信用リスクは増大します。ブラックロックPE戦略ファンドが投資適格未満の証券に投資する場合において、ブラックロックPE戦略ファンドは、投資適格証券のみに投資するファンドよりも大きな信用リスクにさらされます。さらに、ブラックロックPE戦略ファンドが信用デリバティブを用いてカウンターパーティーにクレジット・プロテクションを販売する場合、ブラックロックPE戦略ファンドは、かかる信用デリバティブを用いることにより、当該デリバティブの基礎となる債券に関して信用事由が発生する追加のリスクにさらされることとなります。信用リスクの程度は、発行体の財務状況および証券の条件に左右されます。

期限前償還リスク 金利低下局面では、借り手は、予定より早期に元本を期限前償還するオプションを行使することがあります。確定利付証券の場合、こうした支払いは、金利低下局面で頻繁に発生し、ブラックロックPE戦略ファンドは利回りの低い証券への再投資を余儀なくされます。これにより、ブラックロックPE戦略ファンドの収益および投資主への分配が減少する可能性があります。これは、期限前償還または「コール」リスクとして知られています。投資適格未満の証券には、特定の所定の条件が満たされた場合に限り(すなわち「コール保護」)、確定満期より前の日に、指定価格(通常は額面を上回ります。)で、発行体が証券を買い戻すことを可能にするコール機能が付されていることが頻繁にあります。ブラックロックPE戦略ファンドが購入するプレミアム債券(額面または元本価値を上回る価格で取得した債券)については、期限前償還リスクが増大する可能性があります。

再投資リスク 再投資リスクとは、ブラックロックPE戦略ファンドが、満期が到来した、取引されたまたは償還請求された確定利付証券の手取金を、ブラックロックPE戦略ファンドのポートフォリオの現在の収益率を下回る市場金利で投資した場合、ブラックロックPE戦略ファンドのポートフォリオからの収益が減少するリスクを指します。

デュレーションおよび満期リスク ブラックロックPE戦略ファンドは、自己が保有する可能性のある確定利付証券のポートフォリオ満期またはデュレーションに関して、定められた方針を有しません。ブラックロックPE戦略ファンド投資顧問会社は、現在のおよび予測される市況の評価ならびにブラックロックPE戦略ファンド投資顧問会社が関連するとみなすその他すべての要因に基づき、ポートフォリオのデュレーションまたは満期の

調整を図ることがあります。いずれかの特定の投資カテゴリーまたはブラックロックPE戦略ファンドのポートフォリオ全体の目標デュレーションまたは満期に関する決定は、ある特定の時点で、すべての関連する市場要因に基づいて行われます。ブラックロックPE戦略ファンドは、ポートフォリオの平均デュレーションまたは満期を調整しようとする過程で、コストを負担することがあります。ブラックロックPE戦略ファンド投資顧問会社による現在のおよび予測される市況の評価が正確である保証、またはポートフォリオのデュレーションもしくは満期を調整するいずれの戦略もある特定の時点で成功する保証はありません。一般的に、ブラックロックPE戦略ファンドのポートフォリオ内のいずれかの確定利付証券のデュレーションが長いほど、上記の金利リスクへのブラックロックPE戦略ファンドのエクスポージャーが高まります。

スプレッド・リスク 信用スプレッドの拡大および市場価値の低下は、通常、債務証券の信用健全性の悪化、および発行体による債務不履行リスクの可能性が高くなるとの認識を示します。

利回りおよび格付けリスク

債務の利回りは、一般的な市況、当該債務の特定市場における状況、発行体の財務状況、募集の規模、当該債務の満期および発行の格付けを含む、様々な要因に左右されます。ムーディーズ、S&Pおよびフィッチの格付けは、各社が格付けを引き受ける債務の質に関するそれぞれの見解を表しています。ただし、格付けは、一般的なものであり、絶対的な品質基準ではありません。したがって、同一の格付け、満期および金利を有する債務であっても、市場価格は異なることがあります。ブラックロックPE戦略ファンドによる購入後、格付証券が格付け対象外となることがあります。ブラックロックPE戦略ファンド投資顧問会社は、ブラックロックPE戦略ファンドが当該証券を継続して保有すべきか否かを判断するにあたり、このような事由を考慮します。

米国債務証券リスク

米国債務証券は、一般的に、同等の満期を有する他の種類の確定利付証券よりも信用リスクが低い傾向にあります。その結果として、米国債務証券から得られる利回りは、一般的に、かかる他の証券から得られる利回りよりも低くなります。他の確定利付証券と同様に、米国債務証券の価値は金利の変動に伴って変化します。2011年8月5日、S&Pは、米国債務証券の長期ソブリン信用格付けをAAAからAA+に引き下げました。S&Pによる格下げおよび他の格付け機関による将来の格下げは、株式市場および債券市場の両方の変動性を高め、金利上昇および米国債利回りの上昇をもたらす、借入コスト全般を増加させる可能性があります。これらの事象は、経済全体に重大な悪影響を及ぼす可能性があり、証券発行体およびブラックロックPE戦略ファンドに重大な悪影響をもたらす可能性があります。ブラックロックPE戦略ファンド投資顧問会社は、将来、これらの事象または同様の事象が米国の経済および証券市場またはブラックロックPE戦略ファンドのポートフォリオに及ぼす影響を予測することはできません。

ソブリン債および超国家債リスク

ソブリン債への投資には特別なリスクが伴います。債務の外国政府発行体または債務の返済を管理する政府当局が、支払期日の到来した元本の返済または利息の支払いを行うことができなくなるかまたは行う意思をなくすことがあります。債務不履行が発生した場合、法律上の償還請求権が限られるかまたは全く存在しない場合があります。一般的に、債務不履行に対する救済措置は、債務不履行当事者の裁判所で追求しなければなりません。その債務の条件を充足するために、政治情勢、特にソブリン機関の意思は極めて重要です。外国のソブリン債発行体(特に新興市場国)が債務の支払いを適時に行う能力は、当該ソブリン債発行体の収支(輸出実績を含みます。)、国際的なクレジット・ファシリティおよび投資対象へのアクセス、金利変動ならびに外貨準備金の限度額によっても大きく影響を受けます。対外債務の返済コストは、多くの対外債務が国際金利に基づいて調整される利率で利息を負担するため、一般的に、国際金利の上昇によって悪影響を受けます。また、商業銀行ローン契約に基づく債務不履行が発生した場合、同一のソブリン機関に対する商業銀行ローンの保有者が、ソブリン債の保有者への支払いを争わないという保証はありません。さらに、ソブリン債発行体が債務不履行に陥ったソブリン債に関しては破産手続きが存在せず、ブラックロックPE戦略ファンドは、特定の発行分への投資の一部またはすべてを回収できないことがあります。特定のソブリン債に対する外国投資は、外国投資家による収益、資本または手取金の本国送金に政府承認を要するなど、様々な程度で制限または管理されま

す。こうした制限または管理は、時として、特定のソブリン債への外国投資を限定しまたは妨げ、ブラックロックPE戦略ファンドの経費および費用を増加させることがあります。

社債リスク

社債の市場価値は、一般的に、金利とは反対の方向に上昇および下落することが予想されます。中長期社債の市場価値は、一般的に、短期社債の市場価値よりも、金利変動に対して感応度がより高くなります。また、社債の市場価値は、発行体に関連する直接的な要因(発行体の信用力に対する投資家の認識、発行体の財務実績、市場における発行体の認識、発行体の経営陣の業績、発行体の資本構成および財務レバレッジの活用、ならびに発行体の商品およびサービスの需要など)の影響を受けることがあります。社債への投資に関連する一定のリスクは、「確定利付証券リスク 信用リスク」、「確定利付証券リスク 金利リスク」、「確定利付証券リスク 期限前償還リスク」、「インフレ・リスク」および「デフレ・リスク」を含む本書の他の箇所にさらに詳しく記載されています。社債の発行体が、ある金融商品によって請求される時点で利息または元本の支払義務を履行できないリスクがあります。非投資適格の社債は、多くの場合、リスクが高く、投機的な性質を有し、発行体固有の不利な動向の影響を特に受けやすい場合があります。非投資適格の社債は、ブラックロックPE戦略ファンド英文目論見書の「投資適格未満証券のリスク」に記載されるリスクにさらされます。

投資適格未満証券のリスク

ブラックロックPE戦略ファンドは、投資時点において、投資適格未満(Ba/BB以下に格付けされた、またはブラックロックPE戦略ファンド投資顧問会社によりそれらに相当する質を有すると判断されたもの)の格付けを有する証券に投資することがあります。かかる証券は、一般的に、「ハイ・イールド」または「ジャンク」債と呼ばれ、発行体が支払期日の到来した利息の支払いおよび元本の返済を行う能力に関して非常に投機的であるとみなされます。ハイ・イールド、質の低い債券の価値は、証券の発行体の信用力ならびに一般的な経済および特定の産業の状況による影響を受けます。ハイ・イールド債の発行体は、より高い信用格付けを有する発行体ほど、財務面が強固ではないものとみなされます。これらの発行体は、より信用力の高い発行体よりも財務上の逆境および景気後退の影響を受けやすく、これにより、元利金の支払い能力が損なわれることがあります。低格付けの証券は、景気悪化の影響を特に受けやすい可能性があります。景気後退が発生した場合、かかる証券の市場を激しい混乱に陥れ、かかる証券の価値に悪影響を及ぼす可能性が高いです。さらに、かかる景気悪化は、元本の返済および利息の支払いを行う当該証券の発行体の能力に悪影響を及ぼし、当該証券の債務不履行の発生率を高める可能性があります。

低格付けの証券は、高利回りを示すことが多いものの、高いリスクを特徴とします。かかる証券は、発行体に関する特定のリスクにさらされる可能性があり、また、特定の利回りが低く格付けの高い証券に比べて市場変動の影響をより大きく受ける可能性があります。低格付け証券の流通市場は、高格付け証券の流通市場に比べて流動性が低い場合があります。不利な状況により、時として、ブラックロックPE戦略ファンドが特定の証券を売却することが困難になる可能性があり、またはブラックロックPE戦略ファンドの純資産価額の計算に使用された価格よりも低い価格となる可能性があります。低格付けの証券への投資に伴う重大なリスクにより、投資家は、ブラックロックPE戦略ファンドの普通株式への投資において、短期および長期を問わず、損失を被る可能性があります。

確定利付証券の価格は、一般的に、金利変動と逆相関関係にあります。ただし、投資適格未満の証券は、歴史的に、同様の満期を有するより質の高い証券よりも、金利変動に対してやや感応度が低いです。これは、低格付けの証券の評価において信用度も重要な要素となるためです。一方、金利上昇局面では、借入コストが一般的に上昇し、これにより、格付けの低い発行体の信用度を損なう可能性があるため、一部の低格付けの証券の価値に対してより重大な影響を及ぼします。さらに、現在の低金利環境は、低格付けの証券の買い手の歴史的な範囲を拡大してきており、伝統的な投資適格重視の投資家は、収益を維持するためにより多くのリスクを受け入れることを余儀なくされています。金利が上昇すると、低格付けの証券市場への新規参加者は、市場から撤退し、低格付けの証券の需要を減らすことがあり、価格変動性がさらに高まることとなる可能性があります。

ムーディーズ、S&P、フィッチおよびその他の格付機関の格付けは、各社が格付けを引き受ける債務の質に関する各社の見解を表しています。格付けは相対的かつ主観的なものであり、格付けは元利金の支払いの安全性評価には有用であるものの、当該債務の市場価値リスクを評価するものではありません。これらの格付けはポートフォリオ投資対象の選定における初期基準となり得るものの、ブラックロックPE戦略ファンド投資顧問会社は、これらの証券および元利金を支払う当該証券の発行体の能力を独自に評価します。ブラックロックPE戦略ファンドが格付機関による格付けを受けていない低格付けの証券に投資する限り、ブラックロックPE戦略ファンドがその投資目的を達成する能力は、ブラックロックPE戦略ファンドが格付証券に投資する場合よりも、ブラックロックPE戦略ファンド投資顧問会社の信用分析に大きく依存することになります。

ブラックロックPE戦略ファンドは、低格付けカテゴリー(最低でDと格付けされる、または格付けされていないもの)、ブラックロックPE戦略ファンド投資顧問会社によりそれらに相当する質を有すると判断されるものに格付けされる証券に投資することがあります。これらの証券については、投資適格未満の金融商品に関連するリスクがより顕著となります。

ハイ・イールド市場における最近の動向を踏まえると、非投資適格証券は、より弱いまたはより制限の少ない契約条項による保護の対象となることがあります。こうしたより弱いまたはより制限の少ない契約条項に基づき、借り手は、より強いまたはより保護的な契約条項の対象となる借り手よりも、特定の活動に関してより柔軟な対応が可能となる可能性があります。例えば、借り手は、担保付債務を含むより多くの債務を負担し、投資主への資本還元を増やし、非投資適格証券を担保する担保物として指定された資産を撤去または削減し、非投資適格証券を担保する担保物に対して許可される資産に対する請求を増加させ、またはその他債権者に悪影響を及ぼす可能性のある方法で事業を運営することができる可能性があります。これらの各要因は、ブラックロックPE戦略ファンドが保有する非投資適格証券に悪影響を及ぼす可能性があります。

シニア・ローン・リスク

シニア・ローンは通常、発行体の資本構造において最も上位の地位を有し、特定の担保物によって担保されており、かつ、借り手の資産および/または株式に対して借り手の劣後債務保有者および株主が有する請求権に優先する請求権を有します。ブラックロックPE戦略ファンドによるシニア・ローンへの投資は通常、投資適格未満であり、その発行体の信用リスクにより投機的とみなされます。シニア・ローンに関連するリスクは、投資適格未満の固定利付証券のリスクと類似しますが、シニア・ローンは通常、上位かつ担保付きであるのに対し、他の投資適格未満の固定利付証券は劣後かつ無担保であることが多いです。シニア・ローンは優先順位が高いため、これまで、会社更生時の回収率が一般的に高くなっています。また、その利払いは通常、短期金利の変動に応じて調整されるため、シニア・ローンへの投資は、一般的に固定金利の場合がある他の投資適格未満の固定利付証券に比べて金利リスクが低くなります。

大半のシニア・ローンについては、他の多くの種類の証券と比較して、容易に入手可能な信頼性の高い情報が限られています。また、ブラックロックPE戦略ファンドの投資を制限する借り手またはその証券の最低格付けその他の独立した評価は存在せず、ブラックロックPE戦略ファンド投資顧問会社は主に、利用可能な独立した情報源ではなく、自身による借り手の信用力の評価に依拠します。その結果、ブラックロックPE戦略ファンドは特に、ブラックロックPE戦略ファンド投資顧問会社の分析能力に依存します。

ブラックロックPE戦略ファンドは、投資適格未満の格付けを有するシニア・ローンに投資することがありますが、当該シニア・ローンは、その発行体の信用リスクにより投機的とみなされます。こうした企業は、ブラックロックPE戦略ファンドに対する利息および元本の支払いにつき債務不履行に陥る可能性が高く、そのような債務不履行によりブラックロックPE戦略ファンドの純資産価額および収益分配金が減少する可能性があります。景気後退時には一般的に不払い率が高くなり、シニア・ローンの価値は債務不履行が発生する前に大幅に下落することがあります。さらに、シニア・ローンの担保として用いられる特定の担保物の価値が下落し、またはその流動性が低下することがあり、これによりシニア・ローンの価値が悪影響を受けることとなります。

一定のシニア・ローンには活発な取引市場が存在しないことがあり、これによりシニア・ローンを売却する必要が生じた場合にブラックロックPE戦略ファンドが全額を実現する能力が損なわれることがあり、シニア・

ローンの評価が困難となることがあります。市場環境の悪化により、活発に取引されている一部のシニア・ローンの流動性が損なわれることがあり、ブラックロックPE戦略ファンドがこれを公正な価格で迅速に売却できなくなることがあります。一定のシニア・ローンに流通市場が存在する場合でも、当該市場は、不規則な取引活動、広い呼値スプレッドおよび取引決済期間の長期化の影響を受けることがあります。流動性の低い投資は評価も困難です。

ブラックロックPE戦略ファンドが投資することのあるシニア・ローンは、一般的に特定の担保物によって担保されますが、予定された利息または元本の不払いが発生した場合に当該担保物の換金により借り手の債務が履行されるという保証はなく、また、当該担保物を容易に換金できるという保証もありません。借り手が破産した場合、ブラックロックPE戦略ファンドは、シニア・ローンを担保する担保物の利益を実現する能力に関して遅延に見舞われ、または制限を受ける可能性があります。シニア・ローンの条件により、既に差し入れられた担保物の価値が下落した場合に借り手が追加の担保物を差し入れることが要求されない場合、ブラックロックPE戦略ファンドは、担保物の価値がシニア・ローンに基づく借り手の債務額と常に等しくなるかまたはこれを上回るとは限らないというリスクにさらされます。シニア・ローンが借り手またはその子会社の株式によって担保されている場合、当該株式は、借り手の破産時にその価値を完全に失うことがあります。無担保のシニア・ローンは、より大きな損失リスクを伴います。一部のシニア・ローンは、裁判所が、詐欺的譲渡に関する法律その他の類似の法律に基づき、当該シニア・ローンを借り手の既存もしくは将来の債務に劣後させ、またはブラックロックPE戦略ファンドを含む貸し手にとって不利なその他の措置を講じる可能性があるというリスクにさらされます。このような裁判所の措置には、一定の状況において、シニア・ローンの無効化が含まれる可能性があります。

シニア・ローンは法的リスクにさらされます。法律または州もしくは連邦の規制により、金融機関の貸付能力に追加の要件または制限が課された場合、ブラックロックPE戦略ファンドが投資するシニア・ローンの利用可能性が悪影響を受けることがあります。また、こうした要件または制限により、特定の借り手の資金調達源が減少し、または消滅する可能性があります。これにより債務不履行リスクが高まります。法律または連邦もしくは州の規制により金融機関の自己資本要件の引上げが要求された場合、金融機関がレバレッジが非常に高い取引とみなされるシニア・ローンを処分する原因となることがあります。このような売却は、ブラックロックPE戦略ファンド投資顧問会社の意見において、公正価値を反映しない価格をもたらす可能性があります。金融機関が当該売却を行っている時期にブラックロックPE戦略ファンドがシニア・ローンの売却を試みた場合、当該シニア・ローンに対してブラックロックPE戦略ファンドが受け取ることのできる価格が悪影響を受けることがあります。

ブラックロックPE戦略ファンドは、シニア・ローンの譲渡または参加権を取得することがあります。譲渡の購入者は通常、譲渡機関のすべての権利および義務を承継し、当該債務に関する信用契約上の貸し手となります。しかしながら、購入者の権利は、譲渡機関の権利よりも制限されたものとなる可能性があります。いずれにせよ、ブラックロックPE戦略ファンドは、当該ローンに基づくおよび関連する担保物に関するすべての権利および救済手段を一方的に行使することができないことがあります。参加権は通常、当該参加権を売却する金融機関のみとの間に契約関係を生じさせるものであり、借り手との間には契約関係は生じません。参加権を購入する際、ブラックロックPE戦略ファンドは、一般的に、借り手によるローン契約の条件の遵守を借り手に対して強制する権利を有せず、ブラックロックPE戦略ファンドは、参加権を購入した債務の裏付けとなる担保物から直接利益を享受できないことがあります。その結果、ブラックロックPE戦略ファンドは、借り手および参加権を売却する金融機関の双方の信用リスクにさらされることとなります。

ブラックロックPE戦略ファンドによるシニア・ローンへの投資は、貸し手責任リスクにさらされることがあります。貸し手責任とは、一般的に、貸し手が借り手に対する誠実義務、商業的合理性および公正取引義務もしくは類似の義務に違反し、または借り手を過度に支配した結果、借り手または借り手の他の債権者もしくは株主に対する受託者責任が生じるという前提に基づく様々な法理論を指します。ブラックロックPE戦略ファンドは、その投資の性質上、貸し手責任の申立ての対象となることがあります。また、場合によっては貸し手責

任の請求の根拠となるコモン・ロー上の原則に基づき、裁判所は、問題のある貸し手または債券保有者の請求権を、不利な立場に置かれた債権者または債権者らの請求権に劣後させることを決定することがあります。

セカンド・リーエン・ローンのリスク

セカンド・リーエン・ローンは、一般的にシニア・ローンへの投資に関連するリスクと同様のリスクにさらされます。セカンド・リーエン・ローンは、劣後または無担保であるためシニア・ローンよりも支払優先順位が低くなるという理由で、借り手および当該ローンまたは債務を担保する物件(もしあれば)のキャッシュ・フローが、借り手の担保付上位債務を履行した後に予定された支払いを履行するのに不十分となることがあるという追加的なリスクにさらされます。このリスクは、一般的に特定の担保物における担保権によって裏付けられていない劣後かつ無担保のローンまたは債務の場合に高くなります。セカンド・リーエン・ローンは、一般的にシニア・ローンよりも価格ボラティリティが大きく、流動性が低くなる場合があります。セカンド・リーエン・ローンは、他の投資適格未満証券と同じリスクを共有します。

メザニン証券のリスク

メザニン証券は、一般的に投資適格未満の格付けを有し、格付けがない場合も多く、シニア・ローン、セカンド・リーエン・ローンおよび非投資適格債券と同じリスクの多くを伴います。しかしながら、シニア・ローンおよびセカンド・リーエン・ローンとは異なり、メザニン証券は、関連する借り手の上位または第二順位の担保付債務ではありません。メザニン証券は通常、発行体の資本構造において最も劣後する債務です。

メザニン証券は、無担保である場合も多いです。したがって、メザニン証券は、関連する借り手および当該ローンを担保する物件のキャッシュ・フローが、関連する借り手のあらゆる上位債務を履行した後に予定された返済を行うのに不十分となることがあるという追加的なリスクにさらされます。メザニン証券はまた、流動性が非常に低い投資であると予想されています。メザニン証券は、当該ローンが財務制限条項または追加債務の制限によって保護されないことがある場合において、特定の追加的なリスクにさらされます。メザニン証券への投資は、高度に専門的な投資手法であり、独立した信用分析への依存度が他の種類の債務への投資よりも高くなります。

企業向けローンのリスク

商業銀行その他の金融機関または機関投資家は、成長または再編のために資本を必要とする企業に対し、企業向けローンを実行します。借り手は一般的に、SOFRまたは米国銀行のプライムレートなどの市場金利の変動に応じて変動する利率で企業向けローンの利息を支払います。その結果、企業向けローンへの投資の価値は、一般的に、固定金利を支払う投資に比べて、市場金利の変動の悪影響を受けにくくなります。しかしながら、特定の企業向けローンの取引市場は、債券および手形の流通市場に比べて発展途上であることがあるため、ブラックロックPE戦略ファンドは、その企業向けローンの売却において困難に見舞われることがあります。企業向けローンの取引は、決済が遅延することがあります。その結果、企業向けローンの売却による手取金は、追加投資の実行またはブラックロックPE戦略ファンドの買戻義務の履行に直ちに利用できないことがあります。決済手続きの長期化により短期的な流動性需要が生じた場合、ブラックロックPE戦略ファンドは、追加の現金を保有し、投資対象を売却し、または銀行その他の貸し手から一時的に借入れを行うことがあります。主要金融機関は、一般的にシンジケートと称される広範な貸し手グループの代理人を務めることが多いです。シンジケートの代理人は、企業向けローンの手配、担保物の保管ならびに元本および利息の支払いの受領を行います。代理人が財務上の問題を抱えた場合、ブラックロックPE戦略ファンドがその投資を回収できず、または回収が遅延することがあります。企業向けローンに投資することにより、ブラックロックPE戦略ファンドはシンジケートのメンバーとなる場合があります。

企業向けローンの市場は、不規則な取引活動および広い呼値スプレッドの影響を受けることがあります。

ブラックロックPE戦略ファンドが投資する企業向けローンは、元本および収益の損失リスクにさらされます。借り手は、これらの債務の返済を担保するために担保物を提供することが多いものの、必ずしもそうするとは限りません。借り手が担保物を提供した場合でも、債務不履行の発生時に当該担保物の価値が借り手の債務を完全に補填しないことがあります。借り手が米国破産法に基づき債権者からの保護を申請した場合、同法によりブラックロックPE戦略ファンドの担保物に対する権利が制限されることがあります。また、破産手続き

中に担保物の価値が減少することがあります。破産が発生した場合、企業向けローンの保有者は、その元本を回収できないことがあり、投資の回収において大幅な遅延に見舞われることがあり、遅延期間中は利息を受け取れないことがあります。

ローンの譲渡および参加権のリスク

譲渡の購入者として、ブラックロックPE戦略ファンドは通常、譲渡機関のすべての権利および義務を承継し、当該債務に関する信用契約上の貸し手となります。しかしながら、ブラックロックPE戦略ファンドは、当該ローンに基づくおよび関連する担保物に関するすべての権利および救済手段を一方的に行使することができないことがあります。譲渡は、潜在的な譲受人および潜在的な譲渡人との間の私的な交渉を通じて取り決められることがあるため、譲渡の購入者としてのブラックロックPE戦略ファンドが取得する権利および義務は、譲渡を行う貸付人が有するものとは異なり、より限定的なものとなることがあります。また、当該ローンにつき担保権が実行された場合、ブラックロックPE戦略ファンドは、担保物の部分所有者となる可能性があり、当該担保物の所有および処分に伴う費用および債務を負担する可能性があります。ブラックロックPE戦略ファンドは、譲渡によりブラックロックPE戦略ファンドからローンを購入する購入者に対し、当該ローンに基づきブラックロックPE戦略ファンドが受領する権利を有する手数料の一部を転嫁する必要が生じることがあります。参加権の購入に関連して、ブラックロックPE戦略ファンドは、一般的に、借り手による当該ローンに関連するローン契約の条件の遵守を強制する権利も借り手に対する相殺権も有せず、また、ブラックロックPE戦略ファンドは、当該参加権を購入したローンの裏付けとなる担保物から直接利益を享受できないことがあります。その結果、ブラックロックPE戦略ファンドは、借り手および参加権を売却する貸し手の双方の信用リスクにさらされることとなります。参加権を売却する貸し手が支払不能に陥った場合、ブラックロックPE戦略ファンドは、当該貸し手の一般債権者として扱われることがあり、貸し手と借り手の間の相殺の利益を享受できないことがあります。

参照金利移行リスク

ブラックロックPE戦略ファンドは、支払義務、融資条件、ヘッジ戦略または投資価値を決定するために、最近LIBORから移行したかまたは引き続きLIBORに連動する金融商品へのエクスポージャーを有することがあります。

LIBORを規制する英国のFCAは、すべてのLIBOR設定の公表を停止しました。しかしながら、2023年4月、FCAは、特定のレガシー契約について、2024年9月30日まではシンセティック方式で一部の米ドルLIBOR設定の公表を継続すると発表しました。2024年9月30日の後、残存するシンセティックLIBOR設定の公表が停止され、すべてのLIBOR設定は恒久的に停止されました。担保付翌日物調達金利(以下「SOFR」といいます。)は、レポ取引(以下「レポ取引」といいます。)市場における米国債を担保とした翌日物現金借入コストの広範な指標であり、新規の金融商品および取引において任意での利用が増加しています。LIBORに代わる法定フォールバック・メカニズムを実施する米国規制に基づき、SOFRに基づくベンチマーク金利は、特定の金融契約においてLIBORに取って代わりました。

LIBOR移行プロセスの影響およびその最終的な成功のいずれも、現時点では不明です。既存のLIBORベースの金融商品の中には、代替金利設定方法を規定することによりLIBORが利用不可能となった場合のシナリオを想定しているものもありますが、LIBORを複製するためのそのような代替方法の有効性については重大な不確実性が存在することがあります。既存のLIBORベースの金融商品のすべてに代替金利設定条項があるわけではなく、発行体が特定の既存の金融商品に代替金利設定条項を追加する意思および能力については不確実性が残っています。LIBORを利用する契約、証券その他の金融商品の当事者間で、移行金利または移行規制の適用に関して意見が分かれることがあり、これにより履行の不確実性および訴訟の可能性が生じるおそれがあります。ブラックロックPE戦略ファンドは、将来公表が停止される可能性のある他の銀行間取引金利に連動する金融商品を保有することがあります。

債務発行体の支払不能リスク

債権者保護のために制定された様々な法律が、ブラックロックPE戦略ファンドが投資する債務に適用される場合があります。本段落および次の段落の情報は、米国連邦破産法に服する米国発行体に関して適用されま

す。その他の発行体に関しては、支払不能に関する勘案事項が異なる場合があります。債務発行体の未払い債権者または債権者代表者による訴訟において、裁判所が、当該発行体が当該債務の負担と引き換えに公正な対価または合理的に同等の価値を受け取っておらず、かつ、当該債務を履行した後、当該発行体が()支払不能に陥り、()行っていた事業について、当該発行体の残存資産が不当に少ない資本を構成し、または()満期時に債務を支払う能力を超えて当該債務を負担する意図があったかもしくは負担すると考えていたと認定した場合、当該裁判所は、詐欺的譲渡として当該債務の全部もしくは一部を無効とし、当該債務を当該発行体の既存もしくは将来の債権者に対して劣後させ、または当該債務の弁済のために当該発行体が既に支払った金額を回収することを決定する可能性があります。上記の目的における支払不能の基準は様々です。一般的に、発行体が特定の時点において支払不能とみなされるのは、当該時点においてその債務の総額が、公正な評価によるそのすべての財産を上回る場合または当該時点においてその資産の現在の公正な売却可能価値が、その既存の債務についてこれが確定し満期を迎えた際に予想される債務を支払うために必要となる金額を下回る場合です。ブラックロックPE戦略ファンドが投資した債務の履行後に発行体が「支払不能」であったか否かを判断するために裁判所がどのような基準を適用するかについての保証はなく、また、評価方法にかかわらず、当該債務を履行した時点で発行体が「支払不能」であったと裁判所が判断しないという保証もありません。また、ブラックロックPE戦略ファンドが投資する債務の発行体が支払不能に陥った場合、当該債務に対して行われた支払いは、支払不能発生前の一定期間(最長で1年となる場合があります。)内に行われた場合、「偏頗行為」として取り消される可能性があります。

ブラックロックPE戦略ファンドは、詐欺的譲渡、偏頗行為または劣後化を根拠とする訴訟原因を成立させるような行為を行うことを想定していません。しかしながら、ブラックロックPE戦略ファンドが当該債務を取得した金融機関その他の当事者が、かかる行為(または当該債務およびブラックロックPE戦略ファンドを支払不能に関する法律の適用対象とするその他の行為)を行ったかについての保証はなく、また、行った場合に、当該債権者の請求権が米国の裁判所(または他の国の裁判所)においてブラックロックPE戦略ファンドに対して主張される可能性があるかについての保証もありません。

米国以外の発行体の債務から成る債務は、債権者保護のためにその発行国で制定された様々な法律の対象となることがあります。支払不能に関するこれらの勘案事項は、各発行体が所在するかまたは本拠地を有する国によって異なり、発行体が非政府機関であるかまたは政府機関であるかによっても異なることがあります。

レバレッジ・リスク

レバレッジの利用は、ブラックロックPE戦略ファンド投資証券の利益増加の機会をもたらすだけでなく、ブラックロックPE戦略ファンド投資証券の保有者にとってリスクをもたらします。ブラックロックPE戦略ファンドは、投資家に対し、レバレッジが用いられた場合にその利用がブラックロックPE戦略ファンド投資証券に利益をもたらすことを保証することはできません。ブラックロックPE戦略ファンドが用いるいずれのレバレッジ戦略も成功しないことがあります。

レバレッジには、ブラックロックPE戦略ファンド投資主にとって以下を含むリスクおよび特別な勘案事項が伴います。

- ・レバレッジを利用しない類似のポートフォリオと比較して、ブラックロックPE戦略ファンド投資証券1口当たり純資産価格のボラティリティが大きくなる可能性。
- ・ブラックロックPE戦略ファンドが支払う必要のあるレバレッジの金利または配当率の変動により、投資主へのリターンが減少するリスク。
- ・下落相場におけるレバレッジの効果により、ブラックロックPE戦略ファンドがレバレッジを利用していなかった場合と比較して、投資証券1口当たり純資産価格の下落幅が大きくなる可能性が高いこと。
- ・ブラックロックPE戦略ファンドが財務レバレッジを利用する場合、ブラックロックPE戦略ファンド投資顧問会社に支払うべき運用報酬が、ブラックロックPE戦略ファンドがレバレッジを利用しなかった場合よりも高くなること。
- ・レバレッジが運営コストを増加させることがあり、これによりトータル・リターンが減少することがあること。

ブラックロックPE戦略ファンドの投資対象の1口当たり純資産価格が下落した場合、ブラックロックPE戦略ファンド投資証券の保有者がそのすべてを負担することになります。したがって、ブラックロックPE戦略ファンドのポートフォリオの市場価値が下落した場合、レバレッジにより、ブラックロックPE戦略ファンドがレバレッジを利用していなかった場合と比較して、ブラックロックPE戦略ファンド投資証券の保有者に対する投資証券1口当たり純資産価格の下落幅が大きくなります。ブラックロックPE戦略ファンドは、レバレッジに関連するインカム・ゲインおよび投資証券1口当たり純資産価格のボラティリティ上昇を軽減するために、金利の実際または予想される変動に応じて、随時、未払いのレバレッジの削減を検討することがありますが、将来においてブラックロックPE戦略ファンドが実際に未払いのレバレッジを削減するという保証はなく、また、削減が実施された場合でも、それがブラックロックPE戦略ファンド投資証券の保有者に利益をもたらすという保証もありません。将来における金利の方向の変化を正確に予測することは非常に困難です。ブラックロックPE戦略ファンドが将来の金利変動に関する予測に基づき未払いのレバレッジを削減し、その予測が誤っていたことが判明した場合、未払いのレバレッジの削減は、ブラックロックPE戦略ファンドが未払いのレバレッジを一切削減しなかった場合と比較して、ブラックロックPE戦略ファンド投資証券の保有者への収益および/またはトータル・リターンを減少させる効果を有する可能性が高いです。

ブラックロックPE戦略ファンドは、デリバティブへの投資を通じてレバレッジを利用することがあります。投資会社法に基づく規則18f-4に基づき、ブラックロックPE戦略ファンドは、とりわけ、デリバティブを限定的に利用するかまたはバリュー・アット・リスクに基づくファンドのレバレッジ・リスクの上限を遵守するかのいずれかを行わなければなりません。レバレッジの利用は、ブラックロックPE戦略ファンドがその債務を履行するためまたは投資会社法および同法に基づく規則の適用要件を満たすために、有利とならない可能性のある時期にポートフォリオ・ポジションを清算する原因となることがあります。

ブラックロックPE戦略ファンドが利用する特定の種類のレバレッジにより、ブラックロックPE戦略ファンドは、資産カバレッジ要件およびポートフォリオ構成要件に関する契約条項の対象となることがあります。ブラックロックPE戦略ファンドは、ブラックロックPE戦略ファンドが発行する短期社債または優先投資証券の格付けを行う一または複数の格付機関のガイドラインにより課される特定の投資制限の対象となることがあります。これらのガイドラインは、投資会社法により課される要件よりも厳格な資産カバレッジ要件またはポートフォリオ構成要件を課することがあります。ブラックロックPE戦略ファンド投資顧問会社は、これらの契約条項またはガイドラインにより、ブラックロックPE戦略ファンド投資顧問会社がブラックロックPE戦略ファンドの投資目的および投資方針に沿ってブラックロックPE戦略ファンドのポートフォリオを運用することを妨げるものではないと考えています。

上記に加え、米国連邦所得税上、ブラックロックPE戦略ファンドの債務として扱われるレバレッジの利用は、本来であれば配当控除の対象となるはずの、法人投資主が受け取るブラックロックPE戦略ファンドの配当金の額を減少させることがあります。

ブラックロックPE戦略ファンドは、他の投資会社の証券に投資することがあります。そのような投資会社もまた、レバレッジを利用することがあり、したがって、上記のレバレッジ・リスクにさらされます。この追加的なレバレッジは、特定の市場環境において、ブラックロックPE戦略ファンド投資証券1口当たり純資産価格および投資証券の保有者へのリターンを減少させることがあります。

戦略的取引リスク ブラックロックPE戦略ファンドは、ヘッジ目的のためまたはトータル・リターンの向上のために、様々な戦略的取引を行うことがあります。デリバティブとは、原資産、参照金利もしくは指数の価値(または2つの指数の関係)に依存するかまたはそれから派生する価値を有する金融契約または金融商品指します。ブラックロックPE戦略ファンドはまた、ポートフォリオにレバレッジを加えるため、および/またはブラックロックPE戦略ファンドが用いることのあるレバレッジ戦略に関連するブラックロックPE戦略ファンドのコスト増加をヘッジするために、デリバティブを利用することがあります。インカム・ゲインを向上させるための戦略的取引の利用は、特に投機的となることがあります。

戦略的取引にはリスクが伴います。戦略的取引に関連するリスクには、() 当該金融商品と原資産の価値の間の不完全な相関関係、() 取引のカウンターパーティーの債務不履行の可能性、() デリバティブ商

品の非流動性、および() 予期せぬ市場変動により生じる高いボラティリティ損失(無制限となるおそれがあります。)が含まれます。OTCデリバティブ市場および取引所取引デリバティブ市場の双方において流動性不足が生じる可能性があります。標準化されていないOTCデリバティブ取引は一般的に取引所取引金融商品よりも流動性が低くなります。デリバティブ市場の非流動性は、市場の混雑、無秩序な市場、受渡可能供給量の制限、投機家の参加、政府の規制および介入ならびに技術的なおよび運用上の障害またはシステム障害などの様々な要因によって生じることがあります。また、ブラックロックPE戦略ファンドがデリバティブ商品を取引することのある取引所における値幅制限および投機的ポジション制限により、ポジションの迅速な清算が妨げられることがあり、これによりブラックロックPE戦略ファンドはより大きな損失の可能性にさらされます。さらに、ブラックロックPE戦略ファンドが戦略的取引の利用に成功するかどうかは、ブラックロックPE戦略ファンド投資顧問会社および/またはブラックロックPE戦略ファンド副投資顧問会社が関連する証券価格、金利、為替レートその他の経済要因を予測する能力に依存しますが、これを保証することはできません。戦略的取引の利用は、これらを利用しなかった場合よりも大きな損失をもたらすことがあり、ブラックロックPE戦略ファンドがポートフォリオ証券を不適切な時期にもしくは時価以外の価格で売却するかもしくは購入することを要求し、ブラックロックPE戦略ファンドが投資から実現できる評価益の額を制限し、または戦略的取引を利用しなかった場合にブラックロックPE戦略ファンドが売却する可能性のある証券を保有する原因となる可能性があります。さらに、戦略的取引に関してブラックロックPE戦略ファンドがプレミアムとして支払う金額および証拠金勘定において保有される現金その他の資産をブラックロックPE戦略ファンドが投資目的で別途利用することはできません。戦略的取引およびブラックロックPE戦略ファンドが利用することのある各種デリバティブ商品ならびにそれらに関連する様々なリスクの詳細な説明については、ブラックロックPE戦略ファンドのSAIをご参照ください。

取引所取引デリバティブおよび中央清算機関を通じた清算のために提出されるOTCデリバティブ取引は、関連する清算機関が設定する最低当初証拠金および変動証拠金の要件ならびにSECまたはCFTCが義務付ける可能性のある証拠金要件の対象となっています。CFTCおよび連邦銀行規制当局は、非清算OTCデリバティブに対しても証拠金要件を課しており、証券派生スワップに対するSECの非清算証拠金要件は、2021年11月1日に発効しました。適用される証拠金要件により、ブラックロックPE戦略ファンドの全体的なコストが増加することがあります。

多くのOTCデリバティブは、ディーラーによる当該金融商品の価格設定に基づいて評価されます。しかしながら、ディーラーが特定のデリバティブを評価する価格と、ブラックロックPE戦略ファンドが当該ポジションの売却を希望するかまたは強制された場合に同一のディーラーが当該デリバティブに対して実際に支払う意思のある価格は、大幅に異なることがあります。このような差異は、ブラックロックPE戦略ファンドの純資産価額の過大表示を招く可能性があり、ブラックロックPE戦略ファンドがデリバティブ商品の売却を余儀なくされる状況において、ブラックロックPE戦略ファンドに重大な悪影響を及ぼす可能性があります。

ヘッジは、損失を減少させ、または排除する可能性があります。利益を減少させ、または排除する可能性もあります。ヘッジでは時に、デリバティブと原証券の間に不完全なマッチングが生じることがあり、ブラックロックPE戦略ファンドのヘッジ取引が効果的であるという保証はありません。

デリバティブは、一種のレバレッジ効果をもたらすことがあり、ブラックロックPE戦略ファンドをより大きなリスクにさらし、そのコストを増加させることがあります。最近制定された法律により、デリバティブ市場に対する新たな規制が求められています。規制の範囲および影響は現時点では不明であり、しばらくの間は明らかにならないことがあります。新たな規制により、デリバティブのコストがさらに高くなり、デリバティブの利用可能性が制限され、またはデリバティブの価値もしくはパフォーマンスにその他の悪影響が及ぶ可能性があります。

カウンターパーティー・リスク ブラックロックPE戦略ファンドは、ブラックロックPE戦略ファンドが締結するデリバティブ契約のカウンターパーティーに関する信用リスクにさらされます。ブラックロックPE戦略ファンドが行うことのあるデリバティブ取引は、取引所で取引されず、または中央清算機関を通じて清算されず、契約関係に基づきカウンターパーティー間で取引される金融商品を伴う場合があるため、ブラックロックPE戦

略ファンドは、カウンターパーティーが関連契約上の義務を履行しないリスクにさらされます。カウンターパーティーが破産し、または財政難によりその債務を履行できない場合、ブラックロックPE戦略ファンドは、破産手続きその他の会社更生手続きにおいて回収が大幅に遅延することがあります。そのような状況において、ブラックロックPE戦略ファンドは限定的な回収しかできず、または全く回収できないことがあります。ブラックロックPE戦略ファンドは、ブラックロックPE戦略ファンド投資顧問会社またはブラックロックPE戦略ファンド副投資顧問会社(該当する方)が信用力があると考えるカウンターパーティーのみと取引を行う予定ですが、その結果としてカウンターパーティーが債務不履行に陥らないという保証はなく、また、ブラックロックPE戦略ファンドが取引において損失を被らないという保証もありません。カウンターパーティーが破産し、または支払不能に陥った場合、ブラックロックPE戦略ファンドの担保物は、カウンターパーティーの債権者の相反する請求権の対象となることがあり、ブラックロックPE戦略ファンドは、裁判所がブラックロックPE戦略ファンドを担保物の所有者ではなくカウンターパーティーの一般無担保債権者として扱うリスクにさらされることがあります。

清算機関は清算デリバティブ契約のカウンターパーティーであり、清算機関は一般的に非清算OTCデリバティブ取引のカウンターパーティーよりも信用力が高いとみなされるため、清算デリバティブのカウンターパーティーの信用リスクは、一般的に非清算OTCデリバティブ取引よりも低いです。

しかしながら、清算機関またはその会員がブラックロックPE戦略ファンドに対する義務を履行するという保証はなく、また、清算機関またはブラックロックPE戦略ファンドの清算ブローカーが債務不履行に陥った場合に、ブラックロックPE戦略ファンドがこれを代理して清算機関に預託された資産の全額を回収できるという保証もありません。また、清算デリバティブ取引は、日々の時価評価および決済ならびに仲介業者に適用される分別管理要件および最低資本要件の利益を享受します。非清算OTCデリバティブ取引は、一般的にこうした保護の利益を享受することができません。これによりブラックロックPE戦略ファンドは、契約条件に関する紛争(善意であるか否かを問いません。)により、または信用もしくは流動性の問題により、カウンターパーティーが取引をその条件に従って決済しないリスクにさらされ、したがって、ブラックロックPE戦略ファンドが損失を被る原因となります。このような「カウンターパーティー・リスク」は、満期までの期間が長く、決済を妨げる事由が介在する可能性のある契約について、またはブラックロックPE戦略ファンドが単一もしくは少数のカウンターパーティーに取引を集中させている場合に顕著となります。

また、ブラックロックPE戦略ファンドは、投資する金融商品の発行体が当該金融商品に基づく債務につき債務不履行に陥るリスクおよび当該金融商品の価値に即時かつ重大な悪影響を及ぼす特定の事由が発生するリスクにさらされています。ブラックロックPE戦略ファンドが投資する金融商品の発行体が債務不履行に陥らないという保証はなく、また、金融商品の価値に即時かつ重大な悪影響を及ぼす事由が発生しないという保証もなく、その結果としてブラックロックPE戦略ファンドが取引による損失を被らないという保証もありません。

スワップ・リスク スワップは、デリバティブの一種です。スワップ契約には、スワップ・ポジションの市場価値の変動リスクに加え、スワップのカウンターパーティーがブラックロックPE戦略ファンドに対する支払いその他の義務につき債務不履行に陥るリスクおよびブラックロックPE戦略ファンドが当該契約の他方当事者に対する支払義務を履行できないリスクが伴います。ブラックロックPE戦略ファンドは、ブラックロックPE戦略ファンドのポートフォリオの価値のヘッジを図るため、借入金残高の利払いに関連するブラックロックPE戦略ファンドのコスト増加をヘッジするため、またはブラックロックPE戦略ファンドのリターン向上を図るために、金利スワップ、トータル・リターン・スワップ(「差金決済取引」と呼ばれることがあります。)および/またはクレジット・デフォルト・スワップ取引などのスワップを締結することがあります。金利スワップ取引においては、利回りがブラックロックPE戦略ファンドの予想した方向とは逆の方向に動くリスクがあり、これによりブラックロックPE戦略ファンドは、当該取引のカウンターパーティーに対し、ブラックロックPE戦略ファンドのパフォーマンスに悪影響を及ぼす可能性のある支払いを行うこととなります。スワップ全般に適用されるリスク(カウンターパーティー・リスク、高いボラティリティ、非流動性リスクおよび信用リスクなど)に加え、クレジット・デフォルト・スワップ取引には、評価が困難であること、流動性リスクおよび信用リスクの影響を非常に受けやすいこと、ならびに一般的に(信用格付けの引下げその他の財政難の兆候ではな

く)原資産となる債務の発行体による実際の債務不履行その他の信用事由が発生した場合にのみ、プレミアムを支払った当事者にリターンが支払われることなどを理由とする特別なリスクが伴います。

2010年ドッド・フランク・ウォール街改革および消費者保護法(以下「ドッド・フランク法」といいます。)は、米国人との特定のデリバティブが規制市場で実行されなければならないと規定しています。その結果、ブラックロックPE戦略ファンドが締結するスワップ取引は、清算、取引所取引、報告および記録保持の要件など、ドッド・フランク法に基づきスワップに適用される様々な要件の対象となることがあり、これによりブラックロックPE戦略ファンドがスワップ取引を締結することがより困難かつコストの高いものとなることがあり、また、当該要件がなければブラックロックPE戦略ファンドが従事する可能性のある特定の戦略が不可能となり、またはコストが高いために実施が経済的でなくなることがあります。さらに、ブラックロックPE戦略ファンドとのスワップ取引がドッド・フランク法に基づくスワップ規制の対象となる場合、ブラックロックPE戦略ファンドとスワップ取引を締結する意思のあるカウンターパーティーの数もまた限定されることがあります。

ブラックロックPE戦略ファンドは、その運用資産に加えて、ポジションの構築および維持に必要なプレミアムおよび証拠金を上回るスワップの名目元本に対する投資エクスポージャーにさらされるため、クレジット・デフォルト・スワップ契約およびトータル・リターン・スワップ契約は、実質的にブラックロックPE戦略ファンドのポートフォリオにレバレッジを加えることがあります。トータル・リターン・スワップ契約は、市場リスクに加え、カウンターパーティーが当該契約に基づくブラックロックPE戦略ファンドへの支払義務につき債務不履行に陥るリスクにもさらされます。ブラックロックPE戦略ファンドは、ヘッジ目的または収益もしくは利益の向上のためにスワップ取引を締結する義務を負わず、締結しないという選択を行うことも可能です。また、スワップ市場は、変化する規制環境の影響を受けます。スワップ市場における規制上その他の動向が、ブラックロックPE戦略ファンドがスワップの利用に成功するかどうか悪影響を及ぼす可能性があります。

インフレ・リスク

インフレ・リスクとは、インフレにより貨幣価値が低下するにつれ、資産価値または投資収益が将来的に減少するリスクを指します。インフレ率は、国内経済または世界経済の予期せぬ変化などの様々な要因により、頻繁かつ大幅に変動することがあります。インフレが上昇すると、ブラックロックPE戦略ファンド投資証券の実質価値および当該投資証券の分配金が減少する可能性があります。また、インフレ上昇期においては、ブラックロックPE戦略ファンドによる借入金の金利が上昇する可能性が高く、これによりブラックロックPE戦略ファンド投資証券の保有者へのリターンがさらに減少する傾向があります。

デフレ・リスク

デフレ・リスクは、経済全体にわたって物価が徐々に下落し、企業の市場価値、その資産価値および収益に悪影響を及ぼす可能性があるリスクです。また、デフレは、発行体の信用力に悪影響を及ぼすことがあるとともに、発行体が債務不履行に陥る可能性を高める場合があり、その結果、ブラックロックPE戦略ファンドのポートフォリオの価値が下落することがあります。

最近の市場事象に関連するリスク

米国および海外では近年金利が異例な低水準にありましたが、2022年、米国連邦準備制度および一部の外国中央銀行は、インフレ率の上昇に対処するための取組みの一環として金利を引き上げました。米国連邦準備制度および一部の外国中央銀行は、金利の引下げを始めていますが、インフレなどの経済的要因その他の要因により、そのような利下げの動きが止まる可能性があります。金利が変化するペース、また当該金利変化の時期、頻度もしくは規模、または当該変化がいつ止まるかもしくは再び逆方向に動くのかを正確に予想することは困難です。さらに、様々な経済的および政治的要因により、米国連邦準備制度またはその他の外国中央銀行が将来的にその運営方針を変更する可能性があり、当該変更が米国その他の外国において景気の減速を招く場合があります。予想外の金利の変化は、市場のボラティリティを大きく高める、または市場の特定セクターの流動性を低下させる可能性があります。経済の基礎的条件が悪化すると、これを受けて、特定の発行体の債務不履行または支払不能リスクが高まり、市場価額に悪影響を与え、信用スプレッドが拡大し、銀行のバランス・シートが縮小する可能性があります。これらのいずれも、市場のボラティリティを高める、様々な市場に

において流動性を低下させる、または市場に対する信頼を損なわせる可能性があり、この結果、ブラックロックPE戦略ファンドが保有する債務商品の価値に悪影響を与え、ブラックロックPE戦略ファンドのパフォーマンスに悪影響を及ぼすことになる場合があります。

最近の米国政府による政策的取組みは、国際関係、貿易協定および全般的な規制環境に影響を与える可能性があり、その影響は米国内外の市場に不確実性および不安定性をもたらす形となることがあり、また、ブラックロックPE戦略ファンドの投資パフォーマンスに悪影響を与える可能性があります。特に、米国政府が国際貿易関係に関して取る措置は、貿易戦争、輸入品のコストの増加、サプライ・チェーンの混乱、外国投資の減少、およびブラックロックPE戦略ファンドが投資する地域の不安定化を生じさせる可能性があります。米国内での政治的および外交的な事象は、投資家および消費者の信頼に影響を与える可能性があり、金融市場、およびより広範に経済に対して、場合によっては突然かつ相当程度の悪影響を及ぼすおそれがあります。当該政治的および外交的事象には、国内での対立的な政治状況、米国政府内の一もしくは複数の部門における政党支配の変更、米国政府が時に長期的な予算および赤字削減計画について合意に達することができないこと、米国政府の閉鎖のおそれ、ならびに米国政府の借入限度額(または「債務上限」)に関する意見の対立、もしくは当該限度額の引き上げを行わないとする脅し、さらに国外での政治的および外交的な事象が含まれます。米国政府債務の格付けの引き下げ、または米国政府の信用力全般に関する懸念は、米国および世界経済に重大な悪影響を及ぼす可能性があります。近年、米国を含むいくつかの国々が、より保護主義的な貿易政策を採用しています。世界の経済成長の減速、保護主義的な貿易政策の台頭、インフレ圧力、一部の主要な国際貿易協定の変更、国々および地域間(米国と他の外国との間を含みます。)の貿易協定に伴うリスク、米国を含む一部の国々もしくは地域内での政治的または経済的機能不全、ならびにコモディティ価格および通貨価格の急変は、現時点において必ずしも予測できない形で多くの国の経済に影響を及ぼす可能性があります。

市場の混乱リスクおよび地政学的リスク

イラク戦争の余波、アフガニスタン、パキスタン、エジプト、リビア、シリアおよび中東地域の不安定性、国際的な戦争または紛争(イスラエル・ハマス戦争を含みます。)、新規および継続中の感染症の流行およびパンデミック、ならびにその他の世界的な公衆衛生上の事象、自然/環境災害、米国および世界各地におけるテロ攻撃、社会的および政治的対立、債務危機(ギリシャ危機など)、ソブリン債の格下げ、ロシアによるウクライナ侵攻、北朝鮮、イラン、中国およびロシアなどの歴史的に敵対関係にある国々を含む複数の外国と米国との間、および国際社会全般と米国との間で高まる緊張関係、ベネズエラおよびスペインなど様々な国における新たなまたは継続的な政治的不安、EUまたはEMUからの一もしくは複数の国の離脱またはその可能性、ならびに米国政府の各部門間および各部門内における政治的勢力均衡の継続的な変化など、近年に見られた事象と類似の事象が発生した場合、市場の変動性を高め、米国および世界の金融市場に長期的な影響を及ぼし、さらに米国および世界における経済的不確実性を増大させる可能性があります。

ロシアは2022年2月24日に、ウクライナへの大規模侵攻を開始しました。当該地域における軍事行動、それに伴う制裁および将来の市場の混乱(株式市場の下落およびルーブルの対米ドルでの価値の下落を含みます。)の規模およびその期間については予測不能ですが、重大なものになる可能性があります。ロシアの軍事行動その他の活動(サイバー攻撃および諜報活動を含みます。)によって生じるこうした混乱、または当該活動に対して実際に行われる、または行われるおそれのある対応(購買制限および融資制限、ボイコットまたは消費者もしくは購入者の嗜好の変化、ロシア政府、ロシア企業または政治家を含むロシアの個人に対する制裁、関税またはサイバー攻撃を含みます。)は、ロシアおよび欧州地域に深刻な悪影響を及ぼす可能性があり、かかる悪影響には、ロシア経済、欧州経済および特定の証券市場、ならびに石油および天然ガスなどのコモディティ市場に対する重大な影響が含まれます。また、それらのセクターおよび他のセクターに対して世界的に二次的影響を及ぼすと可能性が高いと考えられます。当該軍事行動およびこれに関連する事象がどの程度続くかは予測不能です。米国と中国との間の貿易摩擦は、経済の安定性に関する懸念を生じさせており、世界経済の状況に悪影響を及ぼす可能性があります。米国および中国はそれぞれ、相手国からの輸入品に対する関税の引上げを実施してきており、米国はさらに中国企業および中国当局者を対象とする輸出規制や制裁などの対象を絞った特定の措置を採用しています。両国間では一定の貿易協定について合意に至っていますが、米国

と中国との間の貿易交渉が成功するか否か、また米国と中国との間の貿易戦争が今後どのように推移するかについては多くの不確実性が残存しています。貿易摩擦の行方に関する不確実性および貿易戦争の可能性により、米ドルが日本円およびユーロなどの安全通貨に対して下落する可能性があります。このような事象およびその影響は予測が困難であり、将来的に追加関税が課されるか、またはその他の一層強化された措置が将来的に取られるかは不明です。米国と中国との間の貿易戦争が継続もしくは激化する場合、または世界的な貿易戦争に関連して米国、中国もしくは他の国が追加関税もしくは貿易制限を課した場合、世界経済に重大な悪影響を与える可能性があり、ブラックロックPE戦略ファンドおよびそのポートフォリオ投資に重大かつ不利な影響が生じるおそれがあります。

2020年1月31日、英国は正式に欧州連合を離脱(ブレグジット)しましたが、移行期間が適用され、当該移行期間は2020年12月31日に終了しました。英国および欧州連合は、将来の貿易関係の条件について合意しており、それらの諸条件は2021年1月1日から発効しました。当該合意は主として、サービス(金融サービスを含みます。)に関してではなく物品取引に関するものです。英国と欧州連合との間で、今後、金融サービスなど当該貿易協定で取り扱われていない事項について、さらに協議が行われる予定です。ブラックロックPE戦略ファンドは、為替レートおよび金利のボラティリティに関連するものを含め、ブレグジットに伴い生じ得る潜在的な不確実性および影響に関連するリスクにさらされます。ブレグジットは、欧州もしくは世界の政治、規制、経済または市場の状況に悪影響を及ぼす可能性があり、また、世界の政治機関、規制当局および金融市場の不安定性を助長する可能性があります。ブレグジットはまた、法的な不確実性をもたらしており、また、英国と欧州連合との新たな関係が定義され、英国が欧州連合のどの法律を置き換え、または踏襲するかを決定する際に、政治的に異なる国内法および規制が生じる可能性があります。ブレグジットのこれらの影響はいずれも、ブラックロックPE戦略ファンドがエクスポージャーを有する企業およびブラックロックPE戦略ファンドが投資するその他の資産に悪影響を及ぼす場合があります。

特定の企業または業界に影響を与えるサイバーセキュリティ事象は、ブラックロックPE戦略ファンドが投資する特定の国、地域または世界の一部の経済に悪影響を及ぼす場合があります。

上記のいずれかの事象が発生した場合、ブラックロックPE戦略ファンドのポートフォリオの価値およびリスク特性に重大な悪影響を及ぼす可能性があります。ブラックロックPE戦略ファンドは、同様の事象によって証券市場がどの程度の期間影響を受けるかについて把握しておらず、また将来同様の事象が米国経済および証券市場に及ぼす影響を予測することはできません。同様の事象およびその他の市場の混乱が、別の重大かつ不利な影響を及ぼさないという保証はありません。

規制および政府介入のリスク

米国連邦政府、州政府およびその他の政府、それらの規制機関または自主規制機関は、予見不可能な方法で、ブラックロックPE戦略ファンドが投資する発行体に関する規制に影響を及ぼす措置を講じることがあります。また、立法および規制により、ブラックロックPE戦略ファンドに対する規制の適用方法が変更されることがあります。そのような立法および規制は、ブラックロックPE戦略ファンドが投資目的を達成する能力を制限または阻害する可能性があります。

米国投資会社法による規制 ブラックロックPE戦略ファンドは、登録されたクローズド・エンド型管理投資会社であり、そのため米国投資会社法に基づく規制の対象となります。一般的には、締結された契約もしくはその条項がその履行において米国投資会社法もしくは同法に基づく規則・規制の違反を含む場合は、裁判所が別途異なる判断をしない限り、いずれの当事者によっても執行できません。

「コモディティ・プール」としての規制

CFTCは、登録投資会社に助言するアドバイザーについて、当該投資アドバイザーの助言を受けるファンドが、()その清算価値の所定の水準を超えて、CFTCの規制対象である先物、オプションおよびスワップ(以下「CFTCデリバティブ」といいます。)に直接または間接に投資する場合、または()当該ファンドがそれらの商品への投資エクスポージャーを提供するものとして自らを販売する場合、当該アドバイザーに対しCFTCの規制を適用します。ブラックロックPE戦略ファンドがCFTCデリバティブを利用する場合、ブラックロックPE戦略ファンドは当該所定の水準を超えないよう利用することを意図しており、「コモディティ・プール」また

は当該商品の取引ピークルとして自己を販売することはありません。したがって、ブラックロックPE戦略ファンド投資顧問会社は、米国商品取引法(以下「CEA」といいます。)のルール4.5に基づき、CEAに定める「コモディティ・プール運用者」の用語の定義から除外されることを主張しています。よってブラックロックPE戦略ファンド投資顧問会社は、ブラックロックPE戦略ファンドに関してCEAにおける「コモディティ・プール運用者」としての登録または規制の対象とはなりません。

ブラックロックPE戦略ファンドがコモディティ市場へのエクスポージャーを得るための主要な手段は、米国外のプロッカー子会社への投資を通じたものになると見込まれており、当該プロッカー子会社は、主にコモディティ関連の商品またはその他のデリバティブへ投資する予定です。また、米国外のプロッカー子会社は現金を保有し、固定リスク証券を含むその他の金融商品に投資する場合があります。それらは投資を目的として、またはプロッカー子会社のデリバティブのポジションに対する証拠金もしくは担保として使用することを目的としています。

法的リスク、税務リスクおよび規制リスク

ブラックロックPE戦略ファンドに重大な悪影響を及ぼし得る法律上、税務上および規制上の変更が行われる可能性があります。

一般的にRICに認められている米国連邦所得税上の有利な取扱いを受ける資格を得るため、ブラックロックPE戦略ファンドは、特に、一定の所得源要件、資産の分散要件および分配要件を満たさなければなりません。いずれかの課税年度においてブラックロックPE戦略ファンドがRICの資格を満たしていない場合、当該年度のブラックロックPE戦略ファンドのすべての課税所得(純キャピタル・ゲインを含みます。)は、投資主への分配を損金算入することなく、通常の法人税率での課税対象となります。また、当該分配は、ブラックロックPE戦略ファンドの当期のおよび累積された留保利益の範囲内で、通常配当として課税されることとなります。

現大統領政権は、米国の財政政策、税制、貿易政策、医療政策、移民政策、外交政策および政府の規制方針に大幅な変更を求めています。この点に関し、連邦レベルだけでなく州および地方のレベルでも立法、規制および政府の政策に関して重大な不確実性が存在します。最近の事象により、不確実性が高まった状況が生じており、新たに、定量化が困難なマクロ経済上および政治的リスクがもたらされ、広範な影響を及ぼす可能性があります。これに応じて、金利、インフレ、外国為替レート、貿易量ならびに財政政策および金融政策をめぐる不確実性が著しく高まってきています。米国議会または現大統領政権が米国の政策を変更する範囲で、それらの変更は、とりわけ米国および世界経済、国際貿易および国際関係、失業率、移民、法人税、医療、米国の規制環境、インフレおよびその他の分野に影響を与える可能性があります。ブラックロックPE戦略ファンドは、これらの変更がブラックロックPE戦略ファンドの業務に及ぼす影響(もしあれば)を予測できないものの、当該変化はブラックロックPE戦略ファンドの業務、財務状況、運用成果およびキャッシュ・フローに悪影響を及ぼす場合があります。ブラックロックPE戦略ファンドが、どのような政策変更が行われ、それらの変更がブラックロックPE戦略ファンドおよびブラックロックPE戦略ファンドの競合他社の事業に長期的にどのような影響を与えるのかを把握するまで、それらによってブラックロックPE戦略ファンドが総じて恩恵を受けるのか、または悪影響をうけるのかは分かりません。

米国連邦所得税に関する規則は、立法プロセス関係者ならびにIRSおよび米国財務省によって定期的に見直しが行われています。米国連邦税法の改正およびこれらの法律の解釈の変更は、投資家の投資に関する税務上の取扱いに悪影響を及ぼす可能性があります。

RICとしての適格性の喪失または分配要件の不充足

ブラックロックPE戦略ファンドは、毎年、規制対象投資会社(以下「RIC」といいます。)として扱われるための資格を取得し、その要件を満たすことを意図しています。1986年所得税法(改正版)(以下「米国歳入法」といいます。)に基づくRICの資格を取得し、維持するためには、ブラックロックPE戦略ファンドは、以下の年間分配金、所得源泉、および資産の分散に関する要件を満たさなければなりません。

RICの年間分配要件は、ブラックロックPE戦略ファンドが年次ベースで投資主に対し、()ブラックロックPE戦略ファンドの純通常所得、および()実現した純短期キャピタル・ゲインから実現した純長期キャピタル・ロスを控除した金額(もしあれば)の合計額の少なくとも90%を分配した場合に満たされます。ブラッ

クロックPE戦略ファンドは借入れを行う可能性があるため、米国投資会社法に基づく資産カバレッジ比率要件が適用されます。また将来的に、ローンおよび与信契約において一定の財務制限条項が適用される場合があります。特定の状況において、当該条項は、ブラックロックPE戦略ファンドがRICの分配要件を満たすために必要な分配を行う際に制約を課す可能性があります。ブラックロックPE戦略ファンドが他の資金源から現金を調達できない場合、ブラックロックPE戦略ファンドはRICとしての税務上の取扱いを受ける資格を失い、法人レベルの所得税の対象となる可能性があります。

所得源要件は、ブラックロックPE戦略ファンドが各年においてその所得の少なくとも90%を、配当、利息、株式もしくは有価証券の売却益、またはその他の類似する受動的な所得源から得る場合に満たされます。

資産分散要件は、ブラックロックPE戦略ファンドが、その課税年度の各四半期末時点で一定の資産分散要件を充足している場合に満たされます。この要件を満たすためには、()ブラックロックPE戦略ファンドの資産価値の少なくとも50%は、現金、現金同等物、米国政府証券、他のRICの証券、およびその他の有価証券で構成されなければならない。当該その他の有価証券については、一発行体につきブラックロックPE戦略ファンドの資産価値の5%を超えてはならず、かつ当該発行体の発行済議決権付証券の10%を超えてはなりません。また、()米国政府証券および他のRICの証券以外の有価証券については、ブラックロックPE戦略ファンドの資産価値の25%を超えて、(a)一発行体の当該有価証券、(b)米国歳入法およびその適用規制に基づき定められるようにブラックロックPE戦略ファンドによって支配され、かつ同一、類似もしくは関連する取引、事業に従事する二つ以上の発行体の有価証券、または(c)一定の「適格公開取引パートナーシップ」の有価証券に投資することはできません。二つ以上のプロッカー子会社が同一、類似もしくは関連する取引または事業に従事しているか否かの判断、ひいては分散テストに基づく単一発行体25%制限の対象となるか否かの判断は、ブラックロックPE戦略ファンドが特定の投資を追求する能力を制限する場合があります。これらの分散要件を満たせない場合、ブラックロックPE戦略ファンドは、そのRICとしての資格の喪失を防ぐために、一部の投資対象を速やかに処分しなければならなくなる場合があります。ブラックロックPE戦略ファンドの投資の大半は非公開企業に対するものであり、流動性が比較的低いため、そのような処分は不利な価格で行われる可能性があります。多額の損失が発生する可能性があります。

RICとしての資格のために一定の要件を満たすことを目的として、ブラックロックPE戦略ファンドは、ブラックロックPE戦略ファンドがその持分を取得しているもののうち、米国連邦所得税の目的上パートナーシップに分類される一部の投資先ファンドが保有する収益、資産および投資の性質について「把握する(ルックスルーする)」よう要求されることがあります。ただし、投資先ファンドは、一般的に、自己のポートフォリオの内容を開示する義務を負いません。このような透明性の欠如により、ブラックロックPE戦略ファンド投資顧問会社および/またはブラックロックPE戦略ファンド副投資顧問会社が、ブラックロックPE戦略ファンドの所得源および資産の分散状況を監視すること、またその他の点で米国歳入法のサブチャプターMを遵守することが困難になる場合があります。最終的には、ブラックロックPE戦略ファンドが持分を取得可能な投資先ファンドの範囲が制限される可能性があります。さらに、ブラックロックPE戦略ファンドは、各投資先ファンド・マネージャーから投資パフォーマンスに関する情報を定期的に受け取ることを想定しているものの、多くの場合、当該情報を独自に検証する手段は少ないか、全くありません。

ブラックロックPE戦略ファンドが何らかの理由によりRICとしての税務上の取扱いを受ける資格を喪失したか、維持できずに法人税の対象となった場合、その結果として課される法人税により、ブラックロックPE戦略ファンドの純資産、分配可能な所得額、およびブラックロックPE戦略ファンドの分配額が大幅に減少する可能性があります。

ブラックロックPE戦略ファンドが、上記の90%分配要件を含め、RICとしての税務上の取扱いを維持するために必要なすべての要件を満たした場合であっても、ブラックロックPE戦略ファンドが少なくとも以下の合計額に相当する金額を適時に分配しない限り、ブラックロックPE戦略ファンドはやはりその未分配所得の一部に対して4%の損金算入できない米国連邦物品税が課される場合があります。(1)各暦年の通常収益の98%、(2)当該暦年の10月31日に終了する1年間の純キャピタル・ゲインの98.2%、および(3)過去の各年度において認

識されたが分配されていない所得。ブラックロックPE戦略ファンドは、法人所得税の支払いが要求される金額(留保された純キャピタル・ゲインなど)について、物品税を課されません。

投資の希薄化リスク

ブラックロックPE戦略ファンドの投資家は、ブラックロックPE戦略ファンドが将来発行する可能性のあるブラックロックPE戦略ファンド投資証券に対する優先購入権を有しません。ブラックロックPE戦略ファンドの信託宣言は、ブラックロックPE戦略ファンドに対して、ブラックロックPE戦略ファンド投資証券の口数を制限することなく発行する権限を付与しています。ブラックロックPE戦略ファンド受託者合議体は、信託宣言に対して特定の変更を行うことができます。投資家がブラックロックPE戦略ファンド投資証券を購入した後、ブラックロックPE戦略ファンドは将来的に、追加のブラックロックPE戦略ファンド投資証券もしくは他のクラスのブラックロックPE戦略ファンド投資証券を売り出すこと、または私募でエクイティ持分を発行することを想定しています。投資家がブラックロックPE戦略ファンド投資証券を購入した後にブラックロックPE戦略ファンドがエクイティ持分を追加発行した場合、当該投資家のブラックロックPE戦略ファンドに対する持分保有割合は希薄化することになります。

ブラックロックPE戦略ファンド投資顧問会社、ブラックロックPE戦略ファンド副投資顧問会社およびその他の者に関する潜在的利益相反

ブラックロックPE戦略ファンド投資顧問会社およびブラックロックPE戦略ファンド副投資顧問会社の最終親会社であるブラックロックおよびそのブラックロック関連会社の投資活動、ならびにそれぞれの取締役、役員または従業員による、自己勘定および各自の管理下にある他の勘定の運用、またはそれらにおいて有する持分は、ブラックロックPE戦略ファンドおよびその投資主に不利益をもたらし得る利益相反を生じさせる場合があります。ブラックロックおよびそのブラックロック関連会社は、ブラックロックPE戦略ファンドの投資プログラムに(全部または一部において)類似するプログラムを追求している可能性のある他のファンドおよび一任運用勘定に対して投資運用サービスを提供します。米国投資会社法の要件に従うことを条件として、ブラックロックおよびそのブラックロック関連会社は当該活動に従事することを意図しており、自己のサービスに対して第三者から報酬を受け取る場合があります。ブラックロックおよびその関連会社は原則として、ブラックロックPE戦略ファンドと投資機会、投資アイデアまたは投資戦略を共有する義務を負いません。その結果、ブラックロックおよびそのブラックロック関連会社は、適切な投資機会をめぐってブラックロックPE戦略ファンドと競合する場合があります。そのため、ブラックロックPE戦略ファンドの投資活動の成績は、ブラックロック関連会社自身または当該関連会社が運用する他の勘定の成績とは異なる場合があります、一または複数のブラックロック関連会社および他の勘定が、自己勘定でまたは他の勘定のための取引で利益を上げている期間に、ブラックロックPE戦略ファンドは損失を被る可能性があります。ブラックロックは、潜在的利益相反に対処するために設定された方針および手続きを採用しています。

配分リスク

ブラックロックPE戦略ファンドがその投資目的を達成できるか否かは、ブラックロックPE戦略ファンド投資顧問会社およびブラックロックPE戦略ファンド副投資顧問会社の、ブラックロックPE戦略ファンドの資産配分を決定する能力および最適な投資の組み合わせを選定する能力に左右されます。資産クラスまたは投資対象に関するブラックロックPE戦略ファンド投資顧問会社および/またはブラックロックPE戦略ファンド副投資顧問会社の評価および想定が、実際の市場状況に照らして不正確な場合があるというリスクが存在します。

投資先ファンド、直接投資、ならびに様々な投資戦略、地理的地域、資産クラスおよびセクターを対象とするその他のポートフォリオ投資の間におけるブラックロックPE戦略ファンドの投資配分は、ブラックロックPE戦略ファンド投資顧問会社およびブラックロックPE戦略ファンド副投資顧問会社の分析および判断に基づき、時間の経過とともに大きく変化する場合があります。結果として、ブラックロックPE戦略ファンドへの投資に最も関連する特定のリスク、ならびにブラックロックPE戦略ファンドのポートフォリオの全体的なリスク特性は、時間の経過とともに変わることがあります。ブラックロックPE戦略ファンド投資顧問会社および/またはブラックロックPE戦略ファンド副投資顧問会社による配分戦略が、期待される成果を生むという保証はありません。ブラックロックPE戦略ファンドの総資産における各投資カテゴリーへの配分割合は、任意の時点におい

ブラックロックPE戦略ファンドの投資方針に基づき認められる最大割合よりも大幅に少なくなることがあります。ブラックロックPE戦略ファンドは、様々な市場環境において、成績が不振の投資対象、または成績が他の投資を下回っている投資対象に投資を集中させる場合があります。ブラックロックPE戦略ファンドの投資方針が柔軟であり、ブラックロックPE戦略ファンドの資産を証券市場の様々なセグメント、クラスおよび地理的地域、ならびに様々な戦略を利用する投資先ファンドに投資する裁量がブラックロックPE戦略ファンド投資顧問会社およびブラックロックPE戦略ファンド副投資顧問会社に付与されていることは、ブラックロックPE戦略ファンドが投資目的を達成できるかどうかは、他の投資会社よりも当該投資アドバイザーが成功するかどうかに一層依存する可能性があることを意味しています。

意思決定の権限に関するリスク

投資家は、ブラックロックPE戦略ファンドの準拠書類に定めがある場合を除き、ブラックロックPE戦略ファンドを代表して意思決定を行うまたは業務上の裁量を行行使する権限を有しません。すべてのこのような決定に関する権限は、一般的に取締役ファンド受託者合議体に委任され、さらに同受託者合議体は、その監督の下で行われることを条件として、ブラックロックPE戦略ファンドによる投資の日常的運用をブラックロックPE戦略ファンド投資顧問会社に委任しています。

運用リスク

ブラックロックPE戦略ファンドは、アクティブ運用を行う投資ポートフォリオであるため、運用リスクにさらされます。ブラックロックPE戦略ファンド投資顧問会社、ブラックロックPE戦略ファンド副投資顧問会社および個別のポートフォリオ・マネージャーは、ブラックロックPE戦略ファンドの投資判断の過程において投資手法およびリスク分析を利用しますが、これらが期待される結果を生むという保証はありません。ブラックロックPE戦略ファンドは、比較的高い水準の運用リスクにさらされる場合がありますが、これは、ブラックロックPE戦略ファンドが非公開かつ流動性が低い金融商品に投資することがあり、当該商品は、株式および債券に関するものとは異なる投資手法およびリスク分析を必要とする高度に専門的な商品の場合があるためです。

ブラックロックPE戦略ファンド投資顧問会社およびブラックロックPE戦略ファンド副投資顧問会社への依存

ブラックロックPE戦略ファンドは、ブラックロックPE戦略ファンド投資顧問会社およびブラックロックPE戦略ファンド副投資顧問会社、ひいては、ブラックロックPE戦略ファンド投資顧問会社およびブラックロックPE戦略ファンド副投資顧問会社の親会社であるブラックロックから提供されるサービスおよび資源に依存しています。ブラックロックPE戦略ファンド投資顧問会社およびブラックロックPE戦略ファンド副投資顧問会社のいずれも、ブラックロックPE戦略ファンドの業務に対して自身の全時間を費やすことを要求されておらず、また、ブラックロックPE戦略ファンド投資顧問会社またはブラックロックPE戦略ファンド副投資顧問会社の投資専門家またはその他の従業員が、ブラックロックPE戦略ファンドに対して自身の持てる時間の大部分を割り当てるという保証はなく、また、そのように義務付けられるものでもありません。ブラックロックPE戦略ファンド投資顧問会社またはブラックロックPE戦略ファンド副投資顧問会社に関与する一人または複数の個人が離脱した場合、ブラックロックPE戦略ファンドのパフォーマンスまたは継続的な運営に重大な悪影響を及ぼす可能性があります。

サービス提供者への依存

ブラックロックPE戦略ファンドは、特定の業務(ブラックロックPE戦略ファンドの運営および財務実績に不可欠な業務が含まれることがあります。)について、サービス提供者の業務遂行に依存することになります。支払不能、破産またはその他の原因により、いずれかのサービス提供者がその任命条件に従って、ブラックロックPE戦略ファンドに対する自らの義務を遂行せず、善管注意義務を尽くさず、またはブラックロックPE戦略ファンドに対する自らの義務を全く履行しない場合、ブラックロックPE戦略ファンドのパフォーマンスおよび投資主へのリターンに重大な悪影響を及ぼす可能性があります。ブラックロックPE戦略ファンドとサービス提供者の関係が終了した場合、または当該サービス提供者の後任者の任命に遅滞が生じた場合には、ブラックロックPE戦略ファンドの業務について重大な中断が生じる可能性があり、ブラックロックPE戦略ファンドのパフォーマンスおよび投資主へのリターンに重大な悪影響を及ぼす可能性があります。

情報技術システム

ブラックロックPE戦略ファンドは、特定の運用業務およびバックオフィス機能につき、ブラックロックPE戦略ファンド投資顧問会社に依存しています。ブラックロックPE戦略ファンド投資顧問会社は、投資機会、投資戦略および市場の評価ならびにブラックロックPE戦略ファンドに関するリスクの監視および管理を行うにあたり、情報技術システムに依存しています。こうした情報技術システムに混乱を引き起こすある種の障害により、ブラックロックPE戦略ファンド投資顧問会社が投資対象を適切に評価および調整し、戦略を策定し、ならびに適切なリスク管理を行う能力を著しく制限する可能性があります。このような情報技術に関する問題は、ブラックロックPE戦略ファンドのパフォーマンスを損なう可能性があります。

従業員およびサービス提供者の不正行為

ブラックロックPE戦略ファンド投資顧問会社の従業員またはブラックロックPE戦略ファンドのサービス提供者の従業員による不正行為または不実表示は、ファンドに多額の損失をもたらす可能性があります。従業員の不正行為には、承認された限度額を超えるもしくは許容できないリスクをもたらす取引および未承認の取引活動にブラックロックPE戦略ファンドを拘束すること、失敗した取引活動(いずれの場合も、未知で管理されていないリスクまたは損失をもたらす可能性があります。)の隠蔽、または上記のいずれかについての不実表示が含まれることがあります。また、取引を認識しないこと、および資産の不正流用を含む(ただし、これらに限られません。)ブラックロックPE戦略ファンドのサービス提供者による行為によっても、損失が生じる可能性があります。さらに、従業員およびサービス提供者が機密情報を不正に使用または開示する可能性があり、その結果、訴訟または重大な財務上の損害を生じることがあり、これにはブラックロックPE戦略ファンドの事業の見通しまたは将来のマーケティング活動が制限されることが含まれます。ブラックロックPE戦略ファンド投資顧問会社のデュー・ディリジェンスの努力にもかかわらず、不正行為および意図的な不実表示が発見されない、またはその全容が把握されない可能性があります。それにより、ブラックロックPE戦略ファンド投資顧問会社のデュー・ディリジェンスの取組みを損なう可能性があります。そのため、ブラックロックPE戦略ファンド投資顧問会社が実施するデュー・ディリジェンスが、当該不正行為を特定または防止するという保証はありません。

ポートフォリオの回転率に関するリスク

ブラックロックPE戦略ファンドの年間ポートフォリオ回転率は、年ごとに、また同一年内においても大きく変動することがあります。ポートフォリオの回転率は、ブラックロックPE戦略ファンドの投資判断を執行する際に制約要因とはみなされません。ポートフォリオの回転率が高くなると、それに応じてブラックロックPE戦略ファンドが負担する仲介手数料その他の取引費用も増加します。ポートフォリオの回転率が高い場合、ブラックロックPE戦略ファンドによる純短期キャピタル・ゲインの実現額が増加する可能性があります。このキャピタル・ゲインは、投資主に分配される場合は通常所得として課税対象となります。さらに、市場が下落局面にある場合には、ポートフォリオの回転により実現キャピタル・ロスが生じることがあります。

オペレーショナル・リスクおよびテクノロジー・リスク

ブラックロックPE戦略ファンドおよびブラックロックPE戦略ファンドが直接または間接的に関係を有する事業体は、人的エラー、処理エラー、通信エラー、システム障害、サイバーセキュリティ・インシデント、ならびに人工知能および機械学習(以下「AI」といいます。)の使用に関連するものを含むオペレーショナル・リスクおよびテクノロジー・リスクにさらされており、これらのリスクはブラックロックPE戦略ファンドおよびその投資主に損失をもたらし、またはブラックロックPE戦略ファンドの運営に支障を及ぼす可能性があります。当該事業体には、ブラックロックPE戦略ファンドのアドバイザー、管理事務代行者、販売会社、その他のサービス提供者(指数提供者およびベンチマーク提供者、会計士、保管機関ならびに名義書換代理人など)、金融仲介業者、カウンターパーティー、マーケット・メイカー、指定参加者、上場取引所、その他の金融市場運営者、および政府当局が含まれますが、これらに限られません。ブラックロックPE戦略ファンドが投資する発行体に関するオペレーショナル・リスクおよびテクノロジー・リスクも、当該発行体に重大な悪影響を及ぼす可能性があり、ブラックロックPE戦略ファンドの当該発行体への投資価値が下落する原因となる可能性があ

ります。ブラックロックPE戦略ファンドは、オペレーショナル・リスクおよびテクノロジー・リスクを軽減するために多額の費用を負担することがあります。

サイバーセキュリティ・インシデントは、ブラックロックPE戦略ファンドが投資する発行体、ブラックロックPE戦略ファンドまたはそのサービス提供者に対する意図的な攻撃または意図せざる事象から生じる場合があります。これには、システムへの不正アクセス、資産または機微な情報の不正流用、データの破損または破壊、および業務妨害が含まれますが、これらに限られません。地政学的な緊張は、特に国家または国家の支援を受けた組織による意図的な攻撃の規模および高度性を増大させることがあります。サイバーセキュリティ・インシデントは、財務上の損失、ブラックロックPE戦略ファンドの純資産価額の算出能力に支障が生じること、機密情報の開示、取引の阻害、ブラックロックPE戦略ファンドによる誤った取引または誤った申込注文もしくは買戻注文の提出、ブラックロックPE戦略ファンドまたはそのサービス提供者の取引不能、適用ある個人情報保護法その他の法律の違反、規制当局による罰金、罰則、風評被害、弁済またはその他の補償費用、ならびにその他の法律上およびコンプライアンス上の費用のいずれかをもたらすことがあります。さらに、サイバーセキュリティ・インシデントにより、ブラックロックPE戦略ファンドの記録(ブラックロックPE戦略ファンドの資産および取引、投資主によるブラックロックPE戦略ファンド投資証券の保有状況、およびブラックロックPE戦略ファンドの機能に不可欠なその他のデータに関する記録を含みます。)がアクセス不能、不正確または不完全になることがあります。ブラックロックPE戦略ファンドまたはそのサービス提供者が依拠している情報および技術システムに支障を及ぼすおそれのある停電、自然災害、機器の故障および処理エラー、ならびに当該システムに過負荷をかける速度で発生する市場事象も、業務運営を妨げ、または重要なデータに影響を及ぼすことがあります。加えて、機械学習などのAI技術の利用拡大をもたらすリスクには、データ・リスク、透明性リスクおよびオペレーショナル・リスクなどがあります。一般的に大量のデータの収集および分析に大きく依存するAI技術は、偏りのあるデータや不正確なデータを取り込むことがあり、すべての関連データを当該技術に取り込むことは不可能または実務上実行不可能です。したがって、そのようなAI技術の出力または結果は、不完全な、誤った、歪曲された、または誤解を招くものである場合があります。さらに、AIツールは、データがどのように利用され、どのように出力が生成されるかについて透明性を欠くことがあります。また、AI技術は、インフラやアプリケーションに意図せざる脆弱性をもたらす場合もあります。AI技術に関連するこれらのリスクの結果として、ブラックロックPE戦略ファンドおよびその投資主が悪影響を受ける可能性があります。AI技術やその現在および将来の応用の可能性、ならびにそれらが運用される規制上の枠組みは急速に進化し続けており、将来のAIの能力またはAIに関する規則の全容およびブラックロックPE戦略ファンドに関連するリスクを予測することは不可能です。

ブラックロックPE戦略ファンドのサービス提供者は、オペレーショナル・リスク、情報セキュリティ・リスクおよびサイバーセキュリティ・リスクを適切に管理するための方針および手続きを整備することが求められますが、当該サービス提供者のリスク管理手法は、優先順位の設定、利用可能な人員および資源または関連する統制の有効性の点において、ブラックロックPE戦略ファンドの手法と異なる場合があります。各ブラックロックPE戦略ファンドおよびそのアドバイザーは、事業継続計画の策定やリスク管理システムの確立を含め、統制、手続きおよび監督を通じてこれらのリスクの軽減を図ります。しかしながら、こうした計画やシステムには固有の限界があり、例えば、ブラックロックPE戦略ファンドに影響を及ぼしうる一定のリスクが特定されていない、または将来的に顕在化する可能性があります。当該計画およびシステムでは、業務上もしくは情報セキュリティ上の混乱もしくは障害またはサイバーセキュリティ・インシデントの発生を完全に排除し、またはそれらの影響を軽減することができない可能性があります。予防および是正の取組みが成功しない、またはインシデントが発見されない可能性があります。ブラックロックPE戦略ファンドは、自らが投資する発行体または自らのサービス提供者、カウンターパーティー、およびその活動がブラックロックPE戦略ファンドに影響を与えるその他の第三者のシステム、情報セキュリティまたはその他のサイバーセキュリティを支配することはできません。

最後に、サイバーセキュリティおよびデータ保護に関する規制環境は急速に発展しており、法域によって大きく異なる場合があります。規制当局はサイバーセキュリティおよびデータ保護に関連する新たな規則および

基準の策定を継続しています。変化する規制への対応は、要求される変更を監視し実施するために多大な資源が必要となるため、負担が大きく費用もかかる場合があります。

リスクに対する管理体制

管理会社では、運用リスクの状況について、ファンドの投資制限、投資ガイドライン、運用方針に沿ったものであることをチェックします。

投資運用会社では、運用リスクの状況について、ファンドの投資制限、投資ガイドライン、運用方針に沿ったものであることをチェックします。

	<p>さらに、投資先ファンドの資産評価は、当該ファンドの運用者等が算定する評価額に依拠することが多く、評価情報の入手が遅延する場合や、その正確性を独立して検証できない場合があります。加えて、投資先ファンドは、複雑な報酬体系やレバレッジを用いる場合があり、投資者は、複数階層の費用・報酬を間接的に負担することとなります。また、法令・規制上の制約、運用者・共同投資家の投資判断、情報開示の制限、資金拠出義務(キャピタル・コール)への対応等により、ブラックロックPE戦略ファンドの投資行動が制限され、または投資成果が左右されることがあり、基準価額に悪影響を及ぼす可能性があります。</p> <p>● 優先証券、転換証券、ワラント、新株予約権等</p> <p>優先証券、転換証券、ワラント、新株予約権等には、発行体の裁量により利息・配当の支払いが繰り延べられる条項(支払繰延)や、一般に普通社債等と比べて弁済順位が劣後することに伴う信用リスク、議決権が限定されることに伴うガバナンス上の制約、税制・規制変更等を契機とする繰上償還(特別償還)により想定した利回りが得られないリスク等、特有のリスクが伴います。加えて、転換証券等は金利変動や原株式の価格変動の影響を受けるほか、合成転換証券はデリバティブに係るリスクも伴い、また、ワラント等は原資産価格が権利行使価格を上回らない場合に価値が失われる可能性があるため、価格変動が大きいです。また、これらの証券は流動性が限定的で、適時に売却できない場合や、希望する価格で処分できない場合があります。</p> <p>● 債権等</p> <p>ハイイールド債・ジャンク債、投資適格社債、政府、政府機関または国際機関が発行・保証する債券、メザニン投資、ローン債権(シニアローン、セカンド・リエン・ローン、バンクローン等)その他の固定・変動金利付債務的資産等は、金利変動により市場価格が変動するリスク、発行体または債務者の信用状況の悪化により利息または元本の支払が行われないまたは遅延するリスク、信用格付けの引下げによる価格下落リスク、ならびに市場環境の悪化等により希望する時期または価格で売却できない流動性リスクを伴います。特に、ハイイールド債・ジャンク債、メザニン投資およびローン債権等は、信用リスクおよび流動性リスクが相対的に高く、投資元本が毀損する可能性があります。</p>
流動性リスク	<p>ファンドが直接投資する中間ファンドの持分は、譲渡制限が付されており、公的な取引市場も存在しません。また、解約の申込みは、中間ファンドの取締役会の単独の裁量により、拒否される場合があります。その結果、ファンドは希望する時期または条件で解約できない可能性があります。また、中間ファンドによる投資対象ファンド持分の譲渡または解約は、原則として、ある一定の条件に従った譲渡・解約に限定され、かつ、投資対象ファンドのジェネラル・パートナーの事前の承認を要する場合があります。当該承認は付与されないこともあります。また、投資対象ファンドの主要な資産はブラックロックPE戦略ファンドの投資証券であり、ブラックロックPE戦略ファンドにおいても公的な取引市場は存在せず、解約は、ブラックロックPE戦略ファンドの裁量に基づき、一定の条件および上限の範囲内で行われます。</p>
換金(買戻し)に関するリスク	<p>ファンドの管理会社は、受託会社と協議の上で、ある一定の条件のもと、換金(買戻し)の申込みを差し戻す(拒否する)ことができます。</p> <p>特に、ファンドは、中間ファンドおよび投資対象ファンドを通じて、ブラックロックPE戦略ファンドに投資しますが、ファンドに係る投資家の換金(買戻し)は、中間ファンド、投資対象ファンド、およびブラックロックPE戦略ファンドの解約条件に大きく依存します。まず、ファンドによる中間ファンドにおける解約の申込みは、中間ファンドの取締役会の単独の裁量により、拒否される場合があります。投資対象ファンドにおいては、基本的に暦四半期毎に解約申込みを受け付けますが、投資対象ファンドのジェネラル・パートナーは、一定の</p>

	<p>状況下において、中間ファンドによる投資対象ファンドの持分の解約を制限し、停止し、またはその他の方法で禁止する場合があります。また、ブラックロックPE戦略ファンドによる解約機会の提供は任意であり義務を伴うものではないことに留意が必要ですが、通常の市場環境下においては、前暦四半期末時点の発行済普通投資証券の5%(口数またはブラックロックPE戦略ファンドの純資産総額のいずれかによります。)を上限として行われ、解約申込みが当該上限を超える場合には、プロラタ方式(比例配分)により一部のみ実行または解約自体が実施されないことがあります。さらに、市場環境、資産の流動性、運用上または規制上の要請等を考慮し、中間ファンド、投資対象ファンド、およびブラックロックPE戦略ファンドは解約を実施しないまたは制限・停止することがあります。結果的に中間ファンドにおいて解約を停止または一部制限している場合、管理会社はファンドの投資者による換金(買戻し)の申込みの一部ではなく全てを差し戻(拒否)します。そのため、ファンドの投資者は希望する時期に買戻しを行うことができず、換金が制限、延期または不可能となる可能性があります。</p>
投資対象の集中	<p>ファンドは、受益証券の申込みによる購入代金のほぼ全てを中間ファンドおよび投資対象ファンドを通じてブラックロックPE戦略ファンドに投資するため、分散効果は限定的であり、ブラックロックPE戦略ファンドの運用成績が直接的にファンドの投資成果に重大な悪影響を及ぼします。また、ブラックロックPE戦略ファンドは、投資目的に沿った投資テーマ(プライベート・アセット)に限定して投資を行うため、分散投資を行った場合と比較して、価格変動が大きくなる可能性があります。</p>
新興市場および政府関連リスク	<p>新興国への投資には、大きなリスクが伴う場合があります。新興国の経済および市場は、先進国のそれらと比べて、経済変化に対してより不安定な反応を示す可能性があります。また、政治的および経済的不安定性は、資産の収用、没収的課税、または国有化などを含む追加的な政府規制の導入をもたらす可能性があります。投資環境が急激に悪化し、その結果、投資を希望する時期または条件で現金化できない場合や、投資価値が大きく下落する場合があります。最悪の場合には投資価値の全部を失う可能性があります。</p>
組入資産の評価に関するリスク	<p>ファンドが実質的に投資しているブラックロックPE戦略ファンドが投資するプライベート・アセットは、市場での取引が限定的、または取引価格が存在しないため、資産評価は関連する運用者等によるフェアバリュ評価に基づいて行われます。評価は前提条件や入手可能な情報に依存するため、後日修正される可能性があります。その結果、ブラックロックPE戦略ファンドの純資産価値が大きく変動し、ひいてはファンドの基準価額に悪影響を及ぼす場合があります。</p>
デリバティブおよびレバレッジ・リスク	<p>ファンドが実質的に投資しているブラックロックPE戦略ファンドは、先物、オプションおよびスワップ等のデリバティブ戦略を使用することがあります。これらの戦略には、カウンターパーティー・リスク、相関の不完全さ、および特定の時点で特定の金融商品に対する流動的な市場の欠如といった、一定の特有のリスクが伴い、場合によっては多額の損失を被る可能性があります。レバレッジは、総収益を増加させる機会を提供する一方で、損失を増大させる可能性もあります。</p>
信用リスク	<p>ブラックロックPE戦略ファンドが投資する金融商品(債券、ローン、デリバティブ取引等)は、発行体または取引相手先が条件に従って利息、元本、その他の支払い義務を履行する能力(信用リスク)に依存します。発行体または取引相手先の財務状況の悪化や景気後退等により、支払いが行われない場合や、該当する金融商品の価値が下落する可能性があります。これにより、ブラックロックPE戦略ファンドの純資産価値が減少し、間接的にファンドの基準価額に悪影響を及ぼす可能性があります。</p>

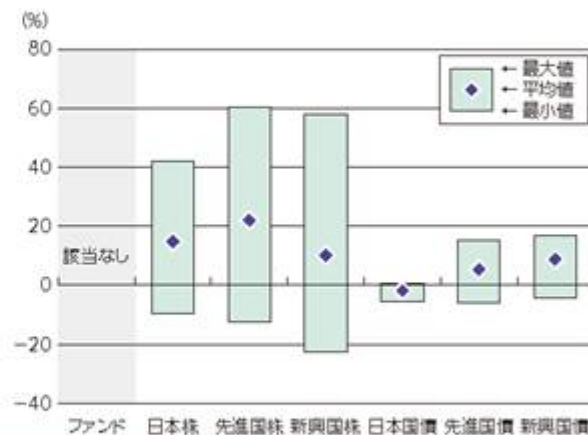
為替変動リスク	ブラックロックPE戦略ファンドは、基準通貨以外の通貨で表示された資産を保有する場合があります、そのため、為替リスクおよび外国為替相場の変動にさらされることになり、これがファンドの運用実績に影響を及ぼす可能性があります。
費用・報酬の重層構造	投資者は、ファンドによる中間ファンドおよび投資対象ファンドを通じたブラックロックPE戦略ファンドへの投資の結果、ファンドに対する支払費用の重複が生じ得ることに留意する必要があります。更に、ブラックロックPE戦略ファンドの投資先ファンドにおける管理報酬や成功報酬等を間接的に負担します。この結果、ファンドの費用は、一般的な直接投資の場合に比べて純資産総額に対して高い割合を示す可能性があります。
投資対象ファンドにおける早期解約手数料の影響	投資者からの換金(買戻し)申込みにより、ファンドが中間ファンドの持分を解約する必要が生じた場合、中間ファンドが投資対象ファンドにおいて当該持分を取得した日から1年以内に行われる解約については、買戻日の投資対象ファンドの価値に対して最大2%の早期解約手数料が課されることがあります。この手数料は中間ファンドが負担し、その結果ファンドの基準価額に影響を与えます。これにより、換金(買戻し)を行う投資者は受け取る金額が低下する可能性があるほか、換金(買戻し)を行わない投資者についても、基準価額が低下する可能性があります。
第三者による運用への依拠	<p>中間ファンドが期待した投資成果を得られない場合、ファンドの投資成果に重大な悪影響を及ぼしますが、中間ファンドの運用成果は投資対象ファンドに大きく依拠します。中間ファンドは、投資対象ファンドのリミテッド・パートナーとして投資を行うため、当該投資対象ファンドの運営または投資判断に関与することはできず、投資対象ファンドの運営や投資判断は、当該投資対象ファンドのジェネラル・パートナーおよび投資対象ファンド投資運用会社(ならびにそれらの関係会社)により行われます。このため、ファンドの投資に影響を及ぼす中間ファンドの運用結果は、投資対象ファンドの関係者による投資判断、運用能力、および内部管理体制等に大きく依拠することとなり、これらの判断が適切でなかった場合等には、中間ファンドが期待した投資成果を得られない可能性があり、ファンドの投資成果に悪影響を及ぼす可能性があります。</p> <p>また、投資対象ファンドは、投資証券の申込みによる購入代金のほぼ全てをブラックロックPE戦略ファンドに投資するため、投資対象ファンドの運用成果は、ブラックロックPE戦略ファンドの投資顧問会社・副投資顧問会社および投資先ファンドの運用者の投資判断、運用能力、および内部管理体制等に大きく依拠します。これらの判断が適切でなかった場合等、ファンドに係る投資者は期待した運用成果が得られない可能性があり、ファンドの投資成果に悪影響を及ぼす可能性があります。</p>
法的、規制および課税リスク	ファンドの存続期間中、法律上、規制上および税務上の変更が生じる可能性があり、変更内容によっては基準価額に悪影響を及ぼす可能性があります。また、規制当局による監督の強化は、追加的な事務的負担を課す可能性もあります。特に、ブラックロックPE戦略ファンドは主として海外のプライベート・アセットに投資するため、海外の政治・経済情勢、税制や規制の変更等の影響を受ける可能性があります。将来の制度変更等により、想定外のコストや制約が生じる可能性があります。

参考情報

ファンドの年間騰落率および 分配金再投資基準価額の推移

ファンドは2026年6月10日から運用を開始する予定であり、有価証券届出書提出日(2026年4月24日)現在、該当事項はありません。

ファンドと他の代表的な資産クラスとの 年間騰落率の比較



	ファンド	日本株	先進国株	新興国株	日本国債	先進国債	新興国債
最大値(%)	該当なし	42.1	60.3	57.9	0.6	15.3	16.6
最小値(%)	該当なし	-9.5	-12.5	-22.7	-5.4	-6.1	-4.2
平均値(%)	該当なし	14.8	22.0	10.1	-1.9	5.3	8.8

出所: Bloomberg L.P.および指数提供会社のデータを基に森・濱田松本法律事務所外国法共同事業が作成

- 代表的な資産クラスについては2021年3月から2026年2月の5年間の各月末における1年間の騰落率の最大値・最小値・平均値を表示したものです。
- このグラフは、ファンドと他の代表的な資産クラスを定量的に比較できるように作成したものです。

(ご注意)

○すべての資産クラスが当ファンドの投資対象とは限りません。

○代表的な資産クラスを表す指数

日本株・・・TOPIX(配当込み)

先進国株・・・FTSE先進国株価指数(除く日本、円ベース)

新興国株・・・S&P新興国総合指数

日本国債・・・ブルームバーグE1年超日本国債指数

先進国債・・・FTSE世界国債指数(除く日本、円ベース)

新興国債・・・FTSE新興国市場国債指数(円ベース)

(注) S&P新興国総合指数は、Bloomberg L.P.で円換算しています。

TOPIX(東証株価指数)の指数値およびTOPIXに係る標章または商標は、株式会社JPX総研または株式会社JPX総研の関連会社(以下「JPX」といいます。)の知的財産であり、指数の算出、指数値の公表、利用などTOPIXに関するすべての権利・ノウハウおよびTOPIXに係る標章または商標に関するすべての権利はJPXが有します。JPXは、TOPIXの指数値の算出または公表の誤謬、遅延または中断に対し、責任を負いません。

FTSE先進国株価指数(除く日本、円ベース)、FTSE世界国債指数(除く日本、円ベース)およびFTSE新興国市場国債指数(円ベース)に関するすべての権利は、London Stock Exchange Group plcまたはそのいずれかのグループ企業に帰属します。各指数は、FTSE International Limited、FTSE Fixed Income LLCまたはそれらの関連会社等によって計算されています。London Stock Exchange Group plcおよびそのグループ企業は、指数の使用、依存または誤謬から生じるいかなる負債について、何人に対しても一切の責任を負いません。

上記の参考情報は、あくまで過去の実績であり、将来の運用成果を保証または示唆するものではありません。

4【手数料等及び税金】

(1)【申込手数料】

日本国内における取得申込みについては、申込金額の3.30%（税抜3.00%）を上限として日本における販売会社の裁量により決定される申込手数料が申込金額に加算されます。

（注1）上記申込手数料に関わる「税」とは、消費税および地方消費税を示します。

（注2）管理会社と日本における販売会社が随時合意することによりこれと異なる取り決めを行うことができます。

（注3）手数料率は、消費税率に応じて変更となることがあります。

申込手数料は、購入時の商品説明または商品情報の提供、投資情報の提供、取引執行等の対価として、投資者が購入時に日本における販売会社または販売取扱会社に対して支払います。

(2)【買戻し手数料】

買戻し手数料はかかりません。

(3)【管理報酬等】

ファンドの管理報酬等

ファンドの資産から支払われるファンドに関する管理報酬等の総額は、純資産総額の年率1.57%程度です。

ファンドの資産から支払われる実質的費用は、純資産総額の年率1.57%程度 + 投資対象ファンド管理報酬 + ブラックロックPE戦略ファンド運用報酬 + その他の費用・手数料となります。

（注1）本書提出日現在の見込みであり、今後この数値は見直される場合があります。

（注2）管理事務代行報酬および保管会社報酬に最低報酬金額が設定されているため、純資産総額によっては上記年率を上回ることがあります。

管理会社報酬

管理会社は、報酬代行会社報酬（以下に定義されます。）から四半期ごとに後払いされる運用報酬として、年間5,000米ドルを受け取る権利を有します。疑義を避けるために付言すると、管理会社は、その単独の裁量により、管理会社報酬の支払いを減免することを決定することができます。

管理会社報酬は、ファンドの資産の運用・管理、受益証券の発行・買戻業務の対価として管理会社に支払われます。

受託会社報酬

受託会社は、報酬代行会社により報酬代行会社報酬から毎年前払いされる12,000米ドルの年間固定報酬を受け取る権利を有します。受託会社はまた、業務の遂行に伴い負担したすべての適切な経費および支払金に関して、報酬代行会社により報酬代行会社報酬から支払いを受ける権利を有します。

受託会社報酬は、ファンドの受託業務の対価として受託会社に支払われます。

保管会社報酬

保管会社は、保管業務の提供に対し、各評価日時点で発生および計算され、四半期ごとに後払いされる、純資産総額の年率0.03%の報酬を受け取る権利を有します（ただし、最低年間報酬は、18,000米ドルです。）。さらに、保管会社は1,250米ドルの初期設定手数料を受領します。保管会社報酬は、保管業務の提供に対し、ファンドの資産から支払われます。また、保管会社は、関係者との間で合意したその他の報酬を受け取り、業務の遂行に伴い適切に負担したすべての経費に関して、ファンドの資産から支払いを受ける権利を有します。保管会社報酬は見直され、変更されることがあります。

保管会社報酬は、ファンド資産の保管業務の提供の対価として保管会社に支払われます。

管理事務代行報酬

管理事務代行会社は、各評価日時点で発生および計算され、各評価日時点で按分のうえ、四半期ごとに後払いされる純資産総額の年率0.08%の報酬を受け取る権利を有します（ただし、最低年間報酬は、60,000米ドルです。年間最低報酬は、設定日から起算して最初の12か月間は免除されます。）。管理事務代行報酬は、受託会社によってファンドの資産から支払われます。さらに、管理事務代行会社は、5,000米ドルの前払報酬を受

け取り、これはファンドの設定費用の一部として償還することができます。また、管理事務代行会社は、年次財務書類の作成に関して年間5,000米ドルの報酬を、CIMAへの年次報告書の作成に関して年間1,000米ドルの報酬を受け取る権利を有します。また、管理事務代行会社は、業務の遂行に伴い適切に負担したすべての経費に関して、受託会社よりファンドの資産から支払いを受ける権利を有します。

管理事務代行報酬は、ファンドの登録・名義書換代行業務および管理事務代行業務の対価として管理事務代行会社に支払われます。

販売報酬

受益証券の各クラスに関して、日本における販売会社は、当該クラスの純資産総額を、販売会社が受益者である当該クラスの受益証券数で乗じた上で、当該クラスの合計発行済み受益証券数で除することにより求められる値の年率0.80%の報酬を受け取る権利を有します。販売報酬は、各評価日時点で発生および計算され、受託会社の代理として管理事務代行会社によってファンドの資産から四半期ごとに後払いで支払われます。

販売報酬は、受益証券の販売・買戻しの取次業務、運用報告書等各种書類の送付、口座内でのファンドの管理等の業務の対価として日本における販売会社に支払われます。

代行協会員報酬

代行協会員は、各評価日時点で発生および計算され、四半期ごとに後払いされる、純資産総額の年率0.01%の報酬を受け取る権利を有します。代行協会員報酬は、受託会社の代理として管理事務代行会社によってファンドの資産から支払われます。

代行協会員報酬は、ファンドの基準価額の公表業務、目論見書、決算報告書等の日本における販売会社または販売取扱会社への交付業務等の対価として代行協会員に支払われます。

報酬代行会社報酬

報酬代行会社は、各評価日に発生し計算される純資産総額の年率0.20%の報酬(以下「報酬代行会社報酬」といいます。)を受領する権利を有します。報酬代行会社報酬は、受託会社の代理として管理事務代行会社によってファンドの資産から支払われます。

報酬代行会社は、管理会社報酬、受託会社報酬ならびに報酬代行会社の判断において管理会社および受託会社が負担する通常のコストおよび費用であると決定されるコストおよび費用(以下「通常経費」といいます。)を支払う責任を有します。

疑義を避けるために付言すると、報酬代行会社は、投資運用会社報酬、監査報酬、設立費用、販売報酬、管理事務代行報酬、保管会社報酬、代行協会員報酬、証券取引に関わるブローカー報酬、監査報酬および費用に含まれない法律顧問および監査費用、ファンドまたはトラストについて政府機関および諸官庁に支払う年間手数料、保険料、英文目論見書および英文目論見書補遺ならびにこれに類するその他の募集書類に関わる費用、当該文書の作成、印刷、翻訳、および交付に関わる費用、有価証券の購入・処分に関する税金、リーガルコストまたは補償費用、ライセンス費用、税務申告、マネー・ロンダリング防止の遵守および監視、ファンドの経済的実体に関する費用、ファンドの終了または清算に関する費用ならびに通常は発生しないと管理会社が単独で判断するその他の臨時費用および諸費用の支払いには、責任を負いません。本書において規定されているその他の費用は、別段の定めがない限り、受託会社の代理として管理事務代行会社によってファンドの資産から支払われます。

通常経費のうち、報酬代行会社報酬でのカバーを上回る金額は、報酬代行会社が支払う義務を負います。通常経費の支払後の残額については、報酬代行会社がファンドについて報酬代行会社として行為することの報酬として保持します。

報酬代行会社報酬は、最初の発生期間に限り、起算日は設定日(同日を除きます。)とし、その後は毎四半期の最終日(以下それぞれ「報酬計算日」といいます。)(同日を除きます。)から、最終の期間以外のすべての期間については次回の報酬計算日、最終期間については最終買戻日または当該日が評価日ではない場合直前の評価日(以下「最終評価日」といいます。)(同日を含みます。)までに発生する金額が四半期ごとに後払いされます。

疑義を避けるために付言すると、最終評価日が報酬計算日ではない場合、最終発生期間は、最終評価日に終了するものとします。

報酬代行会社報酬は、管理会社報酬およびその他の報酬の支払業務の対価として報酬代行会社に支払われます。

ファンドの投資運用業務及び管理会社代行サービス業務

投資運用会社は、各評価日時点で発生および計算され、四半期ごとに後払いされる、純資産総額の年率0.45%の報酬を受け取る権利を有します。投資運用報酬は、受託会社の代理として管理事務代行会社によってファンドの資産から支払われます。

投資運用会社報酬は、ファンドの投資運用業務および管理会社代行サービス業務の対価として投資運用会社に支払われます。

中間ファンド・中間SPC・投資対象ファンド・ブラックロックPE戦略ファンドの報酬および費用

ファンドは、その資産の大部分を中間ファンドを通じて投資対象ファンドに投資します。投資対象ファンドは、その資産の実質的にすべてをブラックロックPE戦略ファンドのインスティテューショナル投資証券に投資し、ブラックロックPE戦略ファンドを通じて投資プログラムを実施します。このため、ファンドは間接的に中間ファンド・中間SPC・投資対象ファンド・ブラックロックPE戦略ファンドに適用される以下の報酬および費用を負担することになります。

中間ファンドおよび中間SPC

ファンドは中間ファンドを通じて投資を行うため、ファンドの投資家は、中間SPCおよび中間ファンドのレベルで発生する幅広い設立費用、運営費用および取引費用を間接的に負担することになります。

これらには、中間SPCの設定、ならびに中間ファンド投資証券の募集に際して発生する設立費用および募集費用(法務、会計、規制対応、文書作成、デューデリジェンス、印刷、技術関連のセットアップ費用など)が含まれます。一部の設立費用は複数年にわたって償却されますが、その他は発生時に負担される場合があります、支払いが完了次第、関連する分離ポートフォリオの純資産価額に反映されます。

さらに、中間SPCおよび分離ポートフォリオは、継続的な運営費用を負担します。これらには、ガバナンス費用および取締役関連費用、プラットフォーム手数料および管理事務代行報酬、申込費用および報告費用、規制費用およびコンプライアンス費用、監査費用および税務関連費用、保管報酬およびサービスプロバイダー報酬、投資対象(投資対象ファンドへの投資を含みます。)の監視および維持に関連する費用、技術およびデータ関連費用、保険料、訴訟および補償費用、ならびに投資対象の取得、保有、処分、清算または再編に関連する費用などが含まれます。これらの費用には、規制当局の措置、紛争または分離ポートフォリオの終了もしくは清算に起因する費用など、臨時費用または一時的費用が含まれることもあります。

中間SPCの費用は、(特定のポートフォリオに帰属する場合は)直接的に、(中間SPC全体として発生した場合は)通常は相対的な純資産価額を基準として按分した上で、各分離ポートフォリオに配分されます。さらに、中間SPCは投資対象ファンドに投資しているため、ファンドは、投資対象ファンドのレベルで発生する報酬および費用(以下で説明する管理報酬やその他の運営費用または取引費用を含みます。)のうち、その持分相当額を間接的に負担することになります。

投資対象ファンド

投資対象ファンドにおいて、中間ファンドが直接または間接的に負担する報酬、手数料および費用の金額に、具体的な上限は設けられていません。中間ファンド(および間接的にはファンド)は、以下の報酬および費用を負担します。

投資対象ファンドの設立費用

投資対象ファンドは、投資対象ファンドの組成および設立ならびに投資対象ファンド持分の募集に関連して発生するすべての設立費用を負担します。これには、法律、会計、印刷、郵送、規制当局への届出に係る報酬および費用(外国法域における投資対象ファンド持分の募集の当初登録を含みます。)、販売用資料および関

連文書の初版の作成に関連する費用、ならびにウェブサイト/ポータルおよびデザインの初期設置に関連する費用(以下、総称して「投資対象ファンド設立費用」といいます。)が含まれますが、これらに限定されません。投資対象ファンドがその募集において最初に持分を発行する日より前に発生したか、投資対象ファンドに代わって前払いされた投資対象ファンド設立費用は、投資対象ファンドがその募集において最初に持分を発行する日から60か月の間で、分割して償却および支弁されます。

投資対象ファンドの費用

投資対象ファンドは、投資対象ファンドの経費、費用、負債および債務(以下「投資対象ファンド費用」といいます。)を支払います。これらには、投資対象ファンドに関連する投資対象ファンド・ジェネラル・パートナーの費用、投資対象ファンド報酬、資金調達費用、投資対象ファンドの清算、解散または解散に伴う費用、投資対象ファンドの管理事務代行者または保管者の報酬および費用ならびに適用される税金が含まれますが、これらに限定されません。

投資対象ファンド費用は、各クラスの相対的な純資産総額(NAV)に基づき、投資対象ファンドの各クラスに比例按分されます。単一のクラスのみに関連する費用である場合、投資対象ファンド・ジェネラル・パートナーが単独の裁量により決定するところにより、当該費用は投資対象ファンドの当該クラスのみが負担することがあります。

前述の費用に加え、投資対象ファンドのリミテッド・パートナーは、投資対象ファンドがブラックロックPE戦略ファンドの投資主として支払うべき管理報酬、設立費用、税金、補償費用その他の費用のうち、投資対象ファンド持分に応じた割合に相当する費用を間接的に負担することになります。

投資対象ファンドの報酬

投資対象ファンド投資運用会社は、投資対象ファンドから月次管理報酬(以下「投資対象ファンド管理報酬」といいます。)を受け取るものとし、毎月後払いで計算・支払われます(以下「投資対象ファンド報酬等」といいます。)。投資対象ファンドは、投資対象ファンド投資運用会社に請求される当該投資対象ファンド報酬等の合計額を支払います。

投資対象ファンド持分の各クラスは、該当する月の最初の暦日の開始時点における投資対象ファンドの当該クラスの持分の投資対象ファンドの純資産価額(当該月の投資対象ファンド報酬等を控除する前のもの)の0.20%(以下「投資対象ファンド管理報酬」といいます。)に等しい金額(年換算ベース)の投資対象ファンド管理報酬を負担します。

疑義を避けるために明記しますと、当該報酬は投資対象ファンドによって支払われるものであり、投資対象ファンドのリミテッド・パートナーに対し、投資対象ファンド報酬等の支払いを個別に請求することはありません。

投資対象ファンド・ジェネラル・パートナーは、独自の裁量により、投資対象ファンドのいかなるリミテッド・パートナーに対しても、投資対象ファンド報酬等を減額、免除または異なる方法で計算することを選択できます。これには、投資対象ファンド持分の一または複数の分離クラスの設定および/またはレポートの方法による減額または免除の実施が必要となることがあります。投資対象ファンド報酬等は、投資対象ファンド・ジェネラル・パートナーおよび投資対象ファンド投資運用会社が負担する費用を上回ることがあります。投資対象ファンド報酬等は、四半期中の出資履行および買戻し(もしあれば)に対して、適切に按分されます。

ブラックロックPE戦略ファンド

ブラックロックPE戦略ファンド投資顧問会社は、毎月算定されるブラックロックPE戦略ファンドの純資産(当月分の分配報酬および管理報酬の計上前、かつ、ブラックロックPE戦略ファンド投資顧問会社が以下に定義するブラックロックPE戦略ファンド費用契約に基づき当月分のブラックロックPE戦略ファンドに対して支払うべき費用償還金の計上後)の最大1.75%に相当する年率により、運用報酬(以下「ブラックロックPE戦略ファンド運用報酬」といいます。)を受け取ります。ブラックロックPE戦略ファンド投資顧問会社は、ブラックロックPE戦略ファンドとブラックロックPE戦略ファンド投資顧問会社との合意により延長されない限り、2026年7月31日まで、その純管理報酬を年率0.65%に減額することに契約上合意しています。(ブラックロッ

クPE戦略ファンドではなく)ブラックロックPE戦略ファンド投資顧問会社は、各ブラックロックPE戦略ファンド副投資顧問会社に対し、年次で副投資顧問報酬を支払う見込みです。

ブラックロックPE戦略ファンド運用報酬は、ブラックロックPE戦略ファンドの投資先ファンドが請求し、ブラックロックPE戦略ファンドの投資家が間接的に負担する資産ベースの報酬、キャリア・インタレスト、費用、インセンティブ分配または報酬に追加されるものです。

ブラックロックPE戦略ファンドは、2023年11月15日付で、改訂済費用制限契約(以下「ブラックロックPE戦略ファンド費用契約」といいます。)を締結しました。これに基づき、ブラックロックPE戦略ファンド投資顧問会社は、一定の費用を各投資証券クラスの純資産の月間平均額の0.50%(以下「ブラックロックPE戦略ファンド費用上限」といいます。)に制限するため、ブラックロックPE戦略ファンドの一定の運営費用その他の費用を免除および/または償還することに合意しました。

ブラックロックPE戦略ファンド費用契約の条項に基づき、ブラックロックPE戦略ファンドの資産が5,000万ドルを超えており、かつ、ブラックロックまたはその関連会社がブラックロックPE戦略ファンドの投資顧問業者または管理事務代行業者を務めていることを条件として、ブラックロックPE戦略ファンドの過去2会計年度においてブラックロックPE戦略ファンド投資顧問会社が負担した費用は、ブラックロックPE戦略ファンド投資顧問会社に対する補填の対象となります。当該補填合意は、2027年12月31日に終了します。ブラックロックPE戦略ファンドは、ブラックロックPE戦略ファンド費用上限を超える報酬および費用の免除および/または償還を繰り越し、ブラックロックPE戦略ファンド投資顧問会社に対し、当該金額を返済します。ただし、ブラックロックPE戦略ファンドが、(1)免除または償還の時点で有効な費用上限(該当する場合)、または(2)返済の効力が発生した後の補填時点で有効な費用上限のいずれか低い方を超えない範囲で、返済を行うことができる場合に限り、返済を行います。

ブラックロックPE戦略ファンド費用契約は、投資会社法に定義されるブラックロックPE戦略ファンドの「利害関係者」ではないブラックロックPE戦略ファンドの受託者の過半数(以下「ブラックロックPE戦略ファンド独立受託者」といいます。)の承認を得た場合、毎年継続します。ファンドの英文目論見書の日付現在、ブラックロックPE戦略ファンド費用契約の期間は、2026年7月31日に終了します。ブラックロックPE戦略ファンド費用契約は、2026年7月31日より前、ブラックロックPE戦略ファンド独立受託者の過半数の決議、またはブラックロックPE戦略ファンドの発行済み議決権付投資証券(投資会社法の定義上)の過半数の賛成投票によってのみ、終了することがあります。

さらに、ブラックロックPE戦略ファンドが投資する投資先ファンドにおいて、報酬および費用が発生します。一部または全部の投資先ファンドは、当該投資先ファンドの運用実績に基づき、キャリア・インタレスト、成功報酬または分配を計上します。投資先ファンドは、一般的に1.00%から2.00%の管理報酬を計上し、また純利益の約20%をキャリア・インタレストとして分配します。また、投資先ファンドが支払う運用実績連動型の報酬または分配には、キャピタルゲインの実現および/もしくは分配、または現物分配された資産の当該キャピタルゲインと未実現評価益の合計のみに基づいて算定されるものがあり、特定の期間における当該報酬および分配は、投資先ファンドへの投資コストとは無関係であることがあります。

(4)【その他の手数料等】

その他の手数料および費用

ファンドを含むトラストのシリーズ・トラストは、以下の費用および手数料をさらに負担します。

- (a) シリーズ・トラストのために実行されたすべての取引の費用および手数料
- (b) 関連したシリーズ・トラストの管理の費用および手数料(以下を含みます。)
 - () 法務および税務の専門家ならびに監査人の報酬および費用
 - () 委託手数料(もしあれば)および証券取引に関して課税される発行税または譲渡税
 - () 副資産保管会社報酬および費用
 - () 政府または当局に対して支払われるすべての税金および法人手数料
 - () 借入れにかかる利息

- () 投資者向けサービスに関連した通信費ならびに当該シリーズ・トラストの受益者総会の準備、財務およびその他の報告書、委任状、目論見書、販売用資料および文献、およびこれらに類する資料ならびにそれらの翻訳の印刷および配布の費用
- () 保険の費用(もしあれば)
- () 訴訟および補償費用ならびに通常の事業活動で発生しない臨時費用
- () 登録サービスの提供
- () 財務書類の準備および純資産総額の計算
- () コーポレート・ファイナンスまたは当該シリーズ・トラストの組成および通知、小切手、計算書等の配布に関連したコンサルタント報酬を含む他のすべての設立および運営費用
- () あらゆる政府税、物品税および消費税、管理会社、受託会社もしくはその他サービス提供者に対して提供され、またはこれらから提供を受けるサービスに関連して支払われる登録料
- () 基本信託証書に基づき受託会社、監査人、管理会社(および適法に任命された代理人)に補償するために必要な金額
- () 基本信託証書に基づく、それぞれの義務および職務の適切な履行の結果として、管理会社または信託会社もしくはそれらの代理人が適切かつ合理的に負担したその他のすべての費用、手数料または報酬
- () 基本信託証書においてシリーズ・トラストの財産から支払われることが明示的に規定されているその他の費用、手数料および報酬

このような費用および手数料が特定のシリーズ・トラストに直接起因しない場合、各シリーズ・トラストは、それぞれの純資産総額に比例して、費用および手数料を負担します。

設立費用

設立費用は、以下を含みます。

- (i) 受益証券の発行に関わる募集費用(募集書類の作成および提出に関する手数料、ならびにかかる書類の作成、印刷、翻訳および交付に関する費用を含みますが、これに限りません。)ならびにファンドおよび受益証券の販売に関わる手数料(もしあれば)、ならびに
- () 当初発生したものを除く、ファンドの設立、各種サービス提供会社の任命および受益証券の募集に関するその他の費用。

かかる費用、経費は、受託会社の代理として、管理事務代行会社によってファンドの資産から、5会計年度をかけて償却されます。

監査報酬

監査人は、監査業務の提供に対して報酬を受け取る権利を有します。監査報酬は、受託会社の代理として、管理事務代行会社によりファンドの資産から毎年支払われるものとします。

その他の費用・手数料につきましては、運用状況等により変動するものであり、事前に料率、上限額等を示すことができません。

手数料および費用等の合計額およびその上限額ならびにこれらの計算方法については、ファンドの運用状況や受益証券の保有期間等に応じて異なるため表示することができません。

ファンドの費用

●投資者が直接的に負担する費用

購入時手数料	購入は、口数でのみお申込みいただけます。 購入時手数料は購入金額の 3.30%(税込)を上限 とします。購入時手数料の詳細については、販売会社にご照会ください。 購入時手数料は、購入時の商品説明または商品情報の提供、投資情報の提供、取引執行等の対価として、投資者が購入時に日本における販売会社に対して支払います。詳しくは、日本における販売会社にお問い合わせください。 (注1)管理会社と日本における販売会社が随時合意することによりこれと異なる取り決めを行うことができます。 (注2)手数料率は、消費税率に応じて変更となることがあります。
換金(買戻し)手数料	ありません。

●投資者が信託財産で間接的に負担する費用

ファンドの資産から支払われる実質的費用は、**純資産総額の年率1.57%程度+投資対象ファンドの管理報酬+ブラックロックPE戦略ファンドの運用報酬+その他の費用・手数料**となります。

ファンドの主な報酬等	ファンドの資産から支払われる管理報酬等の総報酬は、次の通りです。 純資産総額の 年率1.57%程度 ^{※1}				
		手数料	支払先	対価とする役務の内容	報酬料 (年率は純資産総額に対する割合)
	内訳	報酬代行会社報酬	報酬代行会社	管理報酬およびその他の報酬の支払いに係る業務	年率0.20% ^{※2}
		管理報酬	管理会社	ファンドの資産の運用・管理、受益証券の発行・買戻し業務	年間5,000米ドル
		受託報酬	受託会社	ファンドの受託業務	年間12,000米ドル
		投資運用会社報酬	投資運用会社	ファンドの投資運用業務および管理会社代行サービス業務	年率0.45%
		保管会社報酬	保管会社	ファンドの資産の保管業務	年率0.03% ^{※1}
		管理事務代行会社報酬	管理事務代行会社	ファンドの登録・名義書換代行業務、管理事務代行業務	年率0.08% ^{※1}
		代行協会員報酬	代行協会員	ファンド証券の基準価額の公表業務、目録見書、決算報告書等の日本における販売会社への交付業務等	年率0.01%
販売会社報酬		日本における販売会社	受益証券の販売・買戻し業務、運用報告書等各種書類の送付、口座内でのファンド管理	日本における販売会社名義の受益証券について年率0.80%	
<p>※1 保管会社報酬は最低年間18,000米ドル、管理事務代行会社報酬は最低年間60,000米ドルが設定されており、そのため、純資産総額によっては上記の料率を上回ることがあります。</p> <p>※2 管理報酬および受託報酬は年率0.20%の報酬代行会社報酬から支弁されます。</p>					
投資対象ファンドおよびブラックロックPE戦略ファンドの主な報酬等	ファンドを通じて間接的に負担する投資対象ファンドおよびブラックロックPE戦略ファンドの主な報酬は、次の通りです。				
		手数料	支払先	対価とする役務の内容	報酬料
	内訳	投資対象ファンドの管理報酬	投資対象ファンド投資運用会社	投資対象ファンドの管理業務	投資対象ファンドの純資産総額の 年率0.20% ^{※3}
ブラックロックPE戦略ファンドの運用報酬		ブラックロックPE戦略ファンド投資顧問会社	ブラックロックPE戦略ファンドの運用業務	ブラックロックPE戦略ファンドの純資産総額の 年率1.75%(上限)	
※3 当該報酬は、投資対象ファンドの他の費用等を控除する前の純資産総額に対して算出されます。					

その他の費用・手数料等 ^{※4}	上記の報酬のほか投資者が間接的に負担する費用・手数料等は、次の通りです。	
	ファンド	<p>①設立費用 ファンドの設立および受益証券の募集に関する費用・手数料は、最初の5会計年度をかけて償却されます。</p> <p>②その他の運営費用 受益証券の募集により生じる費用(目論見書作成費用等を含みます。)、受益者向け通知の作成・配布費用、投資対象の保有にかかる費用、ファンドに関して課される税金、会計監査人の報酬および費用、法律、監査、評価および会計の費用、信託証書に基づく受託会社への払戻し、公租公課、補遺信託証書の作成および受益者総会の開催のための手数料および費用・その他ファンドの運営、管理および維持に関連する費用その他の費用は、ファンドより実費として間接的にご負担いただきます。</p>
	中間ファンド、投資対象ファンドおよびブラックロックPE戦略ファンド	<p>中間ファンド、投資対象ファンド、およびブラックロックPE戦略ファンドそれぞれにおいて、設立費用、募集費用、法務・会計監査、税務関連費用、保管費用、サービス提供会社に関連する手数料、訴訟費用、その他様々な費用・手数料を支払います。また、ブラックロックPE戦略ファンドが投資する投資先ファンドにてかかる費用・手数料を負担する場合があります。</p> <p>その他の中間ファンド、投資対象ファンドおよびブラックロックPE戦略ファンドそれぞれにおけるその他の費用・手数料については、運用状況等により変動するものであり、事前に料率や上限額等を表示することができません。</p>
<p>※4 その他の費用・手数料については、運用状況等により変動するものであり、事前に料率や上限額等を表示することができません。</p>		

※手数料および費用等の合計額およびその上限額ならびにこれらの計算方法については、ファンドの運用状況や受益証券の保有期間等に応じて異なるため表示することができません。これらの詳細につきましては、投資信託説明書(請求目論見書)の該当箇所をご参照ください。

(5) 【課税上の取扱い】

受益証券の投資者になろうとする者は、その設立地や住居地の法律における、受益証券の購入、保有、買戻し、償還、譲渡、売却その他の処分に伴う税金等の取扱いについて専門家に相談することが推奨されます。

日本

2026年2月末日現在、日本の受益者に対する課税については、以下のような取扱いとなります。

I ファンドは、税法上、公募外国株式投資信託として取り扱われます。ただし、将来における税務当局の判断によりこれと異なる取扱いがなされる可能性もあります。

ファンドが税法上公募外国株式投資信託である場合

(1) 受益証券は、特定口座を取り扱う金融商品取引業者の特定口座において取り扱うことができます。

(2) ファンドの分配金は、公募国内株式投資信託の普通分配金と同じ取扱いとなります。

(3) 日本の個人受益者が支払を受けるファンドの分配金については、20.315% (所得税15.315%、住民税5%)の税率による源泉徴収が日本国内で行われます(2038年1月1日以後は20%(所得税15%、住民税5%)の税率となります。)。日本の個人受益者は、申告不要とすることも、配当所得として確定申告することもできます。申告不要を選択せず、確定申告を行う場合、総合課税または申告分離課税を選択することになります。申告分離課税を選択した場合、20.315% (所得税15.315%、住民税5%)の税率が適用されます(2038年1月1日以後は20%(所得税15%、住民税5%)の税率となります。)。

なお、申告分離課税を選択した場合、一定の条件のもとでは、その年分の他の上場株式等(租税特別措置法に定める上場株式等をいい、一定の公社債や公募公社債投資信託等を含みます。以下本において同じです。)の譲渡による所得および申告分離課税を選択した上場株式等の配当所得等との損益通算のほか、その年の前年以前3年内の各年に生じた他の上場株式等の譲渡損失(前年以前に既に控除したものを除きます。)の控除が可能です。

(4) 日本の法人受益者が支払を受けるファンドの分配金(表示通貨ベースの償還金額と元本相当額との差益を含みます。)については、所得税のみ15.315%の税率による源泉徴収が日本国内で行われます(2038年1月1日以後は所得税のみ15%の税率となります。)。

(5) ファンド証券の売買および買戻しに基づく損益については、日本の個人受益者の売買および買戻しに基づく損益も課税の対象となります。譲渡損益における申告分離課税での税率は20.315% (所得税15.315%、住民税5%) (2038年1月1日以後は20%(所得税15%、住民税5%)の税率となります。)であり、一定の条件のもとに、その年分の他の上場株式等の譲渡による所得および申告分離課税を選択した上場株式等の配当所得等との損益通算のほか、その年の前年以前3年内の各年に生じた他の上場株式等の譲渡損失(前年以前に既に控除したものを除きます。)の控除が可能です。

源泉徴収選択口座における譲渡による所得について申告不要を選択したときは、20.315% (所得税15.315%、住民税5%) (2038年1月1日以後は20%(所得税15%、住民税5%)の税率となります。)の税率で源泉徴収された税額のみで課税関係は終了します。

(6) ファンドの償還についても譲渡があったものとみなされ、償還益については、(5)と同様の取扱いとなります。

(7) 個人であるか法人であるかにかかわらず、分配金ならびに譲渡および買戻しの対価については、一定の場合、支払調書が税務署長に提出されます。

(注) 日本の受益者は、個人であるか法人であるかにかかわらず、ケイマン諸島に住所または登記上の営業所もしくは恒久的施設を有しない場合、受益証券への投資に対しケイマン諸島税務当局により課税されることは一切ありません。

税法上、外貨建て投資信託の分配金や譲渡損益に係る所得税および住民税の計算は、分配金や売却代金等を外貨で受け取るか否かにかかわらず、円換算をして行う必要があります。

外貨建て投資信託の譲渡所得は、譲渡(償還)時の為替相場で円換算した譲渡(償還)価額から、取得時の為替相場で円換算した取得価額(手数料および消費税を含みます。)を控除して譲渡損益を求めます。また、分配金は分配時の為替相場で円換算します。

税制等の変更により上記に記載されている取扱いは変更されることがあります。税金の取扱いの詳細については、税務専門家等に確認することを推奨します。

ケイマン諸島

ケイマン諸島の政府は、現在の法律に基づき、ファンドまたは受益者に対する一切の所得税、法人税、キャピタル・ゲイン税、遺産税、相続税、贈与税もしくは源泉徴収税を課しません。ケイマン諸島は、(トラストに係る受託会社へなされるすべての支払いまたは受託会社が行うすべての支払いに適用される)いかなる国との二重課税回避条約の当事国でもありません。本書提出日付現在、ケイマン諸島には一切の為替管理が存在しません。

受託会社は、トラストの設立日より50年間、所得、資本資産、利得または増収に課される一切の遺産税または相続税の性質を有する一切の税金を課税する今後制定されるケイマン諸島の一切の法律が、トラストに含まれる一切の資産もしくはトラストから発生する所得に対し、またはかかる資産もしくは所得に関し、受託会社または受益者に適用されない旨の誓約を、ケイマン諸島信託法第81条に基づき、ケイマン諸島総督から受領しています。ケイマン諸島では、受益証券の譲渡、買戻しまたは償還について一切の印紙税は課されません。

5【運用状況】

ファンドは、2026年6月10日から運用を開始します。

(1)【投資状況】

該当事項はありません。

(2)【投資資産】

該当事項はありません。

(3)【運用実績】

該当事項はありません。

(4)【販売及び買戻しの実績】

該当事項はありません。

第2【管理及び運営】

1【申込(販売)手続等】

(1) 海外における販売手続等

クラスA(米ドル建て)受益証券は、当初、最低発行価額および最低申込口数を下限として、2026年5月11日(同日を含みます。)から2026年6月9日(同日を含みます。)までまたは管理会社が受益証券に関してその単独の裁量で決定するその他の日(以下「海外における当初募集期間」といいます。)に当初発行価格にて投資者に対して募集が行われ、設定日に発行されます。当初募集期間における受益証券の最低申込口数は500口とし、これを超える部分は1口の整数倍、または管理会社が定めるその他の口数とします。最低発行価額は、100万米ドルまたは管理会社がその単独の裁量で決定するその他の額とし、海外における当初募集期間中の申込総額がこれに達しない場合には、管理会社は、その単独裁量により、当該クラスの受益証券を発行しないことを決定することができます。

受益者は、設定日(同日を含みます。)以降(以下「海外における継続申込期間」といいます。)、クラスA(米ドル建て)受益証券の申込みについて、各取引日に関する評価日に該当する受益証券のクラスの基準価額に相当する価格にて申込みを行うことができます。

海外における継続申込期間におけるクラスA(米ドル建て)受益証券の最低申込口数は500口とし、これを超える部分は1口の整数倍、または管理会社が定めるその他の口数とします。

販売会社は、販売報酬を受領します。

信託証書の条項に基づき、受益者は、その名義で登録された受益証券に対して権利、権原または利益を有する者として受託会社が認識する唯一の者とし、受託会社は、かかる受益者のみを当該受益証券の絶対的な所有者として認識し、これに反するいかなる通知にも拘束されません。受託会社は、いかなる信託についても留意する義務または執行を監視する義務を負わず、信託証書で規定されている場合を除き、または管轄裁判所の命令がある場合を除き、いかなる信託、持分、または受益証券の所有権に影響を与えるその他の利益についても認識する義務を負いません。

募集手続

受益者は、管理事務代行会社が投資者の受益証券申込用の口座を開設できるように、記入済みの口座開設申込書(管理事務代行会社から要請がある場合にはかかる投資者の身元を証明する補足情報および書類ならびに管理事務代行会社が要求した場合は申込代金の出所の詳細とともに)を、ファクシミリまたは(署名済みのPDFファイルの形式による)電子メールにより送付しなくてはなりません。これらの要件の詳細については、下記「マネー・ロンダリング防止およびテロへの資金調達の対策」の記載をご参照ください。

管理事務代行会社が投資者に対してその投資者口座が開設された旨の確認書を提供した後、投資者は申込書を使用して受益証券の申込みを行うことができます。申込書は、ファクシミリ、(署名済みのPDFファイルの形式による)電子メールまたは管理事務代行会社との間で事前に合意されたその他の電子的手段により、管理事務代行会社が申込通知期限までに受領できるように、管理事務代行会社により要求されるその他の情報および書類とともに送付されます。管理事務代行会社が申込書を申込通知期限までに受領しなかった場合または申込書に不備があった場合、申込書は受理されません。

「申込通知期限」とは、()海外における当初申込期間については、海外における当初申込期間の最終日の午後6時(日本時間)、また、()海外における継続申込期間については、関連する取引日の午後6時(日本時間)(当該日がファンド営業日でない場合は、直前のファンド営業日)、および/または管理会社がその単独の裁量により決定するその他の日時をいいます。以下同じです。

受益証券の当初または追加の申込みを行う場合、受益証券の保有者は、申込書に代わり、管理事務代行会社から取得し提出する申込みおよび買戻し請求書(管理事務代行会社が合意する様式による申込みおよび買戻しの請求のための取引注文書)を利用することができます。

投資者口座が開設された旨の確認書の受領および、申込書の管理事務代行会社に対する交付後、申込代金は、()海外における当初申込期間においては設定日まで、また、()海外における継続申込期間におい

ては関連する取引日に係る申込計算日の5ファンド営業日以内の現金決済日までに、申込者名義の口座からファンドの口座へ電信送金で全額送金されなければなりません。クラスA(米ドル建て)受益証券は米ドル建てで支払いを行わなければなりません。いかなる第三者による支払いも認められません。

申込者は、管理事務代行会社による申込者の投資者口座が開設された旨の確認書の受領前に管理事務代行会社が受け取った申込書は処理されないことに留意する必要があります。この場合、申込者は、管理事務代行会社による申込者の投資者口座が開設された旨の確認書の受領後、新たな申込書を作成し提出する必要があります。投資者口座が開設された旨の確認書の前にファンドの回収口座に入金された申込代金は受理されず、申込者は、申込者の費用負担で追加の銀行手数料を請求される場合があります。

一般

受益証券への申込者は、とりわけ、ファンドへの投資のリスクを評価するための知識、専門性および金融に関する事柄の経験を有すること、ファンドの投資資産への投資およびそれらの資産が保有および/または取引される方法に内在するリスクを認識していること、ならびにファンドへの投資全部の損失を負担することができることを口座開設申込書において表明および保証しなければなりません。

受益証券は、設定日または関連する取引日(該当する方)に発行されます。

受益証券の申込者は、受託会社、管理事務代行会社、管理会社もしくは正式に権限が与えられた取次人または代理人のいずれも、ファクシミリまたはその他の方法により送付された口座開設申込書、申込書の判読の難しさもしくは不受理の結果として生じた損害または正式に権限を与えられた者に署名されたと信じられた指示の結果として講じられた措置によって生じた損害の責任を負わないことに留意してください。

管理会社は、その独自の裁量で全体または一部の受益証券購入の申込み(適格投資家(注)でない者による申込みを含みますが、これに限られません。)を拒否する権利を留保し、設定日または関連する取引日に発行されたが上記の記入済みの口座開設申込書、申込書(または同等の書類)および支払いが期日内に受理されなかった受益証券を、無償で強制的に買い戻すことができます。特に、支払いが上記の適用される支払期日までに全額決済資金で受領されなかった場合、管理会社は(受託会社との協議の後、)(申込者の期日支払いの不履行に関する権利に影響を与えず)かかる申込者に発行された受益証券の購入代金に関して、無償で強制的に買い戻すことができます。かかる強制買戻しの際に、かかる受益証券の申込者は、これに関して管理会社または受託会社に対して申立てを行う権利を有さないものとします。ただし、(i)かかる受益証券にかかる強制買戻しの結果として、当該純資産総額または基準価額の以前の計算は再開または無効にされないものとし、および()管理会社は、かかる申込者にファンドの名義で、管理会社、受託会社および/または申込者の関連する決済期日までの支払いの不履行に係ると管理会社が判断するその他の受益者が被った損失を補償するために、管理会社が随時決定する強制買戻し手数料を請求する権利を有します。かかる損失には、かかる申込みを予定して行われた事前投資に起因する損失を含みますが、これに限りません。管理会社は、全体または一部における絶対的な裁量権で受益証券への申込みを拒否することを決定することができますが、その場合、申込みの際に支払われた額またはその残高(場合による)は、可能な限り速やかに、かつ、申込者のリスクと費用で、(無利息で)返還されます。

受益証券の申込みが承認されると、当該受益証券の申込者は、関連する取引日が経過するまで受益者登録簿(以下「登録簿」といいます。)に登録されない場合がありますが、受益証券は関連する取引日の営業終了時から有効に発行されたものとして取り扱われます。これにより、受益証券について申込者が支払った申込代金は、関連する取引日からファンドへの投資リスクにさらされます。

回収口座に保有される翌日物の現金残高は、ファンドに投資される前または分配もしくは受益証券の買戻しに関連して投資者に支払われる前を含めて、キャッシュ・スイープ・プログラム(以下「回収口座キャッシュ・スイープ・プログラム」といいます。)の対象となることがあります。回収口座キャッシュ・スイープ・プログラムでは、S&P、ムーディーズまたはフィッチのうち少なくとも1社からA格相当以上の信用格付けを受けた第三者の取引相手方(以下「回収口座キャッシュ・スイープ・カウンターパーティー」といいます。)に保有される一つまたは複数の共同顧客口座に当該金銭を預託することになります。投資者は、回収口座キャッシュ・スイープ・プログラムの結果、回収口座キャッシュ・スイープ・カウンターパーティーに対す

るカウンターパーティー・エクスポージャーを負うことに留意すべきです。カウンターパーティー・リスクについては、上記「第1 ファンドの状況 - 3 投資リスク」の「カウンターパーティー・リスク」に記載されています。

(注)「適格投資家」とは、以下の個人、法人または法主体をいいます。以下同じです。

次のいずれにも該当しないもの。(a)米国の市民もしくは居住者、米国において設立され、もしくは存続するパートナーシップ、もしくは米国の法律に基づいて設立され、もしくは米国において存続する会社、信託もしくはその他の法主体、または米国人(1933年米国証券法下のレギュレーションS(その後の改正を含みます。))において定義されます。)、もしくは当該米国人の利益のためにファンド証券を保有しもしくは保有しようとする個人、会社もしくは法主体、(b)ケイマン諸島に居住もしくは所在する者(慈善信託もしくは能力の対象または免税もしくは非居住のケイマン諸島の会社を除きます。)、(c)適用法令に違反せずにファンド証券に申込み、もしくは保有することができないもの、または、(d)欧州経済領域の加盟国に居住し、もしくは登記上の事務所を持つもの、(e)上記(a)から(d)までに記載される個人、会社もしくは法主体の保管人、名義人もしくは受託者、および/または、ファンドに関して、随時、管理会社が、受託会社の同意を得て、特定もしくは指定するその他の個人、会社もしくは法主体。

マネー・ロンダリング防止およびテロへの資金調達への対策

マネー・ロンダリング防止ならびにテロリストおよび拡散金融への対策のための法令を遵守するため、受託会社は手続を採用および維持することが必要であり、受益証券の申込者に身元、(該当する場合には)その実質的所有者/支配者の身元および資金の出所を証明するための証拠を提供することを求めるものとします。受託会社はまた、許可を受け、特定の条件に従う場合には、これらの手続(デュー・デリジェンス情報の取得を含みます。)の維持について適切な者に依頼し、またはかかる手続の維持を適切な者に委託することができます。受託会社は、これらの手続の維持について管理事務代行会社に依頼するものとします。

管理事務代行会社は、アイルランドを本拠地とし、随時改正されるアイルランドのマネー・ロンダリング防止規則および法令の対象です。

アイルランドの2010年 - 2021年刑事司法(マネー・ロンダリングおよびテロリストへの資金調達)法(その後の改正を含みます。)(以下「刑事司法法」といいます。)は、管理事務代行会社に対し、マネー・ロンダリングおよびテロリストへの資金調達を防止し検知するための強固なリスク評価および適切な措置を実施する義務を課しており、かかる措置には、すべての受益者、および場合によっては受益者が代理して受益証券を保有する「実質的所有者」ならびに/または刑事司法法の下で定義されるところによる上級管理役員(疑義を避けるために付言すると、取締役および最高経営責任者(該当する場合)を含みます。)(以下「上級管理役員」といいます。)の身元および住所を確認するための措置が含まれています。管理事務代行契約に基づき、受託会社は、刑事司法法に従い、(必要に応じて)各受益者、実質的所有者および/または上級管理役員の身元を確認するために必要な書類を入手するため、管理事務代行会社を任命しました。リスクベースのアプローチを適用する場合、管理事務代行会社は、特定の状況において、例えば、政治的リスクにさらされている個人(以下「PEP」といいます。))およびその直系家族または当該個人と近い関係にあることが知られている人物、または高リスク・カテゴリーに該当すると評価されたその他の投資家等、特定の投資家の種類に対して、強化された顧客デュー・デリジェンスを適用することが要求されます。管理事務代行会社は、顧客、顧客の代理人であると主張する者および潜在的な実質的所有者の特定および確認に関して、刑事司法法第33条から第39条までに定める規定を遵守しなければなりません。

管理事務代行会社はまた、申込者の代理人であると主張する者の身元を確認する義務を負い、かかる者が申込者の代理人として行動する権限を与えられていることを確認しなければなりません。

管理事務代行会社は、申込者、該当する場合には申込者の実質的所有者およびノミニーに関する取決めにおいては受益証券の実質的所有者の身元を確認するために必要な情報を請求する権利を留保します。特に、管理事務代行会社は、PEPに分類される投資家および当該PEPの近親または近い関係者に関する追加手続きを実施する権利を留保します。また、管理事務代行会社は、当該申込者との継続的な取引関係を監視できるように、申込者から追加情報を入手する権利を留保します。

投資家、実質的所有者および潜在的な投資家(該当する場合)の身元確認は、取引関係を確立する前に行う必要があります。申込者は、マネー・ロンダリング防止/テロ資金供与対策のための要件の詳細について、口座開設申込書を確認する必要があります。投資家の身元確認が完了し、関連する口座開設書類がすべて受理さ

れるまで、申込みは処理されません。受理されなかった申込みに関してファンドに支払われた金額は、適用法に従い、申込者自身の責任と費用において、利息を付さずに申込者に返還されます。

管理事務代行会社は、マネー・ロンダリングおよびテロリストへの資金調達に効果的に対抗するために、また、刑事司法法第33条(1)に従って、以下の場合に顧客ならびに(該当する場合には)最終実質的所有者および/または上級管理役員(場合による)を特定し、確認しなければなりません。

- ・ファンドに関し受益者と受託会社との間に取引関係が成立する前
- ・臨時の取引またはサービスを行う前
- ・受益者に関する重要な詳細が変更される場合

管理事務代行会社は、継続的なデュー・デリジェンスの実施を要求することができ、それに応じて受益者、上級管理役員および/または受益証券の実質的所有者の身元を確認するために必要な情報を随時要求する権利を留保します。

受託会社は、管理事務代行会社に対し、受益証券の申込者の身元および住所を確認するために必要と考える情報および文書を請求する権限を付与しています。規制された仲介機関を通じて申込みが行われる場合であって、当該仲介機関がアイルランドと同等のマネー・ロンダリング防止規則を有するものとして適用法で認められている国において営業している場合、管理事務代行会社は、かかる投資家に対して簡易の顧客デュー・デリジェンスを適用するか、または潜在的投資家に関して規制された仲介機関からの書面による表明に依拠する権利を有しますが、マネー・ロンダリング防止の目的で、かかる投資家を継続的に監視しなければなりません。

ファンドの受益証券の購入を希望する潜在的投資家に要求される書類(本人確認書類の種類を含みます。)の詳細は、口座開設申込書に記載されています。管理事務代行会社は、潜在的投資家に対し、マネー・ロンダリング防止を目的とする特定または確認のために必要な追加文書または情報に関し、通知するものとします。

申込者による、その身元を確認するために管理事務代行会社が必要とする情報の提示の遅延または不履行があった場合、管理事務代行会社は、投資者口座の開設または取引の実施を拒否することができます。潜在的投資家は、投資家が第三者の身元を確認するための情報を管理事務代行会社に提示していない限り、償還金または分配金が当該第三者の口座に支払われないことに特に留意すべきです。管理事務代行会社は、受益証券の申込者がすべてのマネー・ロンダリング防止要件を満たすまでは、投資者口座を開設することができず、そのような場合、受益証券の申込者がすべてのマネー・ロンダリング防止要件を満たし、かつ、投資者口座が開設されたことの確認を受領するまでは、申込書を受理せず、該当するファンドの回収口座に購入代金を受け取ることにはできないことに留意が必要です。管理事務代行会社が申込者の身元を確認し、投資者口座が開設されている旨の確認を申込者に送付すると、申込者は、当初払込日または取引日においてファンドの受益証券の申込みを行うことができます。

各申込者は、受託会社および管理事務代行会社が、かかる申込者の申込書の処理を拒否した結果として生じた損失、または管理事務代行会社が要求した情報および文書がかかる申込者によって提供されなかった場合、および/または受託会社もしくは管理事務代行会社が、かかる受益者への買戻金もしくは分配金の支払いが適用法令に違反する可能性があるると疑いもしくは助言を受けた場合、または受託会社もしくは管理事務代行会社の適用法令の遵守を保証するためにかかる拒否が必要または適切とみなされる場合、分配金または買戻金の支払いが遅延した結果として生じた損失について何ら損害を被らないようにすることを確認し、これに同意します。

CIMAは、随時改正されるケイマン諸島マネー・ロンダリング防止規則の所定の規定のファンドによる違反に関して、ファンドに対し、また、ファンドの受託者または役員で当該違反に同意もしくは共謀した者、または当該違反がその懈怠に帰属することが証明された者に対し、多額の過料を課す裁量権を有しています。ファンドが当該過料を支払わなければならない限りにおいて、ファンドは、当該過料および関連する手続の費用を負担します。

ケイマン諸島に在住する者で、ある者が犯罪行為に関わっているまたはテロもしくはその特性を持つものに関与していると知っているもしくは疑っているまたはいずれかへの合理的な理由があり、その知識または疑いに関する情報が規制されたセクターでの事業またはその他の取引、職業、事業もしくは雇用の中で目に留まる

ようになった場合、その者はかかる情報または疑いを()ケイマン諸島の犯罪行為もしくはマネー・ロンダリングに関する開示の場合は犯罪収益に関する法律(その後の改正を含みます。)に従いケイマン諸島フィナンシャル・レポート・オーソリティ(以下「FRA」といいます。)または()テロへの関与もしくはテロへの資金調達に関する開示の場合はケイマン諸島テロリズム法(その後の改正を含みます。)に従い巡査またはそれより上級の警察官もしくはFRAに報告しなくてはなりません。かかる報告は、秘密漏洩または法律あるいはその他により課せられた情報開示の制限への違反として扱われないものとします。

申込みにより、申込者は、自らのため、また、自らの実質的所有者および支配者を代理して、受託会社および受託会社を代理する管理事務代行会社による、ケイマン諸島およびその他の法域内でのマネー・ロンダリング、税金の情報交換、規制および類似の事柄に関連する請求に応じた、監督官およびその他に対する申込者に関するすべての情報の開示に同意します。

受益証券の各申込者は、適用されるマネーロンダリング防止およびテロ資金供与対策法令に関連して、一定の表明を行うことが求められます。また、受益証券の各申込者は、受託会社が要求するマネーロンダリング防止プログラムに関する表明(以下を含みますがこれに限定されない)を行うことが求められるものとします。

(a) 当該申込者がトラストに拠出した金額は、直接的または間接的に、適用されるマネーロンダリング防止およびテロ資金供与対策法令を含む米国(連邦または州)の法令または国際法に違反する可能性のある行為に由来するものではないこと

(b) 当該申込者は、米国財務省外国資産管理室(以下「OFAC」といいます。)のウェブサイトに掲載された禁止対象の国、地域、個人または事業体に該当しておらず、かつ、国際連合(以下「UN」といいます。)、OFAC、欧州連合および/または英国(以下「UK」といいます。)の規則(後者については、行政委任立法によるケイマン諸島も対象とします。)および/またはケイマン諸島の法令に基づき各機関が管理するいかなるリストに記載される国、地域、個人または事業体とも直接的または間接的に関係しておらず、OFAC、EU、UN、UKおよび/またはケイマン諸島の制裁プログラムにより禁止されていないこと。

各申込者は、申込代金が、直接的または間接的に、マネーロンダリング防止法令を含む米国(連邦または州)の法令または国際法に違反する可能性のある行為に由来するものではないことを表明するよう要求されることもあります。各受益者は、自らの表明に記載された情報に変更が生じたことを認識した場合には、速やかに管理事務代行会社へ書面で通知する必要があります。

申込者が身元確認目的(マネーロンダリング防止およびテロ資金供与対策手続を含みますがこれに限られません。)に要求される情報を遅滞なく提出しない、または提出できない場合、受託会社を代理して行為する管理事務代行会社は、当該受益者の受益証券を強制的に買い戻すことができ、かつ、買戻代金や分配金の支払を遅滞させることができます(すなわち、当該受益者が当該情報を提出しない場合、買戻代金や分配金は支払われません。)。さらに、管理事務代行会社は、受託会社を代理して、当該受益者に対する買戻代金または分配金の支払いが関係するいずれかの法域における適用されるマネーロンダリング防止、金融制裁その他の法令や規制の違反を引き起こすおそれがあると疑う場合、または管理事務代行会社が当該法域におけるこれらの法令・規制への準拠を確保するために当該支払の拒絶が必要または適当と判断する場合において当該支払いを拒絶する権利を留保します。当該状況においては、当該金銭は、管理事務代行会社がマネーロンダリング防止およびテロ資金供与対策手続が完全に履行されたと認められるまでファンドの資産として保有された後に、買戻金および/または分配金として支払われます。当該買戻金または分配金は、身元確認手続のために要求された情報を提供しなかったことを原因として、受益者に対する当該金銭の支払義務が生じた日から6年(または合意されたより短い期間)を超えて支払われない場合、没収され、ファンドに帰属するものとします。

ファンドの各受益者は、法令により、管理事務代行会社が当該申込者の口座を「制限」する義務を負う場合があることにご留意ください。制限の内容には、投資の禁止、支払予定の買戻代金または分配金の支払停止、および/または口座内資産の分別管理が含まれることがあります。また、管理事務代行会社は、当該措置を報告し、申込者の身元を関連する政府当局又は規制当局に開示することを要求されることがあります。

管理事務代行会社に一旦受理された記入済みの申込書は、管理会社が受託会社との協議後一般的にまたは特殊な場合において決定しない限り、取消不能です。管理事務代行会社は、記入済みの口座開設申込書、申込書および購入入金に関する決済資金ならびに申込者の身元を証明するために必要なすべての書類の受領を条件として、受理された申込者に対し、権利が帰属することの確認書を発行します。管理事務代行会社が確認書を発行する前に申込者の追加情報を必要とすると判断した場合は、管理事務代行会社は申込者に通知し、必要な情報を要請します。

受益証券の各申込者は、管理事務代行会社が、法律により、投資の禁止、未払償還金もしくは未払分配金の支払いの停止、および/または口座内の資産の分離のいずれかにより、その口座を「制限」するよう義務付けられる場合があることに留意する必要があります。また、管理事務代行会社は、該当する政府機関や規制当局に対し、かかる措置を報告し、申込者の身元を開示するよう求められる場合があります。

すべての受益証券は、登録受益証券です。受益者の資格は、受益証券ではなくファンドの受益者名簿により証明されます。

投資者資金規制

管理事務代行会社は、アイルランドの2013年中央銀行(監督および執行)法(第48条(1)(投資法人)2023年規制(2023年のSI 10)(以下「投資者資金規制」といいます。))に従い、ファンドのための回収口座を維持しており、当該回収口座は投資者の申込み、買戻金および配当金を管理する目的で使用されています。管理事務代行会社は、かかる金員が投資者以外の金員から分離して保有されること、投資者の資金がその記録の中で明確に特定できること、また帳簿および記録が各投資者により保有されている投資者の資金について各投資者のために常に正確に記録されることを確保する責任を有しています。償還または分配金の支払いに先立ち、これらの口座の金額に対して利息が支払われることはありません。回収口座中の投資者の資金に発生した利息は、ファンドの利益のために使用され、かつ定期的にファンドに配分されてかかる配分実施時に受益者の利益のために使用されます。回収口座中の投資者資金に発生する未払利息は、定期的にファンドの資産から支払われます。

制裁

受託会社、管理会社およびファンドは、適用ある制裁措置の対象となる法人、個人、組織および/または投資対象との取引を制限する法律に服しています。

これにより、管理会社および受託会社は、投資者に対し、自ら、および(もしあれば)自らの実質的所有者、支配者または権限者(以下「関係者」といいます。))が自ら知り信じる限りにおいて、(i) UN、OFAC、日本の財務省に保持され、または欧州連合(以下「EU」といいます。))および/もしくはUKの規制(UKについては、行政委任立法によるケイマン諸島も対象とします。))および/もしくはケイマン諸島の法令に従った制裁対象の法人もしくは個人のリストに掲載されていないこと、() UN、OFAC、日本の財務省、EU、UKおよび/またはケイマン諸島が適用する制裁に関連する国または地域に運用上の拠点の有を有しておらず、かつ居住していないこと、また() その他UN、OFAC、日本の財務省、EU、UK(UKについては、行政委任立法によるケイマン諸島も対象とします。))またはケイマン諸島により課される制裁の対象(以下あわせて「制裁対象」といいます。))となっていないことを継続的に表明および保証することを求める場合があります。

投資者または関係者が制裁対象である、または制裁対象となった場合、受託会社および管理会社は、直ちにかつ投資者への通知をすることなく、かかる投資者および/もしくはかかる投資者のファンドに対する持分を対象とするその後の取引を、当該投資者またはその関係者(該当する場合)が制裁対象に該当しなくなるまで、または適用ある法律に従いかかる取引を継続するための許可を取得するまで停止するよう求められる場合があります(以下「制裁対象者事由」といいます。))。受託会社、管理会社およびファンドは、制裁対象者事由の結果、投資者により発生した負債、費用、経費、損害および/または損失(直接的、間接的もしくは結果的損失、喪失利益、利益の減少、信用の毀損ならびにすべての金利、罰金および訴訟費用その他すべての専門家に要する費用や経費を含みますが、これらに限りません。))に対して一切の責任を有しません。

また、その後、ファンドのために行われた投資が、適用される制裁の対象となる場合、受託会社および管理会社は、直ちにかつ投資者への通知をすることなく、かかる投資を対象とするその後の取引を、適用される制

裁が解除されるまで、または適用ある法律に従いかかる取引を継続するための許可を取得するまで停止する場合があります。

情報の要請

受託会社、管理会社またはケイマン諸島に所在するそれらの取締役もしくは代理人は、適用法に基づく規制または政府の当局または機関による情報の要請により、情報提供せざるを得なくなる可能性があります。例えば、金融庁法(その後の改正を含みます。)に基づく、CIMAによる、CIMAまたは海外の一般に認められる規制当局のためのもの、または税務情報庁による、税務情報法(その後の改正を含みます。)および関連する規制、合意、協定および覚書に基づくものです。かかる法律に基づく秘密情報の開示は、秘密保持義務の違反とみなされず、特定の場合には、受託会社、管理会社およびそれらの取締役または代理人は、そのような要求があったことを公表することを禁じられる可能性があります。

ケイマン諸島におけるデータ保護

受託会社および管理会社は、ケイマン諸島のデータ保護法(改正済)(以下「DPA」といいます。)に基づく一定の義務を負います。DPAは、国際的に認められたデータプライバシーの原則に基づき、受託会社および管理会社に対して法的な要件を導入します。

受託会社および管理会社は、DPAに基づく、受託会社および管理会社のデータ保護に関する義務ならびに投資者(および投資者と関係する個人)のデータ保護に関する権利の概要を記した書類(以下「ファンド・プライバシー通知」といいます。)を作成しました。ファンド・プライバシー通知は、口座開設申込書に含まれます。

潜在的投資者は、ファンドへの投資、ならびにそれに伴う受託会社、管理会社およびこれらの関連会社および/または代理人との連絡(口座開設申込書への記入、および該当する場合には電子通信もしくは電話の記録を含みます。)の結果、または受託会社もしくは管理会社に対して、投資者と関係する個人(例えば取締役、受託者、従業員、代表、株主、投資家、顧客、実質的所有者または代行者)の個人情報を提供した結果、かかる個人が、受託会社、管理会社ならびにこれらの関連会社および/または代理人(管理事務代行会社を含みますが、これに限定されません。)に、DPA第2条において定義される個人データに該当する特定の個人情報を提供することになる点に留意するべきです。受託会社および/または管理会社は、かかる個人データに関してデータ管理者として行動するものとし、管理事務代行会社等の関連会社および/または代理人は、データ処理者として(または状況によっては自らの権限でデータ管理者として)行動することができます。

ファンドに投資することおよび/またはファンドへの投資を継続することにより、投資者は、ファンド・プライバシー通知を細部まで読み理解し、ファンド・プライバシー通知に、ファンドへの投資に関連する範囲におけるデータ保護に係る権利および義務の概要が記載されていることを了解したとみなされるものとします。関連する表明および保証は、口座開設申込書に含まれます。

DPAを監督することは、ケイマン諸島の行政監察機関の責任です。受託会社または管理会社がDPAに違反した場合、行政監察官によって強制的な措置がとられることがあり、かかる措置には、改善命令、課徴金または刑事訴追への付託が含まれます。

(2) 日本における販売手続等

日本においては、本書「第一部 証券情報 - (7) 申込期間」に記載される期間中、本書「第一部 証券情報」に従って日本における販売会社または販売取扱会社により取扱いが行われます。原則として、()当初申込期間については2026年6月9日の午後3時(日本時間)までに申込みが行われ、かつ日本における販売会社または販売取扱会社所定の事務手続が完了した申込み受付分が当初発行価格での購入となり、()継続申込みについては、毎月1日(国内営業日ではない場合は翌国内営業日)から月内最終ファンド営業日の午後3時(日本時間)までに申込みが行われ、かつ日本における販売会社または販売取扱会社所定の事務手続が完了した申込み受付分が、その月の評価日の基準価額での購入となります。基準価額は、原則として、お申込みを受け付けた月の評価日の中間ファンド基準価額確認日の3ファンド営業日後の翌国内営業日に公表されます。

ただし、2026年6月10日から2026年6月30日までのお申込み受付分は、2026年7月の評価日の基準価額での購入となります。

販売の単位は日本における販売会社によって異なります。詳しくは、日本における販売会社にご照会ください。申込単位が金額の場合、口座ごとに申込金額を基準価額で除して算出した口数を合計することで申込口数の合計を算出します(ただし、日本における販売会社が別途取り決める場合を除きます。)。一方、管理事務代行会社においては、日本における販売会社からの申込金額合計額を基準価額で除し、申込口数の合計を算出します。

投資者は、()当初申込期間中の申込みについては2026年6月9日までに、()継続申込みについては、国内購入約定日から起算して4国内営業日目までに申込金額および申込手数料を支払うものとします。通貨については販売会社または販売取扱会社にお問い合わせ下さい。なお、日本における販売会社の定めるところにより、上記の払込日以前に申込金額および申込手数料の支払いを投資者に依頼する場合があります。円貨と外貨、または、異なる外貨間での交換をする際には、外国為替市場の動向に応じて日本における販売会社が決定した為替レートによるものとします(ただし、日本における販売会社が別途取り決める場合を除きます。)。換算(買戻し)についても同様です。また、管理会社は適格投資家でない者による受益証券の取得を制限することができます。

なお、日本証券業協会の協会員である日本における販売会社および販売取扱会社は、ファンドの純資産が1億円未満となる等同協会の定める「外国証券の取引に関する規則」の中の「外国投資信託受益証券の選別基準」に受益証券が適合しなくなったときは、受益証券の日本における販売を行うことができません。

前記「(1)海外における販売手続等」の記載は、適宜、日本における販売にも適用されることがあります。

2【買戻し手続等】

(1)海外における買戻し手続等

買戻日に買戻しのために受益証券の提出を希望する投資者は、海外における買戻通知期限までに管理事務代行会社が購入代金を受領した受益証券について、管理事務代行会社に対し換金(買戻し)申込みを行うことができます。換金(買戻し)申込みを行うためには、受益者は、関連する買戻日が属する月の2か月前の月(1月、4月、7月および10月)の最終ファンド営業日の午後6時(日本時間)、または管理会社はその単独の裁量で決定するその他の時間および/もしくは日付(以下「海外における買戻通知期限」といいます。)までに、管理会社が随時承認する書式による、買い戻される受益証券の口数が適切に記入された買戻通知(以下「買戻通知」といいます。)を管理事務代行会社にファクシミリ、(署名済みのPDFファイルの形式による)電子メールまたは管理事務代行会社との間で事前に合意されたその他の電子的手段により提出しなければなりません。

受託会社、管理会社、管理事務代行会社またはその適式に授權された代理人もしくは受任者のいずれも、ファクシミリまたはその他の方法により送付された買戻通知の判読不能または未受領の結果として生じる損失について何らの責任も負いません。

一度提出された買戻通知は、管理会社が受託会社と協議した後に別途決定しない限り、取消不能となります。

受益証券1口当たりの買戻価格は、関連する買戻日(当該日が評価日でない場合は、直前の評価日)に適用される基準価額として計算されます(以下「買戻価格」といいます。)

受益者に支払われる買戻金の総額は、小数第三位を四捨五入(0.005は切り上げ)するものとします。かかる端数処理による利益はファンドの口座に留保されます。

買戻通知が海外における買戻通知期限までに受領された場合、以下に記載される場合を除き、関連する受益証券は、買戻価格で買い戻されます。買戻日において受益者が買戻しの請求ができる受益証券の最低買戻口数は、管理会社がその他の決定をしない限り、1口以上1口単位とします。

該当法域におけるマネー・ロンダリング防止を目的とする規制を遵守するため、管理事務代行会社は、買戻通知を処理するために必要とみなす情報を請求する権利を留保します。管理事務代行会社は、受益証券の換金(買戻し)申込みを提出した受益者が管理事務代行会社により請求された情報の提出を遅延または怠った場合、または買戻通知の処理の拒否が受託会社または管理事務代行会社があらゆる法域におけるマネー・ロンダリング防止法等の遵守を確保するために必要である場合、かかる買戻通知の処理を拒否し、または買戻代金の支払いを遅延することができます。

買戻通知が受領されると、当該受益者が登録簿から削除されたか否か、買戻価格が決定され送金されたか否かにかかわらず、受益証券は該当する買戻日をもって有効に買戻されたものとして取り扱われます。このため、関連する買戻日以降、受益者は受益者としての資格において、買戻対象の受益証券について信託証書に基づき発生する権利(ファンドの総会の通知を受領し、総会に出席し、または総会において投票する権利を含みます。)を行使する資格を喪失し、またこれを行行使することができなくなります。ただし、(それぞれ買戻対象となる受益証券について)買戻価格および関連する買戻日の前に宣言された分配のうち未払いの分配を受領する権利を除きます。かかる買戻しを行う受益者は、買戻価格についてファンドの債権者となります。支払不能により清算が行われる場合、買戻しを行う受益者は、通常の債権者の後位かつ受益者の先位に位置付けられます。

投資対象ファンドの早期解約手数料

受益者が受益証券の換金(買戻し)申込みを行った場合(最終買戻日に行われた当該請求を含みます。)、ファンドは、自らが保有する中間ファンド投資証券について、対応する解約請求を行います。ファンドからかかる解約請求を受領した場合、中間ファンドは、自らが保有する投資対象ファンド持分について、対応する解約請求を行います。投資対象ファンドは、中間ファンドからかかる解約請求を受領した場合、自らが保有するブラックロックPE戦略ファンド投資証券について、対応する解約請求を行います。よって、ファンドのレベルにおける受益証券の解約(買戻し)は、投資ストラクチャーを通じて、ファンドから中間ファンドへ、中間ファンドから投資対象ファンドへと連鎖的な一連の解約請求をもたらす、最終的には投資対象ファンドがブラックロックPE戦略ファンド投資証券について解約請求を行うこととなります。

ブラックロックPE戦略ファンド投資証券の申込日から1年以内(予定される解約日の直後の申込締切日を基準として算定されます。)に行われる投資対象ファンドがブラックロックPE戦略ファンドによる解約のために提示するブラックロックPE戦略ファンド投資証券は、該当する純資産価格の98%で解約されます。これに伴い、当該投資対象ファンド持分の申込日から1年以内(当該解約日の翌日を基準として算定されます。)に行われる、中間ファンドによる投資対象ファンド持分の解約請求については、投資対象ファンド内の残りの投資対象ファンドのリミテッド・パートナーの利益のために投資対象ファンドにより留保される、解約される投資対象ファンド持分の価値の2%(解約日時点で算定されます。)に相当する早期解約控除額(以下「投資対象ファンド早期解約手数料」といいます。)が適用されます。

例えば、ファンドが最初の年の1月1日に発生したクローリングにおいて中間ファンド投資証券を取得した場合、関連する投資対象ファンド持分が最初の年の12月の最終営業日以降の日付にブラックロックPE戦略ファンドの評価日が設定された解約オファーに基づき解約される場合、ファンドは投資対象ファンド早期解約手数料の対象とはなりません。解約請求される中間ファンド投資証券は、「先入先出」の原則に基づいて解約されるものとみなされます。

よって、解約される中間ファンド投資証券は、まずファンドによる中間ファンド投資証券の最も早い購入分(その後の純利益および純損失により調整されます。)から充当されたものとみなされ、当該購入分に係る中間ファンド投資証券のすべてが解約されるまでこれが継続し、その後は、ファンドによる中間ファンド投資証券のその後の各購入分(その後の純利益および純損失により調整されます。)から順次充当されたものとみなされ、当該購入分に係る中間ファンド投資証券が解約されるまでこれが継続します。

投資対象ファンド早期解約手数料は、中間ファンドの純資産価額を通じてファンドが負担し、純資産総額および基準価額を減少させます。その結果、換金(買戻し)を行う投資者は受益証券1口当たりの買戻価格が低くなり、残存する投資主も基準価額の低下を被ることとなります。

買戻しの制限

管理会社が、受託会社との協議の上、特定の買戻日の一または複数の買戻通知を履行するために必要となる、投資運用会社によるファンドの投資対象(とりわけ中間ファンド投資証券)の解約が実行可能でないと判断した場合(中間SPCが中間ファンド投資証券の解約の停止またはその他の制限を宣言した場合を含みますが、これに限られません。)、または、これが受益者の利益を害すると判断した場合、管理会社は、受託会社との協議の上、受益者の解約(買戻し)を拒否することができます。重要な点として、買戻日に中間ファンドのレベルにおいてファンドによる中間ファンド投資証券の解約請求が何らかの形で制限されている場合、ファンドは、管理会社の決定により、当該買戻日に行われたすべての換金(買戻し)申込みを拒否します。その結果、一定の環境下において、当該買戻日における受益証券の買戻しは、まったく行われないうこととなります。

投資者は、中間ファンドがファンドのために投資対象ファンドに申し込んだ解約の数量について、投資対象ファンドが受け付けられない場合、中間ファンドは、原則として、ファンドによる解約の申込みを拒否し、またはその数量を減額することに留意する必要があります。投資対象ファンドは、いかなる四半期においても、後記「中間ファンド、投資対象ファンドおよびブラックロックPE戦略ファンドのレベルにおける制限」の項に記載されるとおり、解約請求が申込総額を上回った場合、提示された解約請求の一部のみを受け付ける場合があります。よって、受益者は、受益証券の買戻しを受ける能力が極めて限定的であり、複数のレベルの裁量および制約の対象となることを認識しておく必要があります、いかなる買戻日においても、換金(買戻し)申込みが履行されるとい保証はないことに留意すべきです。

当該買戻日に買い戻されなかったすべての受益証券に関する買戻通知は取り消され、翌買戻日に繰り越されるわけではありません。よって、買戻通知が取り消された受益者が引き続き受益証券の買戻しを希望する場合、あらためて買戻通知を出す必要があります。

買戻通知が取り消された部分はファンドへの投資として残存し、よって、基準価額は増減することになります。また、投資対象ファンド・ジェネラル・パートナーが、中間SPC(投資対象ファンドのリミテッド・パートナー)による解約請求について、現金ではなく、ブラックロックPE戦略ファンドの投資証券その他の有価証券による現物分配(詳細は下記参照)により応じることを選択した場合、中間SPCは当該現物分配をファンドにパススルーすることがあります。

この場合、ファンドが現物証券を受領することにより、当該現物証券の流動性や価格変動性等を理由として、買戻代金の支払遅延または不払、取引停止の発生、ならびに基準価額および買戻代金への悪影響等のリスクや不利益が生じる可能性があります。

中間SPC、投資対象ファンドおよびブラックロックPE戦略ファンドのレベルにおける制限

上記の通り、中間SPCは、特定の四半期において、中間SPCに対する解約請求の数量よりも少ない数量の中間ファンド投資証券を解約する場合があります。中間SPCは、ファンドから提示された対応する数量が投資対象ファンドによる解約対象として受け入れられていない限り、解約請求に基づく中間ファンド投資証券の解約を拒否するか、その数量を減らすものとします。解約の機会が応募超過となった場合、投資対象ファンドは、当該四半期において請求された数量よりも少ない数量を解約する場合があります。

中間SPCは、投資対象ファンド・ジェネラル・パートナーの承認を条件として、各暦四半期の最終営業日をもって、投資対象ファンドに対して、その保有する投資対象ファンド持分の全部または一部の解約を請求することができます(以下「投資対象ファンド解約請求」といいます。)

投資対象ファンドは、ブラックロックPE戦略ファンドによる解約の受諾が得られた、投資対象ファンドが提示した対応する金額の範囲内でのみ、投資対象ファンドの解約請求を受諾する意向です。ブラックロックPE戦略ファンドは、解約の機会が応募超過となった場合、当該四半期において請求された口数よりも少ない口数を解約する場合があります。ブラックロックPE戦略ファンド受託者合議体は、当該解約の実施時期に関するブラックロックPE戦略ファンド投資顧問会社の勧告、ならびに様々な運営上、事業上および経済上の要因を考慮します。ブラックロックPE戦略ファンド投資顧問会社による投資証券の解約の勧告を受け入れるか否かを決定するにあたり、ブラックロックPE戦略ファンド受託者合議体は、とりわけ以下の要因を考慮する可能性があります。すなわち、()投資主からブラックロックPE戦略ファンドへの投資証券の解約請求があったか否か、

()ブラックロックPE戦略ファンドの資産の流動性、()ブラックロックPE戦略ファンドの投資計画、運転資金および準備金の要件、()ブラックロックPE戦略ファンドの投資証券の解約の実績、()組入ポートフォリオ投資対象におけるブラックロックPE戦略ファンドの持分の価値に関する情報の入手可能性および質、()証券市場および経済全般の状況、ならびに政治的、国内的または国際的な動向や時事問題、()提案されている投資証券の解約がブラックロックPE戦略ファンドに及ぼすと予想される税務上または規制上の影響、ならびに、()ブラックロックPE戦略ファンドアドバイザーの推奨です。その結果、投資証券の解約が四半期毎に実施されるとは限りません。

さらに、ブラックロックPE戦略ファンドによる解約の総額(投資対象ファンドおよび特定の類似アクセス・ファンドにおける解約を含みます。)は、ブラックロックPE戦略ファンドが実施する解約オファーの条件に制限されます。当該解約オファーは、ブラックロックPE戦略ファンドの発行済普通投資証券の最大5%(口数またはブラックロックPE戦略ファンドの純資産総額(NAV)のいずれか)となる見込みです。投資対象ファンドによる当該解約オファーの受諾が投資対象ファンドの純資産総額(NAV)を10万米ドル未満にする結果となる場合、中間ファンドは投資対象ファンドに対して解約請求を提出できない場合があります。投資対象ファンド持分の解約に関連して、投資対象ファンド・ジェネラル・パートナーは、請求された解約額の一部または全部に相当する(ブラックロックPE戦略ファンドの投資証券またはその他の有価証券の)現物分配を行うことを決定する場合があります。投資対象ファンド・ジェネラル・パートナーが当該現物分配を行うことを選択した場合、投資対象ファンド・ジェネラル・パートナーは、現物分配の時点またはその前後において、投資家のために当該投資証券をブラックロックPE戦略ファンドに対して解約請求する予定です。その結果、中間SPCは、一定期間、ブラックロックPE戦略ファンドの投資証券を受け取る可能性があります。投資対象ファンド・ジェネラル・パートナーが投資対象ファンドの解約請求を現物分配により履行することを選択した場合、ブラックロックPE戦略ファンドが解約オファーを行う保証はなく、また投資主(投資対象ファンドを含みます。)が特定の解約オファーにおいて解約を希望するすべての投資証券を解約できる保証もないものの、当該投資証券は、投資家による追加の手続を要することなく、最終的にブラックロックPE戦略ファンドによって通常の過程において現金で解約されるものと予想されます。投資対象ファンドへの投資を行うことにより、中間SPCは、投資対象ファンドおよび投資対象ファンド・ジェネラル・パートナーに対して、ブラックロックPE戦略ファンドによる解約のために投資証券を提示することを承認し、当該投資証券は投資対象ファンド持分の解約の一環として当該投資家に分配されます。

停止

受託会社は、下記「3 資産管理等の概要 - (1) 資産の評価 - 純資産総額の計算の停止」の項目に記載の状況が発生した場合、管理会社と協議の上、純資産総額の計算(および基準価額の計算)ならびに/もしくは受益証券の発行(申込み)および買戻しを停止し、ならびに/または受益証券の換金(買戻し)申込みをした者に対する買戻代金の支払期間を延長することができます。

ファンド障害事由が発生した際にも停止を宣言することができます。

受益証券に係るすべての支払いは、停止状態が終了するまで行われません。

上記の記載に加え、以下の事由が発生した場合も、停止を宣言することができます。

- (i) 受託会社が、管理会社および/または投資運用会社と協議を行った上で、(x)ファンドの資産の全部または一部の処分ができない、または(y)当該処分代金の移転が、合理的な方法により実行できない、または当該処分の実行が受益者の最善の利益にならないと判断した場合
- (ii) 中間ファンドが、中間ファンドの純資産総額の計算の停止を宣言した場合、中間ファンド投資証券の解約の停止を宣言した場合、および/または解約代金の支払い期限の延長を宣言した場合
- (iii) 受託会社が、管理会社と協議を行った上で、公正かつ合理的な方法により純資産総額を計算することができないと判断した場合
- (iv) 受託会社、管理会社および/または投資運用会社のオフィスまたは運営が、テロ、パンデミックまたは天災等に起因して閉鎖され、または相当に妨げられた場合

- (v) 受託会社、管理会社および/または投資運用会社にファンドの投資の大部分を清算させるまたはファンドの終了を準備させるような事由が発生した場合

決済

中間ファンド投資証券に関する解約手続の決済資金の確保、下記「3 資産管理等の概要 - (1) 資産の評価 - 純資産総額の計算の停止」の項目の記載に従い買戻日に適用される純資産総額の計算が遅延または停止しないこと、ならびに本書に別段の定めがないことを前提として、買戻代金の決済は、関連する買戻日に関する買戻計算日の4ファンド営業日後の現金決済日までに受益者に対し支払われます。クラスA(米ドル建て)受益証券の受益者に対する支払いは、米ドル建てで、電信送金により行われます。受益者に対して支払われる買戻代金の総額は、0.005を切り上げて、小数点第2位に四捨五入します。買戻代金は、登録された受益者のみに支払われ、第三者に対する支払いは認められません。

「買戻計算日」とは、当該買戻日に適用される評価日の中間ファンド基準価額確認日の3ファンド営業日後の日および/または管理会社はその単独の裁量により決定するその他の日をいいます。

強制買戻し

受託会社または管理会社が、受益証券が適格投資家でない者により、もしくはかかる者の利益のために保有されている、またはかかる保有により、トラストもしくはファンドが登録を行うことを要求され、課税対象となり、もしくはいずれかの法域における法に違反することになると判断した場合、または受託会社または管理会社がかかる受益証券の申込みまたは購入の資金拠出に利用された資金源の正当性に疑義を抱く根拠がある場合、または理由(当該理由は受託会社および管理会社により受益者に開示されない場合があります。)の如何を問わず、受託会社または管理会社が受益者全体の利益に照らしてその絶対的な裁量により適切とみなす場合、管理会社は、受託会社との協議の上、当該受益証券の保有者に対し、当該受益証券を受託会社または管理会社が決定する期間中に(後記「(4) 受益証券の譲渡」の項目に記載される規定に従い)売却して当該売却の証拠を受託会社および管理会社に提出するよう指示することができ、これを行わなかった場合、当該受益証券は買い戻されます(以下「強制買戻し」といいます。)

受益証券の強制買戻しの際に支払われる買戻価格は、かかる強制買戻しの日(かかる日が評価日でない場合は、直前の評価日)の評価時点(以下に定義されます。)において決定される(ファンドの流動化に際してまたはそれに付随して発生する債務を含め、当該受益証券に帰属する債務を考慮後の)基準価額に等しい、強制買戻しの時点における基準価額(以下「強制買戻価格」といいます。)となります。強制買戻価格を計算するため、管理会社は、受託会社との協議の上、該当する基準価額から、受益証券のかかる買戻しの資金を拠出するための資産の換金またはポジションの決済によりファンドの勘定で発生する金融費用および販売手数料を反映するために適切な引当金とみなす金額を差し引くことができます。

「評価時点」とは、各評価日のファンドに関連する直近の市場の取引終了時点またはファンドについて管理会社が随時定めるその他の時間をいいます。以下同じです。

(2) 日本における買戻手続等

1月、4月、7月および10月の1日(国内営業日ではない場合は翌国内営業日)から月内最終ファンド営業日までのお申込み受付分が、換金(買戻し)のお申込みを受け付けた月の2か月後の月の評価日の基準価額での換金(買戻し)となります(それ以外の期間は換金(買戻し)のお申込みの受付を行いません。)

なお、買戻制限のため、注文が成立しない場合があります。注文の成立は、換金(買戻し)価額が判明する日に確認できます。買戻制限については上記「(1) 海外における買戻し手続等」をご参照ください。

換金(買戻し)価額は、換金(買戻し)のお申込みを受け付けた月の2か月後の月の評価日の基準価額(以下「換金(買戻し)価額」といいます。)とします。

換金(買戻し)価額は、原則として、換金(買戻し)のお申込みを受け付けた月の2か月後の評価日の中間ファンド基準価額確認日の3ファンド営業日後の翌国内営業日に公表されます。

買戻単位は、1口以上1口単位です。

日本における買戻代金の支払は、通常、国内換金(買戻し)約定日から起算して6国内営業日目から、日本における販売会社または販売取扱会社を通じて支払われます。通貨については販売会社または販売取扱会社にお問い合わせ下さい。

(注)「国内換金(買戻し)約定日」とは、買戻しの注文の成立を日本における販売会社または販売取扱会社が確認した日(通常、換金(買戻し)価額が公表される日)をいいます。

受益者の利益を保護するため、その他やむを得ない事態が発生した場合、管理会社は受託会社と協議の上で、管理会社は買戻日に買戻されることができるファンドの受益証券の口数および方法を限定することができます。

前記「(1)海外における買戻し手続等」の記載は、適宜、日本における販売にも適用されることがあります。

(3) 受益証券の譲渡

すべての受益者は、受託会社および管理会社の事前の書面による同意を条件として、受託会社が随時承認する形式の書面によって受益者が保有する受益証券を譲渡することができます。ただし、譲受人は、法規事項もしくは政府のもしくはその他の規則または関連するもしくは適用される法域の規制または受託会社の当面の効力を持つあるいは受託会社に要求される方針を遵守するため、まず受託会社またはその正式に権限を与えられた代理人に請求される情報を提供するものとします。受託会社および/または管理会社は、その絶対的な裁量により、同意を与えることを拒むことができます(譲受人が適格投資家でない場合を含みますが、これに限られません)。さらに、譲受人は、受託会社に対して(a)受益証券の譲渡は適格投資家に対して行われること、(b)譲受人は、投資のみを目的として自己勘定で受益証券を取得することおよび(c)受託会社または管理会社がその裁量で要求するその他の事項を書面で表明しなければなりません。

受託会社または管理会社により、すべての譲渡証書が譲渡人および譲受人によりまたは代理として署名されることを求められます。譲渡人は、譲渡が登録され譲受人の名前が受益者としてファンドの受益者名簿に記載されるまでは受益者のままとみなされ、譲渡される受益証券の権利を保持します。譲渡は、管理事務代行会社が譲渡証書の原本および前述の情報を受理するまでは登録されません。

3【資産管理等の概要】

(1)【資産の評価】

純資産総額の計算

ファンドの純資産総額は、基本信託証書に定める原則に従い、ファンドの各評価日の評価時点に、ファンドの通貨建てで計算されます。

ファンドの、その表示通貨建てによる純資産総額は、ファンドの資産合計の価額を確定して、そこからファンドの負債額を差し引くことによって求めます。ファンドの発行済みの受益証券クラスが一つしかない場合、ファンドの基準価額は、ファンドの純資産総額を、ファンドの発行済みの受益証券の口数で除して求めるものとし、管理会社が受託会社と協議の上で決定して、本書に開示される手法にて端数処理が行われます。

ファンドにつき、複数のクラスの受益証券が発行されている場合、ファンドの純資産総額は、ファンドの特定の受益証券クラスに帰属するファンドの資産および負債がファンドの当該受益証券クラスの受益者のみにより効果的に負担され、受託会社が決定する合理的な分配方法に基づいてファンドの別の受益証券クラスの受益者には負担されないことを確保するため、ファンドの異なる発行済み受益証券クラス間で分配されます。ファンドの各受益証券クラスに帰属するファンドの、表示通貨以外の通貨による純資産総額は、ファンドについて受託会社が決定する評価日ごとの為替レートにて、ファンドの該当する受益証券クラスの表示通貨に換算されます。ファンドの各受益証券クラスの基準価額は、(必要な通貨換算を実施後)ファンドの純資産総額のうちファンドの該当する受益証券クラスに帰属する部分をファンドの発行済みの当該受益証券ク

ラスの口数で除して求めます。ファンドの当該受益証券クラスの基準価額は、管理会社が決定し、ファンドに係る英文目論見書補遺に開示される手法で端数処理されます。

ファンドの資産は、特に以下の規定に従い計算されます。

- (a) 手元現金または預金、手形、要求払い約束手形、売掛金、前払い費用、公表されたまたは現に発生しているものの未払いの現金配当金および利息の価額は、かかる預金、手形、要求払い約束手形または売掛金はその全額に相当しないと管理会社が判断する場合(その場合は、かかる価額は管理会社が適当とみなす価額となります。)を除き、その全額であるとみなされます。
- (b) 下記(c)が適用されるマネージド・ファンドの持分を除き、かつ下記(d)、(e)および(f)の規定に基づき、証券取引所、商品取引所、先物取引所または店頭市場において上場、値付け、売買もしくは取引されている投資対象の価額に基づく計算はすべて、当該投資対象の主要取引所または市場に関する現地の規則および慣習に基づき、かかる計算が行われる日の営業終了時点における最終取引価格または公式終値を参照して行われ、他方、特定の投資対象に対する証券取引所、商品取引所、先物取引所もしくは店頭市場が存在しない場合は、当該投資対象の値付けを行っている個人、企業または機関(当該マーケット・メーカーが2社以上存在する場合は、管理会社が指定する特定のマーケット・メーカー)により付けられた価額を参照してかかる投資対象の価額の計算が行われます。ただし、管理会社がその裁量において、主要な取引所または市場以外の取引所または市場の価額が、かかる投資対象に関してすべての状況下においてより公正な価値基準を提供するとみなす場合は、かかる価額を採用することができます。
- (c) 下記(d)、(e)および(f)の規定に基づき、ファンドと同日に評価されるマネージド・ファンドの各持分の価額は、受益証券、株式もしくはかかるマネージド・ファンドのその他の持分1口当たりのその日に計算された純資産価格であり、管理会社が決定する場合またはかかるファンドと同日に評価されない場合は、直近に公表された受益証券、株式もしくはかかるマネージド・ファンド(利用可能な場合)のその他の受益証券、株式もしくは持分1口当たりの純資産総額、または(上記が利用可能でない場合)直近に公表されたかかる受益証券、株式もしくはその他の持分の償還額もしくは入札額となります。とりわけ、マネージド・ファンドの評価に使用可能な相場が存在しない場合、公表されたまたはマネージド・ファンドもしくはその代理人によりファンドに書面で報告された関連する評価日における価額に基づき計算され、マネージド・ファンドが当該評価日に評価されていない場合は、直近に公表されたもしくは報告された価額となります。評価額は、管理会社の絶対的裁量により将来調整される可能性があります。管理会社は、計算を行う際に、マネージド・ファンドおよびその管理事務代行会社、代理人、運用会社もしくは顧問会社またはその他の取引子会社等の第三者から受領する未監査の評価や報告、推定評価に依拠する権利を有しており、管理会社はかかる評価および報告を確認する責任を負わず、かかる評価および報告の内容または信憑性を確認する責任を負いません。
- (d) 上記(b)もしくは(c)の純資産総額、償還額、ビッド、取引価格もしくは終了価格または相場で利用できるものがないとき、関連する資産の価値は、管理会社が決定する方法により、管理により適宜決定されます。
- (e) 上記(b)に基づき、投資対象につき上場、値付け、売買または市場取引の各価格を特定するため、受託会社は価格公表の機械システムおよび/または電子システムにより提供される価格データおよび/または価格情報を使用し、これに依拠することができ、それらのシステムにより提供される価格が上記(b)における最終取引価格または公式終値とみなされます。
- (f) 上記にかかわらず、管理会社は、その単独の裁量により、関連する投資対象につき、より公正な価値を正確に反映できると判断した場合、その他の価額算定方法の利用を認めることができます。
- (g) ファンドで使用される通貨以外の通貨建てによる投資対象(有価証券または現金)の価値は、関連するプレミアムや割引および交換費用を考慮した状況下において管理会社が適切とみなすレート(公式またはそれ以外)により、ファンドで使用される通貨建てに換算されます。

年次報告書および各ファンドの計算書は、ファンドに係る英文目論見書補遺にて指定される会計基準に従って作成されます。

受託会社は、ファンドの純資産総額の計算において、追加調査を行う事なく、上記に従って提供される価格および評価に依拠することができ、かつ、かかる依拠に関して、ファンド、受益者またはその他の者に対し責任を負わないものとします。

また、管理事務代行会社は、受託会社または管理会社の指示に従い、管理事務代行契約に基づき、各評価日における評価時点での純資産総額を、信託証書に記載され、詳細は英文目論見書に記載される原則に基づいて計算します。

かかる方法により管理事務代行会社が計算する純資産総額は、(a)ファンドの勘定で行われる中間ファンドに対する投資の価額は、中間ファンドの管理事務代行会社が決定する直近の利用可能な中間ファンド純資産価額(また、ファンドの計算において現物分配を受領した場合、当該資産の評価に用いる評価方法は、受託会社、管理会社および/または投資運用会社と協議の上、管理事務代行会社により決定されるものとします。)に基づき算出され、(b)流動資産について、実際の現金(米ドル)価値で、(c)上記(a)および(b)の両方について、特定の評価日において作成されるものであり、したがって、管理会社によって別途決定がなされない限り、市場価値もしくは価格または当該決定に関連するその他の要因におけるその後の変化を反映しません。

管理事務代行会社は、関連するカットオフ時刻までに中間SPCから中間ファンドの純資産価額が管理事務代行会社に提供されない場合、評価日に係る当該クラスの純資産価額および基準価額の算定を延期することがあります。この場合、当該クラスの純資産価額および基準価額に関する情報を受益者に提供するための関連スケジュールは、当該中間ファンド基準価額確認日の3営業日後まで延期されることがあります。買戻代金の決済も、これに応じて延期されることがあります。

管理事務代行会社は、各評価日に係る純資産総額および基準価額に関する情報を、通常、当該評価日の中間ファンド基準価額確認日の3営業日後の日および/または管理会社はその単独の裁量により決定するその他の日までに受益者に提供します。

純資産総額を提供し、かつ/または受益証券を買い戻す受託会社の義務は、ファンド障害事由および/または停止がないことを条件とします。

純資産総額の計算の停止

受託会社は、以下の場合において、全期間または一部期間中、管理会社と協議の上、ファンドの純資産総額および/もしくはかかるファンドの受益証券クラスの基準価額の決定ならびに/もしくはファンドの受益証券クラスの受益証券の発行および買戻しを停止すること、ならびに/またはかかるファンドの受益証券クラスの受益証券につき買戻しの請求者に対する買戻代金の支払期間を延長することができます(以下、総称して「停止」といいます。)

- (a) ファンドの投資対象もしくはファンドのうち一もしくは複数の受益証券クラスに帰属する投資対象の大部分が上場、値付け、売買もしくは取引されている証券取引所、商品取引所、先物取引所もしくは店頭市場が閉鎖されている期間(通常の休日および祝日を除きます。)、またはかかる証券取引所もしくは市場での取引が制限されるかもしくは停止されている場合
- (b) ファンドの投資対象もしくはファンドのうち一もしくは複数の受益証券クラスに帰属する投資対象の処分を管理会社が合理的に実行できなくなる状況が発生したと受託会社もしくは管理会社が判断する場合、または当該状況により、かかる処分がファンドの受益者またはファンドの一もしくは複数の受益証券クラスの保有者に重大な悪影響を及ぼす場合
- (c) 投資対象の評価額もしくはファンドもしくはファンドの一または複数の受益証券クラスに帰属する純資産総額の確定に通常使用している方法をとることに支障が生じている場合、またはその他の理由によって、投資対象もしくはその他の資産の評価額、もしくはファンドもしくはファンドの一または複

数の受益証券クラスに帰属する純資産総額を合理的もしくは公正に確定することができないと受託会社もしくは管理会社が決定した場合

(d) ファンドの投資対象の買戻しもしくは換金、またはかかる買戻しもしくは換金に関係した資金の移動を通常の価格もしくは通常の為替レートで行えないと管理会社が判断した場合

(e) いかなる期間であれ、管理会社が、その絶対的裁量により、かかる措置をとることが賢明であると考ええる場合

(f) その他、ファンドに係る補遺信託証書または英文目論見書補遺で定める場合

ファンド障害事由が発生した場合、受託会社は、管理会社と協議の上、停止を宣言することができます。

かかるファンドの受益者は全員、上記の停止についても速やかに書面で通知され、かかる停止の解除についても速やかに通知されます。

(2) 【保管】

受益証券が販売される海外において、受益証券の確認書は受益者の責任において保管されます。

日本の投資者に販売される受益証券の確認書は、日本における販売会社の保管者名義で保管され、日本の受益者に対しては、日本における販売会社から受益証券の取引残高報告書が定期的に交付されます。

ただし、日本の受益者が別途、自己の責任で保管する場合は、この限りではありません。

(3) 【信託期間】

信託期間は、設定日(2026年6月10日)に開始し、2163年12月1日までの期間とします。ただし、ファンドは、繰上償還される可能性があります。

(4) 【計算期間】

ファンドの決算期は毎年4月30日です。

(5) 【その他】

ファンドの償還

以下の事由のいずれかが発生した場合、ファンドは償還することがあります。

(a) ファンドの継続もしくはファンドの他の法域への移動が違法となった、または受託会社もしくは管理会社の意見において、実行不可能、不相当もしくはファンドの受益者の利益に反する場合

(b) ファンド受益者がファンド決議で終了を決定した場合

(c) 基本信託証書の締結日に開始し当該日付の150年後に終了する期間が終了した場合

(d) 受託会社が退任の意向を書面で通知した、または受託会社が強制的もしくは自主的に清算することになった際に、管理会社がかかる通知もしくは清算の開始後90暦日以内に受託会社の後任を任命できないもしくは受託会社の後任として就任する準備のできている他の企業の任命を確保できない場合

(e) 管理会社が退任の意向を書面で通知した、または管理会社が強制的もしくは自主的に清算することになった際に、受託会社がかかる通知もしくは清算の開始後90暦日以内に管理会社の後任を任命できないもしくは管理会社の後任として就任する準備のできている他の企業の任命を確保できない場合

(f) ファンドに関係する補遺信託証書または英文目論見書補遺で予期される日付が到来したまたは状況が生じた場合

本書の規定に従い繰上償還しない限り、ファンドは最後まで残存する受益証券に関する最終買戻日まで存続します。最終買戻日とは、(i) 2163年12月1日、または、(ii) 強制買戻事由発生後、管理会社の決定するところにより、ファンドのすべての投資対象が換金された時点における実務上最も早い買戻日のいずれか早い日をいいます。強制買戻事由は次の場合に発生します(以下「強制買戻事由」といいます。)

- (1) いずれかの評価日のファンドの純資産総額が1,000万米ドルもしくはそれ以下であり、その評価日またはそれ以後に管理会社が、すべての影響を受ける受益者に通知を行うことで強制的に買戻しを行うべきと決定した場合
- (2) 管理会社が、受託会社と協議の上、その理由を問わず、すべての受益証券を強制的に買い戻すべきと決定した場合(最終買戻日以前において、中間ファンドが繰上終了した場合が含まれますが、これに限定されません。)

強制買戻事由が発生した場合、各受益証券は最終買戻日に1口当たり最終買戻価格で買戻されます。

受益証券の1口当たり最終買戻価格は、最終買戻日(またはその日が評価日でない場合には直前の評価日)における、あるクラスの受益証券に帰する1口当たり純資産価格(管理会社と協議の上、受託会社の裁量により)ファンドの投資対象のうち当該買戻しの資金調達のために実現される投資対象の当該評価日における公表価額とその後の実現価額との差額についての調整の加減後)となります。

上記に記載された強制買戻事由によるかまたはファンドの終了に関する規定に従うかを問わず、ファンドの終了後に多額の残余金が残ることは想定されていません。上記にかかわらず、ファンドの終了後に残余金が残る限りにおいて、管理会社は、ファンドの終了に関連して、報酬代行会社のためにかかる資金を保持する権利、または慈善団体への支払いを含むその他の適切とみなす方法で、かかる資金を処理する権利を留保します。

潜在的投資者は、ファンドが償還する場合、中間ファンド投資証券の解約に際して、とりわけ中間ファンドの純資産価額を通じてファンドが負担する投資対象ファンド早期解約手数料および/または解約制限が適用される可能性があることにご留意ください。これにより、当該中間ファンド投資証券の売却もしくは換価が遅延または妨げられる可能性があること、ならびに/または受益者への純現金収益の分配が減少する可能性があります。

ソフトwindダウン

管理会社が、受託会社と協議し、ファンドの投資方針がもはや実行可能ではないと判断した場合、信託証券および英文目論見書補遺の規定に従い、秩序ある方法で資産を換価し、受益者の最善の利益になると管理会社が判断する方法でその収益を受益者に分配することを目的としてファンドを管理する旨を決定することができます。

信託証券の変更

受託会社および管理会社は、受益者に対する10暦日前までの書面通知(受益者による決議またはファンドによる決議(場合による)により放棄することができる)により、受託会社および管理会社が誠意を持ってかつ商業上合理的方法により受益者または(場合に応じて)影響を受けるファンドの受益者の最大の利益となると考える方法および限度により、基本信託証券の修正信託証券により、基本信託証券の規定を修正し、改訂し、変更または追加する権利を有します。ただし、受託会社はその意見において、(i)かかる修正、改訂、変更または追加が、

- (a) 既存の受益者の利益を重大に害するものとはならず、既存の受益者または(場合により)影響を受けるファンドの受益者に対する責任から受託会社および管理会社を相当程度免除するようにならないこと、
- (b) 財政上、法令上または当局による要請(法的強制力の有無を問いません。)を遵守できるようにするために必要であること、または
- (c) 明白な誤りを訂正するために必要であること

を書面で証明しない限り、かかる修正、改訂、変更または追加を承認する受益者による決議またはファンドによる決議(必要に応じて)を受託会社がまず取得しなければ、かかる修正、改訂、変更または追加は行わないものとし、()かかる修正、改訂、変更または追加によって、いずれの受益者も、その受益証券に関し追加の支払を行いまは債務を引き受ける義務を課されないものとします。

関係法人との契約の更改等に関する手続

管理事務代行契約

管理事務代行会社または受託会社のいずれも、他方当事者に90暦日以上前に書面による通知を行うことにより、管理事務代行契約を終了することができます。上記にかかわらず、管理事務代行会社または受託会社は、相手方当事者が破綻または支払不能を宣告される、または適用可能な破産法、倒産法、もしくはそれに類するその他の法律に従って当該当事者に対して事件が開始される場合、30暦日前の書面による通知を行うことでいつでも、管理事務代行契約を終了することができます。管理事務代行契約は当該契約中に規定されている状況においても終了することが可能です。

保管契約

いずれの当事者も、他方当事者に90暦日以上前に書面による通知を行うことにより、保管契約を終了することができます。上記にかかわらず、一方の当事者は、相手方当事者が破産または支払不能を宣告される場合、または現在もしくは将来有効となる適用可能な破産法、倒産法、またはそれに類するその他の法律に従って当該当事者に対して事件が開始される場合、30暦日前の書面による通知を行うことでいつでも、保管契約を終了することができます。

代行協会員契約

代行協会員契約は、管理会社または代行協会員による3か月前の他の当事者に対する書面による通知により解除されない限り、解除される時まで有効に存続します。ただし、日本において代行協会員の指定が要求されている限りにおいては、管理会社の日本における後任の代行協会員が指定されることを条件として終了します。

本契約は日本国の法律に準拠し、同法に従い解釈されるものとします。

受益証券販売・買戻契約

受益証券販売・買戻契約は、一当事者が他の当事者に対し、3か月前に書面による通知をすることにより終了されます。

同契約は、日本国の法律に準拠し、同法に解釈されるものとします。

報酬代行会社任命契約

報酬代行会社または受託会社のいずれも報酬代行会社任命契約を他方当事者に対して90暦日前の書面による通知を送付することにより終了することができます。報酬代行会社任命契約は、同契約に定める他の事由により解除することもできます。

投資運用契約

管理会社は、90暦日以上前または両当事者が書面で合意するそれより短い期間に投資運用会社に対し書面で通知することにより、投資運用契約をいつでも解除することができます。投資運用会社は、90暦日以上前または両当事者が書面で合意するそれより短い期間に管理会社に対し書面で通知することにより、投資運用契約を解除することができます。ただし、管理会社が投資運用会社を務める代わりに者を任命するまでは解除しないものとします。投資運用契約は、同契約に定めるデフォルト事由により解除することもできます。

4【受益者の権利等】

(1)【受益者の権利等】

受益者が管理会社および受託会社に対し受益権を直接行使するためには、受益証券名義人として、登録されていなければなりません。したがって、日本における販売会社に受益証券の保管を委託している日本の受益者は受益証券の登録名義人でないため、自ら管理会社および受託会社に対し直接受益権を行使することはできません。これら日本の受益者は日本における販売会社との間の口座約款に基づき日本における販売会社をして受益権を自己のために行使させることができます。日本における販売会社から国内の投資者に対する買戻金等の支払いは外国証券取引口座約款に基づいて行われるため、買戻金等の支払いに関する問い合わせは日本における販売会社に対して行うこととなります。

受益証券の保管を日本における販売会社に委託しない日本の受益者は、本人の責任において権利行使を行うものとします。

受益者の有する権利は次の通りです。

() 分配金請求権

受益者は、管理会社の決定したファンドの分配金を、受益証券口数に応じて請求する権利を有します。

() 管理会社に対する買戻請求権

受益者は、信託証書の規定および本書の記載に従って、管理会社に対し、受益証券の買戻しを請求することができます。

() 残余財産分配請求権

ファンドが清算される場合、受益者は、保有する受益証券の持分に応じて残金財産の分配を請求する権利を有します。

() 損害賠償請求権

受益者は、管理会社および受託会社に対し、信託証書に定められた義務の不履行に基づく損害賠償を請求する権利を有します。

() 議決権

受託会社は、基本信託証書の定めにより招集することが要求されている場合、または提案されているものが受益者による決議であるときは受益証券の保有者として登録され基準価額の総額がトラストのすべてのシリーズ・トラストの純資産総額の10分の1以上となる受益証券を保有する受益者の書面による要請のある場合、もしくは提案されているものがファンドによる決議であるときは受益証券の保有者として登録されファンドの受益証券の口数の10分の1以上を保有する受益者の書面による要請がある場合、招集通知に記載されている日時および場所にて、全受益者または(場合により)ファンドの受益者の集会を招集します。

(2) 【為替管理上の取扱い】

日本の受益者に対するファンドの受益証券の分配金、買戻代金等の送金に関して、ケイマン諸島における外国為替管理上の制限はありません。

(3) 【本邦における代理人】

森・濱田松本法律事務所外国法共同事業

東京都千代田区丸の内二丁目6番1号 丸の内パークビルディング

上記代理人は、管理会社から日本国内において、

() 管理会社またはファンドに対する、法律上の問題およびJSDAの規則上の問題について一切の通信、請求、訴状、その他の訴訟関係書類を受領する権限、および

() 日本における受益証券の募集販売および買戻しの取引に関する一切の紛争、見解の相違に関する一切の裁判上、裁判外の行為を行う権限

を委任されています。なお、関東財務局長に対する受益証券の募集、継続開示等に関する届出代理人および金融庁長官に対する届出代理人は、下記の通りとします。

弁護士 大西 信治

東京都千代田区丸の内二丁目6番1号 丸の内パークビルディング

森・濱田松本法律事務所外国法共同事業

(4) 【裁判管轄等】

日本の投資者が取得したファンド証券の取引に関連する訴訟の裁判管轄権は下記の裁判所が有することを管理会社は承認しています。

東京地方裁判所 東京都千代田区霞が関一丁目1番4号

東京簡易裁判所 東京都千代田区霞が関一丁目1番2号

確定した判決の執行手続は、関連する法域の適用法律に従って行われます。

第3【ファンドの経理状況】

ファンドの運用は、2026年6月10日から開始する予定であり、ファンドは、現在何ら資産を保有していません。第1期の監査済財務書類は、2027年4月30日に終了する期間について作成されます。ファンドの会計監査は、ケーピーエムジーエルエルピーが行います。なお、ケーピーエムジーエルエルピーは、公認会計士法(昭和23年法律第103号、その後の改正を含みます。)第1条の3第7項に規定される外国監査法人等です。

1【財務諸表】

該当事項はありません。

2【ファンドの現況】

該当事項はありません。

第4【外国投資信託受益証券事務の概要】

(イ) 受益証券の名義書換

ファンドの記名式証券の名義書換を行う登録・名義書換事務代行会社は次の通りです。

取扱機関 エスエムティー・ファンド・サービシーズ(アイルランド)リミテッド

取扱場所 アイルランド、ダブリン2、ハーコート通り、ハーコートセンター、ブロック5

日本の受益者については、受益証券の保管を日本における販売会社に委託している場合、その日本における販売会社の責任で必要な名義書換手続がとられ、それ以外のものについては受益者本人の責任で行います。

名義書換の費用は受益者から徴収されません。

(ロ) 受益者集会

受託会社は、基本信託証書の定めにより招集することが要求されている場合、または提案されているものが受益者による決議であるときは受益証券の保有者として登録され基準価額の総額がトラストの全てのシリーズ・トラストの純資産価額の10分の1以上となる受益証券を保有する受益者の書面による要請のある場合、もしくは提案されているものがファンドによる決議であるときは受益証券の保有者として登録されファンドの受益証券の口数の10分の1以上を保有する受益者の書面による要請がある場合、招集通知に記載されている日時および場所にて、全受益者または(場合により)ファンドの受益者の集会を招集します。受託会社は、各集会の15暦日前までに、集会の場所、日時および集会で提案される決議の条件を記載した書面による通知を、トラストの受益者全員の集会の場合は各受益者に郵送し、ファンドの受益者の集会の場合はファンドの受益者に郵送します。集会の基準日は、集会の通知に指定された日の少なくとも21暦日前とします。受益者に対する通知が偶然になされなかった場合または受益者によって通知が受領されなかった場合でも、集会の手続が無効となることはありません。受託会社または管理会社の取締役またはその他権限を付与された役員は、いずれの集会にも出席し、発言する権利を有します。定足数は受益者2名としますが、受益者が1名しかいない場合はこの限りではなく、この場合定足数は当該受益者1名とします。いずれの集会においても、集会の投票に付された決議は書面による投票で決定され、提案されたのが受益者による決議であるときは基準価額の合計がトラストのシリーズ・トラスト全ての純資産価額の50%以上である受益証券を保有する受益者により承認される場合、提案されたのがファンドによる決議であるときは発行済みの当該ファンドの受益証券口数の半分以上を保有する受益者により承認された場合、投票結果は集会の決議であるとみなされます。上記にかかわらず、且つ基本信託証書第33.2条の目的に限り、トラストが「ミューチュアル・ファンド」であって「規制対象のミューチュアル・ファンド」(ケイマン諸島ミューチュアル・ファンド法に定義された用語)ではない場合はいつでも、「受益者による決議」という表現は、トラストの(当該法で定義された)「投資者」の人数の過半数が書面で同意した決議を指します。受益者による決議に関する純資産総額の計算は、集会の直前の該当する評価日の評価時点で行われます。投票は、本人または代理人のいずれかにより行うことができます。

(ハ) 受益者に対する特典、譲渡制限

受益者に対する特典はありません。

管理会社は、いかなる者(米国人および(制限付例外があります。)ケイマン諸島の居住者または所在地事務代行会社を含みます。)による受益証券の取得も制限することができます。

第三部【特別情報】

第1【管理会社の概況】

1【管理会社の概況】

(1) 資本金の額

2026年2月末日現在、管理会社の払込済み資本金は735,000米ドル(約1億1,452万円)です。

過去5年間において、主な資本金の額の増減はありません。

(2) 会社の機構

管理会社の定款によれば、管理会社の業務は10名以下(代理取締役は除きます。)で構成される取締役会によって管理されます。取締役の株式保有資格は総会において管理会社によりかかる決定がなされるまで要求されません。管理会社は通常の決議により取締役を選任でき、同様に取締役を解任し、代わりに他の者を指名できます。取締役は、管理会社の定款に定められた最大数を条件として、いつでも随時何人をも取締役に指名する権限を有します。

取締役会は、その構成員から議長を選出できますが義務はありません。

取締役会は、招集通知に記載された場所で開催されます。

取締役会は、各取締役および代理取締役に書面により少なくとも2日前に通知がなされることにより招集されます。ただし、全取締役(または代理取締役)が通知を取締役会開催の前か後に撤回する場合、招集通知の期間が短縮された取締役会も有効な取締役会であるものとします。

取締役会の決議の定足数は、取締役会で別途定めがなければ2名です。ただし、いかなる時でも取締役が1名の場合は定足数は1名です。

決議は、定足数を満たしている取締役会に自らまたは代理人により参加している者の過半数の賛成によりなされます。議長は、賛否同数の場合の決定権を有します。

取締役会は、法律、定款、総会で管理会社により規定された規則および関連するファンドの基本的書類による制限にしたがって、管理会社の名前で活動し、管理会社のために活動する過程にある全業務ならびに事務管理および財産処分に関する全活動を行い、かつ、権限を付与する権限を授与されています。

取締役会は、取締役会の構成員ではない1名以上の執行役員、支部の委員会もしくは代理人、または取締役会の構成員で構成されると取締役がみなす委員会に対し、管理会社の業務および管理会社の代表権の全てまたは一部を委託することができます。

株主総会が、適式に成立した場合には、全株主を代表します。株主総会は、管理会社に代わって議案に記載された全ての活動を行い、かつ、承認する幅広い権限を有します。

適用法令の要件および管理会社の定款の遵守を条件とし、株主総会で正式に可決された決議は全株主を拘束します。

2【事業の内容及び営業の概況】

管理会社の事業の目的には、定款に規定される以外の制限はなく、投資信託の管理会社として行為することに何ら制限はありません。

管理会社は、2026年2月末日現在、以下の投資信託の管理・運用を行っています。

国別(設立国)	種類別	本数	純資産の合計(通貨別)
ケイマン諸島	公募	15	2,353,705,741米ドル
			9,668,976ユーロ
			58,161,641豪ドル
			30,541,180,997円
			3,858,643,111トルコリラ
	私募	11	116,817,295,987円
	その他	8	53,555,689,886円

3【管理会社の経理状況】

- a. 管理会社の直近2事業年度(2023年1月1日から2023年12月31日までおよび2024年1月1日から2024年12月31日まで)の日本語の財務書類は、「特定有価証券の内容等の開示に関する内閣府令」(平成5年大蔵省令第22号)に基づき、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」(昭和38年大蔵省令第59号)第328条第5項ただし書の規定を適用して、管理会社によって作成された監査済財務書類の原文を翻訳したものです(ただし、円換算部分を除きます。)。
- b. 管理会社の原文の財務書類は、外国監査法人等(公認会計士法(昭和23年法律第103号)第1条の3第7項に規定する外国監査法人等をいいます。)であるアーンスト・アンド・ヤング(安永会計事務所)から監査証明に相当すると認められる証明を受けており、当該監査証明に相当すると認められる証明に係る監査報告書に相当するもの(訳文を含みます。)が当該財務書類に添付されています。
- c. 管理会社の原文の財務書類は米ドルで表示されています。日本語の財務書類には円換算額が併記されています。日本円による金額は2026年2月27日現在における株式会社三菱UFJ銀行の対顧客電信売買相場の仲値(1米ドル=155.81円)で換算されています。なお、千円未満の金額は四捨五入されています。

（１）【貸借対照表】

U B S マネジメント（ケイマン）リミテッド
（ケイマン諸島で設立された有限責任免税会社）

損益計算書およびその他の包括利益

2024年12月31日を末日とする事業年度

	注記	2024年		2023年	
		米ドル	千円	米ドル	千円
収益					
運用手数料収入	4	170,000	26,488	185,000	28,825
その他の収入	4	62,322	9,710	60,009	9,350
		<u>232,322</u>	<u>36,198</u>	<u>245,009</u>	<u>38,175</u>
費用					
監査報酬		4,340	676	6,390	996
取締役報酬	9(c)	107,053	16,680	108,643	16,928
その他費用		5,015	781	48	7
費用合計		<u>116,408</u>	<u>18,138</u>	<u>115,081</u>	<u>17,931</u>
税引前利益		115,914	18,061	129,928	20,244
税金	5	-	-	-	-
当期利益合計					
当期包括利益合計		<u>115,914</u>	<u>18,061</u>	<u>129,928</u>	<u>20,244</u>

財務諸表に含まれる注記は、財務諸表の一部を構成する。

U B S マネジメント（ケイマン）リミテッド
（ケイマン諸島で設立された有限責任免税会社）

財政状態計算書

2024年12月31日

	注記	2024年		2023年	
		米ドル	千円	米ドル	千円
資産					
運用手数料未収入金	7	170,000	26,488	185,000	28,825
関連会社に対する債権	9(a)	864	135	864	135
現金および現金同等物	6	1,955,991	304,763	2,249,019	350,420
資産合計		<u>2,126,855</u>	<u>331,385</u>	<u>2,434,883</u>	<u>379,379</u>
負債					
直接持株会社に対する債務	9(b)	23,303	3,631	16,752	2,610
未払取締役報酬		-	-	428,396	66,748
未払金		4,339	676	6,436	1,003
負債合計		<u>27,642</u>	<u>4,307</u>	<u>451,584</u>	<u>70,361</u>
純資産		<u>2,099,213</u>	<u>327,078</u>	<u>1,983,299</u>	<u>309,018</u>
株主資本					
資本金	8	735,000	114,520	735,000	114,520
利益剰余金		<u>1,364,213</u>	<u>212,558</u>	<u>1,248,299</u>	<u>194,497</u>
株主資本合計		<u>2,099,213</u>	<u>327,078</u>	<u>1,983,299</u>	<u>309,018</u>

Nicolás Henri Jean Papavoine

取締役

財務諸表に含まれる注記は、財務諸表の一部を構成する。

U B S マネジメント (ケイマン) リミテッド
(ケイマン諸島で設立された有限責任免税会社)

株主資本等変動計算書

2024年12月31日を末日とする事業年度

	株式資本		利益剰余金		合計	
	米ドル	千円	米ドル	千円	米ドル	千円
2023年1月1日現在	735,000	114,520	1,118,371	174,253	1,853,371	288,774
当期純利益および包括利益	-	-	129,928	20,244	129,928	20,244
2023年12月31日および 2024年1月1日現在	735,000	114,520	1,248,299	194,497	1,983,299	309,018
当期純利益および包括利益	-	-	115,914	18,061	115,914	18,061
2024年12月31日現在	735,000	114,520	1,364,213	212,558	2,099,213	327,078

財務諸表に含まれる注記は、財務諸表の一部を構成する。

U B S マネジメント（ケイマン）リミテッド
（ケイマン諸島で設立された有限責任免税会社）

キャッシュ・フロー計算書

2024年12月31日を末日とする事業年度

注記	2024年		2023年		
	米ドル	千円	米ドル	千円	
営業活動によるキャッシュ・フロー					
税引前利益	115,914	18,061	129,928	20,244	
調整：					
受取利息	(62,436)	(9,728)	(60,034)	(9,354)	
	53,478	8,332	69,894	10,890	
運用手数料未収入金の減少	15,000	2,337	20,000	3,116	
直接持株会社に対する債務の増加 / (減少)	6,551	1,021	(313,301)	(48,815)	
未払取締役報酬の(減少) / 増加	(428,396)	(66,748)	428,396	66,748	
未払金の減少	(2,097)	(327)	(37)	(6)	
営業活動に(使用した) / より発生した現金 受取利息	(355,464)	(55,385)	204,952	31,934	
	62,436	9,728	60,034	9,354	
営業活動に(使用した) / より発生した正味 キャッシュ・フロー	(293,028)	(45,657)	264,986	41,287	
現金および現金同等物の純増(減)額	(293,028)	(45,657)	264,986	41,287	
期首における現金および現金同等物	2,249,019	350,420	1,984,033	309,132	
期末における現金および現金同等物	1,955,991	304,763	2,249,019	350,420	
現金および現金同等物の分析					
現金および銀行預金残高	6	1,955,991	304,763	2,249,019	350,420

財務諸表に含まれる注記は、財務諸表の一部を構成する。

UBSマネジメント(ケイマン)リミテッド
(ケイマン諸島で設立された有限責任免税会社)

財務諸表に対する注記

2024年12月31日

1. 会社情報

UBSマネジメント(ケイマン)リミテッド(以下、「会社」という)は、ケイマン諸島 会社法Cap.22に基づき、ケイマン諸島において2000年1月4日に有限責任の免税会社として設立された。会社の登録事業所は、ケイマン諸島 KY1-1104、グランド・ケイマン、ウグランド・ハウス、私書箱309、メイプルズ・コーポレート・サービスズ・リミテッド(Maples Corporate Services Limited, P.O. Box 309, Ugland House, Grand Cayman KY1-1104, Cayman Islands)に所在する。

会社の主たる事業はトラストの設立ならびにトラスト資産の管理事務代行および運用である。

2023年6月12日、UBSグループAGはクレディ・スイス・グループAGを買収し、スイス法の適用によりクレディ・スイス・グループAGのすべての資産および負債を承継したことにより、クレディ・スイス・グループAGの直接および間接子会社すべての直接または間接株主となった(以下「本取引」という)。会社は、この取引に含まれるクレディ・スイス・グループAGの間接的な子会社のひとつであった。

本取引の完了後、クレディ・スイスの発行済み登録株式は、クレディ・スイスの米国預託株式の場合、クレディ・スイスのデポジタリーに一定の手数料を支払うことを条件として、合併対価として1株当たりUBSグループAGの株式22.48分の1株を受領する権利に転換される。全体として、クレディ・スイスの株主は、買収日時点において、37億米ドルの購入価格で発行済みUBSグループAG株式の5.1%を取得した。

2023年12月、UBSグループAGの取締役会はUBS AGとクレディ・スイスAGの合併を承認し、両社は正式な合併契約を締結した。本合併手続きは、2024年5月31日に完了する。

2024年3月1日付で、UBSグループAGの取締役会は名称をクレディ・スイス・マネジメント(ケイマン)リミテッドからUBSマネジメント(ケイマン)リミテッドに変更することを承認した。

究極の持株会社は、スイスで設立されたUBSグループAGである。取締役は、クレディ・スイス(香港)リミテッドを直接持株会社、UBS AGを中間持ち株会社とみなしている。

U B S マネジメント (ケイマン) リミテッド
(ケイマン諸島で設立された有限責任免税会社)

財務諸表に対する注記

2024年12月31日

2.1 作成の基準

会社のこれらの財務諸表は、国際会計基準審議会 (以下、「I A S B」という) が公表する I F R S 会計基準に準拠して作成されている。これらの財務諸表は、純損益を通じて公正価値で測定された金融資産および金融負債を除き、取得原価を基準に作成されている。

I F R S の会計基準に準拠した財務諸表の作成に当たり、経営陣は会計方針の適用ならびに資産、負債、収益および費用の報告額に影響を与える判断、見積りおよび仮定を行うことが求められている。見積りおよびこれに伴う仮定は、状況に応じて合理的であると考えられ、結果として他の情報源からは容易に明白とはならない資産および負債の帳簿価額を決定する基準となる過去の実績およびその他のさまざまな要因に基づくものである。実際の結果は、かかる見積りと異なる場合もある。

これらの財務諸表は米ドル (「U S D」) で表示され、また別段の記載がない限り、1ドル単位に四捨五入されている。

財政状態計算書は、資産および負債を流動性の順に示しており、また流動資産または負債と固定資産または負債の区別はしていない。

過去の期の一部の比較情報は、当年度の表示と合致するように組み替えられている。

2.2 会計方針の変更と開示事項

当期に採用された会計原則は前年と整合している。当会計期間において効力を発して会社に重大な影響を与える、既存の基準にかかる他の基準、解釈または改正はない。

2.3 既発表であるが未発効の I F R S 会計基準

2024年12月31日を末日とする会計年度に関して発表済みであるがまだ有効になっていない新規および改訂された I F R S 会計基準のいずれについても、会社はこれらの財務諸表において早期適用を行っていない。新規および改訂 I F R S 会計基準の中で、以下の点については発効の時点で会社の財務諸表が関連性を持つものと予想される。

I F R S 第18号財務諸表における表示および開示

2024年4月に、I A S B は I A S 第1号財務諸表の提示に置き換わる I F R S 第18号を発表した。I F R S 第18号は損益計算書における表示に、特定の合計および小計を含む新たな要求事項を導入した。さらに企業は、すべての収益および費用を損益計算書内で5つの区分に分類することが求められる。すなわち営業、投資、財務、法人所得税および非継続事業の区分であり、そのうち最初の3つの区分が新しいものである。

U B S マネジメント (ケイマン) リミテッド
(ケイマン諸島で設立された有限責任免税会社)

財務諸表に対する注記

2024年12月31日

2.3 既発表であるが未発効の I F R S 会計基準 (続き)

また、新たに定義された経営陣が定める業績評価指標、収益および費用の小計の開示も義務付けられ、基本財務諸表 (P F S) および注記の「役割」に基づき、財務情報の集計および細分化に関する新たな要件も盛り込まれている。

さらに、I A S 第7号キャッシュ・フロー計算書について、間接法による営業キャッシュ・フロー算定の出発点を「損益」から「営業損益」に変更することと、配当金および利息のキャッシュ・フローの分類にかかる選択肢が削除されるなど、狭い範囲に限定した改訂も行われた。これに加え、いくつかの他の基準に対して重要な改訂がなされた。I F R S 第18号および他の基準の改正は、2027年1月1日以降に開始する事業年度から発効するが、早期適用が認められており、その場合は開示する必要がある。I F R S 第18号は遡及適用される。

会社は現在、改正が主たる財務諸表および財務諸表の注記に与えるすべての影響を特定する作業を進めている。

交換可能性の欠如 - I A S 第21号の改正

2023年8月、I A S B は、企業はどのように交換可能性を判定するべきか、および交換可能性が欠如している場合にどのように直物為替レートを確定するかについて、I A S 第21号の改正外国為替レート変動の影響を発表した。また改訂は、他の通貨に交換可能でないことが企業の財務実績、財政状態およびキャッシュ・フローに与える影響を、財務諸表利用者が理解できる情報を開示することを求めている。

本改訂は、2025年1月1日以降に開始する事業年度から発効する。早期適用は認められるが、その場合は開示を要する。改訂を適用する場合、企業は比較情報を修正再表示することはできない。

本改訂の適用による会社の財務諸表への重大な影響はないことが予想される。

3 . 重要性のある会計方針

関連当事者

当事者は、以下の場合に、会社に関連するとみなされる。

- a) 当事者が個人、またはその個人の家族の近親者は、以下に該当する場合、会社の関連当事者である。
-) 会社を支配している、または共同支配している。
 -) 会社に重要な影響を与える。
 -) 会社または会社の親会社経営幹部の一員である。

U B S マネジメント（ケイマン）リミテッド
（ケイマン諸島で設立された有限責任免税会社）

財務諸表に対する注記

2024年12月31日

3. 重要性のある会計方針（続き）

または

b) 事業体の場合、以下の条件のいずれかが当てはまる場合は関連当事者となる。

- ）事業体と会社が同一グループのメンバーである。
- ）一方の事業体が、他方の事業体（または他方の事業体の親会社、子会社、或いは同系列子会社）の関連会社または合併企業である。
- ）事業体と会社が、同一の第三者の合併会社である。
- ）一方の事業体が第三者企業の合併会社であり、もう一方の事業体が当該第三者企業の関連会社である。
- ）当該事業体が、会社または会社の関連当事者である企業の従業員給付のための退職後給付制度である。
- ）当該事業体が、(a)に規定する個人に支配されているか、共同支配されている。
- ）(a)()に規定する個人が、当該事業体に重要な影響を与えるか、当該事業体（またはその親会社）の経営幹部の一員である。および
- ）当該事業体、またはその事業体が属するグループのメンバー企業のいずれかが、会社または会社の親会社に重要な経営幹部業務を提供している。

現金および現金同等物

財政状態計算書上の現金および現金同等物は、価値変動のリスクが大きくなり短期的な現金支払債務を満たすために保有する、手許現金および銀行預金ならびに一般的に期日が3カ月以内の確定額で現金に転換できる高流動性預金で構成される。

キャッシュ・フロー計算書において、現金および現金同等物は、上記に定義される手許現金ならびに銀行預金および短期預金から、要求払いで返済可能な会社の現金管理の一部を構成する銀行当座借越を控除した金額で構成される。

金融商品：

() 分類

I F R S 第9号に従い、会社は、当初認識時に金融資産および金融負債を以下で説明する金融資産および金融負債の区分に分類する。

分類にあたって、金融資産または金融負債は以下の目的で保有されるとみなされる。

- (a) 短期間に売却または買戻しを行うことを主な目的として取得または発生した資産。または
- (b) 当初認識時において、一括して管理される特定された金融商品ポートフォリオの一部であり、かかる資産につき最近において短期的な利益確定の現実の取引パターンが存在している場合。または、
- (c) デリバティブ（金融保証契約であるデリバティブまたは指定され有効なヘッジ・ツールのデリバティブを除く）

U B S マネジメント（ケイマン）リミテッド
（ケイマン諸島で設立された有限責任免税会社）

財務諸表に対する注記

2024年12月31日

3 . 重要性のある会計方針（続き）

金融資産

会社は、その金融資産を償却原価で測定する事後測定または次の両方の基準によって F V P L により測定して分類する。

- ・金融資産の運用に関する事業モデル
- ・金融資産の契約上のキャッシュ・フローの特性

償却原価で測定する金融資産

契約上のキャッシュ・フローを回収するために資産を保有するという目的の事業モデルの範囲内で保有され、契約条件により、元本および元本残高に対する利息の支払のみ（以下、「S P P I」）であるキャッシュ・フローが所定の日に生じる場合は、デット型商品は償却原価で測定される。会社はこの分類に短期の非財務債権を含めている。

損益を通じて公正価値で測定する金融資産（「F V P L」）

次の場合、金融資産は F V P L により測定する。

- (a) その契約条件は、特定の日付に元本および元本残高に対する利息の支払いのみ（S P P I）であるキャッシュ・フローを生じない。または、
- (b) その目的が契約上のキャッシュ・フローであるか、または契約上のキャッシュ・フローの回収と売却の両方であるビジネスモデル内では適用されない。または、
- (c) 当初の認識では、それは、F V P L で測定されたものとして取消不能で指定されており、そうすることで、資産もしくは負債の測定、または異なる根拠でのそれらに関する損益の認識から生じると思われる、測定または認識の矛盾を排除または大幅に削減している。

金融負債

F V P L で測定する金融負債

売買目的で保有されるという定義に合致するか、または当初認識時に F V P L により測定すると指定された場合は、金融負債は F V P L により測定される。

償却原価で測定する金融負債

この分類は、F V P L で測定するものを除くすべての金融負債を含む。会社はこの分類に短期債務関連の金額を含めている。

UBSマネジメント(ケイマン)リミテッド
(ケイマン諸島で設立された有限責任免税会社)

財務諸表に対する注記

2024年12月31日

3. 重要性のある会計方針(続き)

() 認識

会社は、金融資産および金融負債につき、会社がかかる金融商品の契約条項の当事者となった場合に限り認識する。

市場における規制または慣習によって一般的に定められた期間内に資産の受渡しが求められる金融資産の売買(通常取引)は、取引日、すなわち、会社が資産の売買を約束した日に認識される。

() 当初の測定

純損益を通じて公正価値で測定する金融資産および金融負債は財政状態計算書に公正価値で記録される。かかる金融商品のすべての取引コストは、純損益とその他の包括利益によって直接認識される。

金融資産および金融負債(純損益を通じて公正価値で測定するものを除く)は、公正価値プラス取得のために直接起因する増分コストによって当初測定を行う。

() 後続測定

当初測定の後、会社は純損益を通じて公正価値で測定するものとして分類された金融資産を測定する。こうした金融商品の公正価値のその後の変動は、純損益およびその他の包括利益において、純損益を通じて公正価値で測定する金融資産および負債にかかる純損益に記録される。これらの金融商品にかかる受取または支払利息および配当金は、純損益およびその他の包括利益において、受取利息または支払利息ならびに受取配当金または配当支出としてそれぞれ記録される

純損益を通じた公正価値として分類されるものを除き、デット商品は、減損による引当を差し引いた実効金利法を用いた償却原価で測定される。デット商品のコストの認識の中止または減損だけでなく、償却プロセスなどの場合には、純損益において損益が認識される。

実効金利法(「EIR」)は、金融資産または金融負債の償却原価を計算して、関連期間にわたって受取利息または支払利息を振り分ける手法である。実効金利は、金融商品の予想残存期間、または状況に応じこれよりも短い期間にわたり見積もられる将来の現金支払額または受領額を、金融資産または金融負債の帳簿価格(純額)へと厳密に割り引く利率である。実効金利を計算する際、会社は予想貸倒損失(「ECL」)は考慮しないが、金融商品の全ての契約条件を考慮して将来のキャッシュ・フローを推定する。計算には契約の当事者間のすべての支払報酬または受取報酬を含み、これらは実効金利、取引コスト、およびすべてのその他のプレミアムおよびディスカウントの不可欠な一部である。

UBSマネジメント(ケイマン)リミテッド
(ケイマン諸島で設立された有限責任免税会社)

財務諸表に対する注記

2024年12月31日

3. 重要性のある会計方針(続き)

() 認識の中止

以下の場合、金融資産(または該当する場合、金融資産の一部または類似した金融資産グループの一部)の認識は中止される。

- ・金融資産のキャッシュ・フロー受取の権利が失効した場合。または
- ・会社が、金融資産のキャッシュ・フローを受け取る権利を譲渡した。または受け取ったすべてのキャッシュ・フローを重大な遅延なしで、第三者に「パス・スルー」契約によって支払う義務を負った。あるいは(a)会社が金融資産の所有に伴うリスクと報酬の実質的にすべてを譲渡したか、または(b)会社が、金融資産の所有に伴うリスクと報酬の実質的にすべてを譲渡せずまた保持もしないが、金融資産の管理権を譲渡した場合。

会社が、金融資産のキャッシュ・フローを受け取る権利を譲渡したか、または「パス・スルー」契約を締結したか、あるいは会社が金融資産の所有に伴うリスクと報酬の実質的にすべてを譲渡せずまた保持もせず、金融資産の管理権も譲渡しない場合には、会社の継続的な関与の範囲でかかる金融資産が認識される。その場合、会社は関連する債務も認識する。譲渡資産と関連債務は、会社が保持する権利と義務を反映するベースで測定される。

会社は、金融負債にかかる契約上の債務が免責、取消、または失効となった場合、当該金融負債の認識を中止する。

金融資産の減損

会社は、金融要素のない短期の未収金だけを持ち、それは償却原価で測定する12カ月未満の期日を有するので、IFRS第9号のすべての未収金に適用される予想貸倒損失(「ECL」)アプローチと類似した簡易化されたアプローチの適用を選択している。そのため、会社は、信用リスクの変動は追跡せず、その代わりに各報告書日に全期間ECLに基づいた損失評価引当金を認識している。

会社のECLに対するアプローチは、過度のコストを要しない確率加重結果、貨幣の時間価値、および合理的で裏付け可能な情報、または報告書日時点における過去の事象、現状および将来の経済状況の予想における取組を反映している。

会社は、同種の損失パターンで未収金をグループ化するために、遅延日数に基づいた、未収金にかかるECL測定の現実的手段として、引当マトリックスを使用している。未収金は内容に基づいてグループ化されている。引当金マトリックスは、未収金の予想残存期間に対する過去の損失実績に基づき、将来予測を反映して調整されている。

U B S マネジメント (ケイマン) リミテッド
(ケイマン諸島で設立された有限責任免税会社)

財務諸表に対する注記

2024年12月31日

3 . 重要性のある会計方針 (続き)

公正価値測定

会社は各報告書日に公正価値で金融商品への投資を測定する。

公正価値は、測定日において所定の手続きに基づいて市場参加者との間で行われる、資産の売却により受領する価格、または負債の移転のために支払う価格として定義される。

公正価値の測定は、金融資産の売却または債務の移転の取引が、資産または負債にとって主要な市場において、または主要な市場が存在しない場合には、資産または負債にとって最も有利な市場で行われるとの推定に基づいている。主要な市場または最も有利な市場には、会社がアクセスできなければならない。

活発な市場において取引された金融商品の報告書日の公正価格は、買い値 / 売り値の範囲内の市場公表価格または気配値の場合のある第三者の算定する価格に基づいている。これらの勘定で「上場」と定義されている有価証券は、活発な市場で取引されている。

活発な市場で取引されていない他のすべての金融商品については、公正価値はその状況において適切とみなされる評価手法を用いて決定される。評価手法にはマーケット・アプローチ (実質的に同一である他の金融商品の現在の市場価格を参考にした、必要に応じて調整された最近の独立企業間市場取引の利用) およびインカムアプローチ (入手可能で裏付け可能な市場データを出来るだけ使用した割引キャッシュ・フロー分析と、オプション価格決定モデル) などがある。

公正価値が測定されたか、または財務諸表で開示されたすべての資産および負債は、以下に記述されるように公正価値ヒエラルキーに従って分類される。

レベル 1 - 同一の資産または負債につき、活発な市場における公表価格 (未調整) 。

レベル 2 - 公正価値測定にとって重大なインプットのうち、最も低いレベルのインプットが直接的または間接的に観察可能である評価手法

レベル 3 - 公正価値測定にとって重大なインプットのうち、最も低いレベルのインプットが観察不能である評価手法

各期初において、経常的に財務諸表で認識される資産および負債について、会社は分類の再評価によって階層内のレベル間で移転が生じたかどうかを決定する (全体として公正価値測定にとって重要な入力のうち、最も低いレベルの入力に基づく) 。

U B S マネジメント（ケイマン）リミテッド
（ケイマン諸島で設立された有限責任免税会社）

財務諸表に対する注記

2024年12月31日

3 . 重要性のある会計方針（続き）

引当金

（法的または推定的な）現在の債務が過去の事象の結果生じて、債務の決済のために将来、リソースの流失が必要になる可能性が高い場合に、債務の金額について信頼できる推定が可能という条件で引当金が認識される。

割引の影響が大きい場合、引当金として認識される金額は、債務を決済するために必要と見込まれる将来の支出金額にかかる、事業年度末における現在価値である。時間の経過によって発生する割引現在価値の増価は損益計算書に含まれる。

(h) 収益の認識

顧客との契約から生じる収益

顧客との契約から生じる収益は、会社が財またはサービスの見返りとして受け取る権利がある対価が反映された金額で、顧客に財またはサービスの支配権が移転された場合に認識される。

(a) 運用手数料

顧客は会社が提供するメリットを同時に受取り、消費するため、運用手数料報酬は経時的に認識される。

その他の収益

受取利息

受取利息は、発生主義により実効金利法を用いて金融商品の予想残存期間（または状況に応じこれよりも短い期間）にわたり見積られる将来の現金受領額を、金融資産のネットの帳簿価格へと厳密に割り引く利率である。

機能通貨

これらの財務諸表における表示には、会社の機能通貨および表示通貨である米ドルを使用する。

外貨建取引

外貨建取引は、報告単位の機能通貨に取引日の直物為替レートで換算される。事業年度末には、外貨建てのすべての貨幣性資産および負債は終値で機能通貨に換算される。貨幣項目の決済または換算から生じる差額は、純損益で認識される。

取得原価により測定された外貨建の非貨幣性資産・負債は、当初取引日の為替レートで換算される。公正価値で計上された外貨建の非貨幣項目は、公正価値が算定された日の為替レートで換算される。公正価値で測定された非貨幣項目の換算から生じる損益は、項目の公正価値の変動から生じる損益の認識と合致して取り扱われる。

U B S マネジメント（ケイマン）リミテッド
（ケイマン諸島で設立された有限責任免税会社）

財務諸表に対する注記

2024年12月31日

3 . 重要性のある会計方針（続き）

費用

すべての費用は、発生主義により損益計算書に認識される。

4 . 収益及びその他の収入

会社の主たる事業はトラストの設立ならびにトラスト資産の管理事務代行および運用である。年度中に認識された収益及びその他の収入は以下の通りである。

	2024年 米ドル	2023年 米ドル
収益：		
運用手数料収入	170,000	185,000
その他の収入には次のものが含まれる。		
受取利息	62,436	60,034
純為替差損益	(114)	(25)
	62,322	60,009

運用手数料収入の履行義務は、役務が提供されるにしたがって経時的に充足される。

5 . 法人税等

ケイマン諸島において所得またはキャピタル・ゲインに課される税金はなく、会社は、ケイマン諸島総督より、2019年10月10日から20年間のすべての所得、利益およびキャピタル・ゲインに対する税金を免除すると
の保証を得ている。したがって、本財務諸表に所得税は計上されていない。

6 . 現金および現金同等物

	2024年 米ドル	2023年 米ドル
銀行預金	1,955,991	2,249,019

銀行預金は、日次の銀行預金利率に基づいて変動金利による利息を獲得する。銀行預金の簿価は公正価値に近い。

U B S マネジメント (ケイマン) リミテッド
(ケイマン諸島で設立された有限責任免税会社)

財務諸表に対する注記

2024年12月31日

7. 運用手数料未収入金

	2024年 米ドル	2023年 米ドル
運用手数料未収入金	170,000	185,000

上記の資産のうち、減損した資産または満期を超えたものは存在しない。上記の金融資産に関連する未収金には、近年、デフォルトの実績はない。

8. 資本金

	2024年 米ドル	2023年 米ドル
発行済全額払込済株式： 735,000株 (2023年：735,000株) 普通株式 1株につき1米ドル (2023年：1米ドル)	735,000	735,000

普通株式の株主には、随時宣言される配当金を受け取る権利が付与されており、会社株主総会において1株当たり1議決権を有する。すべての普通株式は、会社の残余財産に関して同等順位である。

資本管理

会社は、リスクレベルに応じてサービスの価格設定を行い妥当な費用で資金を調達することにより、株主に利益を還元し続けるべく、会社が継続企業として存続する能力を保護することを資本管理の第一の目的としている。会社は大手企業グループの一員であり、追加資本調達元および余剰資本の分配に関する会社の方針が、グループの資本管理目的の影響を受ける場合もある。会社は「資本」を、すべての資本項目を含むものと定義している。

会社の資本構成は定期的に見直しが行われ、会社が所属するグループの資本管理の慣行を考慮して管理されている。資本構成は、会社に対する取締役の信任義務に反しない限り、会社またはグループに影響を及ぼす経済状況の変化を踏まえて調整される。

当期において会社は、外部による資本規制の対象とはなっていない。

U B S マネジメント（ケイマン）リミテッド
（ケイマン諸島で設立された有限責任免税会社）

財務諸表に対する注記

2024年12月31日

9 . 関連当事者間取引

一方当事者が他方当事者を支配する、あるいは財政上または運営上の決定に際して他方当事者に対して重要な影響力を行使することができる場合、両当事者は関連当事者とみなされる。

関連当事者との未払残高

会社は事業年度末時点で関連企業に対する / に支払うべき、以下の残高を有する。

	注記	2024年 米ドル	2023年 米ドル
関連会社に対する債権	(a)	864	864
直接持株会社に対する債務	(b)	<u>(23,303)</u>	<u>(16,752)</u>

(a) 関連会社からの未収金は、クレディ・スイス（シンガポール）リミテッドに代わって会社が支払った費用である。この未収金は、無担保かつ無利息で返済条件は確定していない。

(b) 直接持株会社に対する未払金は、会社に代わってクレディ・スイス（香港）リミテッドが支払った費用である。この未払金は、無担保かつ無利息で要求に応じて返済可能である。

関連当事者との取引

2024年12月31日を末日とする年度中に、財務諸表内の他の箇所に開示したものを除き、会社は以下の重要な取引を関連先と行った。

	注記	2024年 米ドル	2023年 米ドル
会社の重要な経営幹部の報酬	(c)	<u>107,053</u>	<u>108,643</u>

(c) 会社の関連当事者に該当する重要な経営幹部である取締役の報酬の詳細

UBSマネジメント(ケイマン)リミテッド
(ケイマン諸島で設立された有限責任免税会社)

財務諸表に対する注記

2024年12月31日

10. 財務リスク管理

会社の投資活動は、投資先の金融商品および金融市場に関連する様々な種類のリスクに対するエクスポージャーを抱える。会社がエクスポージャーを抱える財務リスクのうち、最も重要な種類のもは、市場リスク、信用リスク、カウンターパーティ・リスク、および流動性リスクである。市場リスクは、外国通貨リスクおよび金利リスクを含む。取締役はこれらのリスクの管理を監督する。

事業年度末の時点で保有する金融商品の特徴と残高、および会社が採用しているリスク管理関連ポリシーについて、以下に記載する。

(a) 市場リスク

市場リスクは、観察可能な金利リスク、信用スプレッド、為替レートなどを含む市場価格と金利の動きに関連した不確実性、ならびにボラティリティや相関関係のような間接的にのみ観察可能でありうるその他に関連した不確実性から生じる損失リスクである。市場リスクには、経済環境、消費特性、投資家の予想における変化などの要因がある。そしてこれらは投資価値に重大な影響を及ぼす可能性がある。そのため、市場の動きは会社の財政状態に大きな変動を引き起こす可能性がある。

為替リスク

会社は、主に香港ドル建ての支払債務が生じる一部の取引により外国為替リスクに晒されている。香港ドルは米ドルにペッグされているので、米ドル建ての請求書と費用に関する会社の外国通貨リスクへのエクスポージャーは最小限であるとみなされる。

金利リスク

会社は現金および銀行預金に対して稼得する銀行金利に限り、金利リスクが発生する可能性がある。2024年12月31日および2023年12月31日現在、金利の変動が会社の認識された資産または負債の帳簿価額に直接的で重大な影響を及ぼすことはない。

(b) 信用およびカウンターパーティ・リスク

信用およびカウンターパーティ・リスクは、顧客またはカウンターパーティのデフォルトに起因する損失リスクであって、決済リスクを含むすべての形式のクレジットエクスポージャーから発生する。会社の信用およびカウンターパーティ・リスクは、主に現金および現金等価物ならびにグループ企業に対する債権に起因するものである。会社の経営者は、定期的にすべての金融資産について信用およびカウンターパーティ・リスクをモニタリングしている。報告対象の各報告日において、延滞および減損はないと認識している。会社の金融資産のいずれも担保またはその他の信用補完によって保証されていない。

会社の顧客は会社の関連企業であるため、取締役は、信用およびカウンターパーティ・リスクは最小限であると判断している。

U B S マネジメント (ケイマン) リミテッド
(ケイマン諸島で設立された有限責任免税会社)

財務諸表に対する注記

2024年12月31日

10. 財務リスク管理 (続き)

(c) 流動性リスク

流動性リスクは、会社が金融債務に関連したコミットメントを履行するために必要な資金を調達することが困難となる可能性についてのリスクである。会社の戦略は、会社の流動資本を随時監視し、必要に応じてパートナーから資金を調達を行うことにより、流動性リスクへのエクスポージャーを最小限に抑えることである。

以下の表は、契約上の割引前支払額に基づく会社の金融負債の満期構成を要約したものである。割引による影響は小さいため、1年以内に返済しなければならない負債の残高は簿価に等しい。また表は、会社の契約上のコミットメントと流動性の全体像を提供するため、会社の金融資産 (適切な場合には割引前のベースで) の満期構成も分析している。

金融負債

満期のグループ分けは、事業年度末から契約上の満期日までの残存期間に基づいている。カウンターパーティが支払期日についての選択権を持つ場合は、負債は会社が支払を求められる場合がある最も早い期日に割り当てられる。

金融資産

満期のグループ分けの分析は、事業年度末から契約上の満期日までの残存期間、または、金融資産が現金化される予定期日、のいずれか早い方という考え方にに基づいている。

	要求払い 米ドル	3 カ月未満 米ドル	3 カ月から 12カ月 米ドル	満期なし 米ドル	合計 米ドル
2024年12月31日					
金融負債					
直接持株会社に対する債務	22,303	-	-	-	22,303
	<u>22,303</u>	<u>-</u>	<u>-</u>	<u>-</u>	<u>22,303</u>
	要求払い 米ドル	3 カ月未満 米ドル	3 カ月から 12カ月 米ドル	満期なし 米ドル	合計 米ドル
2023年12月31日					
金融負債					
直接持株会社に対する債務	16,752	-	-	-	16,752
未払取締役報酬	428,396	-	-	-	428,396
	<u>445,148</u>	<u>-</u>	<u>-</u>	<u>-</u>	<u>445,148</u>

UBSマネジメント(ケイマン)リミテッド
(ケイマン諸島で設立された有限責任免税会社)

財務諸表に対する注記

2024年12月31日

11. 非連結のストラクチャード・エンティティ

会社は、会社名がストラクチャード・エンティティの名称やそれが発行する商品に表示される、または会社がそのストラクチャード・エンティティと関係があるか、もしくは会社がそのストラクチャード・エンティティの設計や設定に関与しており、ストラクチャード・エンティティとの関与の一形態を有すると市場が一般的に期待する場合、自社をそのストラクチャード・エンティティのスポンサーであると見なす。

以下に示す非連結のストラクチャード・エンティティは、会社がスポンサーであり、年間固定管理費用としてそれぞれ5,000米ドル(2023年:5,000米ドル)を受け取っているが、2024年12月31日現在会社は持分を保有していない。

豪州高配当株・ツイン ファンド(適格機関投資家限定)
米国リート・プレミアム・ファンド(適格機関投資家限定)
プリンシパル/CSカナディアン・エクイティ・インカム・ファンド(適格機関投資家限定)
グローバル・リート・トリプル・プレミアム・ファンド(適格機関投資家限定)*
米国プリファードREITインカム・ファンド(適格機関投資家限定)*
日本エクイティ・プレミアム・ファンド(適格機関投資家限定)
NB/MYAM米国リート・インカム・ファンド(適格機関投資家限定)*
ダイワ・UK・ハイ・ディビデンド・エクイティ・ファンド(適格機関投資家限定)*
ブラジル株式 ファンド(適格機関投資家限定)
ダイワ・ブラジリアン・リアル・ボンド・ファンド(適格機関投資家限定)
ニッセイ・ジャパン・エクイティ・アクティブ・ファンド(適格機関投資家限定)
AMPオーストラリアREITファンド(適格機関投資家限定)
J-REITアンド リアル エステート エクイティファンド(適格機関投資家限定)
ダイワ・アメリカン・ハイ・ディビデンド・エクイティ・クワトロ・インカム・ファンド
(適格機関投資家限定)
ダイワ・アメリカン・リート・クワトロ・インカム・ファンド(適格機関投資家限定)
新生ワールドラップ・ステーブル・タイプ(適格機関投資家限定)
米国リート・トリプル・エンジン・プラス・ファンド(適格機関投資家限定)
米国・地方公共事業債ファンド
東京海上CATボンド・ファンド*
グローバル高配当株式プレミアム・ファンド(適格機関投資家限定)
マイスターズ・コレクション
PIMCO 短期インカム戦略ファンド
ピムコ ショート・ターム ストラテジー
ダイワJ-REIT・カバード・コール・ファンド(適格機関投資家限定)
外貨建てマン AHLスマート・レバレッジ戦略ファンド
SBI-ピクテ アジア・ハイテク・ベンチャー・ファンド

UBSマネジメント(ケイマン)リミテッド
(ケイマン諸島で設立された有限責任免税会社)

財務諸表に対する注記

2024年12月31日

11. 非連結ストラクチャード・エンティティ(続き)

豪ドル建て短期債券ファンド

インサイト・アルファ

USダイナミック・グロース

プレミアム・キャリア戦略ファンド

B S M D グローバル・アドバンテージ

ダイワ・W i L 3号 ベンチャーキャピタル・ファンド

ジャパン・エクイティ・プレミアム戦略ファンド

グローバル・セレクト・キャリア戦略ファンド

* 当該ファンドは2024年に終了。

会社は、契約上提供を求められていない非連結ストラクチャード・エンティティに金融的またはその他支援を提供していない。

会社は現在、契約上提供を求められていない非連結ストラクチャード・エンティティに金融的またはその他支援を提供する意向はない。

12. 財務諸表の承認

当財務諸表は、2025年5月21日に開催された会社の取締役会において、その公表が認可され承認された。

[次へ](#)

UBS MANAGEMENT (CAYMAN) LIMITED
 (An exempted company incorporated in the Cayman Islands with limited liability)
 STATEMENT OF PROFIT OR LOSS AND OTHER COMPREHENSIVE INCOME
 For the year ended 31 December 2024

	Notes	2024 USD	2023 USD
REVENUE			
Management fee income	4	170,000	185,000
Other incomes	4	<u>62,322</u>	<u>60,009</u>
		<u>232,322</u>	<u>245,009</u>
EXPENSES			
Audit fee		4,340	6,390
Directors' fee	9(c)	107,053	108,643
Other expenses		<u>5,015</u>	<u>48</u>
TOTAL EXPENSES		<u>116,408</u>	<u>115,081</u>
PROFIT BEFORE TAX		115,914	129,928
Tax expense	5	<u>-</u>	<u>-</u>
PROFIT FOR THE YEAR AND TOTAL COMPREHENSIVE INCOME FOR THE YEAR		<u>115,914</u>	<u>129,928</u>


The accompanying notes form an integral part of these financial statements.

UBS MANAGEMENT (CAYMAN) LIMITED
(An exempted company incorporated in the Cayman Islands with limited liability)

STATEMENT OF FINANCIAL POSITION

31 December 2024

	Notes	2024 USD	2023 USD
ASSETS			
Management fee receivable	7	170,000	185,000
Amount due from a fellow subsidiary	9(a)	864	864
Cash and cash equivalents	6	<u>1,955,991</u>	<u>2,249,019</u>
Total assets		<u>2,126,855</u>	<u>2,434,883</u>
LIABILITIES			
Amount due to an immediate holding company	9(b)	23,303	16,752
Directors' fee payable		-	428,396
Accruals		<u>4,339</u>	<u>6,436</u>
Total liabilities		<u>27,642</u>	<u>451,584</u>
NET ASSETS		<u>2,099,213</u>	<u>1,983,299</u>
EQUITY			
Share capital	8	735,000	735,000
Retained profits		<u>1,364,213</u>	<u>1,248,299</u>
Total equity		<u>2,099,213</u>	<u>1,983,299</u>



Nicolas Henri Jean Papavoine
Director

The accompanying notes form an integral part of these financial statements.

UBS MANAGEMENT (CAYMAN) LIMITED
(An exempted company incorporated in the Cayman Islands with limited liability)

STATEMENT OF CHANGES IN EQUITY

For the year ended 31 December 2024

	Share capital USD	Retained profits USD	Total USD
At 1 January 2023	735,000	1,118,371	1,853,371
Profit for the year and total comprehensive income for the year	<u>-</u>	<u>129,928</u>	<u>129,928</u>
At 31 December 2023 and 1 January 2024	735,000	1,248,299	1,983,299
Profit for the year and total comprehensive income for the year	<u>-</u>	<u>115,914</u>	<u>115,914</u>
At 31 December 2024	<u>735,000</u>	<u>1,364,213</u>	<u>2,099,213</u>

UBS MANAGEMENT (CAYMAN) LIMITED
(An exempted company incorporated in the Cayman Islands with limited liability)

STATEMENT OF CASH FLOWS

For the year ended 31 December 2024

	Note	2024 USD	2023 USD
CASH FLOWS FROM OPERATING ACTIVITIES			
Profit before tax		115,914	129,928
Adjustments for:			
Interest income		<u>(62,436)</u>	<u>(60,034)</u>
		53,478	69,894
Decrease in management fee receivable		15,000	20,000
Increase/(decrease) in amount due to an immediate holding company		6,551	(313,301)
(Decrease)/ increase in directors' fee payable		(428,396)	428,396
Decrease in accruals		<u>(2,097)</u>	<u>(37)</u>
Cash (used in)/generated from operating activities		(355,464)	204,952
Interest income received		<u>62,436</u>	<u>60,034</u>
Net cash flows (used in)/generated from operating activities		<u>(293,028)</u>	<u>264,986</u>
NET (DECREASE)/ INCREASE IN CASH AND CASH EQUIVALENTS		(293,028)	264,986
Cash and cash equivalents at the beginning of year		<u>2,249,019</u>	<u>1,984,033</u>
CASH AND CASH EQUIVALENTS AT END OF YEAR		<u>1,955,991</u>	<u>2,249,019</u>
ANALYSIS OF BALANCES OF CASH AND CASH EQUIVALENTS			
Cash and bank balances	6	<u>1,955,991</u>	<u>2,249,019</u>

The accompanying note form an integral part of these financial statements.

UBS MANAGEMENT (CAYMAN) LIMITED

(An exempted company incorporated in the Cayman Islands with limited liability)

NOTES TO FINANCIAL STATEMENTS

31 December 2024

1. CORPORATE INFORMATION

UBS Management (Cayman) Limited (the "Company") was incorporated in the Cayman Islands on 4 January 2000 as an exempted company with limited liability under the Companies Act, Cap.22 of the Cayman Islands. The Company's registered office is Maples Corporate Services Limited, P.O. Box 309, Ugland House, Grand Cayman KY1-1104, Cayman Islands.

The Company's principal activities are the creation of trusts and the administration and management of assets in trusts.

On 12 June 2023, UBS Group AG acquired Credit Suisse Group AG, succeeding by operation of Swiss law to all assets and liabilities of Credit Suisse Group AG, and became the direct or indirect shareholder of all of the former direct and indirect subsidiaries of Credit Suisse Group AG (the "Transaction"). The Company was one of the indirect subsidiaries of Credit Suisse Group AG included in this Transaction.

Upon the completion of the Transaction, each outstanding, registered Credit Suisse share converted to the right to receive, subject to the payment of certain fees to the Credit Suisse depository in the case of Credit Suisse American depository shares, the merger consideration consisting of 1/22.48 UBS Group AG shares. In aggregate, Credit Suisse shareholders received 5.1% of the outstanding UBS Group AG shares on the acquisition date, with a purchase price of USD3.7 billion.

In December 2023, the Board of Directors of UBS Group AG approved the merger of UBS AG and Credit Suisse AG, and both entities entered into a definitive merger agreement. The merger is completed on 31 May 2024.

On 1 March 2024, the Board of Directors has approved to change the name from Credit Suisse Management (Cayman) Limited to UBS Management (Cayman) Limited.

The ultimate holding company is UBS Group AG, a company incorporated in Switzerland. The directors regarded Credit Suisse (Hong Kong) Limited as the immediate holding company and UBS AG as the intermediate holding company.

2.1 BASIS OF PREPARATION

These financial statements of the Company have been prepared in accordance with IFRS Accounting Standards issued by International Accounting Standards Board ("IASB"). These financial statements have been prepared on a historical cost basis, except for financial assets and liabilities held at fair value through profit or loss, which have been measured at fair value.

The preparation of financial statements in conformity with IFRS Accounting Standards requires management to make judgements, estimates and assumptions that affect the application of policies and reported amounts of assets, liabilities, income and expenses. The estimates and associated assumptions are based on historical experience and various other factors that are believed to be reasonable under the circumstances, the results of which form the basis of making the judgements about carrying values of assets and liabilities that are not readily apparent from other sources. Actual results may differ from these estimates.

UBS MANAGEMENT (CAYMAN) LIMITED
(An exempted company incorporated in the Cayman Islands with limited liability)

NOTES TO FINANCIAL STATEMENTS

31 December 2024

2.1 BASIS OF PREPARATION (continued)

These financial statements are presented in United States Dollars ("USD") and all values are rounded to the nearest USD, except where otherwise indicated.

The statement of financial position presents assets and liabilities in order of liquidity and does not distinguish between current and non-current items.

Certain prior period comparative figures are reclassified to conform with current year presentation.

2.2 CHANGES IN ACCOUNTING POLICIES AND DISCLOSURES

The accounting principles adopted in the current period are consistent with those of the prior year. There are no other standards, interpretations or amendments to existing standards that are effective for the current financial period that have a material impact on the Company.

2.3 ISSUED BUT NOT YET EFFECTIVE IFRS ACCOUNTING STANDARDS

The Company has not early applied any of the new and revised IFRS Accounting Standards that have been issued but are not yet effective for the accounting year ended 31 December 2024 in these financial statements. Among the new and revised IFRS Accounting Standards, the following is expected to be relevant to the Company's financial statements upon becoming effective:

IFRS 18 *Presentation and Disclosure in Financial Statements*

In April 2024, the IASB issued IFRS 18, which replaces IAS 1 *Presentation of Financial Statements*. IFRS 18 introduces new requirements for presentation within the statement of profit or loss, including specified totals and subtotals. Furthermore, entities are required to classify all income and expenses within the statement of profit or loss into one of five categories: operating, investing, financing, income taxes and discontinued operations, whereof the first three are new.

It also requires disclosure of newly defined management-defined performance measures, subtotals of income and expenses, and includes new requirements for aggregation and disaggregation of financial information based on the identified 'roles' of the primary financial statements (PFS) and the notes.

In addition, narrow-scope amendments have been made to IAS 7 *Statement of Cash Flows*, which include changing the starting point for determining cash flows from operations under the indirect method, from 'profit or loss' to 'operating profit or loss' and removing the optionality around classification of cash flows from dividends and interest. In addition, there are consequential amendments to several other standards. IFRS 18, and the amendments to the other standards, is effective for reporting periods beginning on or after 1 January 2027, but earlier application is permitted and must be disclosed. IFRS 18 will apply retrospectively.

The Company is currently working to identify all impacts the amendments will have on the primary financial statements and notes to the financial statements.

UBS MANAGEMENT (CAYMAN) LIMITED
(An exempted company incorporated in the Cayman Islands with limited liability)

NOTES TO FINANCIAL STATEMENTS

31 December 2024

2.3 ISSUED BUT NOT YET EFFECTIVE IFRS ACCOUNTING STANDARDS (continued)

Lack of exchangeability – Amendments to IAS 21

In August 2023, the IASB issued amendments to IAS 21 *The Effects of Changes in Foreign Exchange Rates* to specify how an entity should assess whether a currency is exchangeable and how it should determine a spot exchange rate when exchangeability is lacking. The amendments also require disclosure of information that enables users of its financial statements to understand how the currency not being exchangeable into the other currency affects, or is expected to affect, the entity's financial performance, financial position and cash flows.

The amendments will be effective for annual reporting periods beginning on or after 1 January 2025. Early adoption is permitted, but will need to be disclosed. When applying the amendments, an entity cannot restate comparative information.

The amendments are not expected to have a material impact on the Company's financial statements.

3. MATERIAL ACCOUNTING POLICIES

Related parties

A party is considered to be related to the Company if:

- a) The party is a person or a close member of that person's family and that person.
 - i) has control or joint control over the Company;
 - ii) has significant influence over the Company; or
 - iii) is a member of the key management personnel of the Company or of a parent of the Company;

or

- b) The party is an entity where any of the following condition applies:
 - i) the entity and the Company are members of the same group;
 - ii) one entity is an associate or joint ventures of the other entity (or of a parent, subsidiary or fellow subsidiary of the other entity);
 - iii) the entity and the Company are joint ventures of the same third party;
 - iv) one entity is a joint venture of a third entity and other entity is an associate of the third entity;
 - v) the entity is a post-employment benefit plan for the benefit of employees of either the Company or an entity related to the Company;
 - vi) the entity is controlled or jointly controlled by a person identified in (a);
 - vii) a person identified in (a)(i) has significant influence over the entity or is a member of the key management personnel of the entity (or of a parent of the entity); and
 - viii) the entity, or any member of a group of which it is a part, provides key management personnel services to the Company or to the parent of the Company.

UBS MANAGEMENT (CAYMAN) LIMITED
(An exempted company incorporated in the Cayman Islands with limited liability)

NOTES TO FINANCIAL STATEMENTS

31 December 2024

3. MATERIAL ACCOUNTING POLICIES (continued)

Cash and cash equivalents

Cash and cash equivalents in the statement of financial position comprise cash on hand and at banks, and short-term highly liquid deposits with a maturity of generally within three months that are readily convertible into known amounts of cash, subject to an insignificant risk of changes in value and held for the purpose of meeting short-term cash commitments.

For the purpose of the statement of cash flows, cash and cash equivalents comprise cash on hand and at banks, and short-term deposits, as defined above, less bank overdrafts which are repayable on demand and form an integral part of the Company's cash management.

Financial instruments

(i) Classification

In accordance with IFRS 9, the Company classifies its financial assets and financial liabilities at initial recognition into the categories of financial assets and financial liabilities discussed below.

In applying that classification, a financial asset or financial liability is considered to be held for trading if:

- (a) It is acquired or incurred principally for the purpose of selling or repurchasing it in the near term; or
- (b) On initial recognition, it is part of a portfolio of identified financial instruments that are managed together and for which, there is evidence of a recent actual pattern of short-term profit-taking; or
- (c) It is a derivative (except for a derivative that is a financial guarantee contract or a designated and effective hedging instrument)

Financial assets

The Company classifies its financial assets as subsequently measured at amortised cost or measured at FVPL on the basis of both:

- The entity's business model for managing the financial assets
- The contractual cash flow characteristics of the financial asset

Financial assets measured at amortised cost

A debt instrument is measured at amortised cost if it is held within a business model whose objective is to hold financial assets in order to collect contractual cash flows and its contractual terms give rise on specified dates to cash flows that are solely payments of principal and interest ("SPPI") on the principal amount outstanding. The Company includes in this category short-term non-financing receivables.

Financial assets measured at fair value through profit or loss ("FVPL")

A financial asset is measured at FVPL if:

- (a) Its contractual terms do not give rise to cash flows on specified dates that are SPPI on the principal amount outstanding; or
- (b) It is not held within a business model whose objective is either to collect contractual cash flows, or to both collect contractual cash flows and sell; or
- (c) At initial recognition, it is irrevocably designated as measured at FVPL when doing so eliminates or significantly reduces a measurement or recognition inconsistency that would otherwise arise from measuring assets or liabilities or recognising the gains and losses on them on different bases.

UBS MANAGEMENT (CAYMAN) LIMITED
(An exempted company incorporated in the Cayman Islands with limited liability)

NOTES TO FINANCIAL STATEMENTS

31 December 2024

3. MATERIAL ACCOUNTING POLICIES (continued)

Financial instruments (continued)

(i) **Classification** (continued)

Financial liabilities

Financial liabilities measured at FVPL

A financial liability is measured at FVPL if it meets the definition of held for trading or is designated as measured at FVPL upon initial recognition.

Financial liabilities measured at amortised cost

This category includes all financial liabilities, other than those measured at FVPL. The Company includes in this category amounts relating to short-term payables.

(ii) **Recognition**

The Company recognises a financial asset or a financial liability when, and only when, it becomes a party to the contractual provisions of the instrument.

Purchases or sales of financial assets that require delivery of assets within the time frame generally established by regulation or convention in the marketplace (regular way trades) are recognised on the trade date, i.e., the date that the Company commits to purchase or sell the asset.

(iii) **Initial measurement**

Financial assets and financial liabilities at fair value through profit or loss are recorded in the statement of financial position at fair value. All transaction costs for such instruments are recognised directly in profit or loss and other comprehensive income.

Financial assets and financial liabilities (other than those classified as at fair value through profit or loss) are measured initially at their fair value plus any directly attributable incremental costs of acquisition or issue.

(iv) **Subsequent measurement**

After initial measurement, the Company measures financial instruments which are classified as at fair value through profit or loss at fair value. Subsequent changes in the fair value of those financial instruments are recorded in net gains or losses on financial assets and liabilities at fair value through profit or loss in profit or loss and other comprehensive income. Interest and dividends earned or paid on these instruments are recorded separately in interest income or expense and dividend income or expense in profit or loss and other comprehensive income.

Debt instruments, other than those classified as at fair value through profit or loss, are measured at amortised cost using the effective interest method less any allowance for impairment. Gains and losses are recognised in profit or loss when the debt instruments cost are derecognised or impaired, as well as through the amortisation process.

UBS MANAGEMENT (CAYMAN) LIMITED
(An exempted company incorporated in the Cayman Islands with limited liability)

NOTES TO FINANCIAL STATEMENTS

31 December 2024

3. MATERIAL ACCOUNTING POLICIES (continued)

(iv) Subsequent measurement (continued)

The effective interest method ("EIR") is a method of calculating the amortised cost of a financial asset or a financial liability and of allocating the interest income or interest expense over the relevant period. The effective interest rate is the rate that exactly discounts estimated future cash payments or receipts through the expected life of the financial instrument or, when appropriate, a shorter year to the net carrying amount of the financial asset or financial liability. When calculating the effective interest rate, the Company estimates cash flows considering all contractual terms of the financial instruments, but does not consider expected credit losses ("ECL"). The calculation includes all fees paid or received between parties to the contract that are an integral part of the effective interest rate, transaction costs and all other premiums or discounts.

(v) Derecognition

A financial asset (or, where applicable a part of a financial asset or part of a group of similar financial assets) is derecognised where:

- The rights to receive cash flows from the asset have expired; or
- The Company has transferred its rights to receive cash flows from the asset or has assumed an obligation to pay the received cash flows in full without material delay to a third party under a "pass through" arrangement and either (a) the Company has transferred substantially all the risks and rewards of the asset, or (b) the Company has neither transferred nor retained substantially all the risks and rewards of the asset, but has transferred control of the asset.

When the Company has transferred its rights to receive cash flows from an asset or has entered into a "pass-through" arrangement, and has neither transferred nor retained substantially all the risks and rewards of the asset nor transferred control of the asset, the asset is recognised to the extent of the Company's continuing involvement in the asset. In that case, the Company also recognises an associated liability. The transferred asset and the associated liability are measured on a basis that reflects the rights and obligations that the Company has retained.

The Company derecognises a financial liability when the obligation under the liability is discharged, cancelled or expired.

UBS MANAGEMENT (CAYMAN) LIMITED

(An exempted company incorporated in the Cayman Islands with limited liability)

NOTES TO FINANCIAL STATEMENTS

31 December 2024

3. MATERIAL ACCOUNTING POLICIES (continued)

Impairment of financial assets

The Company holds only short-term receivables with no financing component and which have maturities of less than 12 months at amortised cost and, as such, has chosen to apply an approach similar to the simplified approach for expected credit losses ("ECL") under IFRS 9 to all its receivables. Therefore, the Company does not track changes in credit risk, but instead, recognises a loss allowance based on lifetime ECLs at each reporting date.

The Company's approach to ECLs reflects a probability-weighted outcome, the time value of money and reasonable and supportable information that is available without undue cost or effort at the reporting date about past events, current conditions and forecasts of future economic conditions.

The Company uses the provision matrix as a practical expedient to measuring ECLs on receivables, based on days past due for groupings of receivables with similar loss patterns. Receivables are grouped based on their nature. The provision matrix is based on historical observed loss rates over the expected life of the receivables and is adjusted for forward-looking estimates.

Fair value measurement

The Company measures its investment in financial instruments at fair value at each reporting date.

Fair value is the price that would be received to sell an asset or paid to transfer a liability in an orderly transaction between market participants at the measurement date.

The fair value measurement is based on the presumption that the transaction to sell the asset or transfer the liability takes place either in the principal market for the asset or liability, or in the absence of a principal market, in the most advantageous market for the asset or liability. The principal or the most advantageous market must be accessible to the Company.

The fair value for financial instruments traded in active markets at the reporting date is based on their market quoted price within the bid/ask price or broker quotations which could be indicative prices, without any deduction for transaction costs. Securities defined in these accounts as 'listed' are traded in an active market.

For all other financial instruments not traded in an active market, the fair value is determined by using valuation techniques deemed to be appropriate in the circumstances. Valuation techniques include the market approach (i.e., using recent arm's length market transactions adjusted as necessary and reference to the current market value of another instrument that is substantially the same) and the income approach (i.e., discounted cash flow analysis and option pricing models making as much use of available and supportable market data as possible).

UBS MANAGEMENT (CAYMAN) LIMITED
(An exempted company incorporated in the Cayman Islands with limited liability)

NOTES TO FINANCIAL STATEMENTS

31 December 2024

3. MATERIAL ACCOUNTING POLICIES (continued)

Fair value measurement (continued)

All assets and liabilities for which fair value is measured or disclosed in the financial statements are categorised within the fair value hierarchy, described as follows:

Level 1 - Quoted prices (unadjusted) in active markets for identical assets or liabilities.

Level 2 - Valuation techniques for which the lowest level input that is significant to the fair value measurement is directly or indirectly observable

Level 3 - Valuation techniques for which the lowest level input that is significant to the fair value measurement is unobservable

For assets and liabilities that are recognised in the financial statements on a recurring basis, the Company determines whether transfers have occurred between levels in the hierarchy by re-assessing the categorisation (based on the lowest level input that is significant to the fair value measurement as a whole) at the beginning of each reporting period.

Provisions

A provision is recognised when a present obligation (legal or constructive) has arisen as a result of a past event and it is probable that a future outflow of resources will be required to settle the obligation, provided that a reliable estimate can be made of the amount of the obligation.

When the effect of discounting is material, the amount recognised for a provision is the present value at the end of the reporting period of the future expenditures expected to be required to settle the obligation. The increase in the discounted present value amount arising from the passage of time is included in the statement of profit or loss.

Revenue recognition

Revenue from contracts with clients

Revenue from contracts with customers is recognised when the control of goods or services is transferred to the customers at an amount that reflects the consideration to which the Company expects to be entitled in exchange for those goods or services.

- (a) Management fee
Management fee income is recognised over time because the customer simultaneously receives and consumes the benefits provided by the Company.

Other income

Interest income

Interest income is recognised on an accrual basis using the effective interest method by applying the rate that exactly discounts the estimated future cash receipts over the expected life of the financial instrument or a shorter period, when appropriate, to the net carrying amount of the financial asset.

Functional currency

These financial statements are presented in United States dollar, which is the Company's functional and presentation currency.

UBS MANAGEMENT (CAYMAN) LIMITED
(An exempted company incorporated in the Cayman Islands with limited liability)

NOTES TO FINANCIAL STATEMENTS

31 December 2024

3. MATERIAL ACCOUNTING POLICIES (continued)

Foreign currencies transactions

Transactions denominated in foreign currency are translated into the functional currency of the reporting unit at the spot exchange rate on the date of the transaction. At the end of the reporting period, all monetary assets and liabilities denominated in foreign currency are translated to the functional currency using the closing exchange rate. Differences arising on settlement or translation of monetary items are recognised in profit or loss.

Non-monetary items that are measured in terms of historical cost in a foreign currency shall be translated using the exchange rates at the date of the initial transactions. Non-monetary items measured at fair value in a foreign currency are translated using the exchange rates at the date when the fair value was measured. The gain or loss arising on translation of a non-monetary item measured at fair value is treated in line with the recognition of the gain or loss on change in fair value of the item.

Expenses

All expenses are recognised in the statement of profit or loss on an accrual basis.

4. REVENUE AND OTHER INCOMES

The principal activities of the Company are the creation of trusts and the administration and management of assets in trusts. Total revenue and other income recognised during the year are as follows:

	2024 USD	2023 USD
Revenue:		
Management fee income	<u>170,000</u>	<u>185,000</u>
Other incomes include the following:		
Bank interest income	62,436	60,034
Foreign exchange differences, net	<u>(114)</u>	<u>(25)</u>
	<u>62,322</u>	<u>60,009</u>

The performance obligation for management fee income is satisfied over time as services are rendered.

5. TAXATION

There are no taxes on income or gains in the Cayman Islands and the Company has received an undertaking from the Governor in Council of the Cayman Islands exempting it from all local income, profits and capital taxes for a period of 20 years from 10 October 2019. Accordingly, no provision for income taxes is included in these financial statements.

UBS MANAGEMENT (CAYMAN) LIMITED
(An exempted company incorporated in the Cayman Islands with limited liability)

NOTES TO FINANCIAL STATEMENTS

31 December 2024

6. CASH AND CASH EQUIVALENTS

	2024 USD	2023 USD
Cash at bank	<u>1,955,991</u>	<u>2,249,019</u>

Cash at bank earns interest at floating rates based on daily bank deposit rates. The carrying amount of the cash at bank approximate to their fair values.

7. MANAGEMENT FEE RECEIVABLES

	2024 USD	2023 USD
Management fee receivables	<u>170,000</u>	<u>185,000</u>

None of the above assets is either past due or impaired. The financial assets included in the above balances relate to receivables for which there was no recent history of default.

8. SHARE CAPITAL

	2024 USD	2023 USD
Issued and fully paid: 735,000 (2023: 735,000) ordinary shares of USD1 (2023: USD1) each	<u>735,000</u>	<u>735,000</u>

The holders of ordinary shares are entitled to receive dividends as declared from time to time and are entitled to one vote per share at general meetings of the Company. All ordinary shares rank equally with regard to the Company's residual assets.

Capital management

The Company's primary objectives when managing capital are to safeguard the Company's ability to continue as a going concern so that it can continue to provide returns to shareholders, by pricing services commensurately with the level of risk and by securing access to finance at a reasonable cost. As the Company is part of a larger group, the Company's sources of additional capital and policies for distribution of excess capital may also be affected by the group's capital management objectives. The Company defines "capital" as including all components of equity.

The Company's capital structure is regularly reviewed and managed with due regard to the capital management practices of the group to which the Company belongs. Adjustments are made to the capital structure in light of changes in economic conditions affecting the Company or the group, to the extent that these do not conflict with the directors' fiduciary duties towards the Company.

The Company was not subject to externally imposed capital requirements in the current period.

UBS MANAGEMENT (CAYMAN) LIMITED
(An exempted company incorporated in the Cayman Islands with limited liability)

NOTES TO FINANCIAL STATEMENTS

31 December 2024

9. RELATED PARTY TRANSACTIONS

Parties are considered to be related if one party has the ability to control the other party or exercise significant influence over the other party in making financial or operational decisions.

Outstanding balances with related parties

The Company has the following outstanding balances due from/(to) related companies as at the end of reporting period:

	Notes	2024 USD	2023 USD
Amount due from a fellow subsidiary	(a)	864	864
Amount due to an immediate holding company	(b)	<u>(23,303)</u>	<u>(16,752)</u>

(a) The amount due from a fellow subsidiary represents expenses paid by the Company on behalf of Credit Suisse (Singapore) Limited. It is unsecured, interest-free and has no fixed terms of repayment.

(b) The amount due to an immediate holding company represents expenses paid by Credit Suisse (Hong Kong) Limited on behalf of the Company. It is unsecured, interest-free and repayable on demand.

Transactions with related parties

Except as disclosed elsewhere in the financial statements, during the year ended 31 December 2024, the Company had the following material transactions with related parties:

	Notes	2024 USD	2023 USD
Compensation of key management personnel of the Company	(c)	<u>107,053</u>	<u>108,643</u>

(c) The details of the remuneration of the directors, being the key management personnel defined as a related party of the Company

UBS MANAGEMENT (CAYMAN) LIMITED
(An exempted company incorporated in the Cayman Islands with limited liability)

NOTES TO FINANCIAL STATEMENTS

31 December 2024

10. FINANCIAL RISK MANAGEMENT

The Company's investing activities expose it to various types of risk that are associated with the financial instruments and markets in which it invests. The most important types of financial risk to which the Company is exposed are market risk, credit and counterparty risk and liquidity risk. Market risk includes foreign currency risk and interest rate risk. The directors oversee the management of these risks.

The nature and extent of the financial instruments outstanding at the end of reporting period and the risk management policies employed by the Company are discussed below.

(a) Market risk

Market risk is the risk of loss arising from uncertainty concerning movements in market prices and rates, including observable variables such as interest rates, credit spreads, exchange rates, and others that may be only indirectly observable such as volatilities and correlations. Market risk includes such factors as changes in economic environment, consumption pattern and investors' expectation etc. which may have significant impact on the value of the investments. Market movement may therefore result in substantial fluctuation in the financial position of the Company.

Foreign currency risk

The Company is exposed to foreign currency risk primarily through certain transactions which give rise to payables that are denominated in Hong Kong dollars. Since the Hong Kong Dollars is pegged to the USD, the Company's exposure to foreign currency risk in respect of the invoices and expenses denominated in USD is considered to be minimal.

Interest rate risk

The Company is exposed to interest rate risk only to the extent that it earns bank interest on cash at bank. At 31 December 2024 and 2023, a change in interest rates would have no direct material effect on the carrying value of the recognised assets or liabilities of the Company.

(b) Credit and counterparty risk

Credit and counterparty risk is the risk of loss resulting from client or counterparty default and arises on credit exposure in all forms, including settlement risk. The Company's credit and counterparty risk is primarily attributable to cash and cash equivalents and amounts due from related companies. The Company's management regularly monitors the credit and counterparty risk of all the financial assets. It is considered that they are not past due or impaired for each of the reporting dates under review. None of the Company's financial assets are secured by collateral or other credit enhancements.

The directors considered the credit and counterparty risk as minimal since the Company's clients are the Company's related companies.

UBS MANAGEMENT (CAYMAN) LIMITED
(An exempted company incorporated in the Cayman Islands with limited liability)

NOTES TO FINANCIAL STATEMENTS

31 December 2024

10. FINANCIAL RISK MANAGEMENT

(c) Liquidity risk

Liquidity risk is the risk that the Company will encounter difficulty in raising funds to meet commitments associated with financial liabilities. The Company's strategy is to minimise its exposure to liquidity risk by monitoring the Company's liquid capital from time to time and by obtaining funds from partners where necessary.

The following table summarises the maturity profile of the Company's financial liabilities based on contractual undiscounted payments. Balances due within one year equal their carrying amounts, as the impact of discounting is insignificant. The table also analyses the maturity profile of the Company's financial assets (undiscounted where appropriate) in order to provide a complete view of the Company's contractual commitments and liquidity.

Financial liabilities

The maturity grouping is based on the remaining period from the end of the reporting period to the contractual maturity date. When a counterparty has a choice of when the amount is paid, the liability is allocated to the earliest period in which the Company can be required to pay.

Financial assets

The analysis into maturity groupings is based on the remaining period from the end of the reporting period to the contractual maturity date or, if earlier, the expected date on which the assets will be realised.

	On demand USD	Less than 3 months USD	3 to 12 months USD	No maturity USD	Total USD
31 December 2024					
<i>Financial liabilities</i>					
Amounts due to the immediate holding company	22,303	-	-	-	22,303
	<u>22,303</u>	<u>-</u>	<u>-</u>	<u>-</u>	<u>22,303</u>
	On demand USD	Less than 3 months USD	3 to 12 months USD	No maturity USD	Total USD
31 December 2023					
<i>Financial liabilities</i>					
Amounts due to the immediate holding company	16,752	-	-	-	16,752
Directors' fee payable	428,396	-	-	-	428,396
	<u>445,148</u>	<u>-</u>	<u>-</u>	<u>-</u>	<u>445,148</u>

UBS MANAGEMENT (CAYMAN) LIMITED
(An exempted company incorporated in the Cayman Islands with limited liability)

NOTES TO FINANCIAL STATEMENTS

31 December 2024

11. UNCONSOLIDATED STRUCTURED ENTITIES

The Company considers itself the sponsor of a structured entity when either its name appears in the name of the structured entity or in products issued by it or there is a general expectation from the market that the Company is associated with the structured entity or the Company was involved in the design or set up of the structured entity and has a form of involvement with the structured entity.

The below unconsolidated structured entities are sponsored by the Company where a fixed annual management fee of USD5,000 (2023: USD5,000) each is received but no interest is held by the Company as at 31 December 2024.

Australian High Dividend Equity Twin Alpha Fund (For Qualified Institutional Investors Only)
US REIT Premium Fund (For Qualified Institutional Investors Only)
Principal / CS Canadian Equity Income Fund (For Qualified Institutional Investors Only)
Global REIT Triple Premium Fund (For Qualified Institutional Investors Only)*
US Preferred REIT Income Fund (For Qualified Institutional Investors Only)*
Japan Equity Premium Fund (For Qualified Institutional Investors Only)
NB/MYAM US REIT Income Fund (For Qualified Institutional Investors Only)*
Daiwa UK High Dividend Equity Fund (For Qualified Institutional Investors Only)*
Brazil Equity Alpha Fund (For Qualified Institutional Investors Only)
Daiwa Brazilian Real Bond Fund (For Qualified Institutional Investors Only)
Nissay Japan Equity Active Fund (For Qualified Institutional Investors Only)
AMP Australia REIT Fund (For Qualified Institutional Investors Only)
J-REIT and Real Estate Equity Fund (For Qualified Institutional Investors Only)
Daiwa American High Dividend Equity Quattro Income Fund (For Qualified Institutional Investors Only)
Daiwa American REIT Quattro Income Fund (For Qualified Institutional Investors Only)
Shinsei World Wrap Stable Type (For Qualified Institutional Investors Only)
US REIT Triple Engine Plus Fund (For Qualified Institutional Investors Only)
US Municipal Bond Fund
Tokio Marine CAT Bond Fund*
Global High Dividend Equity Premium Fund (For Qualified Institutional Investors Only)
Meister's Collection
PIMCO Short Term Income Strategy Fund
PIMCO Short Term Strategy
Daiwa J-REIT Covered Call Fund (For Qualified Institutional Investors Only)
Foreign Currency Denominated Man AHL Smart Leverage Strategy Fund
SBI PICTET Asia Hi-Tech Venture Fund
AUD Short Term Bond Fund
Insight Alpha
US Dynamic Growth
Premium Carry Strategy Fund
BSMD Global Advantage
Daiwa Wil Ventures III, L.P. Fund
Japan Equity Premium Strategy Fund
Global Select Carry Strategy Fund

* The funds were terminated during 2024.

UBS MANAGEMENT (CAYMAN) LIMITED
(An exempted company incorporated in the Cayman Islands with limited liability)

NOTES TO FINANCIAL STATEMENTS

31 December 2024

11. UNCONSOLIDATED STRUCTURED ENTITIES (continued)

The Company has not provided financial or other support to unconsolidated structured entities that it was not contractually required to provide.

The Company does not currently have the intention to provide financial or other support to unconsolidated structured entities that is not contractually required to provide.

12. APPROVAL OF THE FINANCIAL STATEMENTS

The financial statements were approved and authorised for issue by the board of directors on 21 May 2025.

(2) 【損益計算書】

管理会社の損益の状況については、「(1) 貸借対照表」の項目に記載した管理会社の損益計算書をご参照ください。

4【利害関係人との取引制限】

受託会社および管理会社、これらの持株会社、持株会社の株主、持株会社の子会社ならびにその取締役、役員、従業員、代理人および関連会社(以下「利害関係者」といいます。)は、随時、ファンドと利益相反を生じる可能性のある他の金融、投資またはその他の専門的活動(以下「利益相反」といいます。)に関与することができます。これには、別のファンドの受託者、管理者、保管者、運用者、投資運用者または販売者として行為すること、および別のファンドまたは別の会社の取締役、役員、顧問または代理人を務めることが含まれます。とりわけ、管理会社またはその利害関係者は、ファンドと投資目的が類似または重複した別の投資ファンドの運用または助言に関与することを想定されます。また、管理会社の関連会社は、受託会社および/または管理会社と合意した条件に基づき、ファンドに対し、銀行サービス、財務顧問サービス、保管サービス、販売サービス、スワップ・カウンターパーティーサービスまたはヘッジサービスを提供することができ、これを行う場合、かかるサービスの提供により得た利益は当該利害関係者が留保します。受託会社および管理会社は、ファンドに提供されるサービスと類似のサービスを第三者に提供することができ、かかる行為により得た利益を計上する責任を負いません。利益の相反が生じた場合、受託会社または管理会社(適切な場合)は、その公正な解決を確保するよう努力します。ファンドを含め、他の顧客に投資機会を割り当てる場合、管理会社は、かかる業務に関して利益の相反に直面する可能性があります、このような状況における投資機会が公正に割り当てられることを確保します。

5【その他】

(1) 定款の変更等

定款の変更または管理会社の将来の解散については、臨時株主総会の承認を必要とします。

(2) 事業譲渡または事業譲受

該当事項はありません。

(3) 出資の状況

該当事項はありません。

(4) 訴訟およびその他の重要事項

訴訟事件その他管理会社およびファンドに重要な影響を与えた事実または与えると予想される事実はありません。

管理会社の会計年度は、毎年1月1日に始まり、12月31日に終了します。

管理会社は、存続期間の定めなく、株主総会の決議により、いつでも解散します。

第2【その他の関係法人の概況】

1【名称、資本金の額及び事業の内容】

(1) エリアン・トラスティ(ケイマン)リミテッド(Elian Trustee (Cayman) Limited) (「受託会社」)

(イ) 資本金の額

2026年2月末日現在の額は、100米ドル(1万5,581円)です。

(ロ) 事業の内容

エリアン・トラスティ(ケイマン)リミテッドは、ファンドの受託会社です。受託会社は、ケイマン諸島において設立された有限責任会社であり、インタートラスト・コーポレート・サービスズ(ケイマン)リミテッド(旧名称: エリアン・フィデューシャリー・サービスズ(ケイマン)リミテッド)(以下「ICSC」といいます。)の完全子会社です。ICSCは、ケイマン諸島において有限責任会社として設立され、ケイマン諸島の法律に従い、信託免許およびミューチュアル・ファンドの管理事務代行免許を有しており、CIMAの規制を受けています。受託会社は、信託免許保有者の完全子会社として、ケイマン諸島の銀行・信託会社法(改正済)に定義される「被支配子会社」であり、したがって当該法律に基づく免許要件を免除されています。ICSCは2022年11月にコーポレーション・サービス・カンパニーに買収され、現在は非上場企業です。

(2) エスエムティー・ファンド・サービスズ(アイルランド)リミテッド(SMT Fund Services (Ireland) Limited) (「管理事務代行会社」)

(イ) 資本金の額

2025年4月末日現在の額は、62,992,338ユーロ(約115億7,925万円)です。

(注)ユーロの円貨換算は、2026年2月27日現在の株式会社三菱UFJ銀行の対顧客電信売買相場の仲値(1ユーロ=183.82円)によります。以下、別段の記載がない限り、ユーロの円貨表示は全てこれによるものとします。

(ロ) 事業の内容

エスエムティー・ファンド・サービスズ(アイルランド)リミテッドは、1995年にアイルランドで設立され、その最終親会社は、東京証券取引所に普通株式が上場されている日本企業の三井住友トラストグループ株式会社です。エスエムティー・ファンド・サービスズ(アイルランド)リミテッドは、多くの法域で設立された集団投資スキームに対してもサービスを提供しています。

(3) 三井住友信託銀行株式会社ロンドン支店(Sumitomo Mitsui Trust Bank, Limited (London Branch)) (「保管会社」)

(イ) 資本金の額

2025年4月末日現在の額は、3,420億円です。

(ロ) 事業の内容

保管会社は、日本法に基づき信託および銀行事業を行う認可を受けた日本の銀行です。その最終持株会社は、東京証券取引所に上場されている日本企業の三井住友トラストグループ株式会社です。保管会社は、英国内で保管業務を行う目的で、英国金融行動監視機構により認可を受けています。

(4) UBS証券株式会社(「代行協会員」)

(イ) 資本金の額

2025年11月末日現在の額は、449億865万円です。

(ロ) 事業の内容

代行協会員は日本の証券会社であり、ユービーエス・エイ・ジーの完全子会社です。

代行協会員は、金融商品取引法に基づく登録を受けた金融商品取引業者です。管理会社は、日本法、特にJSDAが採用する外国証券の取引に関する規則を遵守するため、代行協会員を任命しています。代行協会員

は、代行協会員契約に基づき、受益証券に関する日本語の目論見書の日本における販売会社への送付、基準価額の公表ならびに日本法および/またはJSDAの規則により要請される日本におけるファンドの財務書類の備置について責任を負います。

(5) 岡三証券株式会社 (「日本における販売会社」)

(イ) 資本金の額

2025年3月末日現在の額は、50億円です。

(ロ) 事業の内容

岡三証券株式会社は、第一種金融商品取引業、第二種金融商品取引業、投資助言・代理業、投資運用業を行っています。

(6) ユービーエス・エイ・ジー ロンドン支店 (UBS AG, London Branch) (「報酬代行会社」)

(イ) 資本金の額

2025年11月末日現在の額は、3億8,600万米ドル (約601億4,266万円)

(ロ) 事業の内容

ユービーエス・エイ・ジーは1978年2月28日にエスピーシー・エイ・ジーという名称により存続期間を無期限として設立され、同日にカントン・バーゼル市の商業登記簿に登録されました。1997年12月8日、同社は商号をユービーエス・エイ・ジーに変更しました。同社は、1998年6月29日にスイス・ユニオン銀行 (1862年設立) とスイス銀行コーポレイション (1872年設立) が合併して現在の形となりました。ユービーエス・エイ・ジーは、カントン・チューリッヒおよびカントン・バーゼル市の商業登記簿に登録されています。登記番号は、CHE-101.329.561です。

ユービーエス・エイ・ジーは、スイスで設立され、スイスに本拠地を置き、スイス法に基づき株式会社 (Aktiengesellschaft) として事業を行っています。また、関連するスイス法令上のコーポレート・ガバナンス要件をすべて遵守しています。ユービーエス・エイ・ジーは、ニューヨーク証券取引所 (以下「NYSE」といいます。) に上場している債券を有する外国民間発行体として、外国民間発行体に適用されるNYSEのコーポレート・ガバナンス基準も遵守しています。

ユービーエス・エイ・ジーは、UBSグループの持株会社であるUBSグループ・エイ・ジーが100%所有しています。ユービーエス・エイ・ジーは、4つの事業部門 (グローバル・ウェルス・マネジメント、パーソナル&コーポレート・バンキング、アセット・マネジメントおよびインベストメント・バンク) およびグループ・ファンクションを有し、グループとして事業を行っています。ユービーエス・エイ・ジーの目的は銀行の運営です。その業務範囲は、スイス国内外におけるあらゆる種類の銀行業務、金融業務、アドバイザリー業務、トレーディング業務およびサービス業務に及びます。ユービーエス・エイ・ジーは、スイス国内外において、支店および駐在員事務所ならびに銀行、金融会社およびその他のあらゆる種類の企業を設立し、これらの企業の持分を保有し、その管理を行うことができます。ユービーエス・エイ・ジーは、スイス国内外において不動産および建物に関する権利の取得、抵当権設定および売却を行うことができます。ユービーエス・エイ・ジーは、資本市場で資金の借入れおよび投資を行うことができます。ユービーエス・エイ・ジーは、グループ親会社であるUBSグループ・エイ・ジーが支配する企業グループに属しています。同社は、グループ親会社または他のグループ会社の利益を促進する場合があります。また、グループ会社のために貸付、保証その他の種類の融資や担保を提供する場合があります。

ユービーエス・エイ・ジー ロンドン支店は、1998年に設立され、ユービーエス・エイ・ジーの支店です。設立番号BR004507でイングランドおよびウェールズにおいて登録されており、その登記上の事務所は、EC2M、2QS、英国、ロンドン、ブロードゲート5です。ユービーエス・エイ・ジー ロンドン支店は、スイス金融市場監督機関による認可および規制を受けています。また、英国プルーデンス規制機構の認可を受けており、英国金融行為監督機構による規制およびプルーデンス規制機構による一定の規制を受けています。

(7) SBI岡三アセットマネジメント株式会社(「投資運用会社」)

(イ) 資本金の額

2025年10月1日現在の額は、1億円です。

(ロ) 事業の内容

SBI岡三アセットマネジメント株式会社は、投資運用業(投資信託委託業、投資一任業)、投資助言・代理業、第二種金融商品取引業を行っています。

2【関係業務の概要】

(1) エリアン・トラスティ(ケイマン)リミテッド(Elian Trustee (Cayman) Limited)

信託証書に基づき、受託業務を提供します。

(2) エスエムティー・ファンド・サービシーズ(アイルランド)リミテッド(SMT Fund Services (Ireland) Limited)

登録・名義書換代行業務および管理事務代行業務を提供します。

(3) 三井住友信託銀行株式会社ロンドン支店(Sumitomo Mitsui Trust Bank, Limited (London Branch))

保管業務を提供します。

(4) UBS証券株式会社

日本における代行協会員業務を行います。

(5) 岡三証券株式会社

ファンドの受益証券の募集に関し、日本における販売業務・買戻業務を行います。

(6) ユービーエス・エイ・ジー ロンドン支店(UBS AG, London Branch)

報酬代行会社任命契約に基づき、報酬等支払代行業務を行います。

(7) SBI岡三アセットマネジメント株式会社

投資運用契約に基づき、資産運用業務および管理会社代行サービス業務を行います。

3【資本関係】

UBSマネジメント(ケイマン)リミテッド(管理会社)、UBS証券株式会社(代行協会員)およびユービーエス・エイ・ジー ロンドン支店(報酬代行会社)は、いずれもUBSグループ・エイ・ジーを最終親会社とするグループ会社です。

第3【投資信託制度の概要】

1. ケイマン諸島における投資信託制度の概要

- 1.1 1993年までは、ケイマン諸島には投資信託を具体的に規制する法律は存在しなかったが、ケイマン諸島内においてまたはケイマン諸島から運営している投資信託の受託者はケイマン諸島の銀行および信託会社法(改正済)(以下「銀行および信託会社法」という。)の下で規制されており、ケイマン諸島内においてまたはケイマン諸島から運営している投資運用会社、投資顧問会社およびその他の業務提供者は、銀行および信託会社法、ケイマン諸島の会社管理法(改正済)またはケイマン諸島の地域会社(管理法(改正済))の下で規制されていた。
- 1.2 ケイマン諸島は連合王国の海外領であり、当時は為替管理上は「ポンド圏」に属していたため、多くのユニット・トラストおよびオープン・エンド型の投資信託が1960年代の終わり頃に設立され、概して連合王国に籍を有する投資運用会社または投資顧問会社をスポンサー(以下「設立計画推進者」という。)として設立されていた。その後、米国、ヨーロッパ、極東およびラテンアメリカの投資顧問会社が設立計画推進者となって、かなりの数のユニット・トラスト、会社ファンド、およびリミテッド・パートナーシップを設定した。
- 1.3 現在、ケイマン諸島は、投資信託について以下の二つの別個の法体制を運用している。
 - (a) 1993年7月に施行された、「ミューチュアル・ファンド」に分類されるオープン・エンド型の投資信託および投資信託管理者を規制するケイマン諸島のミューチュアル・ファンド法(改正済)(以下「ミューチュアル・ファンド法」という。)、ならびに2020年に施行された直近の改正ミューチュアル・ファンド法
 - (b) 2020年2月に施行された、「プライベート・ファンド」に分類されるクローズド・エンド型ファンドを規制するケイマン諸島のプライベート・ファンド法(改正済)(以下「プライベート・ファンド法」といい、ミューチュアル・ファンド法と併せて「ファンド法」という。)
- 1.4 プライベート・ファンドについて明示的に別段の記載がなされる場合(または投資信託一般に対する言及により黙示的に記載される場合)を除き、本投資信託制度の概要の残りの記載は、ミューチュアル・ファンド法の下で規制されるオープン・エンド型のミューチュアル・ファンドの運用に関するものであり、「ミューチュアル・ファンド」の用語は、これに応じて解釈されるものとする。
- 1.5 2022年12月現在、ミューチュアル・ファンド法に基づく規制を受けている、活動中のミューチュアル・ファンドの数は、12,995(3,224のマスター・ファンドを含む。)であった。またそれに加え、同日時点で、適用可能な免除規定に従った相当数の未登録投資信託(2020年2月よりプライベート・ファンド法の下で規制されるクローズド・エンド型ファンド、および2020年2月より一般的にミューチュアル・ファンド法の下で規制される限定投資家ファンド(以下に定義する。)の両方を含むが、これらに限られない。)が存在していた。
- 1.6 ケイマン諸島は、カリブ金融活動作業部会(マネー・ロンダリング)のメンバーである。

2. 投資信託規制

- 2.1 銀行、信託会社、保険会社、投資運用会社、投資顧問会社および会社の管理者をも監督しておりケイマン諸島の金融庁法(改正済)(以下「金融庁法」という。)により設置された法定政府機関であるCIMAが、ファンド法のもとでのミューチュアル・ファンドおよびプライベート・ファンド規制の責任を課せられている。CIMAは、証券監督者国際機構およびオフショア・バンキング監督者グループのメンバーである。
- 2.2 ミューチュアル・ファンド法において、ミューチュアル・ファンドとは、ケイマン諸島において設立された会社、ユニット・トラストもしくはパートナーシップ、またはケイマン諸島外で設立されたものでケイマン諸島から運用が行われており、投資者の選択により買戻しができる受益権を発行し、投資者

の資金をプールして投資リスクを分散し、かつ、投資を通じて投資者が収益もしくは売買益を享受できるようにする目的もしくは効果を有するものと定義されている。

2.3 プライベート・ファンド法において、プライベート・ファンドとは、投資者の選択による買戻しができない投資持分を募集もしくは発行する、または発行した会社、ユニット・トラストまたはパートナーシップであり、投資者の資金をプールして、以下の場合にかかる事業体の投資対象の取得、保有、管理または処分を通じて投資者が収益もしくは売買益を享受できるようにする目的もしくは効果を有するものと定義されている。

(a) 投資持分の所有者が、投資対象の取得、保有、管理または処分について日常的支配権を有しない場合

(b) 投資対象が、全体としてプライベート・ファンドの運営者またはその代理人によって直接的または間接的に管理される場合

ただし、以下を除く。

(a) 銀行および信託会社法またはケイマン諸島の保険法(改正済)に基づく免許を受けた者

(b) ケイマン諸島の住宅金融組合法(改正済)またはケイマン諸島の共済会法(改正済)に基づき登録された者、または

(c) 非ファンド・アレンジメント(アレンジメントの一覧は、プライベート・ファンド法の別紙に定められる。)

2.4 ミューチュアル・ファンド法に基づき、CIMAは、フィーダー・ファンドであり、それ自身がCIMAの規制を受けるミューチュアル・ファンド(以下「規制フィーダー・ファンド」という。)のマスター・ファンドとして行為するケイマン諸島の事業体についても、規制上の責任を負う。概して、かかるマスター・ファンドが、規制フィーダー・ファンドの総合的な投資戦略を実施することを主な目的として、少なくとも1つの規制フィーダー・ファンドを含む、一または複数の投資者に対して(直接的または仲介会社を通じて間接的に)受益権を発行し、投資対象を保有し、取引活動を行う場合、かかるマスター・ファンドは、CIMAへの登録を要求される場合がある。

2.5 2020年2月7日、ミューチュアル・ファンド法を改正したケイマン諸島の(改正)ミューチュアル・ファンド法(改正済)(以下「改正法」という。)が施行された。改正法は、その受益権に関する投資者が15名以内であり、その過半数によってミューチュアル・ファンドの運営者を選任または解任することができるという条件で、従前登録を免除されていた一定のケイマン諸島のミューチュアル・ファンド(以下「限定投資家ファンド」という。)をCIMAに登録するよう定める。

2.6 ファンド法は、同法の規定に関する違反行為に対して厳しい刑事罰を課している。

3. 規制を受けるミューチュアル・ファンドの四つの型

ミューチュアル・ファンド法に基づくミューチュアル・ファンドの規制には、四つの類型がある。

3.1 免許を付与されたミューチュアル・ファンド

第一の方法は、CIMAの裁量により発行されるミューチュアル・ファンドに係る免許をCIMAに申請することである。所定の様式でCIMAにオンライン申請を行い、CIMAに対して募集書類を提出し、該当する申請手数料を支払う必要がある。各設立計画推進者が健全な評判を有し、投資信託を管理するのに十分な専門性を有し、取締役(または、場合により、それぞれの地位における管理者または役員)に適格かつ適切である者がミューチュアル・ファンドを管理しており、かつ、ファンドの業務が適切な方法で行われると考えられるものとCIMAが判断した場合には、免許が与えられる。この投資信託は、著名な評判を有する機関が設立計画推進者であって、投資信託管理者としてケイマン諸島のミューチュアル・ファンドの管理者が選任されない投資信託に適している。

3.2 管理されたミューチュアル・ファンド

第二の方法は、ミューチュアル・ファンドが、そのケイマン諸島における主たる事務所として免許投資信託管理者の事務所を指定する場合である。この場合、募集書類と所定の法定様式が、該当する申請

手数料とともにCIMAに対してオンラインで提出されなければならない。また、管理者に関するオンライン申請も所定の様式で行われなければならない。ミューチュアル・ファンド自体については、免許を取得する必要はない。ただし、投資信託管理者は、各設立計画推進者が健全な評判の者であること、投資信託の管理が投資信託管理の十分な専門性を有する健全な評判の者により管理されること、投資信託業務および受益権を募る方法が適切に行われることを満たしていることが要求される。投資信託管理者は、主たる事務所を提供している投資信託がミューチュアル・ファンド法に違反しており、支払不能となっており、またはその他債権者もしくは投資者に対して害を与える方法で行動しているものと信じる理由があるときは、CIMAに対して報告しなければならない。

3.3 登録投資信託(第4(3)条ミューチュアル・ファンド)

規制の第三の類型は、ミューチュアル・ファンド法第4(3)条に基づき登録され、以下のいずれかに該当するミューチュアル・ファンドに適用される。

(a) 一投資者当たりの最低初期投資額が(CIMAが100,000米ドルと同等とみなす)80,000ケイマン諸島ドルであるもの

(b) 受益権が公認の証券取引所に上場されているもの

登録投資信託については、ケイマン諸島のミューチュアル・ファンド管理者による免許の取得または主たる事務所の提供に関する要件はなく、登録投資信託は、単に一定の詳細内容を記載した募集書類をオンライン提出し、該当する申請手数料を支払うことによりCIMAに登録される。

3.4 限定投資家ファンド

限定投資家ファンドは、2020年2月以前は登録を免除されていたが、現在はCIMAに登録しなければならない。限定投資家ファンドの義務は、ミューチュアル・ファンド法第4(3)条に基づき登録されるミューチュアル・ファンドの義務(CIMAへの登録時の当初手数料および年間手数料を含む。)に類似するが、両者には重要な相違点が複数存在する。ミューチュアル・ファンド法第4(3)条に基づき登録されるミューチュアル・ファンドとは異なり、限定投資家ファンドは、その投資者が15名以内でなければならない。当該投資者がその過半数によってミューチュアル・ファンドの運営者(運営者とは、取締役、ジェネラル・パートナー、受託会社または管理者を意味する。)を選任または解任することができなければならない。他の重要な相違点は、ミューチュアル・ファンド法第4(3)条に基づき登録されるミューチュアル・ファンドの投資者が法定当初最低投資額(80,000ケイマン諸島ドル/100,000米ドルと同等の額)の規制に服する一方で、限定投資家ファンドの投資者には法定当初最低投資額が適用されない点である。

4. 投資信託の継続的要件

- 4.1 限定投資家ファンドの場合を除き、いずれの規制投資信託も、CIMAに免除されない限り、受益権についてすべての重要な事項を記述し、投資希望者が(投資するか否かの)判断を十分情報を得た上でなし得るようになるために必要なその他の情報を記載した募集書類を発行しなければならない。限定投資家ファンドは、募集書類、条件要項または販促資料を届け出ることを選択できる。マスター・ファンドに募集書類がない場合、当該マスター・ファンドに係る詳細内容は、通常、規制フィーダー・ファンドの募集書類(当該書類はCIMAに提出しなければならない。)に含まれる。さらに、偽りの記述に対する既存の法的義務およびすべての重要事項の適切な開示に関する一般的なコモン・ロー上の義務が適用される。募集が継続している場合で、重大な変更があった場合には、変更後の募集書類(限定投資家ファンドの場合は、条件要項もしくは販促資料(届出がされている場合))を、当該変更から21日以内にCIMAに提出する義務がある。CIMAは、募集書類の内容または様式を指図する特定の権限を有しないものの、折に触れて募集書類の内容について規則または方針を発表する。
- 4.2 すべての規制投資信託は、CIMAが承認した監査人を選任しなければならない、ミューチュアル・ファンドの決算終了から6か月以内にミューチュアル・ファンドの監査済み年間会計書類を提出しなければならない。監査人は、監査の過程で投資信託が以下のいずれかに該当するという情報を入手したときまたは該当すると疑う理由があるときはCIMAに対し書面で通知する法的義務を負っている。
- (a) 投資信託がその義務を履行期が到来したときに履行できない、またはそのおそれがある場合
 - (b) 投資信託の投資者または債権者を害するような方法で、自ら事業を行いもしくは行っている事業を解散し、またはそうしようと意図している場合
 - (c) 会計が適切に監査できるような十分な会計記録を作成せずに事業を行いまたはそのように意図している場合
 - (d) 欺罔的または犯罪的な方法で事業を行いまたはそのように意図している場合
 - (e) ミューチュアル・ファンド法、ミューチュアル・ファンド法に基づく規則、金融庁法、ケイマン諸島のマネー・ロンダリング防止規則(改正済)(以下「マネー・ロンダリング防止規則」という。)または、免許を受けたミューチュアル・ファンドの場合に限り、ミューチュアル・ファンドの免許の条件を遵守せずに事業を行いまたはそのように意図している場合
- 4.3 すべての規制投資信託は、登記上の事務所もしくは主たる事務所または受託会社の変更があったときはこれをCIMAに通知しなければならない。かかる通知の期間は、該当する規則の様式(および該当する条件)によって異なる場合があり、かかる通知が変更の前提条件として要求される場合や、かかる通知が変更の実施から21日以内に行うものとされる場合がある。
- 4.4 当初2006年12月27日に効力を生じたケイマン諸島の投資信託(年次申告書)規則(改正済)に従って、すべての規制投資信託は、投資信託の各会計年度について、会計年度終了後6か月以内に、規則に記載された項目を含んだ正確で完全な申告書を作成し、CIMAに提出しなければならない。CIMAは当該期間の延長を許可することができる。申告書は、投資信託に関する一般的情報、営業情報および会計情報を含み、CIMAにより承認された監査人を通じてCIMAに提出されなければならない。規制投資信託の運営者は、投資信託にこの規則を遵守させることに責任を負う。監査人は、規制投資信託の運営者から受領した各申告書をCIMAに適切な時期に提出することにのみ責任を負い、提出された申告書の正確性または完全性については法的義務を負わない。

5. 投資信託管理者

- 5.1 ミューチュアル・ファンド法における管理者のための免許には、「投資信託管理者」の免許および「制限的投資信託管理者」の免許の二つの類型がある。投資信託の管理を行うことを企図する場合は、そのいずれかの免許が要求される。管理とは、投資信託の資産のすべてまたは実質上資産のすべてを支配し投資信託の管理をし、または投資信託に対して主たる事務所を提供し、もしくは受託会社または投資信託の取締役を提供すること(免除会社またはユニット・トラストであるかによる。)を含むものとし、管理と定義される。ミューチュアル・ファンドの管理から除外されるのは、特に、パートナーシップ・ミューチュアル・ファンドのジェネラル・パートナーの活動、ならびに法定・法的記録が保管されるか、会社の事務業務が行われる登記上の事務所の提供である。
- 5.2 いずれの類型の免許を受ける者も、規制投資信託を管理するのに十分な専門性を有し、健全な評判を有し、かつ、投資信託管理者としての業務は、それぞれの地位において取締役、管理者または役員として適格かつ適正な者により行われる、という法定のテスト基準を満たさなければならない。免許を受ける者は、上記の事柄を示しかつそのオーナーのすべてと財務構造およびその取締役と役員を明らかにして詳細な申請書をCIMAに対し提出しなければならない。かかる者は少なくとも2名の取締役を有しなければならない。投資信託管理者の純資産は、最低約48万米ドルなければならない。制限的投資信託管理者には、最低純資産額の要件は課されない。投資信託管理者は、ケイマン諸島に2名の個人を擁する本店をみずから有しているか、ケイマン諸島の居住者であるかケイマン諸島で設立された法人を代行会社として有さねばならず、制限なく複数の投資信託のために行為することができる。
- 5.3 投資信託管理者の責任は、まず受諾できる投資信託(該当する場合)にのみ主たる事務所を提供し、第3.2項に定めた状況においてCIMAに対して知らせる法的義務を遵守することである。
- 5.4 制限的投資信託管理者は、CIMAが承認する規制投資信託(CIMAの現行の方針は、最大10のファンドに許可を付与するものである。)に関し管理者として行なうことができるが、ケイマン諸島に登記上の事務所を有していることが必要である。この類型は、ケイマンに投資信託の運用会社を創設した投資信託設立推進者が投資信託に関連した一連の投資信託を管理することを認める。CIMAの承認を条件として関連性のないファンドを運用することができる。現在の方針では、制限的投資信託管理者は、投資信託に対して主たる事務所を提供することが許されていない。しかし、制限的投資信託管理者が投資信託管理業務を提供する各規制投資信託は、登録投資信託または限定投資家ファンドでない場合は、別個に免許を受けなければならない。
- 5.5 投資信託管理者は、CIMAの承認を受けた監査人を選任しなければならない。決算期末から6か月以内にCIMAに対し監査済みの会計書類を提出しなければならない。監査人は、監査の過程で免許投資信託管理者が以下のいずれかに該当するという情報を入手したときまたは該当すると疑う理由があるときは、CIMAに対し書面で通知する法的義務を負っている。
- (a) 投資信託管理者がその義務を履行期が到来したときに履行できない、またはそのおそれがある場合
 - (b) 投資信託管理者が管理している投資信託の投資者または投資信託管理者の債権者または投資信託の債権者を害するような方法で、事業を行いもしくは行っている事業を自発的に解散し、またはそうしようとして意図している場合
 - (c) 会計が適切に監査できるような十分な会計記録を作成せずに事業を行いまたはそのように意図している場合
 - (d) 欺罔的または犯罪的な方法で事業を行いまたはそのように意図している場合
 - (e) ミューチュアル・ファンド法または以下の()および()に基づく規則を遵守せずに事業を行い、またはそのように意図している場合
- () ミューチュアル・ファンド法、金融庁法、マネー・ロンダリング防止規則または免許の条件
 - () 免許を受ける者が、ケイマン諸島の実質的所有者透明性法(改正済)(以下「BOTA」という。)において「法人向けサービス提供者」として定義されている場合
- 5.6 CIMAは投資信託管理者に対して純資産を増加し、または保証や満足できる財務サポートを提供することを要求することもできる。

- 5.7 投資信託管理者の株主、取締役、上級役員、またはジェネラル・パートナーの変更についてはCIMAの承認が必要である。
- 5.8 非制限的免許を有する投資信託管理者がCIMAに対して支払う当初手数料は、24,390米ドルまたは30,488米ドルであり(管理する投資信託の数による。)、また、制限的投資信託管理者の支払う当初手数料は8,536米ドルである。一方、非制限的免許を有する投資信託管理者の支払う年間手数料は、36,585米ドルまたは42,682米ドルであり(管理する投資信託の数による。)、また、制限的投資信託管理者の支払う年間手数料は8,536米ドルである。

6. ケイマン諸島における投資信託の構造の概要

ケイマン諸島の投資信託について一般的に用いられている類型は以下の通りである。

6.1 免除会社

- (a) 最も一般的な投資信託の手段は、ケイマン諸島の会社法(改正済)(以下「会社法」という。)に従って通常額面株式を発行する(無額面株式の発行も認められる)免除有限責任会社である。時には、保証による有限責任会社も用いられる。免除会社は、投資信託にしばしば用いられており、以下の特性を有する。
- (b) 設立手続には、会社の基本憲章の当初の制定(会社の目的、登記上の事務所、授權資本、株式買戻規定、および内部統制条項を記載した基本定款および定款)、基本定款の記名者による署名を行い、これをその記名者の簡略な法的宣誓文書とともに、授權資本に応じて異なる手数料とともに会社登記官に提出することを含む。設立書類(特に定款)は、通常、ファンドの条件案がより正確に反映されるよう、ミューチュアル・ファンドの設立からローンチまでの間に改定される。
- (c) 存続期限のある/存続期間限定会社 - 存続期間が限定される会社型のファンドで外国の税法上(例えば米国)非課税の扱いを受けるかパートナーシップとして扱われるものを設立することは可能である。
- (d) 免除会社がいっただん設立された場合、会社法の下での主な必要要件は、以下の通り要約される。
- () 各免除会社は、ケイマン諸島に登記上の事務所を有さなければならない。
 - () 取締役、代理取締役および役員の名簿は、登記上の事務所に維持されなければならない、その写しを会社登記官に提出しなければならない。
 - () 免除会社の財産についての担保その他の負担の記録は、登記上の事務所に維持されなければならない。
 - () 株主名簿は、登記上の事務所においてまたは希望すればその他の管轄地において維持することができる。
 - () 会社の手続の議事録は、利便性のある場所において維持する。
 - () 免除会社は、会社の業務状況に関する真正かつ公正な所見を提供するもので、かつ会社の取引を説明するために必要な帳簿、記録を維持しなければならない。
- (e) 免除会社は、株主により管理されていない限り、一または複数の取締役を有しなければならない。取締役は、コモン・ロー上の忠実義務に服すものとし、注意を払って、かつ免除会社の最善の利益のために行為しなければならない。
- (f) 免除会社は、様々な通貨により株主資本を指定することができる。
- (g) 額面株式または無額面株式のいずれかの設定が認められる(ただし、会社は額面株式および無額面株式の両方を発行することはできない。)。
- (h) いずれのクラスについても償還株式の発行が認められる。
- (i) 株式の買戻しも認められる。
- (j) 収益または払込剰余金からの払込済株式の償還または買戻しの支払に加えて、免除会社は資本金から払込済株式の償還または買戻しをすることができる。ただし、免除会社は、資本金からの支払後においても、通常の事業の過程で支払時期が到来する債務を支払うことができる(すなわち、支払能力を維持する)ことを条件とする。

- (k) 会社の払込剰余金勘定からも利益からも分配金を支払うことができる。免除会社の払込剰余金勘定から分配金を支払う場合は、取締役はその支払後、ファンドが通常の事業の過程で支払時期の到来する債務を支払うことができる、すなわち免除会社が支払能力を有することを確認しなければならない。
- (l) 免除会社は、今後最長で30年間税金が賦課されない旨の約定をケイマン諸島の財務長官から取得することができる。
- (m) 免除会社は、名称、取締役および役員、株式資本および定款の変更ならびに自発的解散を行う場合は、所定の期間内に会社登記官に報告しなければならない。
- (n) 免除会社は、毎年会社登記官に対して年次の法定の宣誓書を提出し、年間登録手数料を支払わなければならない。

6.2 免除ユニット・トラスト

- (a) ユニット・トラストは、ユニット・トラストへの参加が会社の株式への参加よりもより受け入れられやすく魅力的な地域の投資者によってしばしば用いられてきた。
- (b) ユニット・トラストは、信託証書に基づき受益者の利益のために信託財産に対する信託を宣言する受託者またはこれを設立する管理者および受託者により形成される。
- (c) ユニット・トラストの受託者は、ケイマン諸島内に、銀行および信託会社法に基づき信託会社として免許を受け、かつミューチュアル・ファンド法に基づき投資信託管理者として免許を受けた法人受託者である場合がある。このように、受託者は、両法に基づいてCIMAによる規制・監督を受ける。
- (d) ケイマン諸島の信託法は、基本的には英国の信託法に従っており、この問題に関する英国の信託法の相当程度の部分を採用している。さらに、ケイマン諸島の信託法(改正済)は、英国の1925年受託者法を実質的に基礎としている。投資者は、受託者に対して資金を払い込み、(受益者である)投資者の利益のために投資運用会社が運用する間、受託者は、一般的に保管者としてこれを保持する。各受益者は、ユニット・トラストの資産の持分比率に応じて権利を有する。
- (e) 受託者は、通常の忠実義務に服し、かつ受益者に対して説明の義務がある。その機能、義務および責任の詳細は、ユニット・トラストの信託証書に記載される。
- (f) 大部分のユニット・トラストは、「免除信託」として登録申請される。その場合、信託証書は、ケイマン諸島の居住者またはケイマン諸島を本拠地とする者を(限られた一定の場合を除き)受益者とし、ない旨宣言した受託者の法定の宣誓書と併せて、登録料とともに信託登記官に提出される。
- (g) 免除信託の受託者は、受託者、受益者、および信託財産が最長で50年間課税に服しないと約定期間取得することができる。
- (h) ケイマン諸島の信託は、150年まで存続することができ、一定の場合は無期限に存続できる。
- (i) 免除信託は、信託登記官に対して、当初手数料および年次手数料を支払わなければならない。

6.3 免除リミテッド・パートナーシップ

- (a) 免除リミテッド・パートナーシップは、プライベート・エクイティ、不動産、バイアウト、ベンチャーキャピタルおよびグロース・キャピタルを含むすべての種類のプライベート・ファンドにおいて用いられる。ある法域のファンドのスポンサーは、ミューチュアル・ファンドの文脈において、ケイマン諸島の免除リミテッド・パートナーシップを採用している。免除リミテッド・パートナーシップのパートナーとして認められる投資者の数に制限はない。
- (b) ケイマン諸島の免除リミテッド・パートナーシップ法(改正済)(以下「免除リミテッド・パートナーシップ法」という。)は、ケイマン諸島の法律の下で別個の法人格を有しない免除リミテッド・パートナーシップの設立および運用を規制する主なケイマン諸島の法律である。免除リミテッド・パートナーシップ法は、英国の1907年リミテッド・パートナーシップ法に基づき、他の法域(特にデラウェア州)のリミテッド・パートナーシップ法の特徴を組み込んだ様々な修正がなされたものである。免除リミテッド・パートナーシップに適用されるケイマン諸島の法体制は、米国弁護士にとって非常に認識しやすいものである。
- (c) 免除リミテッド・パートナーシップは、リミテッド・パートナーシップ契約を締結するジェネラル・パートナー(企業またはパートナーシップである場合は、ケイマン諸島の居住者であるか、同島

または他の所定の法域において登録されているかまたは設立されたものである。) およびリミテッド・パートナーにより形成され、免除リミテッド・パートナーシップ法により登録されることによって形成される。リミテッド・パートナーシップ契約は、非公開である。登録はジェネラル・パートナーが、免除リミテッド・パートナーシップ登記官に対し法定の宣誓書を提出し、手数料を支払うことによって有効となる。登記をもって、リミテッド・パートナーに有限責任の法的保護が付与される。

- (d) ジェネラル・パートナーは、リミテッド・パートナーを除外して、免除リミテッド・パートナーシップの業務の運営を外部と行い、リミテッド・パートナーは、例外的事態(例えば、リミテッド・パートナーが、パートナーでない者とともに業務の運営に積極的に参加する場合)がない限り、有限責任たる地位を享受する。ジェネラル・パートナーの機能、権限、権能、義務および責任の詳細は、リミテッド・パートナーシップ契約に記載される。
- (e) ジェネラル・パートナーは、誠意をもって、かつパートナーシップ契約において別途明示的な規定により異なる定めをしない限り、常にパートナーシップの利益のために行う法的義務を負っている。免除リミテッド・パートナーシップ法の明示的な規定に矛盾する場合を除いて、ケイマン諸島のケイマン諸島パートナーシップ法(改正済)により修正されるパートナーシップに適用されるエクイティおよびコモン・ローの法則は、一定の例外を除き、免除リミテッド・パートナーシップに適用される。
- (f) 免除リミテッド・パートナーシップは、以下の規定を順守しなければならない。
- () ケイマン諸島に登録事務所を維持する。
 - () 商号および所在地、リミテッド・パートナーに就任した日ならびにリミテッド・パートナーを退任した日の詳細を含むリミテッド・パートナーの登録簿を(ジェネラル・パートナーが決定する国または領域に)維持する。
 - () リミテッド・パートナーの登録簿が維持される所在地に関する記録を登録事務所に維持する。
 - () リミテッド・パートナーの登録簿が登録事務所以外の場所で保管される場合は、ケイマン諸島の税務情報庁法(改正済)に従い税務情報庁による指示または通知に基づき、リミテッド・パートナーの登録簿を電子的形態またはその他の媒体により登録事務所において入手可能にする。
 - () リミテッド・パートナーの出資額および出資日ならびに当該出資額の引出額および引出日を(ジェネラル・パートナーが決定する国または領域に)維持する。
 - () 有効な通知が送達した場合、リミテッド・パートナーが許可したリミテッド・パートナーシップの権利に関する担保権の詳細を示す担保権記録簿を登録事務所に維持する。
- (g) リミテッド・パートナーシップ契約およびパートナーシップは常に少なくとも1名のリミテッド・パートナーを有していなければならないという要件に従い、リミテッド・パートナーシップの権利は、パートナーシップの解散を引き起こすことなく償還、脱退、または買戻すことができる。
- (h) リミテッド・パートナーシップ契約の明示的または黙示的な条項に従い、各リミテッド・パートナーは、パートナーシップの業務と財務状況について完全な情報を求める権利を有する。
- (i) 免除リミテッド・パートナーシップは、最長で50年間の期間について将来の税金の賦課をしないとの約定を得ることができる。
- (j) 免除リミテッド・パートナーシップは、登録内容の変更ならびにその正式な清算の開始および解散に際し、免除リミテッド・パートナーシップ登記官に対して通知しなければならない。
- (k) 免除リミテッド・パートナーシップは、免除リミテッド・パートナーシップ登記官に対して、年次法定申告書を提出し、かつ年間手数料を支払わなければならない。

6.4 有限責任会社

- (a) ケイマン諸島の有限責任会社は、2016年に初めて設立可能となった。これは、デラウェア州の有限責任会社に緊密に沿った構造の選択肢の追加を求める利害関係者からの要請に対して、ケイマン諸島政府が対応したものである。
- (b) 有限責任会社は、(免除会社と同様に)別個の法人格を有し、その株主は有限責任を負う一方で、有限責任会社契約は柔軟なガバナンス体制を規定しており、免除リミテッド・パートナーシップと同様の方法で資本勘定の構造を実施するために使用することができる。また、有限責任会社において

は、免除会社の運営において要求されるよりも簡易かつ柔軟な管理が認められている。例えば、株主の投資の価値の追跡または計算をする際のより直接的な方法や、より柔軟なコーポレート・ガバナンスの概念が挙げられる。

(c) 有限責任会社は、複数の種類の取引(ジェネラル・パートナー・ビークル、クラブ・ディールおよび従業員報酬/プラン・ビークルなどを含む。)において普及していることが証明されている。有限責任会社は、クローズド・エンド型ファンド(代替投資ビークルを含む。)がケイマン諸島以外の法、税制または規制上の観点から別個の法人格を必要とする場合に採用されることが増えている。

(d) 特に、オンショア オフショアのファンド構造において、オンショア・ビークルとの一層の調和をもたらす能力が、管理のさらなる緩和および費用効率をもたらす、かかる構造の異なるビークルの投資者の権利をより緊密に整合させることができる可能性がある。ケイマン諸島の契約(第三者の権利)法(改正済)により提供される柔軟性は、有限責任会社についても利用可能である。

(e) 有限責任会社は、最長で50年間にわたる将来の非課税にかかる保証を得ることができる。

6.5 免除会社、免除リミテッド・パートナーシップおよび有限責任会社は、B O T Aに基づく義務を遵守しなければならない。

7. ミューチュアル・ファンド法のもとにおける規制投資信託に対するケイマン諸島金融庁(C I M A)による規制と監督

7.1 C I M Aは、いつでも、規制投資信託に対して会計が監査されるように指示し、かつC I M Aが特定する時までC I M Aにそれを提出するように指示できる。

7.2 規制投資信託の運営者(すなわち、場合に依りて、取締役、運用者、受託会社またはジェネラル・パートナー)は、第1項に従い投資信託に対してなされた指示が、所定の期間内に遵守されていることを確保し、本規定に違反する者は、罪に問われ、かつ1万ケイマン諸島ドルの罰金および所定の時期以後も規制投資信託が指示に従わない場合はその日より一日につき500ケイマン諸島ドルの罰金刑に処せられる。

7.3 ある者がケイマン諸島においてまたはケイマン諸島からミューチュアル・ファンド法に違反して事業を行なっているか行なおうとしていると信じる合理的根拠がC I M Aにある場合、C I M Aは、その者に対して、C I M Aが法律による義務を実行するようにするために合理的に要求できる情報または説明をC I M Aに対して提供するように指示できる。

7.4 何人でも、第7.3項に従い与えられた指示を遵守しない者は、罪に問われ、かつ10万ケイマン諸島ドルの罰金に処せられる。

7.5 第7.3項に従って情報または説明を提供する者は、みずからそれが虚偽であるか誤解を招くものであることを知りながら、または知るべきであるにもかかわらず、これをC I M Aに提供してはならない。この規程に違反した者は、罪に問われ、かつ10万ケイマン諸島ドルの罰金に処せられる。

7.6 投資信託がケイマン諸島においてまたはケイマン諸島からミューチュアル・ファンド法に違反して事業を営んでいるか行おうとしていると信じる合理的根拠がC I M Aにある場合は、C I M Aは、(高等裁判所の管轄下にある)グランドコート(以下「グランドコート」という。)に投資信託の投資者の資産を確保するために適切と考える命令を求めて申請することができ、グランドコートは係る命令を認める権限を有している。

7.7 C I M Aは、規制投資信託が以下の事由のいずれか一つに該当する場合、第7.9項に定めたいずれかの行為またはすべての行為を行うことができる。

(a) 規制投資信託がその義務を履行期が到来したときに履行できないか、そのおそれがある場合

(b) 規制投資信託がその投資者もしくは債権者に有害な方法で業務を行っているかもしくは行おうとしている場合、または自発的にその事業を解散する場合

(c) 規制投資信託がミューチュアル・ファンド法またはマネー・ロンダリング防止規則の規定に違反した場合

- (d) 免許投資信託の場合、免許投資信託がその投資信託免許の条件を遵守せずに業務を行っているか、行おうとしている場合
 - (e) 規制投資信託の指導および運営が適正かつ正当な方法で行われていない場合
 - (f) 規制投資信託の取締役、管理者または役員としての地位にある者が、各々の地位を占めるに適正かつ正当な者ではない場合
- 7.8 第7.7項に言及した事由が発生したか、または発生しそうか否かについてCIMAを警戒させるために、CIMAは、規制投資信託の以下の事項の不履行の理由について直ちに質問をなし、不履行の理由を確認するものとする。
- (a) CIMAが投資信託に対して発した指示に従ってその名称を変更すること
 - (b) 会計監査を受け、監査済会計書類をCIMAに提出すること
 - (c) 所定の年間許可料または年間登録料を支払うこと
 - (d) CIMAに指示されたときに、会計監査を受けるか、または監査済会計書類をCIMAに対して提出すること
- 7.9 第7.7項の目的のため、規制投資信託に関しCIMAがとる行為は、以下を含む。
- (a) ミューチュアル・ファンド法の第4(1)(b)条(管理投資信託)、第4(3)条(登録投資信託)または第4(4)(a)条(限定投資家ファンド)に基づき投資信託について有効な投資信託の許可または登録を取り消すこと
 - (b) 投資信託が保有するいずれかの投資信託ライセンスに対して条件を付し、または条件を追加し、それらの条件を改定し、撤廃すること
 - (c) 投資信託の推進者または運営者の入替えを求めると
 - (d) 事柄を適切に行うようにファンドに助言する者を選任すること
 - (e) 投資信託の事務を支配する者を選任すること
- 7.10 CIMAが第7.9項の行為を行った場合、CIMAは、投資信託の投資者および債権者の利益を保護するために必要と考える措置を行いおよびその後同項に定めたその他の行為をするように命じる命令を求めて、グランドコートに対して、申請することができる。
- 7.11 CIMAは、そうすることが必要または適切であると考え、そうすることが実際的である場合は、CIMAは投資信託に関しみずから行っている措置または行おうとしている措置を、投資信託の投資者に対して知らせるものとする。
- 7.12 第7.9(d)項または第7.9(e)項により選任された者は、当該投資信託の費用負担において選任されるものとする。その選任によりCIMAに発生した費用は、投資信託がCIMAに支払う。
- 7.13 第7.9(e)項により選任された者は、投資信託の投資者および債権者の最善の利益のために運営者を排除して投資信託の事務を行うに必要な一切の権限を有する。
- 7.14 第7.13項で与えられた権限は、投資信託の事務を終了する権限をも含む。
- 7.15 第7.9(d)項または第7.9(e)項により投資信託に関し選任された者は、以下の行為を行うものとする。
- (a) CIMAから求められたときは、CIMAの特定する投資信託に関する情報をCIMAに対して提供する。
 - (b) 選任後3か月以内またはCIMAが特定する期間内に、選任された者が投資信託に関し行っている事柄についての報告書を作成してCIMAに対して提出し、かつそれが適切な場合は投資信託に関する勧告をCIMAに対して行う。
 - (c) (b)項の報告書を提出後選任が終了しない場合、その後CIMAが特定する情報、報告書、勧告をCIMAに対して提供する。
- 7.16 第7.9(d)項または第7.9(e)項により投資信託に関し選任された者が第7.15項の義務を遵守しない場合、またはCIMAの意見によれば当該投資信託に関するその義務を満足に実行していない場合、CIMAは、選任を取り消して他の者をもってこれに替えることができる。
- 7.17 投資信託に関する第7.15項の情報または報告を受領したときは、CIMAは以下の措置を執ることができる。
- (a) CIMAが特定した方法で投資信託に関する事柄を再編するように要求すること

- (b) 投資信託が会社(有限責任会社を含む。)の場合、会社法の第94(4)条によりグランドコートに対して同会社が法律の規定に従い解散されるように申し立てること
- (c) 投資信託がケイマン諸島の法律に準拠したユニット・トラストの場合、ファンドを解散させるため受託会社に対して指示する命令を求めてグランドコートに申し立てること
- (d) 投資信託がケイマン諸島の法律に準拠したパートナーシップの場合、パートナーシップの解散命令を求めてグランドコートに申し立てること
- (e) また、CIMAは、第7.9(d)項または第7.9(e)項により選任される者の選任または再任に関して適切と考える行為をとることができる。
- 7.18 CIMAが第7.17項の措置をとった場合、投資信託の投資者および債権者の利益を守るために必要と考えるその他の措置および同項または第7.9項に定めたその他の措置をとるように命じる命令を求めてグランドコートに申し立てることができる。
- 7.19 規制投資信託がケイマン諸島の法律の下で組織されたパートナーシップの場合でCIMAが第7.9(a)項に従い投資信託の免許を取り消した場合、パートナーシップは、解散されたものとみなす。
- 7.20 グランドコートが第7.17(c)項に従ってなされた申立てに対して命令を発する場合、裁判所は受託会社に対して投資信託資産から裁判所が適切と認める補償の支払を認めることができる。
- 7.21 CIMAのその他の権限に影響を与えることなく、CIMAは、ファンドが投資信託として事業を行うこともしくは行おうとすることを終了しまたは清算もしくは解散に付されるものと了解したときは、ミューチュアル・ファンド法の第4(1)(b)条(管理投資信託)、第4(3)条(登録投資信託)または第4(4)(a)(限定投資家ファンド)に基づき投資信託について有効な投資信託の許可または登録をいつでも取り消すことができる。

8. 投資信託管理に対するCIMAの規制および監督

- 8.1 CIMAは、いつでも免許投資信託管理者に対して会計監査を行い、CIMAが特定する合理的期間内にCIMAに対し提出するように指示することができる。
- 8.2 免許投資信託管理者は、第8.1項により受けた指示に従うものとし、この規定に違反する者は、罪に問われ、かつ1万ケイマン諸島ドルの罰金を課され、かつ所定の時期以後も免許投資信託管理者が指示に従わない場合はその日より一日につき500ケイマン諸島ドルの罰金刑に処せられる。
- 8.3 ある者がミューチュアル・ファンド法に違反して投資信託管理業を行なっているか行おうとしていると信じる合理的根拠がCIMAにある場合は、CIMAは、その者に対して、CIMAがミューチュアル・ファンド法による義務を実行するために合理的に要求できる情報または説明をCIMAに対して提供するように指示できる。
- 8.4 何人でも、第8.3項に従い与えられた指示を遵守しない者は、罪に問われ、かつ10万ケイマン諸島ドルの罰金に処せられる。
- 8.5 第8.3項の目的のために情報または説明を提供する者は、みずからそれが虚偽であるか誤解を招くものであることを知りながら、または知るべきであるにもかかわらず、これをCIMAに提供してはならない。この規定に違反した者は、罪に問われ、かつ10万ケイマン諸島ドルの罰金に処せられる。
- 8.6 CIMAが以下に該当すると判断する場合には、CIMAは、当該者によって管理されている投資信託の投資者の資産を維持するために適切と見られる命令を求めてグランドコートに申立てをすることができ、グランドコートはかかる命令を認める権限を有する。
- (a) ある者が投資信託管理者として行為し、またはその業務を行っており、かつ
- (b) 同人がミューチュアル・ファンド法に違反してこれを行っている場合。
- 8.7 CIMAは、投資信託管理者が事業を行うこともしくは行おうとすることを終了しまたは清算もしくは解散に付されるものと了解したときは、いつでも投資信託管理者免許を取り消すことができる。
- 8.8 CIMAは、免許投資信託管理者が以下のいずれかの事由に該当する場合は、第8.10項所定の措置をとることができる。
- (a) 免許投資信託管理者がその義務を履行するべきときに履行できないか、そのおそれがある場合

- (b) 免許投資信託管理者が、ミューチュアル・ファンド法またはマネー・ロンダリング防止規則の規定に違反した場合
 - (c) B O T A に定義される「法人向けサービス提供者」である免許投資信託管理者が、B O T A に違反した場合
 - (d) 免許投資信託管理者が管理している投資信託の投資者または投資信託管理者の債権者または投資信託の債権者を害するような方法で、みずから事業を行いもしくは行っている事業を解散し、またはそうしようと意図している場合
 - (e) 免許投資信託管理者が投資信託管理の業務をその投資信託管理免許の条件を遵守しないで行いまたはそのように意図している場合
 - (f) 免許投資信託管理業務の指示および管理が、適正かつ正当な方法で実行されていない場合
 - (g) 免許投資信託管理業務について取締役、管理者または役員の地位にある者が、各々の地位に就くには適正かつ正当な者ではない場合
 - (h) 上場されている免許投資信託管理業務を支配しまたは所有する者が、当該支配または所有を行うには適正かつ正当な者ではない場合
- 8.9 C I M A は、第8.8項に言及した事由が発生したか、または発生しそうか否かについて注意を払うために、規制投資信託の以下の事項についてその理由について直ちに質問をなし、かつ確認するものとする。
- (a) 免許投資信託管理者の以下の不履行
 - () C I M A に対して規制投資信託の主要事務所の提供を開始したことを通知すること、規制投資信託に関し所定の年間手数料を支払うこと
 - () C I M A の命令に従い、保証または財政上の援助をし、純資産額を増加すること
 - () 投資信託、またはファンドの設立計画推進者または運営者に関し、条件が満たされていること
 - () 規制投資信託の事柄に関し書面による通知をC I M A に対して行うこと
 - () C I M A の命令に従い、名称を変更すること
 - () 会計監査を受け、C I M A に対して監査済会計書類を送ること
 - () 少なくとも2人の取締役をおくこと
 - () C I M A から指示されたときに会計監査を受け、かつ監査済会計書類をC I M A に対し提出すること
 - (b) C I M A の承認を得ることなく管理者が株式を発行すること
 - (c) C I M A の書面による承認なく管理者の取締役、主要な上級役員、ジェネラル・パートナーを選任すること
 - (d) C I M A の承認なく、管理者の株式が処分されまたは取り引きされること
- 8.10 第8.8項の目的のために免許投資信託管理者についてC I M A がとりうる行為は以下の通りである。
- (a) 投資信託管理者が保有する投資信託管理者免許を撤回すること
 - (b) その投資信託管理者免許に関し条件および追加条件を付し、またかかる条件を変更しまたは取り消すこと
 - (c) 管理者の取締役、類似の上級役員またはジェネラル・パートナーの交代を請求すること
 - (d) 管理者に対し、その投資信託管理の適正な遂行について助言を行う者を選任すること
 - (e) 投資信託管理に関し管理者の業務の監督を引き受ける者を選任すること
- 8.11 C I M A が第8.10項による措置を執った場合、C I M A は、グランドコートに対して、C I M A が当該管理者によって管理されているすべてのファンドの投資者とそのいずれのファンドの債権者の利益を保護するために必要とみなすその他の措置を執るよう命令を求めて申立てを行うことができる。
- 8.12 第8.10(d)項または第8.10(e)項により選任される者は、当該管理者の費用負担において選任されるものとする。その選任によりC I M A に発生した費用は、管理者がC I M A に支払うべき金額となる。
- 8.13 第8.10(e)項により選任された者は、管理者によって管理される投資信託の投資者および管理者の債権者およびかかるファンドの債権者の最善の利益のために(管財人、清算人を除く)他の者を排除して投資信託に関する管理者の事務を行うに必要な一切の権限を有する。

- 8.14 第8.13項で与えられた権限は、投資信託の管理に関連する限り管理者の事務を終了させる権限をも含む。
- 8.15 第8.10(d)項または第8.10(e)項により許可を受けた投資信託管理者に関し選任された者は、以下の行為を行うものとする。
- (a) C I M A から求められたときは、C I M A の特定する投資信託の管理者の管理に関する情報をC I M A に対して提供する。
 - (b) 選任後3か月以内またはC I M A が特定する期間内に、選任された者が投資信託の管理者の管理について実行する事柄についての報告書を作成してC I M A に対して提出し、かつそれが適切な場合は管理に関する推奨をC I M A に対して行う。
 - (c) (b)項の報告書を提出後選任が終了しない場合、その後C I M A が特定する情報、報告書、推奨をC I M A に対して提供する。
- 8.16 第8.10(d)項または第8.10(e)項により選任された者が、
- (a) 第8.15項の義務に従わない場合、または
 - (b) 満足できる形で投資信託管理に関する義務を実行していないとC I M A が判断する場合、C I M A は、選任を取り消しこれに替えて他の者を選任することができる。
- 8.17 免許投資信託管理者に関する第8.15項の情報または報告を受領したときは、C I M A は以下の措置を執ることができる。
- (a) C I M A が特定した方法で投資信託管理者に関する事柄を再編するように要求すること
 - (b) 投資信託管理者が会社(有限責任会社を含む。)の場合、会社法の第94(4)条によりグランドコートに対して同会社が法律の規定に従い解散されるように申し立てること
 - (c) C I M A は、第8.10(d)項または第8.10(e)項により選任される者の選任に関して適切と考える行為をとることができる。
- 8.18 C I M A が第8.16項の措置をとった場合、C I M A は、管理者が管理する投資信託の投資者、管理者の債権者およびかかるファンドの債権者の利益を守るために必要と考えるその他の措置をとるように命じる命令を求めてグランドコートに申し立てることができる。
- 8.19 C I M A のその他の権限に影響を与えることなく、C I M A は、以下の場合、いつでも投資信託管理者の免許を取り消すことができる。
- (a) C I M A は、免許保有者が投資信託管理者としての事業を行うことまたは行おうとすることをやめてしまっているという要件を満たした場合
 - (b) 免許の保有者が、解散、または清算に付された場合
- 8.20 免許投資信託管理者がケイマン諸島の法律によって組織されたパートナーシップの場合で、C I M A が第8.10項に従い、その投資信託管理者の免許を取り消した場合、パートナーシップは解散されたものとみなされる。
- 8.21 投資信託管理者が免許信託会社の場合、たとえば、投資信託の受託者である場合、銀行および信託会社法によりC I M A によっても規制され監督される。かかる規制と監督の程度はミューチュアル・ファンド法の下でのそれにおよそ近いものである。

9. ミューチュアル・ファンド法のもとでの一般的法の執行

- 9.1 下記の解散の申請がC I M A 以外の者によりなされた場合、C I M A は、申請者より申請の写しの送達を受け、申請の聴聞会に出廷することができる。
- (a) 規制投資信託
 - (b) 免許投資信託管理者
 - (c) 規制投資信託であった人物、または
 - (d) 免許投資信託管理者であった人物
- 9.2 解散のための申請に関する書類および第9.1(a)項から第9.1(d)項に規定された人物またはそれぞれの債権者に送付が要求される書類はC I M A にも送付される。
- 9.3 C I M A により当該目的のために任命された人物は、以下を行うことができる。

- (a) 第9.1(a)項から第9.1(d)項に規定された人物の債権者会議に出席すること
 - (b) 仲裁または取り決めに審議するために設置された委員会に出席すること
 - (c) 当該会議におけるあらゆる決済事項に関して代理すること
- 9.4 執行官が、C I M Aまたはインスペクターと同じレベル以上の警察官が、ミューチュアル・ファンド法またはB O T Aの下での犯罪行為がある一定の場所で行われたか、行われつつあるかもしくは行われようとしていると疑う合理的な根拠があるとしてなした申請に納得できた場合、執行官はC I M Aまたは警察官およびその者が支援を受けるため合理的に必要とするその他の者に以下のことを授權する令状を発行することができる。
- (a) 必要な場合は強権を用いてそれらの場所に立ち入ること
 - (b) それらの場所またはその場所にいる者を搜索すること
 - (c) 必要な場合は、記録が保存されているか、隠されている場所において、強制的に開扉して搜索すること
 - (d) ミューチュアル・ファンド法またはB O T Aのもとでの犯罪行為が行われたか、行われつつあるか、または行われようとしていることを示すと思われる記録の占有を確保し安全に保持すること
 - (e) ミューチュアル・ファンド法またはB O T Aのもとでの犯罪行為が行われたか、行われつつあるか、または行われようとしていることを示すと思われる場所において記録の点検をし写しをとること。もし、それが実際的でない場合は、かかる記録を持ち去ってC I M Aに対して引き渡すこと
- 9.5 C I M Aが記録を持ち去ったとき、またはC I M Aに記録が引き渡されたときC I M Aはこれを点検し、写しや抜粋を取得するために必要な期間これを保持することができるが、その後は、それが持ち去られた場所に返還すべきものとする。
- 9.6 何人もC I M Aがミューチュアル・ファンド法の下での権限を行使することを妨げてはならない。この規定に違反する者は罪に問われ、かつ20万ケイマン諸島ドルの罰金に処せられる。
10. C I M Aによるミューチュアル・ファンド法上またはその他の法律上の開示
- 10.1 ミューチュアル・ファンド法または金融庁法により、C I M Aは、C I M Aが法律に基づく職務を行い、その任務を遂行する過程で取得した下記のいずれかに関係する情報を開示してはならない。
- (a) ミューチュアル・ファンド法のもとでの免許を受けるためにC I M Aに対してなされた申請
 - (b) 投資信託に関する事柄
 - (c) 投資信託管理者に関する事柄
- ただし、以下の場合はこの限りでない。
- (a) 例えばケイマン諸島の秘密情報公開法 (改正済)、ケイマン諸島の犯罪収益に関する法律 (改正済) (以下「犯罪収益に関する法律」という。) またはケイマン諸島の薬物濫用法 (改正済) 等にもとづき、ケイマン諸島内の裁判所によりこれを行うことが合法的に要求されまたは許可された場合
 - (b) C I M Aが金融庁法により与えられた職務を行うことを援助する目的の場合
 - (c) 免許を受ける者または免許を受ける者の顧客、構成員、クライアントもしくは保険証券保持者もしくは免許を受ける者が管理する会社もしくは投資信託に関する事項 (場合に応じて、免許を受ける者、顧客、構成員、クライアント、保険証券保持者、会社または投資信託によって自発的に同意がなされた場合に限る。) に関する場合
 - (d) ケイマン諸島政府内閣が、金融庁法に基づき、またはC I M Aが法律に基づく職務を行う際に内閣とC I M Aの間で行われる取決めに関連して与えられた職務を行うことを可能にし、または援助する目的の場合
 - (e) 開示された情報が、他の情報源によって公知となり、または公知となった場合
 - (f) 開示される情報が免許を受ける者または投資者の身元を開示することなく (当該開示が許される場合を除く)、要約または統計的なものである場合
 - (g) 刑事手続制度を視野に入れて、または刑事手続を目的として、公訴局長官またはケイマン諸島の法執行機関に開示する場合
 - (h) マネー・ロンダリング防止規則に従いある者に開示する場合

- (i) ケイマン諸島外の金融監督当局に対し、CIMAにより免許に関し遂行される任務に対応する任務を当該当局が遂行するために必要な情報を開示する場合。ただし、CIMAは情報の受領が予定されている当局が更なる開示に関し十分な法的規制を受けていることについて満足していることを条件とする。
- (j) 投資信託、投資信託管理者または投資信託の受託者の解散、清算または免許所有者の管財人の任命もしくは職務に関連する法的手続を目的とする場合

11. ケイマン諸島投資信託の受益権の募集/販売に関する一般的な民法上の債務

11.1 過失による誤った事実表明

販売書類における不実表示に対しては民事上の債務が発生しうる。販売書類の条件では、販売書類の内容を信頼して受益権を申込み者のために、販売書類の内容について責任のある者、例えば(場合に応じ)ファンド、取締役、運用者、ジェネラル・パートナー等に注意義務を課している。この義務の違反は、販売文書の中のかかる者によって明示的または黙示的に責任を負うことが受け入れられている者に対する不実表示による損失の請求を可能にするであろう。

11.2 欺罔的な不実表明

事実の欺罔的な不実表明(約束、予想、または意見の表明でなくとも)に関しては、不法行為の民事責任も生じうる。ここにいう「欺罔的」とは、表明が虚偽であることを知りながらまたは表明が真実であるか虚偽であるかについて注意を払わずに行ったことを意味すると一般的に解される。

11.3 ケイマン諸島の契約法(改正済)

(a) 契約法の第14(1)条では、当該表明が欺罔的に行われていれば責任が生じたであろう場合には、契約前の不実の表明による損害の回復ができるであろう。ただし、かかる表明をした者が、事実が真実であるものと信じ、かつ契約の時まで信じていた合理的理由があったということを証明した場合はこの限りでない。一般的には、本条は、過失による不実の表明に関する損害に対しても法定の権利を与えるものである。同法の第14(2)条は、不実の表明が行われた場合に、取消に代えて損害賠償を容認することを裁判所に対して認めている。

(b) 一般的に、関連契約はファンド自身(または受託会社)とのものであるため、ファンド(または受託会社)は、次にその運用者、ジェネラル・パートナー、取締役、設立計画推進者または助言者に対し請求することが可能であるとしても、申込人の請求の対象となる者はファンドとなる。

11.4 欺罔に対する訴訟提起

(a) 損害を受けた投資者は、欺罔行為について訴えを提起し(契約上でなく不法行為上の民事請求権)、以下を証明することにより、欺罔による損害賠償を得ることができる。

() 重要な不実の表明が欺罔的になされたこと。

() そのような不実の表明の結果、受益証券を申し込むように誘引されたこと。

(b) 「欺罔的」とは、表明が虚偽であることを知りながらまたは表明が真実であるか虚偽であるかについて注意を払わずに行ったことを意味すると一般的に解される。だます意図があったことまたは欺罔的な不実表明が投資者を受益権購入に誘引した唯一の原因であったことを証明する必要はない。

(c) 情報の欠落は、事実についての何らかの積極的な不実の表明があったとき、または欠落情報を入れなかったために表明事項が虚偽となるか誤解を招くものとなるような部分的もしくは断片的な事実の表明があったときは、不実の表明となりうる。

(d) 表明がなされたときは真実であっても、受益証券の申込の受諾が無条件となる前に表明が真実でなくなったときは、当該変更を明確に指摘せずに受益権の申込を許したことは欺罔にあたるであろうから、欺罔による請求権を発生せしめうる。

(e) 事実の表明とは違い、意見または期待の表明は、本項の責任を生じることはないであろうが、表現によっては誤っていれば不実表示を構成する事実の表明となることもありうる。

11.5 契約上の債務

- (a) 販売書類もファンド(または受託会社)と持分の成約申込者との間の契約の基礎を形成する。もしそれが不正確か誤解を招くものであれば、申込者は契約を解除しまたは損害賠償を求めて管理会社、設立計画推進者、ジェネラル・パートナーまたは取締役に対し訴えを提起することができる。
- (b) 一般的事柄としては、当該契約はファンド(または受託会社)そのものと締結するので、ファンドは取締役、運用者、ジェネラル・パートナー、設立計画推進者、または助言者に求償することはあっても、申込者が請求する相手方当事者は、ファンド(または受託会社)である。

11.6 隠された利益および利益相反

ファンドの受託会社、ジェネラル・パートナー、取締役、役員、代行会社は、ファンドと第三者との間の取引から利益を得てはならない。ただし、ファンドによって特定の授権されているときはこの限りでない。そのように授権を受けずに得られた利益は、ファンドに帰属する。

12. ケイマン諸島投資信託の受益権の募集 / 販売に関する一般刑事法

12.1 ケイマン諸島の刑法 (改正済) 第257条

会社の役員 (もしくはかかる者として行為しようとする者) が株主または債権者を会社の事項について欺罔する意図のもとに、「重要な事項」について誤解を招くか、虚偽であるか、欺罔的であるような声明、計算書を書面にて発行しまたは発行に同調する場合、彼は罪に問われるとともに7年間の拘禁刑に処せられる。

12.2 ケイマン諸島の刑法 (改正済) 第247条、第248条

(a) 欺罔により、不正にみずから金銭的利益を得、または他の者をして金銭的利益を得させる者は、罪に問われるとともに、5年間の拘禁刑に処せられる。

(b) 他の者に属する財産をその者から永久に奪う意図のもとに不正に取得する者は、罪に問われると共に10年の拘禁刑に処せられる。この目的上、彼が所有権、占有または支配を取得した場合は財産を取得したものとみなし、「取得」には、第三者のための取得または第三者をして取得もしくは確保を可能にすることを含む。

(c) 両条の目的上、「欺罔」とは、事実についてであれ法についてであれ、言葉であれ、行為であれ、欺罔を用いる者もしくはその他の者の現在の意図についての欺罔を含む。

13. 清算

13.1 免除会社

免除会社の清算 (解散) は、会社法、2008年会社清算規則および会社の定款に準拠する。清算は、自発的なもの (すなわち、株主の議決に従うもの)、または債権者、出資者 (すなわち、株主) または会社自体の申立に従い裁判所による強制的なものがある。自発的な解散は、後に裁判所の監督の下になされることになることもある。CIMAも、投資信託または投資信託管理会社が解散されるべきことを裁判所に申立てる権限を有する (参照: 第7.17(b)項および第8.17(b)項)。剰余資産は、もしあれば、定款の規定に従い、株主に分配される。

13.2 ユニット・トラスト

ユニット・トラストの清算は、信託証書の規定に準拠する。CIMAは、受託会社が投資信託を解散すべきであるという命令を裁判所に申請する権限をもっている。(参照: 第7.17(c)項) 剰余資産は、もしあれば、信託証書の規定に従って分配される。

13.3 免除リミテッド・パートナーシップ

免除リミテッド・パートナーシップの終了、整理および解散は、免除リミテッド・パートナーシップ法およびパートナーシップ契約に準拠する。CIMAは、パートナーシップを解散させるべしとの命令 (参照: 第7.17(d)項) を求めて裁判所に申立をする権限を有している。剰余資産は、もしあれば、パートナーシップ契約の規定に従って分配される。

ジェネラル・パートナーまたはパートナーシップ契約に基づき清算人に任命された他の者は、パートナーシップを解散する責任を負っている。パートナーシップが一度解散されれば、ジェネラル・パートナーまたはパートナーシップ契約に基づき清算人に任命された他の者は、免除リミテッド・パートナーシップの登記官に解散通知を提出しなければならない。

13.4 有限責任会社

有限責任会社は、登記を抹消または正式に清算することができる。清算手続は、免除会社に適用される制度と非常に類似している。

13.5 税金

ケイマン諸島においては直接税、源泉課税または為替管理はない。ケイマン諸島は、ケイマン諸島の投資信託に対してまたはよって行われるあらゆる支払に適用されるいかなる国との間でも二重課税防止条約を締結していない。免除会社、受託会社、免除リミテッド・パートナーシップおよび有限責任会社は、将来の課税に対して誓約書を取得することができる (第6.1(i)項、第6.2(g)項、第6.3(i)項および第6.4(e)項参照)。

14. ケイマン諸島の一般投資家向け投資信託(日本)規則(改正済)

- 14.1 ケイマン諸島の一般投資家向け投資信託(日本)規則(改正済)(以下「本規則」という。)は、日本で公衆に向けて販売される一般投資家向け投資信託に関する法的枠組みを定めたものである。本規則の解釈上、「一般投資家向け投資信託」とは、ミューチュアル・ファンド法第4(1)(a)条に基づく免許を受け、その証券が日本の公衆に対して既に販売され、または販売されることが予定されている信託、会社(有限責任会社を含む。)またはパートナーシップである投資信託をいう。日本国内で既に証券を販売し、2003年11月17日現在存在している投資信託、または同日現在存在し、同日後にサブ・トラストを設定した投資信託は、本規則に基づく「一般投資家向け投資信託」の定義に含まれない。上記のいずれかの適用除外に該当する一般投資家向け投資信託は、本規則の適用を受けることをCIMAに書面で届け出ることによって、かかる選択(当該選択は撤回不能である。)をすることができる。
- 14.2 CIMAが一般投資家向け投資信託に交付する投資信託免許にはCIMAが適当とみなす条件の適用がある。かかる条件のひとつとして一般投資家向け投資信託は本規則に従って事業を行わねばならない。
- 14.3 本規則は一般投資家向け投資信託の設立文書に特定の条項を入れることを義務づけている。具体的には証券に付随する権利および制限、資産と負債の評価に関する条件、各証券の純資産価額および証券の募集価格および償還価格または買戻価格の計算方法、証券の発行条件、証券の譲渡または転換の条件、証券の買戻しおよびかかる買戻しの中止の条件、監査人の任命などが含まれる。
- 14.4 一般投資家向け投資信託の証券の発行価格および償還価格または買戻価格は請求に応じて管理事務代行会社の事務所で無料で入手することができなければならない。
- 14.5 一般投資家向け投資信託は会計年度が終了してから6か月以内、または目論見書に定めるそれ以前の日、年次報告書を作成し、投資家に配付するか、またはこれらを指示しなければならない。年次報告書には本規則に従って作成された当該投資信託の監査済財務諸表を盛り込まなければならない。
- 14.6 また一般投資家向け投資信託の運営者は各会計年度末の6か月後から20日以内に、一般投資家向け投資信託の事業の詳細を記載した報告書をCIMAに提出する義務を負う。さらに一般投資家向け投資信託の運営者は、運営者が知る限り、当該投資信託の投資方針、投資制限および設立文書を遵守していること、ならびに当該投資信託は投資家の利益を損なうような運営をしていないことを確認した宣誓書を、年に一度、CIMAに提出しなければならない。本規則の解釈上、「運営者」とは、ユニット・トラストの場合は信託の受託者、パートナーシップの場合はパートナーシップのジェネラル・パートナー、また会社の場合は会社の取締役をいう。
- 14.7 管理事務代行会社
- (a) 本規則第13.1条は一般投資家向け投資信託の管理事務代行会社が履行すべき様々な職務を定めている。かかる職務には下記の事項が含まれる。
- () 一般投資家向け投資信託の設立文書、目論見書、申込契約およびその他の関係法に従って証券の発行、譲渡、転換および償還または買戻しが確実に実行されるようにすること
 - () 一般投資家向け投資信託の設立文書、目論見書、申込契約および投資家または潜在的投資家に公表されるものに従って確実に証券の純資産価額、発行価格、転換価格および償還価格または買戻価格が計算されるようにすること
 - () 管理事務代行会社が職務を履行するために必要なすべての事務所設備、機器および人員を確保すること
 - () 本規則、会社法およびミューチュアル・ファンド法に従って、一般投資家向け投資信託の運営者が同意した形式で投資家向けの定期報告書が確実に作成されるようにすること
 - () 一般投資家向け投資信託の会計帳簿が適切に記帳されるように確保すること
 - () 管理事務代行会社が投資家名簿を保管している場合を除き、名義書換代理人の手続および投資家名簿の管理に関して名義書換代理人に与えた指示が実効的に監視されるように確保すること
 - () 別途名義書換代理人が任命されている場合を除き、一般投資家向け投資信託の設立文書で義務づけられた投資家名簿が確実に管理されるようにすること

- () 一般投資家向け投資信託の証券に関して適宜宣言されたすべての分配金またはその他の配分が当該投資信託から確実に投資家に支払われるようにすること
- (b) 本規則は、一般投資家向け投資信託の資産の一部または全部が目論見書に定める投資目的および投資制限に従って投資されていないことに管理事務代行会社が気付いた場合、または一般投資家向け投資信託の運営者または投資顧問会社が設立文書または目論見書に定める規定に従って当該投資信託の業務または投資活動を実施していない場合、できる限り速やかにCIMAに連絡し、当該投資信託の運営者に書面で報告することを管理事務代行会社に対して義務づけている。
- (c) 管理事務代行会社は、一般投資家向け投資信託の募集または償還もしくは買戻しを中止する場合、および一般投資家向け投資信託を清算する意向である場合、実務上できる限り速やかにその旨をCIMAに通知しなければならない。
- (d) 管理事務代行会社はケイマン諸島または犯罪収益に関する法律の第5(2)(a)条に従って指定された、ケイマン諸島のそれと同等のマナー・ロンダリングおよびテロリストの資金調達に係る対策を有する法域(以下「同等の法律が存在する法域」という。)で設立され、または適法に事業を営んでいる者にその職務または任務を委託することができる。ただし、管理事務代行会社は委託した職務または任務の履行に関し引き続き責任を負わなければならない。管理事務代行会社は職務を委託する前にCIMAに届け出るとともに、委託後直ちに運営者、サービス提供者および投資家に通知するものとする。

14.8 保管会社

- (a) 一般投資家向け投資信託はケイマン諸島、同等の法律が存在する法域またはCIMAが承認したその他の法域で規制を受けている保管会社を任命し、維持しなければならない。保管会社を変更する場合、一般投資家向け投資信託は変更の1か月前までにその旨を書面でCIMA、当該投資信託の投資家およびサービス提供者に通知しなければならない。
- (b) 本規則は任命された保管会社の職務として、保管会社は投資対象に関する証券および権原に関する書類を保管し、当該投資信託の設立文書、目論見書、申込契約または関係法令と矛盾しない限り、契約により規定される一般投資家向け投資信託の投資に関する管理事務代行会社、投資顧問会社および運営者の指示を実行することを定めている。
- (c) 保管会社は、管理事務代行会社または一般投資家向け投資信託に対して、証券の申込代金の受取りおよび充当、当該投資信託の証券の発行、転換および買戻し、投資対象の売却に際して受取った純収益の送金、当該投資信託の資本および収益の充当ならびに当該投資信託の純資産価額の計算に関する写しおよび情報を請求する権利を有する。
- (d) 保管会社は副保管会社を任命することができ、保管会社は適切な副保管会社の選任に際して合理的な技量、注意および努力を払うものとする。保管会社はその業務を副保管会社に委託することを、1か月前までに書面でその他のサービス提供者に通知しなければならない。保管会社は保管サービスを提供する副保管会社の適格性を継続的に確認する責任を負う。保管会社は各副保管会社を適切なレベルで監督し、各副保管会社が引き続きその任務を十分に履行していることを確認するために定期的に調査しなければならない。

14.9 投資顧問会社

- (a) 一般投資家向け投資信託はケイマン諸島、同等の法律が存在する法域またはCIMAが承認したその他の法域で設立され、または適法に事業を営んでいる投資顧問会社を任命し、維持しなければならない。本規則の解釈上、「投資顧問会社」とは、一般投資家向け投資信託の投資活動に関する投資運用業務を提供する目的で、一般投資家向け投資信託により、または一般投資家向け投資信託のために任命された事業体をいう。かかる事業体により任命された副投資顧問会社はこれに含まれない。本規則の解釈上、「投資運用業務」には、ケイマン諸島の証券投資業法(改正済)の別表2第3項に規定される活動が含まれる。
- (b) 投資顧問会社を変更する場合には、変更の1か月前までにCIMA、投資家およびその他の業務提供者に当該変更について通知しなければならない。更に、投資顧問会社の取締役を変更する場合には、運用する各一般投資家向け投資信託の運営者(すなわち、場合に応じて、取締役、受託会社また

- はジェネラル・パートナー)の事前の承認を要する。運営者は、かかる変更について、変更の1か月前までに書面でCIMAに通知することが要求される。
- (c) 本規則第21条は、ミューチュアル・ファンド法に基づいて投資信託免許を取得する条件のひとつとして投資顧問会社を任命する契約に一定の職務が記載されていることを要求している。かかる職務には下記の事項が含まれる。
- () 一般投資家向け投資信託が受取った申込代金が当該投資信託の設立文書、目論見書および申込契約に従って確実に充当されるようにすること
 - () 一般投資家向け投資信託の資産の売却に際してその純収益が合理的な期限内に確実に保管会社へ送金されるようにすること
 - () 一般投資家向け投資信託の収益が当該投資信託の設立文書、目論見書および申込契約に従って確実に充当されるようにすること
 - () 一般投資家向け投資信託の資産が、当該投資信託の設立文書、目論見書および申込契約に記載される当該投資信託の投資目的および投資制限に従って確実に投資されるようにすること
 - () 保管会社または副保管会社が一般投資家向け投資信託に関する契約上の義務を履行するために必要な情報および指示を合理的な時に提供すること
- (d) 本規則は、現在、一般投資家向け投資信託の投資顧問会社がユニット・トラストに対して投資顧問業務を行っているか、または会社に対して行っているかを区別しており、それに応じて、異なる投資制限が適用されている。
- (e) 投資信託がユニット・トラストである場合、本規則第21条(4)項は投資顧問会社がかかるユニット・トラストのために引受けてはならない業務を以下の通り定めている。
- () 結果的に当該一般投資家向け投資信託のために空売りされるすべての有価証券の総額がかかる空売りの直後に当該一般投資家向け投資信託の純資産を超過することになる場合、かかる有価証券の空売りを行ってはならない。
 - () 結果的に当該投資信託のために行われる借入れの残高の総額がかかる借入れ直後に当該投資信託の純資産の10%を超えることになる場合、かかる借入れを行ってはならない。ただし、
 - (A) 特殊事情(一般投資家向け投資信託と別の投資信託、投資ファンドまたはそれ以外の種類の集団投資スキームとの合併を含むがそれらに限られない。)において、12か月を超えない期間に限り、本()項において言及される借入制限を超えてもよいものとし、
 - (B) 1 当該一般投資家向け投資信託が、有価証券の発行手取金のすべてまたは実質的にすべてを不動産の権利を含む不動産に投資するとの方針を有し、
 - 2 投資顧問会社が、当該一般投資家向け投資信託の資産の健全な運営または当該一般投資家向け投資信託の受益者の利益保護のために、かかる制限を超える借入れが必要であると判断する場合、本()項において言及される借入制限を超えてもよいものとする。
 - () 株式取得の結果、投資顧問会社が運用するすべての投資信託が保有する一会社(投資会社を除く。)の株式総数が、当該会社の発行済議決権付株式総数の50%を超えることになる場合、当該会社の議決権付株式を取得してはならない。
 - () 取引所に上場されていないか、または容易に換金できない投資対象を取得する結果として、取得直後に一般投資家向け投資信託が保有するかかる投資対象の総価値が当該投資信託の純資産価額の15%を超えることになる場合、当該投資対象を取得してはならないが、投資顧問会社は、当該投資対象の評価方法が当該一般投資家向け投資信託の目論見書において明確に開示されている場合、当該投資対象の取得を制限されないものとする。
 - () 当該一般投資家向け投資信託の受益者の利益を損なうか、または当該一般投資家向け投資信託の資産の適切な運用に違反する取引(投資信託の受益者ではなく投資顧問会社もしくは第三者の利益を図る取引を含むが、これらに限られない。)を行ってはならない。
 - () 本人として自社またはその取締役と取引を行ってはならない。
- (f) 一般投資家向け投資信託が会社である場合、本規則第21条(5)項は、投資顧問会社がかかる会社のために引受けてはならない業務を以下の通り定めている。

- () 株式取得の結果、当該一般投資家向け投資信託が保有する一会社 (投資会社を除く。) の株式総数が、当該会社の発行済議決権付株式総数の50%を超えることになる場合、当該会社の議決権付株式を取得してはならない。
 - () 当該一般投資家向け投資信託が発行するいかなる証券も取得してはならない。
 - () 当該一般投資家向け投資信託の受益者の利益を損なうか、または当該一般投資家向け投資信託の資産の適切な運用に違反する取引 (当該一般投資家向け投資信託の受益者ではなく投資顧問会社もしくは第三者の利益を図る取引を含むが、これらに限られない。) を行ってはならない。
- (g) 上記にかかわらず、本規則第21条(6)項は、本規則第21条(4)項または第21条(5)項によって、投資顧問会社が、一般投資家向け投資信託のために、以下に該当する会社、ユニット・トラスト、パートナーシップまたはその他の者のすべてのまたはいずれかの株式、証券、持分またはその他の投資対象を取得することを妨げないことを明記している。
- () 投資信託、投資ファンド、ファンド・オブ・ファンズまたはその他の種類の集団投資スキームである場合
 - () マスター・ファンド、フィーダー・ファンド、その他の類似の組織もしくは会社または事業体のグループの一部を構成している場合
 - () 一般投資家向け投資信託の投資目的または投資戦略を、全般的にまたは部分的に、直接促進する特別目的事業体である場合
- (h) 投資顧問会社は副投資顧問会社を任命することができ、副投資顧問会社を任命する場合は事前にその他の業務提供者、運営者およびCIMAに通知しなければならない。投資顧問会社は副投資顧問会社が履行する業務に関して責任を負う。

14.10 財務報告

- (a) 本規則パート6は一般投資家向け投資信託の財務報告に充てられている。一般投資家向け投資信託は、各会計年度が終了してから6か月以内に、監査済財務諸表を織り込んだ財務報告書を作成し、ミューチュアル・ファンド法に従って投資家およびCIMAに配付しなければならない。また中間財務諸表については当該投資信託の設立文書および目論見書の中で投資家に説明した要領で作成し、配付すれば足りる。
- (b) 投資家に配付するすべての関連財務情報および純資産価額を算定するために使用する財務情報は、目論見書に定める一般に認められた会計原則に従って準備されなければならない。
- (c) 本規則第26条では一般投資家向け投資信託の監査済財務諸表に入れるべき最低限の情報を定めている。

14.11 監査

- (a) 一般投資家向け投資信託は監査人を任命し、維持しなければならない。監査人を変更する場合は1か月前までに書面でCIMA、投資家およびサービス提供者に通知しなければならない。また監査人を変更する場合は事前にCIMAの承認を得なければならない。
- (b) 一般投資家向け投資信託は最初に監査人の書面による承認を得ることなく、当該投資信託の監査報告書を公表または配付してはならない。
- (c) 監査人はケイマン諸島以外の法域で一般に認められた監査基準を使用することができ、その際、監査報告書の中でかかる事実および法域の名称を開示しなければならない。
- (d) 監査人は一般投資家向け投資信託の運営者およびその他のサービス提供者から独立していなければならない。

14.12 目論見書

- (a) 本規則パート8は、ミューチュアル・ファンド法第4(1)条および第4(6)条に従ってCIMAに届け出られる一般投資家向け投資信託の目論見書に関する最低限の開示要件を定めている。目論見書に重大な変更があった場合もCIMAに届け出なければならない。一般投資家向け投資信託の目論見書は当該投資信託の登記上の事務所またはケイマン諸島に所在するいずれかのサービス提供者の事務所において無料で入手することができなければならない。
- (b) ミューチュアル・ファンド法に定める要件に追加して、本規則第37条は一般投資家向け投資信託の目論見書に関する最低限の開示要件を定めており、以下の詳細が含まれていなければならない。

- () 一般投資家向け投資信託の名称、また会社もしくはパートナーシップの場合はケイマン諸島の登記上の住所
- () 一般投資家向け投資信託の設立日または設定日(存続期間に関する制限の有無を表示する)
- () 設立文書および年次報告書または定期報告書の写しを閲覧し、入手できる場所の記述
- () 一般投資家向け投資信託の会計年度の終了日
- () 監査人の氏名および住所
- () 下記の(xx)、(xx)および(xx)に定める者とは別に、一般投資家向け投資信託の業務に重大な関係を有す取締役、役員、名義書換代理人、法律顧問およびその他の者の氏名および営業用住所
- () 投資信託会社である一般投資家向け投資信託の授權株式および発行済株式資本の詳細(該当する場合は現存する当初株式、設立者株式または経営株式を含む)
- () 証券に付与されている主な権利および制限の詳細(通貨、議決権、清算または解散の状況、券面、名簿への記録等に関する詳細を含む)
- () 該当する場合、証券を上場し、または上場を予定する証券取引所または市場の記述
- () 証券の発行および売却に関する手続および条件
- (x) 証券の償還または買戻しに関する手続および条件ならびに償還または買戻しを中止する状況
- (x) 一般投資家向け投資信託の証券に関する配当または分配金の宣言に関する意向の説明
- (x) 一般投資家向け投資信託の投資目的、投資方針および投資方針に関する制限の説明、一般投資家向け投資信託の重大なリスクの説明、および使用する投資手法、投資商品または借入の権限に関する記述
- (x) 一般投資家向け投資信託の資産の評価に適用される規則の説明
- (x) 一般投資家向け投資信託の発行価格、償還価格または買戻価格の決定(取引の頻度を含む)に適用される規則および価格に関する情報を入手することのできる場所の説明
- (x) 一般投資家向け投資信託から運営者、管理事務代行会社、投資顧問会社、保管会社およびその他のサービス提供者が受取るまたは受取る可能性の高い報酬の支払方法、金額および報酬の計算に関する情報
- (x) 一般投資家向け投資信託とその運営者およびサービス提供者との間の潜在的利益相反に関する説明
- (x) 一般投資家向け投資信託がケイマン諸島以外の法域またはケイマン諸島以外の監督機関もしくは規制機関で登録し、もしくは免許を取得している場合(または登録し、もしくは免許を取得する予定である場合)、その旨の記述
- (x) 投資家に配付する財務報告書の性格および頻度に関する詳細
- (x) 一般投資家向け投資信託の財務報告書を作成する際に採用した一般に認められた会計原則
- (xx) 以下の記述
 - 「ケイマン諸島金融庁が交付した投資信託免許は、一般投資家向け投資信託のパフォーマンスまたは信用力に関する金融庁の投資家に対する義務を構成しない。またかかる免許の交付にあたり、金融庁は一般投資家向け投資信託の損失もしくは不履行または目論見書に記載された意見もしくは記述の正確性に関して責任を負わないものとする。」
- (xx) 管理事務代行会社(管理事務代行会社の名称、管理事務代行会社の登記上の住所もしくは主たる営業所の住所または両方の住所を含む)
- (xx) 保管会社および副保管会社(下記事項を含む)
 - (A) 保管会社および副保管会社(該当する場合)の名称、保管会社および副保管会社の登記上の住所もしくは主たる営業所の住所または両方の住所
 - (B) 保管会社および副保管会社の主たる事業活動
- (xx) 投資顧問会社(下記事項を含む)
 - (A) 投資顧問会社の取締役の氏名および経歴の詳細ならびに投資顧問会社の登記上の住所もしくは主たる営業所の住所または両方の住所
 - (B) 投資顧問会社のサービスに関する契約の重要な規定
 - (C) ファンドに対する投資家の持分に関するケイマン諸島の法令に定める重要な規定

第4【その他】

(1) 投資信託説明書(交付目論見書)および投資信託説明書(請求目論見書)の表紙にロゴ・マークや図案を採用し、また使用開始日を記載することがあります。

(2) 投資信託説明書(交付目論見書)および投資信託説明書(請求目論見書)に特化型運用を行う旨を記載します。

(3) 投資信託説明書(交付目論見書)の投資リスクにおいて、「ファンドのお取引に関しては、金融商品取引法第37条の6の規定(いわゆるクーリング・オフ)の適用はありません。」

「中間ファンドが外部監査を受検する頻度は年1回となります。中間ファンドの会計期間は毎年1月1日から12月31日であり、財務書類の作成の際に外部監査を受検することとされており、ファンドは、外部監査を受検した中間ファンドの財務書類等に依拠して財務書類を作成し、ファンドの純資産総額・基準価額等を算出し、かつ、外国監査法人による監査を受けることとなっており、これによりファンドとしての価格の透明性の確保がなされます。」

「ファンドは、中間ファンドの解約申込みを行うことにより、投資者からの換金(買戻し)申込みに対応します。ただし、中間ファンドにおける解約の申込みは、中間ファンドの取締役会の単独の裁量により、解約請求を繰延べ、拒否または停止する場合があります。また、中間ファンドは、投資対象ファンドの解約申込みを行うことにより、ファンドからの解約申込みに対応します。投資対象ファンドは基本的に暦四半期毎に解約申込みを受け付けますが、投資対象ファンドのジェネラル・パートナーは、一定の状況下において、中間ファンドによる投資対象ファンドの持分の解約を制限し、停止し、またはその他の方法で禁止する場合があります。当該状況には、ブラックロックPE戦略ファンドが解約を制限し、停止し、またはその他の方法で禁止した場合が含まれ、これにより投資対象ファンドによるブラックロックPE戦略ファンドの投資証券の解約が制限される場合があります。ブラックロックPE戦略ファンドによる投資証券の解約の総額は、ブラックロックPE戦略ファンドが任意で実施する解約オファーの条件に制限されます。当該条件は、前暦四半期末時点のブラックロックPE戦略ファンドの発行済普通投資証券の上限5%(口数またはブラックロックPE戦略ファンドの純資産総額のいずれかにより)となる見込みです。また中間ファンドおよび投資対象ファンドには解約申込みの全部または一部を拒否する裁量があるため、中間ファンドおよび投資対象ファンドの流動性は限定的です。なお、中間ファンドがファンドからの解約を停止または一部制限している場合、管理会社は換金(買戻し)の申込みの一部ではなく全て差し戻(拒否)します。また当該事由が解消しない場合等には換金(買戻し)の受付を中止する期間が長期化する場合があります。」

「ファンドの純資産総額・基準価額の算出においては、中間ファンドの評価に際し、原則として純資産総額・基準価額の算出日に知り得る直近の評価額を参照します。そのため毎月の純資産総額・基準価額算出において、実質的に組み入れる世界中のプライベート・エクイティ等が影響を受ける可能性のある重要な事象を完全かつ正確に反映することは困難です。また、原則として、中間ファンドの評価額は日次で更新されないため、ファンドの純資産総額・基準価額は中間ファンドの評価額の更新時に大きく変動する可能性があります。」

との趣旨を示す記載をすることがあります。

(4) 投資信託説明書(交付目論見書)に以下の事項を記載する場合があります。

購入にあたっては目論見書の内容を十分に読むべき旨

ファンドに関するより詳細な情報を含む請求目論見書が必要な場合は販売会社または販売取扱会社に請求すれば当該販売会社または販売取扱会社を通じて交付される旨

EDINET(金融庁の開示書類閲覧ホームページ)で有価証券届出書等が開示されているため、詳細情報の内容は<https://disclosure2.edinet-fsa.go.jp/>でもご覧いただける旨

(5) 投資信託説明書(交付目論見書)および投資信託説明書(請求目論見書)の表紙等に以下の事項を記載することがあります。

ファンドの受益証券の価格は、ファンドに組み入れられている有価証券等の値動きのほか、為替変動による影響を受けるが、これらの運用による損益は全て投資者の皆様に帰属する旨。

- (6) 投資信託説明書(交付目論見書)は、電子媒体等として使用され、またインターネット等に掲載されることがあります。
- (7) ファンド証券の券面は、原則発行されません。
- (8) 交付目論見書に、運用実績として最新の数値を記載することがあります。

独立監査人の報告書

UBSマネジメント(ケイマン)リミテッド単独株主様

(ケイマン諸島に設立された有限責任免税会社)

意見

当監査法人は、UBSマネジメント(ケイマン)リミテッド(以下、「会社」という)の2024年12月31日現在の財政状態計算書、ならびに同日をもって終了する事業年度の損益およびその他の包括利益計算書、持分変動計算書、キャッシュ・フロー計算書、重要性のある会計方針の情報を含む財務諸表に対する注記から構成される財務諸表について監査を行った。

当監査法人の意見では、付属の財務諸表は、全ての重要な点において2024年12月31日現在の会社の財政状態ならびに同日をもって終了した事業年度の財務実績およびキャッシュ・フローについて、国際会計基準審議会(以下、「IASB」という)が公表するIFRS会計基準に準拠した適正な表示を行っている。

監査意見の根拠

当監査法人は、国際監査基準(以下、「ISA」という)に従い監査を実施した。同基準のもとでの当監査法人の責任については、報告書内の財務諸表の監査に対する監査人の責任の項で詳しく説明している。当監査法人は、香港公認会計士協会が発行する職業会計士のための倫理規程(以下、「規程」という)に従い、当社から独立しており、また、当監査法人は、規程に従い、その他の倫理的責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を得たと確信している。

財務諸表に対する取締役の責任

取締役は、IFRS会計基準に準拠した財務諸表の作成と公正な表示、および、不正または誤謬による重要な虚偽表示のない財務諸表の作成を可能にするために取締役が必要と判断した内部統制に対して責任を負っている。

財務諸表の作成にあたり、取締役は、会社が継続企業として存続する能力を評価し、継続企業に関する事項を必要に応じて開示し、継続企業の前提に基づき会計処理を行う責任を有している。ただし、取締役が会社の清算もしくは事業停止の意図を有する、またはそれ以外に現実的な代替案がない場合はこの限りではない。

財務諸表の監査に対する監査人の責任

当監査法人の目的は、不正行為または誤謬によるものかどうかにかかわらず、全体としての財務諸表に重大な虚偽記載がないかどうかについて合理的な確証を得ること、および当監査法人の意見を含む監査報告書を発行することである。当監査法人の報告書は全体的に会社の株主への提出を目的として作成され、その他の目的を持つものではない。当監査法人は、本報告書の内容に関してその他の者に対する責任または義務を負うものではない。

合理的な確証は、高水準の保証ではあるものの、重大な虚偽記載がある場合に、ISAに従い実施される監査で必ずそれらを見出すことを約束するものではない。虚偽記載は、不正行為または誤謬により生じる場合があり、個別にも全体的にも、これらの財務諸表に基づき行われる利用者の経済的判断に影響を及ぼす可能性がある。合理的に予想できる場合に重大な虚偽記載とみなされる。

独立監査人の報告書(続き)**UBSマネジメント(ケイマン)リミテッド単独株主様**

(ケイマン諸島で設立された有限責任免税会社)

財務諸表の監査に対する監査人の責任(続き)

ISAに準拠した監査の一部として、当監査法人は監査を通して専門的判断を遂行し、職業的懐疑心を維持する。また、当監査法人は、

- ・ 不正行為または誤謬によるものにかかわらず、財務諸表の重大な虚偽記載に関するリスクを特定、評価し、これらのリスクに対応する監査手続きを計画および実施し、意見表明の基礎を提供する十分かつ適切な監査証拠を入手する。不正行為による重大な虚偽記載の未発見は誤謬による虚偽の未発見よりもリスクが高い。不正行為には、共謀、文書の偽造、意図的な除外、虚偽の陳述または内部統制の無効化を伴う可能性があるためである。
- ・ 状況に応じた適切な監査手続きを策定するために、監査に関する内部統制に関する理解を得るが、これは会社の内部統制の有効性に関する意見の表明を目的とするものではない。
- ・ 採用された会計方針の適切性および取締役による会計上の見積りの妥当性ならびに取締役による全財務諸表の表示を評価する。
- ・ 取締役による継続企業の会計基準の使用の適切性について、および、入手した監査の裏付けとなる証拠に基づき、会社が継続企業として存続する能力に重要な疑義を生じさせるような事象または状況に関する重要な不確実性の有無について結論を述べる。当監査法人が重要な不確実性が存在すると結論付けた場合、監査報告書において財務諸表の関連する開示事項を参照する必要がある。かかる開示事項に不備がある場合は当監査法人の意見を変更することが要求される。当監査法人による結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づくものである。ただし、将来的な事象または状況により、会社が継続企業として存続できなくなる場合がある。
- ・ 開示事項および財務諸表が公正な表示方法で基礎となる取引および事象を表示しているかどうかなどを含め、財務諸表の全体的な表示、構造および内容を評価する。

当監査法人は、他の事項と合わせ、監査の計画範囲および時期、ならびに監査の過程で特定された内部統制の重大な不備などを含む重要な監査結果について取締役に通知する。

アーンスト・アンド・ヤング

公認会計士

香港

2025年5月21日

[次へ](#)

Independent auditor 's report

To the sole member of UBS Management (Cayman) Limited
(An exempted company incorporated in the Cayman Islands with limited liability)

Opinion

We have audited the financial statements of UBS Management (Cayman) Limited (the "Company"), which comprise the statement of financial position as at 31 December 2024, and the statement of profit or loss and other comprehensive income, the statement of changes in equity and statement of cash flows for the year then ended, and notes to the financial statements, including material accounting policy information.

In our opinion, the accompanying financial statements present fairly, in all material respects, the financial position of the Company as at 31 December 2024 and of its financial performance and its cash flows for the year then ended in accordance with IFRS Accounting Standards as issued by International Accounting Standards Board ("IASB").

Basis for opinion

We conducted our audit in accordance with International Standards on Auditing ("ISAs"). Our responsibilities under those standards are further described in the Auditor's responsibilities for the Audit of the Financial Statements section of our report. We are independent of the Company in accordance with the Code of Ethics for Professional Accountants (the "Code") issued by the Hong Kong Institute of Certified Public Accountants, and we have fulfilled our other ethical responsibilities in accordance with the Code. We believe that the audit evidence we have obtained is sufficient and appropriate to provide a basis for our opinion.

Responsibilities of the directors for the financial statements

The directors are responsible for the preparation and fair presentation of the financial statements in accordance with IFRS Accounting Standards, and for such internal control as the directors determine is necessary to enable the preparation of financial statements that are free from material misstatement, whether due to fraud or error.

In preparing the financial statements, the directors are responsible for assessing the Company's ability to continue as a going concern, disclosing, as applicable, matters related to going concern and using the going concern basis of accounting unless the directors either intend to liquidate the Company or to cease operations, or has no realistic alternative but to do so.

Independent auditor's report (continued)

To the sole member of UBS Management (Cayman) Limited

(An exempted company incorporated in the Cayman Islands with limited liability)

Auditor's responsibilities for the audit of the financial statements

Our objectives are to obtain reasonable assurance about whether the financial statements as a whole are free from material misstatement, whether due to fraud or error, and to issue an auditor's report that includes our opinion. Our report is made solely to you, as a body, and for no other purpose. We do not assume responsibility towards or accept liability to any other person for the contents of this report.

Reasonable assurance is a high level of assurance, but is not a guarantee that an audit conducted in accordance with ISAs will always detect a material misstatement when it exists. Misstatements can arise from fraud or error and are considered material if, individually or in the aggregate, they could reasonably be expected to influence the economic decisions of users taken on the basis of these financial statements.

As part of an audit in accordance with ISAs, we exercise professional judgement and maintain professional skepticism throughout the audit. We also:

- Identify and assess the risks of material misstatement of the financial statements, whether due to fraud or error, design and perform audit procedures responsive to those risks, and obtain audit evidence that is sufficient and appropriate to provide a basis for our opinion. The risk of not detecting a material misstatement resulting from fraud is higher than for one resulting from error, as fraud may involve collusion, forgery, intentional omissions, misrepresentations, or the override of internal control.
- Obtain an understanding of internal control relevant to the audit in order to design audit procedures that are appropriate in the circumstances, but not for the purpose of expressing an opinion on the effectiveness of the Company's internal control.
- Evaluate the appropriateness of accounting policies used and the reasonableness of accounting estimates and related disclosures made by the directors.

Independent auditor's report (continued)

To the sole member of UBS Management (Cayman) Limited

(An exempted company incorporated in the Cayman Islands with limited liability)

Auditor's responsibilities for the audit of the financial statements (continued)

- Conclude on the appropriateness of the directors' use of the going concern basis of accounting and, based on the audit evidence obtained, whether a material uncertainty exists related to events or conditions that may cast significant doubt on the Company's ability to continue as a going concern. If we conclude that a material uncertainty exists, we are required to draw attention in our auditor's report to the related disclosures in the financial statements or, if such disclosures are inadequate, to modify our opinion. Our conclusions are based on the audit evidence obtained up to the date of our auditor's report. However, future events or conditions may cause the Company to cease to continue as a going concern.
- Evaluate the overall presentation, structure and content of the financial statements, including the disclosures, and whether the financial statements represent the underlying transactions and events in a manner that achieves fair presentation.

We communicate with the directors regarding, among other matters, the planned scope and timing of the audit and significant audit findings, including any significant deficiencies in internal control that we identify during our audit.

Ernst & Young

Certified Public Accountants

Hong Kong

21 May 2025

上記は、監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものです。